

日本研究第42集

装丁 岡村元夫

日本研究 第42集 目次

布衣始について

近藤 好和 11

ジヨルジュ・ビゴーと明治中期のカトリック教会

——在日フランス人における反教権主義について

山梨 淳 37

蒋介石の人格形成と日本

黄 自進 93

〈研究ノート〉

伊勢斎宮の選定に関する小考

板倉 則衣 123

〈共同研究報告〉

小特集「東アジアにおける知的システムの近代的再編成」(二)

鈴木 貞美 169

再布置される文体ヒエラルキー

——正史と戯作の変体漢文

佐藤 一樹 171

江戸川乱歩、眼の戦慄

——小説表現のヴィジュアルリテューをめぐって

鈴木 貞美

187

論文要旨 7

英文要旨 v

英文目次 iv

所属並びに論文受付・受理日一覧 iii

『日本研究』投稿要項 ii

論文要旨

(一)内はキーワード)

布衣始について

近藤 好和

本稿は、これまで研究のなかった天皇装束から上皇装束へ移行する転換点となる布衣始(ほういはじめ)という儀礼の実態を考察したものである。

第一章では、布衣始考察の前提となる天皇装束と上皇装束の相違をまとめた。公家男子装束は必ず冠か烏帽子を被り、冠対応装束と烏帽子対応装束に分類できる。天皇は冠しか被らず、冠対応装束のうち束帯と引直衣という特殊な冠直衣だけを着用した。一方、上皇は臣下と同様に烏帽子対応装束も着用した。かかる烏帽子対応装束の代表が布衣(狩衣)であり、布衣始とは、天皇讓位後初めて烏帽子狩衣を着用する儀礼である。

ついで宇多から正親町まで(一部近世を含む)のうち上皇だけを対象として、古記録を中心とする諸文献から布衣始やそれに関連する記事を抜き出し、第二章平安時代(宇多・安德)、第三章鎌倉時代(後鳥羽・光厳)、第四章南北朝時代以降(後醍醐・正親町)の各時代順・各上皇順に整理して、布衣始の実態を追った。

天皇装束と上皇装束の相違は摂関期から認識されていたが、上皇が布衣を着用するという行為が意識されるようになるのは高倉・後白河からであり、それが布衣始という儀礼として完成し、天皇退位儀礼の一環として位置づけられるようになるのは鎌倉時代、特に後嵯峨以降である。さらに南北朝時代には北朝に継承され、室町時代には異例が多くなり、上皇のいない戦国時代を経て、江戸時代で復活するという流れがわかった。

最後に、布衣始が院伝奏や院評定制といった院政を運営する制度と同じく後嵯峨朝で完成した点に注目し、布衣始の成立と定着もかかる流れの一環として理解することができ、布衣始が伝奏や評定が行われた院政の中心の場

ある仙洞弘御所で行われたことから、布衣始は院政開始儀礼であり、布衣という装束を媒介として天皇の王権から上皇(「治天の君」という新たな王権への移行を可視的に提示する儀礼であったという見通しを述べた。

【天皇 上皇 天皇装束 上皇装束 烏帽子 布衣(狩衣) 院政 王権】

ジョルジュ・ビゴーと明治中期のカトリック教会

——在日フランス人における反教権主義について

山梨 淳

本論は、フランス人画家ジョルジュ・ビゴーが、滞日中に発表した反教権的諷刺画を取り上げる。ビゴーの諷刺画は明治日本の社会や風俗を鋭く描いた作品として現在広く認められているが、彼が同国人のカトリックの宣教師や修道士に対して諷刺を行っていたことはあまり知られてはいない。本論は、ビゴーの雑誌『トバエ』(第二期、第四一号、一八八八年)に掲載されたマリア会に対する諷刺画と、『ル・ポタン』(第二期、第二号—六号、一八九二年)に掲載されたフェリクス・エヴラル神父(パリ外国宣教会)の諷刺画を研究対象に取り上げ、これらの作品の制作動機、内容、受容状況を明らかにすることを目的としている。

第三共和政下のフランスでは、二十世紀初頭に至るまで、反教権政策を取る共和政府とカトリック教会の間で緊張関係が高まっていたが、日本の外国人居留地でも、在日フランス人の反教権的な動きが表面化することがあった。すでにビゴーの来日前、横浜のフランス語新聞は、フランス人宣教師に対して愛国心の欠如を理由に批判を展開していたが、ビゴーの反教権的諷刺画もフランス人聖職者を反フランス的、反共和主義的な存在とみなして、批判を試みたものであった。『ル・ポタン』において、ビゴーはフランスの在日公使館の通訳官であったエヴラル神父を諷刺したが、この作品は彼を重用する公使館を同時に批判するものでもあり、彼らが共和政フランスの外交官でありながら、カトリック教会の影響下におかれている点に向けて、批判が行われていた。これらのビゴーの作品は、批判対象となった教会関係者やフランス公使館には、根拠のない批判として反感をもって受けとめられていた。

本論は、ビゴアの反教権主義者としての一面に光を照らすことによって、従来とは異なったビゴア像の提示を試みるものである。

【ジョルジュ・ビゴア 諷刺画 反教権主義 カトリック教会 マリア会
パリ外国宣教会 フェリクス・エヴラール 政教分離 外国人居留地 文雑誌】

蒋介石の人格形成と日本

黄 自進

蒋介石は生涯にわたって、自分の成長経験を取り上げ、国民を激励する講演あるいは訓示を行っていた。そこでよく取り上げられたのは、母の教訓と新潟県高田連隊での軍人生活であった。八歳の時に父を失った蒋介石には、いわゆる家庭教育が当然母の教訓しかなかった。高田連隊の軍人生活が母の教訓と肩を並べて論じられたことは、彼の生涯に日本での留学経験がいかなるウエイトを占めていたのかを窺わせよう。

こうした認識に鑑みて、蒋介石の日本留学経験、さらにその後の五回の来日経験を合わせて考察することにより、青年期から壮年期に至るまでの彼の人格形成における日本の位置づけを次のように明らかにした。すなわち、日本は青春期の彼を啓発した場所であり、また、壮年期の彼に勇気を与え、革命再起の活力を齎した場所である。こうした個人の経験から、彼は中国が日本の近代化経験を手本として学ぶべきであると考えたのであった。これは同時に、彼が同胞に対して、日本に学ぶようにと呼びかける動機ともなった。

【蒋介石 日本 近代日中関係 人格形成】

伊勢斎宮の選定に関する小考

板倉 則衣

伊勢斎宮は、天皇の即位ごとに天皇の皇女（内親王）または女王が選ばれ、伊勢神宮に奉仕した。こうした斎宮制度は、天武天皇の大来皇女がはじまり

とされ、中断される時期はあるが、後醍醐天皇の祥子内親王までの六六一年間続けられた。

斎宮の研究は、従来、斎宮寮の成立といった制度的な側面から進められてきたが、考古学の発掘調査や文献の側面から、斎宮の政庁・居住地・生活様式などが明らかになってきている。

斎宮の本質を検討するためにも斎宮に選定された皇女または女王について検討する必要があるのではないだろうか。斎宮は、卜定という儀式によって選定されたが、卜定という儀式は、人為的に選定されたと考えられている。なぜ斎宮が意図的に選定される必要があったのか。本稿では、平安時代を中心として伊勢斎宮に選定された皇女または女王の特色または傾向を検討する。

第一に、時代別に検討を加えることにより斎宮の選定に政治的な反映があったのか、または、斎宮になる候補者が限定されたために政治的な意図がなかったかといった点を考察する。対象とする時代は、平安時代を中心とする。この時代には斎宮制度の完成が見られる一方、類似する制度である賀茂斎宮が開始されて、斎宮の存り方が大きく変化するからである。平安時代以前（天武天皇から光仁天皇まで）、平安時代初期（桓武天皇から文徳天皇まで）、平安時代中期（清和天皇から村上天皇まで）、平安時代後期（冷泉天皇から後冷泉天皇まで）の四つの時期に区分する。

第二に、斎宮に選定された皇女または女王を六つの側面（①天皇と斎宮の血縁関係、②斎宮の出生順、③斎宮の選定時の年齢、④斎宮の母親の族姓と身位、⑤斎宮の同母兄弟、⑥斎宮の外祖父）から相対的に検討する。

以上の点を踏まえ、斎宮に選定された皇女または女王の特色を説明することにより斎宮の新たな一面を明らかにすることを目的とする。

【伊勢斎宮 賀茂斎院 皇子女 平安時代 大来皇女 藤原氏北家 卜定 伊勢神宮】

再布置される文体ヒエラルキー

——正史と戯作の変体漢文

佐藤 一樹

日本人にとって、修辭、典故を踏まえた正統的漢文を書くのは、実際のと

ころ、容易なことではなく、明治初年代、中等教育から漢作文を排除する井上毅の方針は、教育関係者にすんなりと受け入れられた。しかしながら、長年にわたり文体ヒエラルキーの頂点に君臨していた漢文が、たんなる教育課程の再編だけで、文化的、社会的役割が一旦に変化するわけでもない。本稿では、政府が力を入れた正史編纂事業の成果である『稿本国史眼』、および漢文体著作の最後のベストセラーである漢文戯作『東京新繁昌記』を取り上げ、明治前・中期の退潮期に、漢文体著作がどう変貌していったかを検証する。

正史の編纂にあたった重野安繹、久米邦武らは、井上毅から批判されながらもあくまで正史の伝統を踏まえ、漢文体で記述する姿勢を貫こうとしたが、その一方で彼らは、水戸藩の『大日本史』の論説体と一線を画す、考証史学にふさわしい新たな文体を模索する必要性を感じ、行き着いたのが記事体の漢文だった。稗史・小説や戯作の文体である記事体は、序跋や碑文、伝などさまざまな文体の中では低い位置づけだったが、西洋の生き生きとした叙史的歴史に惹かれた彼らが、そうした旧来のヒエラルキーにとらわれることはなかった。

ただ、漢文戯作が多くの読者を得たのは、平明な記事体漢文のためだけではなかった。『東京新繁昌記』の著者服部誠一は、新たな造語を数多く作り出すことで、文明開化の東京を描写することが可能となった。それにたいし、正史のほうは漢文戯作とおなじ、修辭、典故にとられない記事体を選択したものの、大胆な造語や傍訓を取り入れることまではできず、結果として本来の意図に反し、無味乾燥でそっけない叙述に終始することになってしまったのである。両者は、終局を迎えつつあった漢文叙述の可能性と混乱を示していると言える。

【稿本国史眼 東京新繁昌記 正史編纂 漢文戯作 変体漢文 記事体】

江戸川乱歩、眼の戦慄

——小説表現のヴィジュアルイティをめぐって

鈴木 貞美

日本の一九二〇年代、三〇年代における（狭義の）モダニズム文藝のヴィ

ジュアルイティ（視覚性）は、絵画、写真、また演劇等の映像だけではなく、映画の動く映像技法と密接に関係する。江戸川乱歩の探偵小説は、視覚像の喚起力に富むこと、また視覚像のトリックを意識的に用いるなど視覚とのかかわりが強いことでも知られる。それゆえ、ここでは、江戸川乱歩の小説作品群のヴィジュアルイティ、とくに映画の表現技法との関係を考察するが、乱歩が探偵小説を書き始める時期に強く影響をうけた谷崎潤一郎の小説群には、映画的表現技法の導入が明確であり、それと比較することで、江戸川乱歩におけるヴィジュアルイティの特質を明らかにしたい。それによって、日本の文藝における「モダニズム」概念と「ヴィジュアルイティ」概念、そして、その関係の再検討を試みたい。

【ヴィジュアルイティ 視覚像 映画的表現技法 モダニズム文藝 探偵小説 江戸川乱歩 谷崎潤一郎】



図1 烏帽子狩衣姿・金沢貞顕画像（称名寺蔵・神奈川県立金沢文庫保管）

布衣始について

はじめに

近藤好和

筆者はこれまで装束の可視的身分標識としての機能を強調し、特にその機能をもっとも体現しているのが天皇装束であることを論じた^①。そのことを証明するのが、天皇装束と上皇装束が峻別されている事実である。そして、天皇装束から上皇装束へ移行する転換点となるのが布衣始（院布衣始とも）という儀礼である^②。

布衣とは狩衣の別称であり、布衣始とは上皇がはじめて烏帽子狩衣（図1）を着用する儀礼である。それについては、洞院実熙の『名目抄』「院中編」^③に「太上皇尊号之後、始令着御烏帽子云也」とあり、その注釈書である速水房常の『禁中方名目抄校註』^④にも「院ノ御所、脱履ノ後、始テ狩衣ヲ着御也、則布衣始御式有」とみえる。

布衣始はいわば天皇退位儀礼のひとつとして位置づけることができるが、管見ではこれまで研究もなく、宮内庁書陵部編『皇室制度史料 太上天皇』一―三（吉川弘文館、一九七八―一九八〇年）でも取り上げられていない。また、辞書類をみても立項されていないものもあり、立項されていてもその解説は不十分なものが多い^⑤。本稿の目的は、かかる現状をふまえ、布衣始という儀礼の掘り起こしにある。

なお、布衣始の訓読は「ほういはじめ」と「ほいはじめ」の両方がある。これはつまり布衣を「ほうい」と「ほい」のどちらに訓読するかの相違である。しかし、源雅亮の『満佐須計装束抄』巻二「布衣事」^⑥には「ほうゐ」とあり、『名目抄』「衣服編」でも「布衣」に「ホウイ」の仮名を振り、前掲「院中編」では布衣始の仮名は「ホウイハジメ」である^⑧。『満佐須計装束抄』は『仮名装束抄』ともいう仮名で記された装束の故実書であり、『名目抄』は序文によれば公家関係諸用語の訓読を記録することを目的としているため、両書で「ほうい」とみえる点は重要であり、本稿では布衣は「ほうい」、布衣始は「ほういはじめ」の訓読に従う。

一、天皇装束と上皇装束

布衣始を考える前提として、天皇装束と上皇装束の相違について必要な部分をあらためて記しておく。

律令制下の公服を基礎とし、十世紀を境に男女の装束（公家装束）が成立する。そのうち男子装束には、束帯・布袴・衣冠・直衣・狩衣・小直衣・水干などがある（ほかに礼服もあるが本稿では省略）。かかる男子装束は必ず冠か烏帽子のどちらかの被り物を被った。

被り物を被る目的は成人男子の象徴である髻の保護にあるが、被り物と装束とは明確な対応関係がある。冠を被らなければならぬ冠対応装束は束帯・布袴・衣冠であり、これらが公家の公服である。これに対し、狩衣・小直衣・水干は冠を被らない烏帽子対応装束であり、これらは公家の私服であり、狩衣・水干は下級身分者には公服ともなった。直衣は冠と烏帽子の両方を被り、冠を被れば公服となり、烏帽子では私服となった。ちなみに武家装束の直垂・大紋・素襖は烏帽子対応装束である。

かかるなかで、天皇（皇太子も）は烏帽子を被らずに冠だけを被り、冠対応装束だけを着用した。ただし、その装束はごく限定されており、束帯と冠直衣だけであり、冠直衣も臣下とは異なる引直衣（御引直衣）である（図2・3）。引直衣は、臣下のように下袴・指貫を着用せずに、女子同様の赤の長袴を着用し、下着や上着（雑袍）は後ろに引きずる形で着用する特殊な着用法の冠直衣である。

かかる天皇装束については、『禁秘抄』上「御装束事」^⑨に具体的に記されている。それによれば、天皇の冠は毎月「納殿沙汰」とし



図2 束帯姿(高倉天皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

て冠師が献上する。「奉幣発遣時」には「帛御装束」、「尋常」は「黄櫨染」、臨時祭庭座・賭弓・弓場始・朝覲行幸後の出御等には「青色」を着用する。帛御装束は白帛(練絹)で仕立てた神事用束帯、黄櫨染・青色はともに束帯の上着である位袍の色である。特に黄櫨染は天皇の位色であり(図2)、『禁秘抄』での黄櫨染と青色とは、各色の上着を着用した束帯のことである。つまりいずれも天皇の束帯である。

また、同じく『禁秘抄』上「御装束事」には「引直衣」もみえ、天皇が指貫を着用するのは五節帳台試の一夜のみという¹⁰。指貫を着



図3 引直衣姿(二条天皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

用するとは、臣下と同様の冠直衣姿となることである。なお、同じくみえる「御宿衣」は、天皇の就寝時の着衣つまり寝間着のことである。

ただし、『禁秘抄』「御装束事」に記されている引直衣に関する記述は、その下着などの装束構成や建久以後の様式変化についてであり、使用については同「恒例毎日常次第」にみえる。それによれば、天皇は毎朝起床後に入浴し(「供御湯」とある)、清涼殿御手水間の大床子で「理御鬢」して引直衣を着用した。つまり引直衣は天皇日常装束であることがわかる。

以上のように限定された天皇装束に対して、上皇装束は臣下とほぼ同様である。冠以外に烏帽子も被り、束帯・布袴の冠対応装束はもちろん烏帽子対応装束である狩衣・小直衣・水干も着用した。冠直衣も烏帽子直衣も着用し(図4・5)、冠直衣は引直衣ではなく、臣下と同様に指貫を着用した。ただし、衣冠は着用しない。

上皇が天皇は着用しない烏帽子や狩衣を着用することは、すでに源高明の『西宮記』からわかる。¹¹⁾つまり巻十七「冠」に「烏帽子、太上天皇或時(晴カ)着之」、同「袍」に「布衣、太上天皇已下、隋便服用無所限」とみえる。当時すでに上皇装束が天皇装束とは相違していたことがわかる。

以上のように、天皇装束と上皇装束が峻別されている事実を前提としなければ、布衣始の意味や意義はわからない。

二、平安時代の実態

では、布衣始を具体的に検討する。以下、宇多から正親町に及ぶ管見した関連史料を、平安時代(宇多・安德)・鎌倉時代(後鳥羽・光厳)・南北朝時代以降(後醍醐・正親町)の時代順に各章に分け、そのなかで上皇ごとに分類し、布衣始の実態を考えたい。

なお、布衣始は上皇にならなければ行わない。したがって、在位のまま崩御した天皇はもちろん譲位直後に崩御した上皇も「対象外」とした。また、今回は刊本中心に史料を管見し、写本類は一部

しか管見していないので、今回の管見で布衣始やそれに関連する記事の確認が取れなかった上皇は「未確認」とした。

では、平安時代からみていく。装束の成立時期から考えると、管見すべき上皇の上限は、早く見積もっても宇多であろう。しかし、未確認である。つづく醍醐から一条のうち対象となるのは朱雀・冷泉・円融だが、これらも未確認である。

注目される記述が見いだせるのは三条である。

○三条上皇・長和五年(一〇一六)正月二十九日讓位¹²⁾

・『御堂関白記』長和五年二月二十八日条¹³⁾

参「上々」次参院、献夜御装束并御烏帽等¹⁾、

藤原道長が讓位後間もない三条に「夜御装束」と「御烏帽」(烏帽子)を献上した。「夜御装束」とは直衣や狩衣などの烏帽子対応装束であろう。この道長の行為はこの前後の時代に関連史料がみえないために、当時の慣例的な行為ではなく、道長の独自行為の可能性が高い。また、引用史料からは布衣始のような儀礼があったとは考えられない。しかし、上皇が烏帽子や狩衣を着用するという『西宮記』の記述(前章前掲)を裏付ける具体例であり、天皇装束と上皇装束の相違が認識されていたことは確認できる。¹⁴⁾



図4 冠直衣姿(伏見上皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

続く後一条から近衛のうち対象となるのは後三条・白河・鳥羽・崇徳だが、いずれも未確認である。

○後白河上皇：保元三年（一一五八）八月十一日讓位

・『山槐記』保元三年八月二十五日条

院号後今日始有「昼御幸」、午終刻先御幸于皇后宮御所（三条烏丸）、（中略）有御幸于城南也、暫可御云々、（中略）於鳥羽殿、自今日人々着布衣祇候云々、



図5 烏帽子直衣姿(後宇多上皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

後白河は「院号後」（尊号宣下後）初めて「昼御幸」を行い、高松殿（仙洞）から皇后宮藤原忻子の三条烏丸殿を経て城南宮の鳥羽殿に向かった。引用は省略したが、御幸時の装束は、上皇は冠直衣、殿上人は衣冠（一部が束帯）、御隨身は布衣冠（特例として冠を被った狩衣姿）であり、いずれも冠対応装束である。公卿は「直衣」とだけみえるが、上皇が冠直衣であれば公卿も冠直衣に相違ない。そして、鳥羽殿では今日から人々は布衣つまり烏帽子狩衣で祇候した。鳥羽殿での上皇の装束は記されていないが、上皇が冠姿で臣

下が烏帽子狩衣で祇候することはあり得ないから、上皇も烏帽子狩衣などの烏帽子姿であったに相違ない。それが当然であるから記さなかったのである。つまり烏羽殿で上皇と臣下が烏帽子姿で初めて対面したことになる。

換言すれば上皇も臣下も烏羽殿で烏帽子（狩衣）に着替えたことになる。しかし、烏羽殿で布衣始に類する儀礼が行われたかどうかは、引用史料からはわからない。ただし、『兵範記』本日条に「上皇初御幸」ともあるように、この日の御幸は後白河の讓位後初の仙洞からの御幸つまり御幸始である。そこで、尊号宣下の日は未確認だが、尊号宣下↓御幸始↓人々の烏帽子狩衣での祇候（上皇の烏帽子着用）、という流れが想定できよう。

なお、引用史料に「昼御幸」とあるのは、『山槐記』八月十七日条に「上皇遜位之後今夜始出禁裏御幸于高松殿」とあり、後白河は十七日に内裏から仙洞となる高松殿に御幸したが、それが夜中の御幸であったからである。讓位後内裏から仙洞に移るための御幸は御幸始ではなく、仙洞からはじめて御幸することが御幸始である¹⁵。また、同じく『兵範記』八月十七日条によれば、内裏を出る時の上皇は「御直衣御指貫」である。これは引直衣ではなく通常の冠直衣である。御幸始時の冠直衣も同様であろう。

つまり上皇は烏帽子は布衣始まで被らないが、指貫は讓位後すぐに着用することになる。同時に十七日・二十五日ともに御幸時の上

皇の乗り物は牛車（十七日は唐車、二十五日は庇車）である。この点も牛車には乗らない天皇とは相違する。

続く二条は対象外。次の六条は上皇となったが、元服せぬまま崩御しているのではやはり対象外であろう。¹⁶

○高倉上皇…治承四年（一一八〇）二月二十一日讓位

・『山槐記』治承四年三月四日条

今夜新院遜位之後始有御幸土御門亭、（中略）今日新院令着始御烏帽子給云々、（中略）於女房中令着給云々、然而公卿以下布衣事未被仰下云々、

高倉の御幸始は土御門殿に対して行われた。¹⁷で、本来は二月二十八日に行う予定で雨により本日となった。¹⁸

閑院は高倉讓位時の内裏であり、土御門殿は以後仙洞となる御所である。つまりこの日の御幸は内裏から仙洞に移るための御幸であり、後白河の例に準じれば御幸始ではない。しかし、『山槐記』二月二十一日条によれば、正月十日に天皇（高倉・中宮（平徳子）・東宮（安徳）は揃って五条亭に遷行し、二月十六日に天皇だけが閑院に還御。二十一日に天皇と中宮・東宮が別居のまま讓位を迎えた。つまり讓位時に新帝（安徳）は閑院には不在で、高倉は閑院を仙洞

とした。そこで三月四日が御幸始となった。このように旧帝が讓位する御所と新帝が踐祚する御所が別個であり、前者を仙洞とし、後者を内裏とする例は鎌倉時代以降一般化する。¹⁹⁾

さて、高倉はこの日初めて烏帽子を被った。その場所は記されていない。しかし、引用は省略したが御幸始供奉の人々の装束は、公卿以下は束帯であり、ほかもみな冠対応装束であるから、やはり仙洞となる土御門殿で烏帽子を被ったのであろう。そうであれば、高倉の尊号宣下は二月二十七日であり、やはり尊号宣下↓御幸始↓上皇の烏帽子着用という流れが追えることになる。ただし、今回は上皇が冠から烏帽子に被り替えたが、臣下の布衣での祇候は許されず、それは八日になっても続いた。²⁰⁾ 次の安徳は対象外である。

以上のように、平安時代では、布衣始という名称はみえず、またかかる儀礼があった確証もない。しかし、早くから天皇装束と上皇装束の相違が認識されていたのは明らかであり、後白河・高倉の頃には、上皇が烏帽子を被り、臣下が布衣で対面するためには、御幸始後という一定の流れが形成された。

三、鎌倉時代の実態

鎌倉時代は後鳥羽から関連史料がみえる。

○後鳥羽上皇…建久九年（一一九八）正月十一日讓位

・『三長記』建久九年正月二十一日条

今日仙院初御幸于七条院（三条殿）（中略）今日仙院還御以後、人々初著布衣參云々、

後鳥羽は母七条院藤原殖子の三条殿へ御幸始し、仙洞大炊御門殿への還御後、人々の布衣での院参を受けた。人々の布衣での院参は上皇も烏帽子姿であったことの証左であり、還御後に上皇と臣下は烏帽子姿で初めて対面したことになる。

後鳥羽の尊号宣下は前日の二十日であり、やはり尊号宣下↓御幸始↓人々の布衣での院参（上皇の烏帽子着用）という流れが辿れるが、後白河・高倉は御幸始先で烏帽子を被ったのに対し、後鳥羽は仙洞還御後に烏帽子を被った。²⁴⁾ また、御幸始の行き先は母女院という尊属の御所である点が特徴である。

○土御門上皇…承元四年（一一二〇）十一月二十五日讓位

・『長兼卿記』承元四年十二月十三日条（『洞院部類記』所収）

今日人々著布衣初参新院云々、去八日延引及今日、不知其故、

土御門は十二月五日に尊号宣下され、引用のように人々が布衣で院参したのが十二月十三日である。しかし、『長兼卿記』による限り、八日・十三日条ともに御幸始の記事はなく、土御門は父帝後鳥羽の例を踏襲せずに烏帽子を被ったことになる。

ところが、これに先立つ『御讓位記』十一月二十六日条につきのようにみえる。

参_レ新院_一、殿上有_レ饗、(中略)院猶著_レ御々冠_一歟、布衣初以後可_レ著_レ御烏帽_二云々、

これが「布衣初(始)」という用語の管見での初見記事である。

以後、布衣始という用語は史料上に定着する。用語の定着はその儀礼内容も固まったことにもつながると考えられ、同時に後白河・高倉・後鳥羽と続く烏帽子着用の流れのなかで、儀礼内容も定まっていたのであろう。反面、『御讓位記』の記事からは、上皇の烏帽子着用は布衣始以前でもあり得るといふニュアンスも読み取れ、布衣始がまだ十分に定着していない状況も読み取れよう。

続く順徳は後鳥羽の仙洞高陽院への御幸始は確認できるが、布衣始は未確認。仲恭は対象外。後高倉は御幸始は確認できるが、布衣始は未確認。ただし、後高倉は即位していない。皇子後堀河即位に

よる尊号宣下であり、しかも七年前にすでに出家しており、さらにのちの後崇光は後高倉と同様の立場ながら布衣始を行ったが、後高倉の先例が踏襲されていないため(次章参照)、対象外であろう。

○後堀河上皇…貞永元年(一二三二)十月四日讓位

・『民経記』貞永元年十月九日条

即向_二冷泉亭_一、内府被_レ坐、自_二来十四日_一可_レ為_二仙洞之地_一也、(中略)於_二寝殿西面_一触_二申条々事_一、(中略)下北面者装束事、束帯可_レ宜歟、引勘可_レ申、件日(十七日)、布衣始也、旁束帯可_レ宜、

引用史料は実際に布衣始が行われた記事ではない。十四日に後堀河の内裏(閑院)から仙洞となる「冷泉亭」(冷泉富小路殿)へ御幸があり、勘解由小路経光(『民経記』記主)が、冷泉富小路殿で内大臣西園寺実氏からその準備のための諸指示を仰ぎ、そのなかで十七日が布衣始である由が示される内容である。

しかし、十七日に布衣始が行われたかどうかは確認できない。『民経記』貞永元年は十月十三日条までしか記事が現存せず、しかも御幸始は十一月九日だからである。続く四条は対象外。

○後嵯峨上皇…寛元四年（一二四六）正月二十九日讓位

・『民経記』寛元四年二月十六日条

院御幸始、幸承明門院御所、（中略）院布衣始、

・『為経卿記』寛元四年二月十六日条（『布衣始部類記』所収）

（御幸始之事在之）、今日布衣始也、頃之前内府著烏帽子直衣、
参入、近習公卿・殿上人等著布衣、参入候広御所、上皇著
御布衣（白浮線綾御狩衣・紫織物御奴袴・御立烏帽子、出御、
頃之人御、人々退出、著布衣、参入人々）（中略）、已上不_レ及
分催近臣等、著布衣、所参入也、

・『陽龍記』寛元四年二月十六日条（『布衣始部類記』所収）

今夜院御布衣始也、後聞、御幸還御後、人々改著布衣、帰参
（中略）、出御（浮文綾白襖御狩衣・白御衣・堅文薄色袴）、少
時入御、人々退出、

後嵯峨は祖母承明門院（源在子・土御門天皇母）の土御門殿に御
幸始し、仙洞還御後に布衣始を行った。³⁴ 仙洞は冷泉万里小路殿であ

り、後嵯峨の讓位時の内裏である。讓位時の内裏が仙洞となるのは
高倉と同じであり、尊属への御幸始から仙洞に還御後に、上皇と臣
下が布衣（烏帽子狩衣）で対面するのは後鳥羽と同じである。

しかし、ここで重要なのは、その対面が「布衣始」と記されてい
る点で、しかもその具体的な内容がわかる点である。まず布衣（一
部は烏帽子直衣）で公卿・殿上人が参集する場所は仙洞「広御所」
（弘御所）であり、上皇は烏帽子白狩衣（白浮線綾御狩衣）で出御。
両者は対面後、散会（上皇は入御、人々は退出）するというものである。

つまりこれによれば、尊属への御幸始の還御後に、仙洞弘御所で
上皇と臣下が布衣（烏帽子狩衣）でただ対面することが布衣始とい
うことになる。³⁵ 上皇が布衣姿（つまり烏帽子姿）になったことの確
認が重要なのであろう。そして、これが次代に継承されていく。

○後深草上皇…正元元年（一二五九）十一月二十六日讓位

・『民経記』正元元年十二月十三日条

今日新院脱履之後、初幸嚴親上皇宮（二条高倉御所、近曾為
射山）、保安・永治・承元・承久之例也、（中略）還御之後、

有布衣始、及半更新院出御（白襖御狩衣）、公卿、左府
（束帯、坊官除目了被参云々）・前右府（烏帽直衣）・四条大納

言・右大将（鳥直）（中略）、殿上人（中略）、各著「布衣」參候云々、

（補書）鶏鳴之程兼頼帰来、冷泉殿元弘御所為「出御所」、中宮御坐、然而今夜許布衣人不_レ被_レ憚_レ之、殿上人列_二居御厩縁_一云々、

後深草の布衣始は、尊属への御幸始からの還御後に仙洞弘御所（「元弘御所」）で行われた点、臣下の一部（上級公卿）は烏帽子直衣である点、上皇が白狩衣（白襖狩御衣）である点など、後嵯峨の例を踏襲している。仙洞も同じく冷泉万里小路殿である。引用史料には記されていないが、上皇と臣下はやはり対面後に散会したのであろう。ただし、今回は御幸始の尊属は父帝後嵯峨であり、殿上人の参集場所は弘御所ではなく「御厩縁」である。

ところで、今回の御幸始は保安（鳥羽）・永治（崇徳）・承元（土御門）・承久（順徳）の例という。つまり鳥羽以降の例を踏襲したわけである。踏襲したのは父帝への御幸始となるが、引用史料によれば、鳥羽・崇徳・土御門・順徳いずれも父帝（白河・後鳥羽）に御幸始を行ったことになり（順徳は既述）、父帝への御幸始は鳥羽まで遡れることになる。

しかも後白河・高倉・後鳥羽・後嵯峨の御幸始が父帝でないのは、後白河・後鳥羽・後嵯峨はすでに父帝（鳥羽・後白河・土御門）が

崩御していたからであり、高倉は父帝（後白河）が幽閉中であつた³⁶。そこで、後鳥羽は存命中であつた母女院へ、後白河・高倉・後嵯峨は母（待賢門院藤原璋子・建春門院平滋子・源通子）も崩御していたため、³⁸後白河・高倉は尊属以外へ、後嵯峨は母親代わりの祖母女院へ御幸始をしたのであろう。³⁹とすれば、鳥羽以来、父帝への御幸始は慣例であつたといえよう。父帝への御幸始後の烏帽子着用は、鳥羽まで遡れる可能性も出てこよう。

なお、引用史料によれば、後深草の布衣始は中宮西園寺公子には及んでいない。注（24）で示した『明月記』の記事と併考すると、上皇の布衣始は后（中宮・皇后・女院）に対する布衣始とは別個と考えられる。

○龜山上皇…文永十一年（二二七四）正月二十六日讓位

・『経後卿記』文永十一年二月七日条⁴⁰

今日御幸始也、（中略）上皇、御直衣・紫二陪織物御指貫・紅打御出衣、（中略）入_レ夜有_二布衣始_一、前右府・内府烏帽子直衣、堀川大納言以下着_二布衣_一云々、上皇令_レ着_二烏帽子布衣_一給云々、

・『実兼卿記』文永十一年二月七日条（「布衣始部類記」所収）

〔御幸始事在_レ之〕、今夜布衣始也、著_二布衣_一（檜皮白重・生張
白衣・白単、指貫如_レ常）、帰_二参院御所_一（文車）、（中略）先々
人々今夕伺_二候弘御所_一予著座、（中略）殿上人（中略）候_二東縁_一
（不_レ著_二弘庇_一）、（中略）次上皇出御、御装束（浮線綾白御狩衣
〔文松唐草〕・薄色堅織物御指貫〔菱丸〕・白_二御衣_一・白御単、
四条中納言奉仕也）、頃之入御、人々退出、

後嵯峨を踏襲した布衣始である。父帝後嵯峨は崩御しており、御
幸始先は母大宮院西園寺姑子の常磐井殿であり、仙洞は押小路殿と
考えられる。⁴³ なお、殿上人は弘御所ではなく「東縁」に参集した。

殿上人が弘御所以外に参集するのは後深草と同じである。
なお、布衣始の上皇が白狩衣を着用する意味や、その時の上皇の
指貫や下着、また臣下各人の狩衣についても考察すべきだが、それ
らは別稿で考えたい。以下、引用史料でも上皇や臣下の装束そのも
のに関する記述は必要最低限を示すだけに留める。

○後宇多上皇・弘安十年（一二八七）十月二十一日讓位

・『実躬卿記』弘安十年十一月十五日条

今日旧主御院号云々、今夜即布衣始也、

後宇多の布衣始は尊号宣下の夜であり、その後十二月八日に、父
帝亀山の冷泉万里小路殿へ冠直衣で御幸始した。⁴⁴ 讓位・院号宣
下・御幸始の各時間的間隔が開いているのも注意されるが、これま
で指摘した布衣始の流れが崩れており、異例である。⁴⁵

○伏見上皇・永仁六年（一二九八）七月二十二日讓位

・『公衡公記』別記『伏見院御幸始記』永仁六年八月五日条（『布衣
始部類記』にも所収）

新院脱履之後、初御_二幸嚴親法皇御在所_一（常磐井殿）、並御馬
御覽（中略）・上下北面始（中略）・布衣始等日也、（中略）還御
之儀毎時如_レ元、（中略）今日之儀殊勝、惣可_レ被_レ改_二御装束_一之
由申_二入_一之、退_二下直廬_一、改_二着烏帽子直衣_一（中略）、相_二具權
大夫_一（同改_二差_一）布衣、参_二御所_一（中宮御方有_二布衣憚_一
之間、降_二堂下_一、更昇_二西中門_一、（中略）、可_レ有_二番長_一（布衣）
始_レ也、予以下着_二弘御所_一（奥・端相分、予着_レ端）、兼供_二掌
燈_一、頭弁以下殿上人候_二東弘庇_一（不_レ敷_二座_一）、出御以前公卿皆
著座也、（中略）且可_レ出御_二之由有_レ仰、仍仰_二新大納言_一催_二立
明_一、丞（重）相仰_二雅俊朝臣_一下_二知之_一、庁官二人（束帯、
先々改_二着布衣_一者也、今夜不_レ改_二御幸始装束_一、如何）立_二明東
庭_一、小時被_レ用（開）_二乾角北御障子_一（女房開_レ之）、出御（中

略)、諸卿以下蹲居、暫御坐之後入御、

・『通重公記』永仁六年八月五日条(『布衣始部類記』所収)

〈御幸始事在之〉、予著_二布衣_一(中略)、帰_二参_二二条殿_一、網代車
〈片繩〉、布衣諸大夫一人(秋茂)召具、参_二自_二押小路西門_一、
廻_二弘御所方_一、先々内府已下着座、(中略)頃之上皇出御(中
略)、諸卿蹲居、御座定後、各復座、小時入御(人々蹲居如_レ
前)、諸卿分散、

後嵯峨を踏襲した布衣始であり、仙洞は二条高倉殿である。⁽⁴⁶⁾公衡
の従者も布衣に着替え、立明の庁官が御幸始の束帯のまま布衣に
着替えていないことを非難されているように、布衣始では関係者は
みな布衣で参加するのが原則と考えられる。⁽⁴⁷⁾また、ここでも中宮の
御前は布衣が憚られることがわかる。

○後伏見上皇・正安三年(一三〇二)正月二十一日讓位

・『実躬卿記』正安三年二月八日条

御幸始以下条々巨細也、今夜可_レ為_二布衣始_一之由、兼日藤中納
言(俊光、執権)相催、御教書云、可_レ令_レ候_二弘御所_一給_二之由_一、

其沙汰候也、仍執達如_レ件(永仁布衣始、二条大納言(頼親)
奉_二行之_一、文章為_二此体_一き)、正月二十六日、権中納言俊光、
謹上右宰相中将殿、□(遂)申、来月八日著_二布衣_一可_レ令_レ参_二給_一
之由、被_二仰下_一候也、

・『公衡公記』別記『後伏見院御幸始記』正安三年二月八日条(『布
衣始部類記』にも所収)

今夕新院脱履之後御幸始也、(中略)今夜還御以後、有_二布衣始
儀_一(日来執権権中納言俊光卿以_二御点_一催_レ之、而下_二向関東_一之
間、当日事光方奉_二行之_一、上皇着_二御々狩衣_一(中略)、先_レ之
公卿・殿上人参_二候東面弘御所_一、

・『繼塵記』正安三年二月八日条(『布衣始部類記』所収)

〈御幸始事在之〉、今夜布衣始也、其儀前右大臣已下公卿著_二弘
御所_一、殿上人・予以下控候、次自_二北御障子_一出御(中略)、暫
著_二御御座_一、少時入御、(中略)人々各分散、

後伏見の御幸始は祖父帝後深草・父帝伏見の冷泉富小路殿であり、⁽⁴⁸⁾
後嵯峨を踏襲した布衣始である。布衣始参加の公卿・殿上人は御点

に基づき院の御教書で招集されることもわかる。⁽⁴⁹⁾

続く後二条・花園・光厳のうち対象となるのは花園と光厳だが（後醍醐は南北朝時代へ）、花園は文保二年（一二二八）三月十五日に御幸始を行っているが、⁽⁵⁰⁾布衣始は未確認。光厳は元弘三年（一二三三）五月十七日に廢位の後、翌建武元年正月二十九日に御幸始した。その次第は『御幸始次第』に記されているが、布衣始の記述はなく、⁽⁵¹⁾他の史料でも未確認である。しかし、廢位後八ヶ月経っており、すでに烏帽子を被っていたかと考えられる。

以上、布衣始はその名称が土御門での初見後定着し、後嵯峨で具体的内容が明らかとなり、以後それが踏襲されたことがわかる。ただし、父帝への御幸始は鳥羽以来原則であったと考えられ、御幸始後の布衣始の骨子は高倉・後白河でみえるように、布衣始は院政期以降の流れを受け継ぎつつ鎌倉時代に入って成立したことになる。

なお、大覚寺統よりも持明院統の事例が目立つのは、対象となる上皇が多いからである。

四、南北朝時代以降の実態

南北朝時代は、南朝では、後醍醐・後村上は対象外。⁽⁵²⁾長慶は未確認。後亀山は応永元年（一三九四）二月二十三日に尊号宣下されているが未確認。⁽⁵³⁾一方、北朝では異例が多いがいずれも確認でき、室町時代に続いていく。

○光明上皇・貞和四年（一二四八）十月二十七日讓位

・『園太暦』貞和四年十一月二十八日条（『布衣始部類記』にも所収）

抑今日新院布衣始也、

光明の退位儀礼とそれに至る過程は『園太暦』に詳細に記されている。そのうち布衣始に限れば、光明は讓位前に皇太子興仁親王（崇光）と土御門殿に同居しており、布衣始を行う場所については光明讓位後の天皇・上皇の御所の問題に関連して、讓位前から諸卿で意見が分かれた。いまだ元服前であった興仁が元服直後に押小路殿に遷御して踐祚し、布衣始等は土御門殿で行うのが手っ取り早いとする『園太暦』記主洞院公賢の意見に対し、九条経教は、上皇が土御門殿から仙洞となる持明院殿に御幸始し、持明院殿で布衣始を行うのがよいという意見であった。⁽⁵⁴⁾ちなみに経教の意見は高倉の例と同じである。

結局、公賢の意見が通ったようで、十月二十七日に興仁は土御門殿で元服し、直後に押小路殿に遷御して踐祚した。⁽⁵⁵⁾土御門殿が仙洞となり、光明は讓位ほぼ一ヶ月後の十一月二十五日に尊号宣下され、⁽⁵⁶⁾十一月二十八日に布衣始となった。その場所は記されていないが土御門殿と考えられる。ただし、土御門殿から持明院殿への御幸始も

行われた。しかし、その日程は布衣始後の十二月十四日であった。⁽⁵⁷⁾
なお、十一月十一日に花園が崩御しており、諒闇のなかでの布衣始と御幸始となった。

このように光明の布衣始は異例である。十一月十八日には光明から公賢に退位儀礼についての諮問があった。公賢は、讓位後尊号宣下されないまま「旬月」に及ぶのは「先規不_レ打任_一」ことであり、布衣始は御幸始と同日に行うのが「常例」だが、すでに「布衣輩」が院参しており、「別可_レ有_二沙汰_一」と回答した。また、御幸始は讓位後三十日を過ぎて行っても問題ないと回答した。⁽⁵⁸⁾

これによれば、異例の元は尊号宣下の遅れにあり、それに連動して御幸始も布衣始もできず、かかるなかで布衣始を待たずに布衣で院参する者が現れ、そこで布衣始が急がれ、御幸始に先行したと考えられる。

○崇光上皇・観応二年（一三五二）十一月七日廃位

・『園太暦』文和元年（一三五二）二月十日条

入_レ夜中納言参_二仙洞_一、昨日有_レ召之故也、帰来云、新宮并宮
〈可_レ申_二先坊_一歎〉御烏帽体可_レ令_二拜見_一云々、仍御方々出御、
拜見之、院司など被_レ下_二交名_一、布衣始之後、可_レ召_二烏帽_一、然
而今度儀旁有_二御恐怖_一、仍先如_レ此御沙汰也、但御狩衣者、布

衣始之後可_二著御_一、仍今日樺桜御狩衣直衣・御大口、宮者桜萌
木御狩衣直衣・紫御指貫著_二御之_一、

崇光は観応の擾乱にともなう一時的な南北朝合一で廃位となり、
観応二年（一三五二）十二月二十八日に尊号宣下され、⁽⁶⁰⁾その後に見えるのが引用史料である。

これによれば、南朝を憚って正式の布衣始は行わず、中納言⁽⁶¹⁾だけを仙洞に召して、「新宮」（新院の誤り）崇光と、「宮」つまり崇光の廃位に伴って廃太子となった直仁親王が烏帽子姿で出御した。しかも崇光・直仁の装束は狩衣ではなく、狩衣直衣（小直衣⁽⁶²⁾）であり、崇光はさらに指貫ではなく大口を着用するという、いわば略儀の布衣始を行ったのである。

布衣始とは上皇・臣下が烏帽子姿で対面するだけの儀礼であることはすでに指摘したが、引用史料からも上皇の烏帽子姿を拝見することが重要であることがわかる。また、皇太子も烏帽子を着用しないから、廃太子の烏帽子姿を拝見することも同様に重要になる。⁽⁶³⁾さらに布衣始では上皇が烏帽子とともに狩衣を着用することも重要であることがわかる。

崇光が着用した大口とは、束帯で着用する赤い肌袴（肌着の袴）であり、小直衣は狩衣の裾に欄を取り付けた構造の狩衣と直衣の折衷様式の上着で、そこで狩衣直衣ともいい、有欄狩衣ともいう。つ

まり崇光の装束は引直衣に類似する。しかし、引直衣ならば冠でなければならず、烏帽子であるから小直衣に大口という妥協した姿となったのであろう。

○後光厳上皇…応安四年（一三七二）三月二十三日讓位

・『後愚昧記』 応安四年閏三月二十二日条

今夜布衣始云々⁽⁶⁴⁾、

・『後深心院関白記』 応安四年閏三月二十二日条

今日布衣始云々、

・『兼綱公記』 応安四年閏三月二十二日条（『布衣始部類記』所収）

昨日還御已後、可有御狩衣始之由有^二其沙汰^一、（中略）而去

夜延引、今日有^二此事^一云々、

後光厳の布衣始は、本来は二十一日の御幸始からの還御後に行う予定であった。しかし、翌日に延引された。御幸始は仙洞柳原殿⁽⁶⁵⁾から「北山」に対して行われた⁽⁶⁶⁾。御幸始翌日の布衣始は異例だが、御

幸始還御が深夜になったのが原因と考えられる⁽⁶⁷⁾。なお、この布衣始も弘御所で行われた⁽⁶⁸⁾。

また、御幸先の「北山」は後光厳後宮二位局日野宣子の北山亭と考えられる。宣子は、日野資名の息女で西園寺実俊の妾であり、かつ後光厳の「御介錯」つまり後見であり、北山に邸宅があった⁽⁶⁹⁾。つまり尊属への御幸始ではない。しかし、後光厳の父母（光厳と陽祿門院三条秀子）はすでに崩御しており、後見として母親代わりであったと考えられる宣子のもとへ御幸始したのであろう。

なお、『兼綱公記』は布衣始を「御狩衣始」と記すが、他に例がない。

○後円融上皇…永徳二年（一三三二）四月十一日讓位

・『後愚昧記』 永徳二年四月二十八日条

今日御幸始也、布衣始、

・『良賢人道記』 永徳二年四月二十八日条（『布衣始部類記』所収）

（御幸始事^在之、今夜還御已後、有^二布衣始^一、

後円融の布衣始は御幸始還御後に行われたが、詳しいことは未確

認である。

○後小松上皇…応永十九年（二四二）八月二十九日讓位

・『兼宣公記』 応永十九年十月十四日条（『布衣始部類記』にも所収）

申始着「狩衣」、（中略）参「三宝院」、是今日仙洞御布衣始也、
内相府自「此坊」可有「御参」之間所「参也」、（中略）御「参仙洞」、
（中略）直御「参広御所」（中略）、公卿悉着座後、出御（諸卿動
座）、御安座後公卿復座、次殿上人参進候「廂」、次上皇入御（諸
卿如「元動座」、入御後次第復座、則下藹退出、次（内相府）御「
参御前」、大納言殿同御参、執權・余等同参仕、及「数献御盃」
者也、

・『教興卿記』 応永十九年十月十四日条

仙洞御布衣始⁽⁷³⁾、

・『山科家礼記』 応永十九年十月十四日条

今日仙洞御布衣始也、

引用の『兼宣公記』が南北朝・室町時代で管見唯一の（正式の布衣始ではない崇光の例をのぞいて）、布衣始の具体的内容を記す史料である。これによれば、仙洞弘御所（殿上人は廂）で上皇と臣下が対面して散会という鎌倉時代と同様の内容であることがわかる。引用は省略したが、上皇の装束も烏帽子に白狩衣である。

ただし、御幸始は九月二十七日に足利義持の室町殿に対して行われた⁽⁷⁴⁾。これは後小松の父母（後円融・通陽門院三条厳子）がすでに崩御している⁽⁷⁵⁾ためだが、それからほぼ半月後の布衣始という日程は異例である。また、今回の布衣始は対面後、下藹は定例通りに散会したが、義持と上藹は上皇の御前で盃酒に及んだのも初例であり、異例である。これは義持が布衣始に参加したための特例であろう⁽⁷⁶⁾。続く称光は対象外である。

○後崇光上皇…文安四年（二四七）十一月二十七日尊号宣下

・『看聞日記』 文安四年十一月三十日条

今日布衣始也、政賢朝臣（萌木狩衣）・永親（布衣）・経秀（布衣）参、殊更有「一献」、

・『康富記』 文安四年十一月三十日条

洞中儀、自二十七日至昨日三ケ日、伺候之輩衣冠也、今日各著布衣可參之由被仰之、今日著布衣人々參入云々、上無被直御冠之儀之間、布衣始之儀別不被行云々、

・『建内記』文安四年十一月三十日条

今日、遣使綾少路中将（有俊朝臣）相尋云、伏見殿參賀人々時服事如何見及哉、不具之間、未及參賀者、一昨日（近衛）前関白著小直衣被參賀了、院中布衣始以前也、不審、今日仙院布衣始也云々、於今者御小直衣何事之有乎之由、有俊朝臣返答也、今日、院中布衣始儀、可尋記、

後崇光は十一月二十七日に尊号宣下され、三十日に布衣始となつたが、すべてが異例である。そもそも後崇光は即位しておらず、皇子後花園が即位したための尊号宣下であり、しかもすでに出家していた。⁽⁷⁸⁾これだけならば後高倉と同様だが、後高倉は高倉の皇子だが、後崇光は崇光の孫である。また、後高倉は後堀河踐祚直後に尊号宣下されたが、後崇光は後花園踐祚後十九年も経つてからの尊号宣下である。⁽⁸⁰⁾そこで、『建内記』十一月十九日条では、今回の尊号宣下を前例のない「新儀」としている。⁽⁸¹⁾

布衣始にしても、同じく『建内記』十一月十九日条に、

帝位御脱履（屣）已後尊号之時、未被改帝者之衣服□□被改之時為布衣始者也、元来非帝位者、今更布□□如何（布□□は「布衣始」）、

とみえる。記主万里小路時房は、讓位後尊号を得て「帝者之衣服」を改めるのが布衣始であり、元来「帝位」になかった後崇光の布衣始については懐疑的である。そもそも尊号宣下以前の後崇光は一親王にすぎず、人々は烏帽子姿で対面していたと考えられる。『建内記』三十日条で、前関白近衛房嗣が布衣始前に小直衣で院参したのもその流れである。それでも『看聞日記』『建内記』では三十日の行為を「布衣始」と記しているが、『康富記』では、後崇光が冠を烏帽子に替えるわけではないので、「布衣始之儀別不被行云々」と、当日の儀を布衣始と認めていない。

ただし、『康富記』によれば、人々は尊号宣下の日から三日間は衣冠つまり冠姿で後崇光のもとに祇候し、三十日に烏帽子狩衣で院参したことがわかる。便宜的であれ布衣始の体裁を守ったのである。⁽⁸²⁾続く後花園は御幸始は行っているが、布衣始は未確認。次の後土御門・後柏原・後奈良と戦国時代は対象外が続き、安土桃山時代の正親町となるが、正親町は未確認である。なお、今回は後陽成以降の江戸時代は調べていない。しかし、『続史愚抄』によれば、江戸

時代の多くの上皇で布衣始を確認した。⁸³⁾

以上のように、布衣始の伝統は北朝を経て室町時代に継承されたが、室町時代は異例が多くなった。やがて戦国時代の混乱のなかで対象外が続き、布衣始も形骸化していったのであろう。しかし、江戸時代に入って復活するのである。

おわりに

以上、布衣始の実態を追った。天皇装束と上皇装束の相違は撰定期から認識されていたが、上皇が布衣（烏帽子狩衣）を着用するという行為が意識されるようになるのは平安末期の高倉・後白河からであり、それが布衣始という儀礼として完成し、天皇退位儀礼の一環として位置づけられるようになるのは鎌倉時代、特に後嵯峨以降である。南北朝時代には北朝に継承されたが、室町時代には異例が多くなる。戦国時代には対象外の天皇が続いたこともあって形骸化したと考えられ、江戸時代で復活するという流れがわかった。

また、布衣始とは、父帝を原則とする尊属への御幸始からの還御後に、仙洞弘御所で上皇・臣下が布衣（烏帽子狩衣（一部は烏帽子直衣））で対面するだけの儀礼であることもわかった。

次に考察しなければならないのは、かかる布衣始と政治史、特に院政との関係である。そのためには、本稿ではふれなかった布衣始に臣下のうち誰が参加しているかも重要な問題となつてこよう。し

かし、それらを本稿で考察する余裕はない。今後の課題としたいが、若干の見通しは提示しておく。

注目されるのは、後嵯峨から布衣始の実態が明確になり、以後定着する点である。白河から後鳥羽までの院政は「専制的院政」、後嵯峨以降の院政は「制度化された院政」と整理されているように、⁸⁴⁾院伝奏や院評定制といった院政を運営する制度の確立は後嵯峨からである。⁸⁵⁾布衣始の成立と定着もかかる流れの一環として理解することができようか。

しかも布衣始が行われた場所は仙洞弘御所である。弘御所は後鳥羽の仙洞で成立し、本来は和歌会等の遊興（芸能）の場であったが、後嵯峨以降、伝奏や評定が行われる院政のまさに中心の場となった。⁸⁶⁾かかる性格の弘御所で布衣始が行われたことを考えると、布衣始とは院政のいわば開始儀礼といえるかもしれない。そして、その儀礼で布衣姿つまり烏帽子狩衣姿がまさに可視的身分標識の役割を果たしたのである。

つまり上皇・臣下が布衣姿で対面するということは、その布衣姿を確認しあう、特に天皇とは異なる上皇の烏帽子狩衣姿を臣下が確認することである。かかる布衣始の意義は、冠だけを被り、限定された冠対応装束しか着用しなかった天皇が、上皇になって布衣（烏帽子狩衣）を着用し、臣下もそれに対応して布衣で院参するという、その明確な可視的变化を君臣で確認し合う点にこそあったと考えら

れる。

かかる布衣始については、装束の可視的身分標識としての機能を理解していなければ、単に天皇讓位後に行われる様々な「事始」の一環に過ぎないと見過ごされてしまう。

しかし、装束の可視的身分標識としての機能をもつとも体現するのが天皇装束である点を理解していれば、見過ごすことはできない。天皇装束がそれだけ特別であったから布衣始という儀礼も成立したのである。布衣始は、いわば天皇の王権から上皇（治天の君）という新たな王権への移行を、可視的に提示する儀礼であったと言い換えることもできようか。

注

- (1) 近藤好和『装束の日本史—平安貴族は何を着ていたのか』（平凡社新書、二〇〇七年）、同「装束から見た天皇の人生」（国立歴史民俗博物館研究報告）一四一、二〇〇八年）、同「天皇と装束」（河添房江編『王朝文学と服飾・容飾』竹林舎、二〇一〇年）。
- (2) 布衣始については、前注前掲二論文（二〇〇八年・二〇一〇年）でもふれている。
- (3) 『群書類従』第二十六輯（雑部）所収。なお、『群書類従』は続群書類従完成会本（初版一九三二年）を使用。以下、同じ。
- (4) 『改訂増補故実叢書10』（明治図書出版、一九九三年）所収。

(5) 例えば『国史大辞典12』（吉川弘文館、一九九一年）「布衣始」

では「天皇が退位して上皇となつてから行う一連の事始の一つ」として、『名目抄』の引用と布衣（狩衣）および狩衣には烏帽子を被るという説明があるが、天皇が烏帽子や狩衣を着用しないという説明はない（橋本義彦氏執筆、鈴木敬三編『有識故実大辞典』（吉川弘文館、一九九六年）再録）。一方、『平安時代史事典』（角川書店、一九九四年）「院布衣始」では「天皇讓位後、初めて布衣（布の狩衣）を着用すること。在位中は布衣を着用しないが、「太上天皇已下随_レ便服用無_レ所_レ限」（『西宮記』一七）になつていたからである。

『名目抄』は、この時烏帽子も用い始めるとしている」とあり（藤木邦彦氏執筆）、天皇が布衣を着用しないことは記しているが、布衣は布狩衣に限定できないし、なによりも布衣（狩衣）が烏帽子対応装束である点が理解されていない。天皇が烏帽子を被らないことも理解されていないかもしれない。これに対し、「布衣始」『日本国語大辞典11』（小学館、二〇〇六年（第二版五刷））は、用語の解説だけが正確である。また、記述が正確なうえに、「上皇が皇位の束縛から解放された意味あい」を持つとその意義にまで言及しているのが『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）「布衣始」である。

(6) 『群書類従』第八輯（装束部）所収。

(7) 「ホウイ」の仮名は『群書類従』本と『禁中方名目抄校註』にみえる。しかし、国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収『名目抄』（H—600—878ウ函73）にはみえない。

(8) 「ホイイハジメ」の仮名は、『群書類従』本・『禁中方名目抄校註』・国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収本いづれにもみえる。

(9) 『群書類従』第二十六輯(雑部)所収。その注釈書として牟田栄安(橘泉)の『禁秘抄考註』(『改訂増補故実叢書22』)〈明治図書出版、一九九三年〉がある。

(10) このことは、大江匡房の『江家次第』巻十「五節帳台試」(『改訂増補故実叢書2』)〈明治図書出版、一九九三年〉に「主上出御(御直衣・御奴袴・御沓)」とあり、「奴袴」は指貫の別表記)、藤原伊通の『大槐秘抄』(『群書類従』第二十八輯(雑部)所収)にもみえる。また、三条西実隆の『装束抄』(『群書類従』第八輯(装束部)所収)には、天皇が指貫を着用する機会として「殿上淵酔ノ夜」も加わる。

(11) 『改定増補故実叢書6・7』(明治図書出版、一九九三年)。

(12) 後醍醐までの各天皇の譲位の日時と場所は、詫間直樹編『皇居行幸年表』(統群書類従完成会、一九九七年)によった。

(13) 以下、本稿の引用史料はすべて、旧漢字(正字)・異体字を当用漢字に改め、また返り点を施し、一部は読点を改めた。さらに細字・割書はすべて(へ)に入れて表記した。

(14) 山中裕編『御堂関白記全註釈 長和五年』(思文閣出版、二〇〇九年)では「夜御装束」に「日常的な装束と烏帽子を献上した」と注釈を付け、その理由を三月二十三日に三条が枇杷殿北対から寝殿に移ることに求めており(川村佐和氏執筆)、天皇装束と上皇装束

が峻別されていることや布衣始のことなどにはふれていない。

(15) 年始最初の御幸も御幸始である。

(16) 『百鍊抄』安元二年(一一七六)七月十七日条に「新院崩御(御年十三(中略)童形)」とある。『百鍊抄』は、『新訂増補国史大系』本(吉川弘文館、一九八三年)を使用(以下、同じ)。

(17) 『玉葉』当日条にも「上皇初度御幸」とある。『玉葉』は、名著刊行会本(一九七九年)を使用(以下、同じ)。

(18) 『山槐記』『玉葉』各二月二十八日条、『山槐記』三月四日条。

(19) 『園太暦』貞和四年(一一三〇)九月三日条に、後醍醐までの旧帝譲位と新帝踐祚の御所が別個である例が列挙されており、それによれば高倉以前にも、後一条・後三条・堀河・鳥羽・後白河の例がみえる。

(20) 『山槐記』当日条。

(21) 『山槐記』三月八日条に「院中未_レ被_レ仰_二下直衣之由_一」とある。「直衣」は「布衣」の間違いであろう。

(22) 後鳥羽譲位の正月十一日に東宮は藤原基通亭から閑院に遷行して踐祚し(『明月記』『玉葉』各当日条)、後鳥羽の内裏であった大炊御門殿が仙洞となった。

(23) 『三長記』当日条。

(24) 『明月記』正月二十一日条には「未_レ時計参_二八条殿_一(今日布衣、雖_レ未_レ被_レ仰_二布衣_一、於_レ今者冠又還可_レ為_二嗚呼_一、又被_レ仰_二布衣之由_一之条似_レ擬_二院中_一、只漸自然恩免何事有_レ乎由、一日有_二御沙汰_一、故着_レ之」とある。八条殿とは八条院暲子内親王のことであり、女

- 院にも布衣始があつたことがわかる。ただし、たまたま同日条に記されているだけで、後鳥羽の布衣始とは無関係であろう。なお、「於_レ今者冠又還可_レ為_二鳴呼_一」とあるのは、八条院がすでに出家しているためか。「明月記」は、国書刊行会本（一九七〇年）を使用。
- (25) 『大日本史料』四編之十所収。
- (26) 『百鍊抄』当日条など。
- (27) 黒川春村編『歴代残闕日記12』（臨川書店、一九九〇年復刊）所収。
- (28) 『百鍊抄』承久三年（一二二二）四月二十六日条に「今夕、新院初御_二幸高陽院_一」とある。
- (29) 『百鍊抄』承久三年八月二十三日条に「院御幸始」とある。
- (30) 後高倉の出家は建暦二年（一二二二）三月二十六日、尊号宣下は承久三年八月十六日（『百鍊抄』当日条）。
- (31) 『岡屋関白記』別記『御讓位御即位記』（財）陽明文庫編『陽明叢書6 岡屋関白記・深心院関白記・後知足院関白記』思文閣出版、一九八四年）、『百鍊抄』当日条。
- (32) 『百鍊抄』当日条に「上皇御幸始也」とある。
- (33) 国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収（H—600—168せ函26）。寛文二年（一六六二）十二月中旬に部類した由を記す後西の奥書がある。なお、『高松宮家伝来禁裏本』は国立歴史民俗博物館より目録が刊行され、またそのホームページで全文データベースの公開も始まった（ともに二〇〇九年三月）。それによると、本稿に關係のある史料として『御幸始次第』（H—600—778せ函5-38、『続群書類従』第四輯上〈帝王部〉にも所収）『御幸始部類記』（H—600—780せ函5-40）『御幸始布衣始記』（H—600—146せ函4）『伏見院御幸始記』（H—600—140し函57）がある。このうち「布衣始」が出てくるのは、『御幸始部類記』以下の三史料である。しかし、『御幸始部類記』所収史料はすべて『布衣始部類記』に重複。『伏見院御幸始記』は『公衡公記』別記永仁六年（一二九八）八月五日条で、これも『布衣始部類記』と重複。『御幸始布衣始記』は独自だが、龜山上皇の文永十一年（一二七四）二月七日の御幸始・布衣始の記事であり、布衣始に関しては御幸始還御の後にそれがあつた由と参加の公卿・殿上人の交名が記されているだけである。『布衣始部類記』と重複する史料は多少の字の異同はあるが内容は同様であるため、本稿では収録数をもっとも多い『布衣始部類記』所収史料だけを引用することとする。
- (34) 『百鍊抄』当日条にも「今日、上皇御尊号後、始御_二幸承明門院（土御門殿）、（中略）院御直衣始」とみえる。「院御直衣始」は「院御布衣始」の誤りであろう。
- (35) 『陽龍記』では「御布衣始」とある。注（1）前掲論文（二〇〇八年）では「天皇が冠から烏帽子に着替えることが御布衣始で、それと同時に臣下が烏帽子（烏帽子対応装束）ではじめて上皇に對することが布衣始と区別している」とした。上皇の立場からの呼称が御布衣始で、臣下の立場からの呼称が布衣始ということである。
- (36) 鳥羽は保元元年（一一五六）七月二日、後白河は建久三年（一一九二）三月十三日、土御門は寛喜三年（一二三一）十月十一日に

崩御。

(37) 治承三年(一一七九)十一月二十日に鳥羽殿に幽閉(『山槐記』当日条)。

(38) 待賢門院は久安元年(一一四五)八月二十二日、建春門院は安元二年(一一七六)七月八日に崩御。源通子は承久三年(一一二二)一)八月没。

(39) 『園太暦』貞和四年(一一三四)十一月二十九日条に「脱履御幸始、延久幸『陽明門院』以後、度々幸『女院』有『佳例』」とあり、後三条が母陽明門院禎子内親王に御幸始して以来、女院(母・祖母)への御幸始は度々の佳例という。なお、後三条の御幸始は『為房卿記』延久五年(一一七三)正月八日条(『史聚』十(一一九七九年)所収)にみえる。ちなみに布衣始のことは記されていない。

(40) 『不知記』として『布衣始部類記』にも所収。なお、龜山の布衣始は『統史愚抄』にもみえるが省略する。以下、『統史愚抄』は、それだけにみえる記事を除いて省略する。なお、『統史愚抄』は、『新訂増補国史大系』本(吉川弘文館、一九九九〜二〇〇〇年)を使用(以下、同じ)。

(41) 文永九年(一一七二)二月十七日崩御。

(42) 『経俊卿記』当日条、『増鏡』卷九「草枕」。なお、後者には、七日に「大宮院のをはします中御門京極実俊の中将の家」への御幸始がみえ、続く十日に「院」(後深草)への御幸がみえる。十日の龜山の装束は「御烏帽子直衣」であり、布衣始のことはみえないが、烏帽子を被っている点で布衣始後であったことが示唆される。とこ

ろが、『増鏡』では「御烏帽子直衣同じ」とある本と「同じ」がない本がある。「同じ」とは七日の御幸始と同じということである。

この部分、井上宗雄『増鏡(中) 全訳注』(講談社学術文庫、一九八三年)では、「御烏帽子・直衣同じ」と並列点を打ち、上皇の烏帽子直衣が七日の御幸始と同じと解釈している。しかし、七日の御幸始は布衣始前であるから、龜山の装束は冠直衣であり、十日の御幸で同じなのは直衣だけである。したがって、ここは「御烏帽子、直衣同じ」と読点を打たなければならない。なお、『増鏡』では二十日に北白河院(安嘉門院邦子内親王)への「布衣の御幸始」がみえる。烏帽子狩衣での御幸始というものがあつたことがわかる。

(43) 御幸始時の仙洞がどこであつたかを記す史料はない。しかし、『経俊卿記』当日条に、行幸の順路として最初に「烏丸北行」とあり、龜山讓位時の内裏である押し小路殿は烏丸東にあるため、龜山は讓位後押し小路殿を仙洞とし、そこから御幸始を行つたと考えられる。

(44) 『実躬卿記』当日条。

(45) 後宇多の讓位と伏見の即位は、後深草と西園寺実兼が幕府に働きかけて実現したものであり、伏見の即位により院政は龜山から後深草に移った。その間の状況を伝える『実躬卿記』弘安十年十月十二日条や、翌十三日条には龜山側の無念が記されており、龜山は十七日の後嵯峨月忌の御幸さえ取りやめた。龜山・後宇多父子にとつて今回の讓位はまったく意に沿わぬものであり、今回の異例はかかる政情の反映と考えられる。

(46) 殿上人が祇候した「東弘庇」は二条高倉殿弘御所の一部か。

- (47) 伏見の狩衣は、『伏見院御幸始記』では「白襖浮線綾御狩衣」とあり、『通重公記』では「柳御狩衣（浮線綾）」とある。「柳狩衣」とは、表地を白、裏地を青（黄緑）とした柳襲ねの狩衣のことであり（三条西実隆『装束抄』（『群書類従』第八輯〈装束部〉所収）など）、裏地も白とした白襖狩衣とは相違する。布衣始で上皇が「柳狩衣」であるのは管見では他に例がない。
- (48) 『実躬卿記』『後伏見院御幸始記』各当日条。
- (49) 『園太暦』貞和四年（二三三八）十一月二十三日条に「如_レ此事強非_二御教書体_一、内々相触之由歟」ともみえる。
- (50) 『統史愚抄』文保二年（二三二八）三月十五日条。
- (51) 『統群書類従』第四輯上（帝王部）、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本」所収（H—600—778系函₅38）。
- (52) 後醍醐は暦応二年（二三三九）八月十六日、後村上は正平二十三年（二三三八）三月十一日崩御。
- (53) 『荒暦』（『大日本史料』七編之一所収）、『兼宣公記』各当日条。
- (54) 『園太暦』九月十三日条によれば、御所の問題について光明より公賢以下に勅問があり、公賢は「被_レ補院司」、并出御臨幸之儀、大内御坐之時先例勿論也、如_二布衣始_一、遷_二御他所_一以後被_レ行者、不_レ可_レ有_二子細_一歟、且新主冠礼畢、出_二御押小路第一_一、旧主於_二土御門殿被_レ行_二其礼_一者、緯之容易、刻限之早速可_レ為_二大切_一歟、恰裕之間、宜_レ被_レ決_二叡慮_一乎」と回答した。「新主冠礼」とは皇太子の元服のことである。一方、九条経教は「当今脱履之後、於_二土御門殿被_レ補_二院司_一之条、有_二準拠例之上者_一、不_レ可_レ有_二巨難_一歟、其後早速有_二御幸始_一、於_二持明院殿_一御布衣始以下有_二其沙汰_一者、土御門殿暫雖_レ為_二御所_一、不_レ可_レ有_二仙洞号_一歟、此上事宜_レ在_二時義_一乎」と回答した。布衣始は仙洞で行う（内裏では行えない）という点では、両者の意見は通底する。
- (55) 『園太暦』当日条。
- (56) 『園太暦』当日条。
- (57) 『園太暦』当日条。
- (58) 『園太暦』当日条。
- (59) 以上、『園太暦』当日条。
- (60) 『園太暦』観応二年（二三五一）十二月二十八条所収十二月二十九日付洞院実守の書状に「今夕尊号事候、可_レ有_二沙汰_一之由承候」とみえ、これによれば尊号宣下は二十九日となる。しかし、同延文二年（二三五七）三月十二日（十三日が正しい）条所収公賢書状によれば、「尊号宣下ハ観応二年十二月二十八日」とある。
- (61) 『園太暦』巻四（『統群書類従完成会、二〇〇〇年』）は「実夏」と傍註する。洞院実夏は崇光の皇太子時代に引き続き直仁の東宮大夫であり（『公卿補任』貞和四年尻付）、崇光・直仁が揃って烏帽子姿を見せる人物として適任である。しかし、実夏は文和元年当時は権大納言であつて中納言ではない。そこで、『園太暦』の「中納言」は「大納言」の誤りかとも考えられる。一方、「中納言」で間違いないとすると、刊本の人物比定は間違いとなり、文和元年当時は西園寺実長が中納言で東宮権大夫であるから、実長が適任とならうか。
- (62) 刊本では崇光・直仁ともに「狩衣、直衣」と読点を打つが誤り。

(63) その意味でも「中納言」は東宮大夫実夏が適任となる。

(64) 引用は省略したが、布衣始参加の公卿・殿上人の交名と各人の装束も記されている。それは「前内府後日注送之間、如_レ此」とあるように、「後愚昧記」記主三条公忠が前内府三条実繼に書状で依頼して、実繼が知らせたものである。それを記した公忠書状実繼勘返が残る（『大日本古記録 後愚昧記三』〈岩波書店、一九九五年〉所収）。

(65) 『後愚昧記』閏三月二十一日条に「今日新院（御）座柳原藤中納言亭、此所為_二仙洞（脱履（履）之後御幸始也）」とある。

(66) 『後深心院関白記』閏三月二十一日条に「今日新院御幸始也（御）幸北山（也）」とある。

(67) 前注前掲条に「御幸還御子刻云々」とある。

(68) 『兼宣公記』応永十九年（一四二二）十月十四日条に、この時の院宣の文言として「来何日着_二布衣、可_レ令_二候_三弘御所_レ給_上之由」とみえる。

(69) 『後愚昧記』応安四年（一三七二）三月十六日条。

(70) 『後愚昧記』応安四年三月十六日条、同応安七年（一三七四）二月十一日条。

(71) 『後愚昧記』応安五年（一三七二）二月十四日条など。なお、同条によれば、西園寺実俊の北山殿とは別個にあった。

(72) 光厳は貞治三年（一三六四）七月七日、陽祿門院は文和元年（一三五二）十一月二十八日崩御。

(73) 引用の『教興卿記』と同日の『常永入道記』（『大日本史料』七

編之十七所収）には、後小松の装束内容が詳細に記されている。既述のように布衣始の上皇装束については別に考えたい。

(74) 『兼宣公記』『教興卿記』『山科家礼記』各当日条。なお、『教興卿記』十月二十一日条に「仙洞藝御幸始」がみえる。その時の上皇は烏帽子直衣である。これは九月二十七日が晴の御幸始であることに對するものだが、注（42）前掲『増鏡』巻九「草枕」にみえる「十日の御幸」はこの藝御幸始に該当しよう。

(75) 後円融は明德四年（一三九三）四月二十六日、厳子は応永十三年（一四〇六）十二月二十七日崩御。

(76) 『兼宣公記』によれば、当日担当となった日野西盛光は布衣始の参加者ではなかったので束帯であった。また、当初の担当甘露寺清長から兼宣へ布衣始の参加を促す御教書の文言が、「来十四日可有_二御衣始、可_レ令_二参仕_三給_上之由、被_二仰下_三候也、誠恐謹言」と記されている。「御衣始」は「御布衣始」または「布衣始」の誤りであろう。

(77) 『康富記』『建内記』各当日条。後崇光が記主である『看聞日記』当日条には、その夜の祝宴の様子や院序始のことが詳しく記されているが、尊号宣下されたことは直接記されていない。

(78) 応永三十二年（一四二五）七月五日出家（『看聞日記』当日条）。

(79) 後堀河は承久三年（一二二二）七月九日踐祚。後高倉は同年八月十六日尊号宣下（『百鍊抄』当日条）。

(80) 後花園は正長元年（一四二八）七月二十八日踐祚。

(81) 「今度之儀更無_二可_レ被_レ摸_レ之例」、入道以後例、雖_レ有_二貞応例、

為不快之上、為嚴父也、今度儀併可為新儀（後龜山院例者、御俗体之時也）」とみえる。「貞応例」とは後高倉のことである。

(82) 『統史愚抄』寛正五年（一四六四）八月二十三日条。

(83) 『統史愚抄』によれば、後水尾・靈元・東山・中御門・桜町・後桜町で確認した。このうち東山と桜町は「皇室制度史料 太上天

皇」からも確認した（東山は『章弘宿禰記』宝永六年（一七〇九）

六月二十五日条、桜町は『八槐記』延享四年（一七四七）五月三日

条）。なお、後桜町は女帝であり、被り物を被らないので本来なら

は布衣始は対象外である。しかし、『統史愚抄』明和七年（一七七

〇）十一月二十八日条に「於院御所（禁裏北殿）有布衣始、無

出御、（中略）（按後崇光院尊号已後無布衣始、是上皇御落飾後

故云、今度儀不審）」とみえ、布衣始を設定しながら出御しないと

いう異例を行ったことがわかる。また、後西の布衣始は『統史愚

抄』にはみえない。しかし、本稿で度々引用した『布衣始部類記』

（注（33）参照）は、奥書に「寛文二年十二月中旬令部類之畢」

とあり、この奥書と外題は後西の宸筆という（高松宮家伝来禁裏

本目録「分類目録編」国立歴史民俗博物館、二〇〇九年）。後西は

寛文三年（一六六三）正月二十六日に讓位するため、自身の布衣始

の参考のために部類した書と考えられる。事実、現物未確認（所蔵

先の国立歴史民俗博物館で未整理との回答）だが、上記目録によれ

ば、「寛文三年正月十七日布衣始」の内題を持つ後西宸筆という

『布衣始散状』があり、内題の日付が讓位前である点で不審を残す

が、後西も布衣始を行ったと考えられる。

(84) 美川圭『院政 もうひとつの天皇制』（中公新書、二〇〇六年）。

(85) 院評定制については、橋本義彦「院評定制について」（『平安貴

族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年（初出一九七〇年）参照。

院伝奏については、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」（『院

政の研究』臨川書店、一九九六年（初出一九八四年）参照。

(86) 弘御所については、川本重雄「弘御所について」（『日本建築学

会論文報告集』三二〇、一九八二年）参照。

※本稿で引用した史料のテキストは以下の通りである（注で記したものは除く）。

・『御堂関白記』『大日本古記録』岩波書店、一九七七年（二刷）

・『山槐記』『増補史料大成』臨川書店、一九八一年（三刷）

・『兵範記』『増補史料大成』臨川書店、一九八一年（三刷）

・『三長記』『増補史料大成』臨川書店、二〇〇〇年（六刷）

・『民経記』『大日本古記録』岩波書店、一九七五〜二〇〇一年

・『経俊卿記』『図書寮叢刊』明治図書、一九七〇年

・『実躬卿記』『大日本古記録』岩波書店、一九九一〜二〇〇九年

・『公衡公記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九六八〜一九七九年

・『園大暦』統群書類従完成会、一九九九〜二〇〇〇年（二刷）

・『後愚昧記』『大日本古記録』岩波書店、一九九五年（二刷）

・『後深心院関白記』『大日本古記録』岩波書店、一九九九〜二〇〇八

年

・『兼宣公記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九七三年

・『教興卿記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九七四年

- ・『山科家礼記』『史料纂集』続群書類従完成会 一九六七～一九七三年・二〇〇二年
- ・『看聞日記』『看聞御記』（『続群書類従』補遺編二、続群書類従完成会、一九三〇年）
- ・『康富記』『増補史料大成』臨川書店、二〇〇〇年（六刷）
- ・『建内記』『大日本古記録』岩波書店、一九九六年（三刷）

ジョルジュ・ビゴーと明治中期のカトリック教会

——在日フランス人における反教権主義について

山梨 淳

はじめに

明治日本で多数の諷刺画を製作したフランス人画家ジョルジュ・フェルデナン・ビゴー (Georges Ferdinand Bigot, 1860-1927) がフランス帰国後に描いた作品に、二十世紀初頭のフランスの首相エミール・コンブ (Emile Combes) を対象にしたものがある(図1^①)。カトリックの修道士や修道女の追い立てられた姿が描かれているのは、共和政府の政教分離政策として、コンブが一九〇四年にカトリック修道会系の私立学校の閉鎖という強硬的な措置を実施したことを扱ったものであるからである。作中、コンブ(左側手前)はカトリックの僧服(スータン)を着用した姿で描かれているが、これは、「獅子身中の虫」というキャプションにある通り、彼が神学校で学んで一時は聖職者を志した人物でありながら、後に教会から離れて

反教権的な立場に立つ政治家になったことを示唆している^②。

この諷刺画は、ビゴーがフランスの共和政府による世俗化政策に関心を抱いていたことを示すものであるが、彼がすでに明治時代の日本に滞在中、同国人のカトリック宣教師や修道士を諷刺の対象にしていた作品を発表していたことは、一般には殆んど知られていないのではないだろうか。研究者の間でもビゴーの反教権的諷刺画は関心を集めてきたとは言いがたく、フランス人研究者のエレーヌ・コルヌヴァンがその存在を指摘しているのが目立つ程度である^③。本論は、明治日本で刊行されたビゴーの反教権的諷刺画の考察が、ビゴーその人の理解においても、彼の属していた在日フランス人社会の動向の把握においても、また、カトリック教会史研究においても、重要な意味をもつものであると考え、これらの作品の製作動機、内容、受容状況などを明らかにすることを目的としている。



Le „Combes” de l'Ingratitude; On n'est jamais trahi que par les siens!

図1 追放される修道士たちを眺めるエミール・コンブ

ある。もつとも、ビゴは明治期の在日フランス人の中で最初に同国人のカトリック宣教師を攻撃した人物であったわけではなく、すでに彼の来日前、横浜外国人居留地のフランス語新聞は宣教師に対して活発に批判を行っていた。ビゴの反教権的諷刺画も、彼個人の意見の表明であったと同時に、在日フランス人の間に存在していた反聖職者感情を代弁するという性格をもっていたのである。

十九世紀末、在日フランス人の全てが、同国人の宣教師に対して

パリ・コミューン弾圧後に成立した第三共和政下のフランスでは、カトリック教会を攻撃する諷刺画が盛んに製作されていたが、ビゴの諷刺画は、本国から遠く離れた日本のフランス人社会でも、共和主義者によるカトリックへの批判が同時代に行われていたことを示すもので

批判的であったわけではない。フランス第三共和政において、反教権主義の立場に立つ有力な共和派政治家であったレオン・ガンベッタ (Leon Gambetta) は「反教権主義は、輸出項目ではない」という著名な言葉を残しているが、当時のフランスの共和派政治家や外交関係者は、本国内の政教関係の緊張を別にして、国外ではカトリック教会と協力関係を取ることを厭わなかった。フランスの在日公使館も、日本で活動するフランスの宣教会や修道会と協調的な関係を結んでいる。

しかし、このようなフランス本国の共和派政治家の意向とは別に、国外のフランス人共同体において、カトリック教会への反感が存在しなかったわけではなかった。それ故に、フランス国外におけるフランス人共同体とカトリック教会の関係は、フランス本国のそれとは異なった多様な形態をとっている。⁴⁾ 日本では、十九世紀末の在日フランス人の反教権的批判は、フランス人宣教師を重用するフランス公使館にも及んでいた。

現在に至るまで、在日フランス人の反教権主義は日仏関係史やカトリック教会史の分野で研究対象として取り上げられることはなかった。しかし、十九世紀末、新聞や諷刺雑誌を通して繰り返られる彼らの活動は、公使館やカトリック宣教師など当時の様々な人々を巻き込んだものであり、在日フランス人社会の歴史上、看過することのできない重要な出来事であったと考える。本論は、各種資料

を用いて、在日フランス人の反教権主義的動向を具体的に明らかにし、ビゴーの諷刺活動をその動きの中で捉えることを試みた。

本論は、第一章で、一八八〇年前後、横浜のフランス語新聞により同国人のカトリック宣教師への批判が行われていたことに着目し、この時期、フランス人共同体の中の反教権的感情が表面化していたことを論じる。第二章では、ビゴーの諷刺雑誌『トバエ』に掲載されたマリア会の諷刺画を取り上げ、その作品が攻撃対象であったマリア会をはじめ関係者の注目を集めていたことを明らかにする。第三章で、仏領インドシナ植民地のフランス語新聞で、フランス駐日公使館と外交通訳官を務めていたフェリクス・エヴラルル神父を批判する通信文が掲載されたことを取り上げ、続けてこの攻撃と連動する形で発表されたビゴーの諷刺雑誌『ル・ポタン』における反教権的諷刺画を考察する。

一、一八八〇年前後の在日フランス人社会における反教権主義

江戸幕府による禁教政策によって途絶えた日本におけるカトリック宣教は、幕末に来日したパリ外国宣教会 (*La Société des Missions Étrangères de Paris*) によって再開されることになった。同会は、十七世紀中葉、パリで設立され、フランス語を母国語とする男子の在俗司祭から構成されていた宣教会である。一八七三年に長崎浦上のカトリック信徒に対する弾圧が終わりを告げると、パリ外国宣教会

の宣教師は日本各地で布教を開始していった。彼らは、慈善や教育事業活動を発展させるため、フランスから男女の修道会を日本に呼び寄せ、男子の修道会ではマリア会が一八八七年末に来日している。このようにフランス系聖職者によるカトリック宣教の独占状況は、二十世紀初頭にフランス以外の国々からドミニコ会やイエズス会などが来日して活動を開始する時期まで続いたために、近代日本のカトリック教会は、大変フランス色の強いものとなった^⑤。

パリ外国宣教会の宣教師は、司牧や宣教の傍ら、各地の教会や学校でフランス語の授業を行うこともあり、日本におけるフランス文化の普及者としての一面をもっていた^⑦。彼らは、フランス人であると同時にカトリック宣教師であるという二重のアイデンティティをもっていたわけであるが、この二重性のため、反聖職者感情をもつフランス人からは、フランス人としての愛国心が欠如した人間として反感を向けられることもあった。

確認できる限り、在日フランス人の間から反教権主義批判がカトリック宣教師に向けられた最初の例は、一八七九年六月に創刊された横浜のフランス語新聞『クーリエ・デュ・ジャポン』*Le Courrier du Japon* (『日本通信』。以下、本章では『クーリエ』と略)で展開された宣教師批判の記事である。この『クーリエ』は、一八七〇年に創刊された日本初のフランス語新聞『エコー・デュ・ジャポン』*Echo du Japon* (『日本の声』。以下、本章では『エコー』と略)の編集

部から独立して刊行された新聞である。『クーリエ』を創設したオ
ーギュスト・アルマン (August Harmand) が『エコ』の編集方針
に大きな不満を感じていたことは間違いない、その分裂の経緯から
して、両紙は当初から対立関係にあり、紙面上で常に相手を攻撃し
あっていた。一八八〇年当時、横浜のフランス人住者は約百名ほ
どであり、澤護氏は、両紙の発行部数はそれぞれ百部にも満たな
ったのではないかと推測している。⁹ 両紙の間の中傷・誹謗の合戦は
同時代者によく知られており、イギリス人画家チャールズ・ワーズ
マン (Charles Wirgman) の『ジャパン・パンチ』The Japan Punchで
も度々取り上げられていた。¹⁰ 当時、日本に旅行したフランス人も横
浜のホテルでこれらの新聞を目にする機会があったようであり、旅
行記で言及されていることも多い。¹¹

『クーリエ』はほとんど現存していないため、紙面内容を精細に
調査することはできないが、『エコ』が折にふれて『クーリエ』
に掲載された記事に言及して批判を加えているので、同紙の主張の
おおよそを把握することは可能である。以下、『エコ』や各種の
同時代資料を用いて、『クーリエ』の反教権的主張の内容を明らか
にしていこう。

『クーリエ』は、創刊して間もない時期に、カトリック宣教師に
対する批判を開始したようである。一八七九年十二月、北日本代牧
区の副代牧フェリクス・ミドン (Felix Midon) は、『クーリエ』の編

集部に抗議の書簡を送っているが、その冒頭で、ミドンは、フラン
ス人宣教師に対する同紙の度々の非難に対して長らく放置してきた
が、もはや見逃すことができないと判断し、抗議に踏み切ったと断
っている。このミドンの書簡によると、『クーリエ』の批判は、パ
リ外国宣教会のフランス人宣教師の愛国心の欠如に向けられており、
彼ら宣教師に対して、「聖職者であることを少し抑えて、より以上
にフランス人であること」を求めたものであった。具体的には、
『クーリエ』は、宣教師がフランス語教育に熱心に従事しないこと
を遺憾としていたらしい。ミドンは、『クーリエ』の編集部が宣教
師の使命を誤解して、語学教育に十分従事しないことをもって批判
することを不当とし、同紙が愛国者としての資格を独占することに
異議を唱えている。¹²

『エコ』が、このミドンの『クーリエ』に対する反論を是とし
ていたことは、同紙に彼の抗議の書簡を転載して、好意的なコメン
トを付していたことから明らかである。また、『エコ』には、
このミドンの主張に賛意を示し、普仏戦争後、同宣教会のジャン＝
マリ・マラン¹³ (Jean-Marie Marin) とマルク・マリ・ド・ロ¹⁴ (Marc Marie
de Roz) の両神父が祖国の敗北に涙を流したことを紹介して、彼ら
が愛国者であることを指摘する投書が掲載されている。¹⁵ 『エコ』
の経営者は、創業初期からカトリック教会に好意的であり、同社か
らは、一八七四年にエヴラールの日本語入門書が刊行され、一八八

○年にはマランの北日本旅行記⁽¹⁸⁾、一八八一年と翌年に朝鮮のパリ外国宣教会の宣教師の執筆した仏韓辞典と文法書など⁽¹⁹⁾宣教師の様々な仏文の著書が出版されている。

『クーリエ』が宣教師に対する批判を試みた理由の一つは、『エコー』と差別化をはかるため、同紙のカトリック教会寄りの姿勢とは異なった編集方針を打ち出す必要に迫られていたためであろう。

『クーリエ』は、カトリック教会に好意的な『エコー』の姿勢それ自体を非難することもあり、東京の大火による被災者の救援のため、エヴラール神父が寄付金を募った広告を『エコー』に掲載した時、これを揶揄するような記事を載せていたようである⁽²⁰⁾。このような『クーリエ』の対応を考えると、同紙がカトリック宣教師に対してフランス語教育への一層の従事を求めたのも、宣教師に対して好意的な立場から行われた提言というよりも、彼らを非愛国者として読者に印象づける底意があって行われたものではないかとも考えられる。

『クーリエ』の宣教師批判が高潮したのは、一八八〇年八月、マラン神父が横浜の教会の説教でフランス政府を非難する発言を行ったという理由で、彼を批判する一連のキャンペーンを実施した時である⁽²¹⁾。この時、『クーリエ』は、マランを横浜から放逐するために、読者にその旨を記した請願書を横浜のフランス領事館に提出するよう呼び掛けていた。一方、『エコー』は、マランを非愛国者と決め

つける『クーリエ』の論調に対して、マランを擁護し、その批判が根拠のないものであることを強調している⁽²²⁾。フランスの横浜領事ジュール・ジュスラン (Jules Jouslain) は、両者の争いの過熱により、フランス人共同体が分裂することを懸念していた⁽²³⁾。宣教会のマランの上長らは、彼の無辜を信じていたが、最終的に横浜の教会の司祭職から彼を外して転任させることを余儀なくされた⁽²⁴⁾。この「マラン事件 L'affaire Marin」と呼ばれる騒動の翌年、マランはフランスに帰国しているが、それはこの『クーリエ』による一連の攻撃とは無縁でなかったであろう。このようにフランス人宣教師が同国人から新聞紙上で盛んに批判を受けたことは、約四十年後、宣教雑誌に掲載された在日宣教師の手になる記事にも触れられており、この事件が、日本の教会で先達の神父が理不尽な非難を浴びた出来事として長らく記憶され続けていたことが理解できる⁽²⁵⁾。

『エコー』と『クーリエ』は、宣教師に対する評価を含めて様々な面に亘って対立していたが、当時の在日フランス人共同体の規模がそれほど大きくなかったことを考えると、それぞれの紙面構成は限られた読者層の反応を強く意識するものであったはずであり、両紙の論調には、在日フランス人社会の内部に存在していた構成員の政治・社会観の対立関係が相当反映されていたのではないかと考えられる。一八八〇年代初頭、横浜フランス領事館の副領事を務めていたルイ・バステード (Louis Bastide) は、『エコー』の共同経営

者の一人であったステファンヌ・サラベル (Stéphane Sarabell) と懇意にしていた人物であったが、両フランス語新聞の特徴を評して、それぞれ共和派の立場に立つ新聞であるが、『クーリエ』は、リベラリズムに傾斜しすぎていると述べている。⁽²⁶⁾ この彼の評価は、敷衍してみれば、『エコ』が保守的な穏健共和派の立場を代表したものであるのに対し、後発紙の『クーリエ』が『エコ』に対して急進的共和主義の立場から主張を行い、同様の政治思想をもつ在日フランス人の支持を調達しようとしたことを指摘したものといえる。

ただ、当時の横浜在住のフランス人は、『エコ』派と『クーリエ』派の間で二極化されていたわけではなく、この両者の誹謗合戦に嫌悪を感じていたものも存在していた。あるフランス人は、『エコ』への投書で、両紙の対立をフランス人として遺憾に思うと書いているが、興味深いのは、この投書者が自身の中立性を表明するにあたって、「自分は、イエズス会士 (Jésuite) でも、コミュニナール (communard) でもない」とその独立の立場を強調していることである。⁽²⁷⁾ この文章において、「イエズス会士」が、カトリック教会に好意的な『エコ』とその支持者を指し、「コミュニナール」が教会に對して反感をもっていた『クーリエ』とその読者をあらわしていることは疑いがない。後にもみるように (第三章)、ビゴは、『ル・ポタン』の諷刺画で、「コミュニナール」を登場させ、パリ外国宣教会の宣教師を「イエズス会士」に見立てて両者を対立させているが、

このような用例は、当時の在日フランス人の間で、「イエズス会士」と「コミュニナール」が、それぞれ親教会派と反教会派を意味する符牒として流通していたことを示している。また、「コミュニナール」の語が人物類型として用いられている事実は、当時の在日フランス人社会においてパリ・コミュニンの記憶が生々しく残っていたことを物語っている。⁽²⁸⁾

『クーリエ』は、一八八二年、創刊から約三年の後に廃刊となり、反教権主義的主張の発表媒体は失われることになったが、この新聞の廃刊によって在日フランス人社会の間の反聖職者感情が消え去ったわけではない。次章で、『クーリエ』の廃刊した時期に来日したビゴが、一八八八年、彼の代表的な諷刺雑誌『トバエ』で行ったカトリック修道会に対する批判を考察することにしよう。

二、『トバエ』の諷刺画とマリア会

フランスにおけるジャポニスム熱の高まりを通して日本に関心を抱いたビゴが、日本絵画を学ぶために来日したのは、一八八二年、彼が二十二歳の時である。当初の予定に反して、彼の日本滞在は長期化していったが、その間に、彼が東京と横浜に在住する過去の『クーリエ』支持層とも親しくなる機会をもっていたことは十分考えられる。

ビゴの祖父は、シャンソニエのピエール・ジャン・ド・ベラン

ジエ (Pierre-Jean de Béranger) と友人であったが、この名高い共和派の民衆詩人は、その作品でイエズス会を攻撃し、反教権的な主張を謳った人物であった。⁽³⁰⁾ パリ・コミュニケーション時代、十歳前後の子供であったビゴーは、コミュナルに交わって、彼らをスケッチしていたといわれるが、これらの事実から考えて、ビゴーの生家は恐らく共和主義者の家系であり、彼は幼時から反教権的感情を養っていたものと思われる。

確認出来る限り、ビゴーが行った最初のカトリック聖職者に対する批判は、『トバエ Tobae』第二期、第四一号(一八八八年十月十五日)に掲載されたマリア会 La Société de Marie の修道士を標的にした二枚の諷刺画である。⁽³²⁾ マリア会は、一八一七年にボルドーで設立された教育系修道会であるが、同会は日本におけるカトリック教育事業の発展の必要性を認めていたパリ外国宣教会の依頼に依って会員の派遣を決定し、最初に一八八七年末から翌年初頭にかけて五名の修道士(フランス人四名、アメリカ人一名)が日本に到着した。⁽³³⁾ このビゴーの諷刺画が発行された時期は、マリア会の修道士が来日して一年にも満たない同会の活動の草創期にあたり、東京に設立された暁星学校が日本政府の認可を受けてまもない頃であった。⁽³⁴⁾

なお、ビゴーは、『トバエ』と『ル・ポタン』の両者で、マリア会を取り上げる際、常に「マリリスト Mariste」の語を用いている。La Société de Marie という名前をもつカトリック修道会には、上記

のボルドーで設立されたものとは別に、一八一六年にリヨンに設立された男子修道会(日本では「マリスト会」と呼ばれ、一九五一年に来日した)が存在する。一般にはこの同名の両修道会を区別するため、マリスト会の修道士には「マリスト Mariste」の語が、マリア会の修道士には「マリアニスト Marianiste」の語が用いられている。ただ、マリア会の修道士に対しても、「マリスト Mariste」の語が使われることがあるので、厳密に二つの語を使い分けられているわけではない。マリア会の修道士を指して「マリスト Mariste」と呼ぶ用例は当時にもみられること、⁽³⁵⁾ また、教会関係者の間でも両修道会が時に混同されることのあることを考えれば、ビゴーが諷刺的意図とは無縁に、マリア会の修道士を指して、「マリスト Mariste」の語を用いていたと考えるのも間違いはないだろう。以下、両修道会の混同をさけるために、ビゴーが「マリスト Mariste」の語を使用していたときでも、我々は「マリア会」を批判したものと考えて訳していく。

『トバエ』に掲載されたマリア会の諷刺画の一枚目は、「現代日本(カラス)」⁽³⁶⁾ 『Le Japon moderne (Les Corbeaux)』及び「マリア会主義の到来」⁽³⁶⁾ 『Arrivée du Marisme』という題をもつ画である(図2)。一群のカラスとともに、十字架を持った聖職者たちが日本に飛んでくる姿が描かれている。タイトルに「カラス」とあるように、マリア会の修道士はカラスに擬せられている。カラスは、その黒色の容姿が



図2 マリア会の来日

黒衣の僧服を連想させ、鳴き声がフランス語の十字架「Croix（クロワ）」の発音に近似しているので、カトリックの聖職者を寓意する動物として、フランスの諷刺作品でよく使われていた。⁽³⁷⁾ また、このビゴアの諷刺画では、マリア会士が太陽の「光」（Lumière＝啓蒙）を遮るように描かれているが、このような構図は、「進歩」を阻害するカトリック教会の反動性を強調しようとする反教権的諷刺画で好んで用いられたものである。⁽³⁸⁾

マリア会に対する二枚目の諷刺画は、「日本のマリア会士（アリアンス・フランセーズにて）」（図3）という題の画である。作中では、マリア会士が彼らの学校で日本の男女の子供たちを前に教えている。現実の暁星学校は男子校であり、当時はまだ夜間部に語学を学びに

くる生徒の方が多かったのが実情であったが、この諷刺画では日本人の男女の子供が教室で学んでいる。この子供たちが善良な幼子に描かれているのは、マリア会修道士の悪辣さと対比させようとする意図がビゴーにあったからであろう。

フランス語のキャプションと日本語のキャプションは、下記の通りである。後者は、日本人協力者の手になったものと考えられる。

フランス語キャプション

Ecole Française — Ici on enseigne l'Allemand et l'Anglais.

Et l'alliance française qui se réjouissait déjà

il ne manque plus que d'accorder une subvention et cela sera complet.

Il ne faut pas désespérer. (Ce que les allemands et les anglais doivent rite)

「フランス学校 ……ここではドイツ語と英語を教える。

それで喜んでいるアリアンス・フランセーズもいい面の皮だ。

あとは助成金を交付するばかり、そうなれば言うことなしだ（全く情けない）。だが絶望してはならない（ドイツ人やイギリス人がどんなに笑っていることだろう）」（芳賀徹他編『ビゴア素描コレクション』明治の世相』第二巻、岩波書店、一九八九年、八七頁



図3 マリア会の教育

の訳文による)

日本語キャプション

「甲 子供等がみんな独逸や英吉利ばかり稽古するやうに成
あたら堂しよ ほんとにそをなりやすまない柵へ

乙 どここえ

甲 マリスト商会えさ

この諷刺画の主題に関して、清水勲氏は、「フランス語の凋落、ドイツ語・英語の隆盛の象徴の様相を描く」と解説している。³⁹⁾ ビゴーが日本におけるフランス語教育の現状に関してこのような危機感を抱いていたことは清水氏の指摘通りであるが、この諷刺画の解釈としては、日本の外国語教育に関する「象徴の様相」を描いた作品とみるよりも、マリア会の教育事業に向けて直接的な批判を試みた作品として捉えるべきであろう。英語やドイツ語を教えるようなフランス系カトリック修道会の学校に、アリアンス・フランセーズが補助金を与えるのは馬鹿げているというのが、ビゴーの主張であったと考えられる。

アリアンス・フランセーズは、一八八三年、フランス国外におけるフランス語とフランス文化の普及を目的にしてパリで創設された団体である。⁴⁰⁾ 同団体の会報によると、ビゴーは一八八六年に日本支部に加入しているが、この事実はビゴーが日本におけるフランス語教育の発展に強い関心を抱いていたことを示している。⁴¹⁾ 彼は、一八八五年と八六年に中江兆民が主宰した仏学塾でフランス語教師を務めており、この仕事を通じてフランス語教育の現状に関心を寄せるようになったと想像されるが、また彼のアリアンス・フランセーズの入会には、日本においてフランスの影響力を向上させるといふ愛国的動機とも関わっていたことは間違いない。

ただ、アリアンス・フランセーズは、非宗教的な組織であったが、海外におけるカトリック宣教師や修道女たちによるフランス語教育を高く評価していた。日本に関しても例外ではなく、同会の会報では、マリア会や女子修道会のフランス語教育活動を評価する記事が多数掲載されている。⁽⁴²⁾ また、マリア会の初代日本管区長で暁星学校の初代校長になるアルフォンス・ヘンリック (Alphonse Heinrich) は、すでに来日前、日本支部の委員になることを推薦されていた。⁽⁴³⁾ ビゴ―は、会員であっただけに、アリアンス・フランセーズがカトリック修道会に好意的な姿勢を取ることに關しては、裏切られた気持ちになったとしてもおかしくはない。

『トバエ』に掲載されたマリア会に対する諷刺画は、刊行時、諷刺の対象となった同会の注意を引いていた。一八八八年十一月三日、ヘンリックは、マリア会本部に宛てた手紙で、次のように書いている。⁽⁴⁴⁾

「東京に住むあるフランス人諷刺画家が、我々のことを諷刺画に描きました。この人物は、革命派 (un rouge) で、愛国者——彼なりの流儀にはありますが——です。(中略) もし、この雑誌が手に入りましたら、あなたのもとに送りますよ。フランス公使は、外国人公使の方々や皇帝 (empereur) にいたるまで、あらゆる真面目で尊敬すべき人物にまで攻撃を加える

この諷刺画家に対して大変ご立腹です。もし彼がこれ以上フランスやフランス人の事業に対して攻撃を続けるなら、すぐさま次のフランス本国行き船に放り込まれて送還されることになるでしょう。彼は、我々を諷刺画に採り上げることによって貢献してくれました。というのも、彼は、我々を日本の大臣や諸外国の公使達と同じ陣営に含めてくれたのですから。それは、ばかにすべきことではありません。彼は、日本人の間にフランス語の学校でドイツ語や英語も学べることを知らしめてくれました。このことは、当初なかなかよく理解してもらえないことでした」

この文面から、ヘンリックが同国人からの思いがけない諷刺攻撃に反発を覚えながらも、作者を札付きの人物とみなして、彼の諷刺画を受け流そうとする態度がうかがえる。この手紙の送付時、彼は諷刺画を所持していなかったように思われるが、内容を詳しく描写しているのも、それ以前に作品を目にする機会があったのであろう。ただ、ビゴ―の諷刺画 (図2) に関して、彼は、帽子を被ったマリア会士が描かれているという誤った説明を行っていたり、表題に関して「カラスの侵攻 invasion des corbeaux」と間違えて紹介していることが確認できる。このような細部の誤りは、手紙の落ち着いた筆致にもかかわらず、この絵を見たときに彼が心穏やかではいられ

なかったことを示しているように思われる。

また、このヘンリックの手紙は、当時のフランス駐日公使ジョセフ・アダム・シエンキヴィッチ (Joseph Adam Sienkiewicz) が、ビゴーの諷刺活動に対して不快感を覚えていたことを伝えている。シエンキヴィッチは、カトリック教会に大変好意的であり、⁽⁴⁶⁾マリア会の来日に対しても積極的に協力し、同会の教育活動が日本でフランス語やフランス文化の普及に貢献することを期待していた人物であった。⁽⁴⁶⁾恐らく、彼自身も、『トバエ』⁽⁴⁶⁾でしばしば諷刺に取り上げられていたため、心中、ビゴーの存在を不愉快に感じていたのである。⁽⁴⁷⁾なお、シエンキヴィッチは、一八九一年九月に書かれた本省宛の外交報告で、暁星学校に対する偏見に満ちた敵意から、同校においてドイツ語がフランス語と同等の地位で教えられていると非難するものがある⁽⁴⁸⁾と記しているが、恐らくこの時、彼はビゴーのことを念頭に置いていたのではないかと思われる。⁽⁴⁸⁾

このビゴーの諷刺画は、刊行後も教会関係者の間で忘れ去られることはなかった。暁星学校の設立から二十周年を迎えた一九〇八年、フランス在住の二人の教会人が日本におけるマリア会の教育活動の成果に祝意を表するなか、ビゴーの諷刺画に言及しているのが確認できる。一つは、マリア会のピエール・ルボン (Pierre Lebon) がパリの日仏協会 (Société franco-japonaise de Paris) で行った講演⁽⁴⁹⁾であり、もう一方は、パリ外国宣教会員のピエール・コンパニオン (Pierre

Compagnon) が『パリ外国宣教会年報』*Annales des Missions Étrangères de Paris* に発表した論考⁽⁵⁰⁾である。それぞれ日本におけるマリア会の教育事業の発展を来日当初に遡って論じるなか、同会の活動初期における思わぬ妨害者としてビゴーに触れている。ともに同年に発表されたものとはいえ、両者がビゴーの諷刺画に関して述べた内容は異なっているので、一方が他方をそのまま参考にしたものとは考えられず、二人がマリア会の活動に関して論じた際に、それぞれ独立してビゴーの作品に言及したものと考えられる。

ルボンもコンパニオンともにビゴーの名前を挙げておらず、日本在住のフランス人諷刺画家という表現に留めているが、その扱いに彼らのビゴーへの蔑視をみてとることができよう。ただ、ビゴーの諷刺画の発表から二十年の歳月を経ていることもあり、二人とも諷刺画に関して正確さを欠いた紹介をしている。ルボンは、ヘンリックと同様、ビゴーの諷刺画 (図3) を通して、日本人は暁星学校がフランス語のみを教える学校ではないということを知ることができたと皮肉交じりに指摘しているが、もう一枚の諷刺画 (図2) の説明において、表題を「マリア会主義の侵入 (Invasion)」(傍点、引用者) と誤って紹介している。また、コンパニオンの方は、諷刺画の掲載紙の名前を誤って『ル・ポタン』と紹介している。後述 (第三章) するように、この『ル・ポタン』は、パリ外国宣教会の宣教師フェリクス・エヴラル神父に対するビゴーの諷刺画が掲載され

た雑誌であり、コンパニオンは、恐らくこの雑誌の印象が強かったため、ビゴアのマリア会に対する諷刺画に言及する際、この雑誌の名を挙げてしまったのではないかと考えられる。

このマリア会に対するビゴアの諷刺画は、さらに刊行後、半世紀を過ぎた時期にも言及されていることが確認できる。『日仏協会会報』の編集者であったエドゥアール・クラヴェリー (Edouard Clavery) は、一九四〇年に刊行された極東問題に関する彼の著作で、作家クロード・ファレル (Claude Farrère) の来日と暁星学校への訪問に触れ、その箇所ではビゴアの同校に対する諷刺画を紹介している。彼は、ヘンリックヤルボンと同様に、ビゴアの作品(図3)が、その意に反して、暁星学校の語学教育の宣伝になったのではないかと指摘している⁵¹。ただ、クラヴェリーもこの諷刺画に関して正確な紹介を行っておらず、作中に「English spoken, man spricht deutsch (当校では) 英語、ドイツ語を話します」という記載があるというように、誤って説明している点が見受けられる。

クラヴェリーは、編集者として『日仏協会会報』に掲載された過去のルボンの論に目を通していたことは疑えないが、彼はまた日本の版面に深い関心をもつ人物であったので、ビゴアの作品を過去に直接観る機会があったのであろう。教会関係者たちが、ビゴアに言及する時、彼の実名を伏せていたのに対し、クラヴェリーはビゴアの名前を挙げており、彼を才能ある画家と書いている。

以上に見てきたごとく、マリア会に対するビゴアの諷刺は、暁星学校の草創期の一挿話として、一部のフランス人の間で後々に至るまで記憶に残り続けていた。作品の言及において細かい誤りが認められるのは、時の経過によって記憶が変容していたためであろうが、ビゴアの諷刺のメッセージは、イメージとして忠実に読み手に伝わっていたことが確認できる。活字上の諷刺ならこのように長期に亘って記憶に留められることは難しかったであろうことを考えると、視覚的手段を用いた彼の諷刺は、読み手に強い印象を与えることにおいて、十分成功していたといえるであろう。

もともと、この事実は彼の諷刺画が読み手に対して説得力をもちえていたかどうかとは別の問題である。ビゴアの批判はマリア会の教育活動がフランスの国益に反しているというナショナリズムの観点から行われていたが、暁星学校のフランス語教育が戦前の日本でフランス文化の普及に果たした功績を考えると、このような批判は的はずれなものであったというほかはない。ただ、ビゴアがマリア会の教育事業が始まった当初に批判を加えていたことは、同校の教育がもたらした実際の成果を確認する以前に、彼が諷刺を実行したことを意味している。恐らく、その諷刺画の製作は、マリア会の来日を機に、彼のカトリック教会への旧来の反感を呼び起こされた結果、行われたものと考えられるであろう。事実、ビゴアの反教権的批判はこの一作にとどまらず、その約四年後に刊行された

『ル・ポタン』においてさらに強烈な形で発せられることになる。

三、『ル・ポタン』のエヴラール神父批判

『クーリエ・デュ・ジャポン』で行われたカトリック宣教師批判から約十年後の一八九〇年代初頭、仏領インドシナのフランス語新聞の紙上には、在日フランス人宣教師を批判する匿名の通信文が頻繁に掲載されていた。これらの記事で主要な批判対象になったのが、パリ外国宣教会のフェリクス・エヴラール神父 (Felix Evraud, 1844-1919) である。ビゴーは、仏領インドシナの新聞によるこれらの批判記事と連動する形で、一八九二年の初夏から年末にかけて、彼の諷刺雑誌『ル・ポタン』⁽⁵³⁾において、エヴラールを標的とする諷刺画の連作を発表している。

エヴラールが在日フランス人の一部から敵視されたのは、カトリック神父でありながら、共和国フランスの外交に深く関わる事が可能な通訳という職務に就いていたことが、彼らの疑惑を招いたためである。パリ外国宣教会の宣教師には、その優れた現地語の知識を生かして、極東のフランス外交に関わった人物がいるが、幕末のフランスの対日外交に深く関わったウージェヌ・ヌエマニエール・メルメ・カシヨン (Eugène-Emmanuel Mermet-Cachon) もその一人であった。イギリス人画家チャールズ・ワグマンは、『ジャパン・パンチ』⁽⁵⁴⁾でメルメ・カシヨンを諷刺の対象にしているが、諷刺

画で取り上げられた当時、彼はすでにパリ外国宣教会を退会して宣教師業から離れており、ワグマンは、フランス人外交団の一員としての彼に関心があったにすぎなかった。それに対し、エヴラールに対するビゴーの諷刺は、その対象がカトリック教会の関係者であることと切り離しえなかった。

本章では、先ず、一八九〇年代初頭、横浜の反教権主義者の憎悪の対象になったエヴラールの人物像を明らかにし、次に、仏領インドシナのフランス語新聞『アンデパンダンス・トンキノワーズ』 (Independence Tonkinoise (『トンキンの自立』)) と『クーリエ・ダイフォン』 (Courrier d'Haiphong (『ハイフォン通信』)) に掲載された通信文によるエヴラール批判を取り上げる。続いて、反教権主義者の活動に対するフランス公使館の対応を取り上げ、最後に『ル・ポタン』の諷刺画の考察を試みる。

1 フェリクス・エヴラールと近代日本

フェリクス・エヴラールは、一八六七年、幕末の動乱期に来日したカトリック宣教師の一人である(図4)。一八四四年、フランスのメツス司教区内のラ・マクスに生まれ、一八六四年にパリ外国宣教会に入会した。現在ではほぼ忘れられた人物であり、彼を扱った伝記類も存在しないが⁽⁵⁵⁾、もし一般にその名が知られているとしたら、原敬がカトリック信者であった青年時代、フランス語を学ぶた



図4 フェリクス・エヴラル

めに学僕として仕えた神父としてであろう。⁵⁶キリスト教の禁制時代に活動を開始したエヴラルは、一九一九年に横浜で没するまで、日本のカトリック宣教に生涯を捧げた人物であった。教会では周囲の信望を集めた有能な神父であり、一九〇八年に、東京大司教区の副司教という要職に就いている。

カトリック雑誌『声』は、一九四一年十一月(第七八九号)に、「フェリックス・エヴラル師の追憶」という小特集を組んでいるが、ここに集められた信者の回想からうかがえるのは、きわめて質素な生活を送り、自己を厳しく律する高德の神父の像である。パリ外国宣教会本部の神学校で、エヴラルと同窓であったエメ・ヴィリオン(Aimé Villon)神父は、その自伝で、自分が精神的な苦境に陥ってフランスに帰ることを考えた時、エヴラルが親身になって励ま

してくれたおかげで、帰国を思いとどまったことを語っている。⁵⁷管見の限り、カトリック教会の関連文献で、エヴラルを批判的に言及しているものはみあたらない。⁵⁸

エヴラルの人物像を知る参考に、教会関係者以外による証言を二つ取り上げてみよう。一八七四年、新潟までの旅行中にエヴラルと同道したフランス人医師ジャン・ヴィダル(Jean Vidal)は、彼を日本語能力に富んだ「気品のある神父」で、「超人的な仕事」をこなす人物であると賞賛している。⁵⁹また、時代は下るが、カトリック宣教師と交際のあったドイツ人医師のエルヴィン・フォン・ベルツ(Erwin von Bartz)は、日記(一九〇四年一月十八日)で、エヴラルに関して、「彼が事実、いかに目的のためには手段を選ばないかを見ると、個人としては自分も好感が持てない。だがしかし、かれが自己の使命に身を捧げる忘我的態度には、全くの感嘆のほかはない」と評している箇所がある。⁶⁰ヴィダルからは日本語に堪能で、知力と実行力を兼ね備えた人物として評価を受けているエヴラルであるが、このベルツの評言からは、傍から彼が強引な性格の人物にみられることもあったことがうかがえる。

エヴラルは、在日外国人の中で知人として認められていた人物であった。イギリス人のジャパノロジストとも親しく、バシル・ホール・チェンバレン(Basil Hall Chamberlain)は、『日本事物誌』*Things Japanese* (初版、一八九〇年)の序文で、「キリスト教宣教」

の項目の原稿を引き受けた彼に謝辞を述べている。⁽⁶¹⁾ また、アーネスト・サトウ (Ernest Mason Satow) は、在日英国公使時代 (一八九五—一九〇〇年)、エヴラールと親交があり、キリシタン時代の研究に關して彼に度々助言を仰いでいる。⁽⁶²⁾

また、エヴラールは、時事・社会問題に通じた外国人として、日本の新聞社などから、折に触れて意見や感想 (内地雜居問題や韓国併合、教皇庁に關わる外交問題、⁽⁶⁵⁾ 明治天皇の崩御など) を求められていた。エヴラールの出版物としては、横浜の「エコー・デュ・ジャポン」社から、日本語学習の手引き書を出版しているほか、⁽⁶⁷⁾ 明治時代の欧文絵本の「ちりめん本」で、昔話『桃太郎』のフランス語訳を担当している。⁽⁶⁸⁾

エヴラールがこのように幅広い人間關係に恵まれていたのは、彼が、一八七五年から一八九三年まで、司牧活動のかたわらに在日フランス公使館で通訳官を務めていたことが大きかった。エヴラールが公使館で重用されたのは、彼の日本語能力が他の通訳官に比べて抜きんでていたこと、そして彼の人格が高く評価されたことによる。⁽⁶⁹⁾ シェンキヴィッチ公使やヴィクトール・コラン・ド・プランシー代理公使は、エヴラールの長年に亘る真摯な働きに報いるため、レジオン・ドヌール勲章を授与させたいと願っていた。⁽⁷⁰⁾

しかし、エヴラール個人は、公使館の通訳業務を好んでいたわけではなかった。その仕事が彼から司牧に費やす時間を大幅に奪うこ

とになったがためであり、⁽⁷¹⁾ 神父と親しかった信者の回想によると、後年、彼は、「日本に来てから、二十年を無駄にした」ことを語っていたようである。⁽⁷²⁾ 通訳官としての出仕は、エヴラールに日本の法律に精通させることになり、また、彼に各界の有力者との人脈を作る機会を与えるなどカトリック教会に様々な益をもたらしたことも事実であるが、⁽⁷³⁾ 宣教会にとつては、フランス外交の補助業務にエヴラールをとられるよりも、彼を直接教会のために貢献させるほうがはるかに望ましかったのであろう。シェンキヴィッチは、ピエール・マリ・オズーフ (Pierre Marie Osoff) 東京大司教がエヴラールを司祭職に専念させるために公使館の職務から外すことを彼に度々懇願していることを一八九一年七月の外交書簡で報告し、エヴラールが余人に代え難い人材であるだけに大司教の非協力的な対応を遺憾としていた。⁽⁷⁴⁾ この点をみれば、当時の反教権主義者が批判したとは別の意味で、エヴラールやオズーフには「愛国心」が欠けていたとみることもできるであろう。⁽⁷⁵⁾

もつとも、このような内部事情は、当時、一般の在日フランス人の知られるところにはならず、エヴラールは反教権主義者からカトリック教会の影響力を伸張させるためにフランス公使館に居座り続けて、フランス外交を損なう元凶と思われていたのである。次節で、在日の反教権主義者が、仏領インドシナのフランス語新聞を通して、エヴラールと公使館に対してどのような批判を行っていたのかを見

ることにしよう。

2 一八九〇年代初頭における在日フランス人の反教権主義

仏領インドシナのハノイで刊行されたフランス語新聞『アンデパンダンス・トンキノワーズ』には、「X」という署名のある匿名の通信文「日本からの手紙」(Lettre du Japon) が約三十数通、一八九一年九月から翌年七月までの間、不定期に掲載されている。このうちカトリック教会に触れたものが十五点ほど存在し、その大部分がフランス公使館の通訳であるエヴラールを批判するものであった。⁽⁷⁶⁾

これらの通信文は、通訳官にすぎないエヴラールが実質的にフランスの外交官を支配している状態を批判し、在日公使館がフランスの国益に反する行動を取っている事態に警鐘を鳴らすものであった。

当時、フランスの在日公使館は、休暇中で本国に帰国していたシエンキヴィッチ公使に代わり、ヴィクトール・コラン・ド・プランシー (Victor Collin de Plancy, 1853-1924 図5) が代理公使 (一八九一年十一月―一八九三年二月) として赴任中の時期であった。彼の父親のジャック・コラン・ド・プランシーは、『地獄の辞典』などの著作で知られる著述家であり、一八四一年にカトリックに改宗した後、多くの護教的な著作を執筆した人物である。⁽⁷⁷⁾ コラン・ド・プランシーが、イエズス会の経営するパリの聖母マリアの無原罪学園 (Ecole de l'Immaculée conception) で学んでいるのも、その家庭環境によるも

のである(この学校の通称は、同校の所在地である「ヴォジラール Vaugirard」である⁽⁷⁸⁾)。同校を卒業後、彼はパリの東洋語学校 (Ecole spéciale des Langues orientales) に入学して中国語を学び、一八七七年に卒業後、外務省に通訳官として入省した。当初、北京や上海で外交業務に従事し、一八八七年、初代のフランス領事として朝鮮に赴任している。彼が、同地で、危難にあったパリ外国宣教会の宣教師に便宜を図っていることは、彼の極東におけるフランス人宣教師に対する好意を伝えるものである。⁽⁷⁹⁾

日本に赴任中、日本語や日本の諸事情に十分通じない彼は、通訳官の力を借りなければ、業務を進めることが不可能であったと思われるので、エヴラールの助力に負うことが多かったことは想像に難くない。⁽⁸⁰⁾ 彼が、反教権主義者から、エヴラールの影響下にある人物と非難されることが多かったのも、一つには、彼がエヴラールを頼りにせざるをえない人物として周囲からみられていたからであろう。コラン・ド・プランシーは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』に掲載された在日フランス公使館に対する批判を問題視して、一八九二年一月二十七日、八月二十二日、八月二十五日の三度に亘って、外交報告書を本国の外務大臣に送っている。⁽⁸¹⁾ 彼は、「日本からの手紙」の匿名の筆者を横浜のゼネラル・ホスピタルの医師であるミシヨー博士 (ポール・ミシヨー Paul Michaut) と報告しているが、この推定をわれわれも正しいと考える。⁽⁸²⁾ ミシヨーは、現在のジャポ



図5 ヴィクトール・コラン・ド・ブランシー

ニスム研究において、エドモン・ド・ゴンクール (Edmond de Goncourt) に北齋に関する伝記的情報を提供し、『北齋・十八世紀の日本美術』 *Hokousai : l'art japonais au XVIIIe siècle* (一八九六年) の成立に関わった人物として知られているが、この人物に関しては、依然不明なところが多い⁽⁸⁴⁾。現在、明らかにしえたところでは、彼は、一八六〇年にパリで生まれ、パリ大学の医学部で学んだ後、パリの病院でインターンを務めながら、一八九〇年に男性の神経症に関する研究で精神医学の学位を取得している⁽⁸⁵⁾。その後、彼は、インドシナ植民地に赴いて、同地にいくらか滞在した後、来日したらしい。

ゴンクールは、『北齋』の序文に、彼に送られたミシヨの手紙を引用しているが、その手紙で、ミシヨは、ゴンクールが日本美術を紹介した著作

『芸術家の家』 *La maison d'un artiste* から受けた感動が日本を訪問したいという憧れを抱かせたと語っている⁽⁸⁶⁾。ミシヨは、相当知的関心の広い人

物であつたらしく、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の通信文では、日本の政治や、日本人の国民性、音楽、美術まで幅広い題材を論じている⁽⁸⁷⁾。また、同時期にハイフォンで刊行された『クーリエ・ダイフォン』紙にも、「*Vaccarimassen* (わかりません)」という筆名で日本関連の通信文を送り、日本の古典演劇やアイヌ民族などについて語っている⁽⁸⁸⁾。

ミシヨは、フランスに帰国後、折にふれてゴンクールの家を訪問しているが、ゴンクールの『日記』(一八九六年六月三日)によると、その時にビゴーのことを話題にすることもあつたらしい⁽⁸⁹⁾。ミシヨは、ビゴーと同年の生まれであり、両者の共有する日本芸術への関心が、二人の間の交友を深めるきっかけになったことは十分考えられる。日本語にあまり通じなかつたと思われるミシヨは、ビゴーから日本に関する情報を得ることも多かつたであろう。

ミシヨが滞日中に通信文を送った『アンデパンダンス・トンキノワーズ』と『クーリエ・ダイフォン』は、当時のインドシナ植民地の代表的なフランス語新聞であつたが、両紙はともにフリーメーソンの会員が出版に関わっており、反教権的な主張が盛んに展開されていた⁽⁹¹⁾。彼は、来日前にインドシナ植民地に滞在した間、これらの新聞の経営者と知り合う機会をもつていたのではないかと思われる⁽⁹²⁾。

ミシヨの匿名通信文「日本からの手紙」でエヴラールに対する

批判が口火を切られたのは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の一八九一年十二月十二日号である。横浜に一時滞在していた仏領インドシナのフランス人らが、十一月十日に行われる日本政府主催の観菊会に招待されると考えていたにもかかわらず、実際には参加できなかったため、フランス大使館の対応に抗議をしたことがあった。この事態に関して、ミショーは、教会のミサに出席しないフランス人達を冷遇するエヴラルの意向によって、彼らの参加が妨げられたのだと考えて批判を行ったのである。日本在住の通信員であった彼は、その立場を利用して、日本国外の多数のフランス人に、在日フランス大使館の陥っている嘆かわしい現状を知らしめようという意図があったのであろう。

これ以降、一八九二年七月頃まで、ミショーによるエヴラルとフランス大使館に対する批判は継続していくが、彼の主張の動機には、フランスの日本における影響力が英独と比較して目に見えて減退しているのにもかかわらず、大使館が何ら打開策を講じないままにいるという彼の愛国心から来た危機感と、大使館が居留地の在日フランス人に対して十分な保護をしていないという不満の二点が関わっていた。そして、彼は、日本におけるフランスのプレゼンスの低下にも、大使館の在日フランス人に対する冷ややかな対応にも、通訳官エヴラルの存在が大きく影響しているとみていた。

フランス大使館に直接尋ねたのかどうかかわらないが、ミショー

は、大使館がエヴラルの長年に及ぶ雇用を正当化する理由として、彼の日本語能力の高さを挙げるのが常であると書いている。これに対して、ミショーは、パリの東洋語学校で日本語を学んだ通訳官が既に輩出されている現在、エヴラルに替えて、彼らを積極的に登用すべきなのではないかと考えていた。しかし、それが今まで実現されることがなく、日本に赴任した通訳官が来日間もないうちに転出することになるのは、大使館における教会の影響力が失われることを恐れたエヴラルが、自分の地位を脅かす通訳官の追い出しを常に図っているからであると信じていた。ミショーは、イギリスの外交官が有力会員になっている「日本アジア協会 Asiatic Society of Japan」のような優れた日本研究団体が、フランス大使館の中から生み出されることがないことを遺憾としていたが、このようなフランスの日本研究の遅れも、エヴラルによる通訳職の独占が妨げになって、日本通の外交官が育たないことの結果であると彼には考えられた。⁽⁹³⁾

現実には、一通訳官に過ぎないエヴラルにこのような権勢を持ち得ることが可能であるわけはなかったが、当時の在日フランス人の目に、彼がこのような悪漢として映りたとすれば、それはカトリック教会のマイナス・イメージが、すでに来日前、彼らの中に強固に抱かれていたからとしか考えられない。注目に値するのは、ミショーがしばしばエヴラルを指して「イエズス会士」と呼んでい

ることである。エヴラルの所属するパリ外国宣教会は一般に著名な組織ではなかったこともあり、同会の宣教師は、日本でイエズス会の宣教師とみなされることも多かった。⁹⁴しかし、ミシヨーやピゴールが、エヴラルを「イエズス会士」と呼んで批判していた時、それは、彼らの無知からきたものというよりも、むしろ十九世紀フランスの反教権主義者の間で風靡していた「イエズス会神話（伝説）」の影響のもと、イエズス会の名を語っていたと考える方が適切であろう。この「イエズス会神話」とは、イエズス会士を目的のために手段を選ばない詭弁家とみなしたり、イエズス会を様々な謀略的手段を弄して、政治や社会に害をなす国際的な秘密結社とみなす、反イエズス会的な言説・思想をさすものである。⁹⁵

ミシヨーが、コラン・ド・ブランシーをイエズス会系学校の出身者であることをあげつらっているのも、「イエズス会士」のエヴラルが公使館を支配しているという彼らの陰謀論的な理解のもとで批判が行われていたからであろう。『アンデパンダンス・トンキノワーズ』では、エヴラルは、しばしば共和国フランスの外交機密を盗むカトリック教会のスパイとして非難されている。

「東京の在日フランス公使館は、ここ十年来と同様、一人の宣教師の指導下にある外務省の反動家どもの巢窟であり続けることであろう。この宣教師は、本国の外務大臣が代理公使のみ

に許したと考えている外交上の秘密を知ることができる」（『日本からの手紙』『アンデパンダンス・トンキノワーズ』一八九二年二月十六日）

「宣教師は、全能の存在である。彼は金を握り、教育を手中に収めている。（中略）日本では、フランス人商人は、宣教師ほど執拗な敵を相手に持たない。宣教師はどこにでも侵入する、外交業務にまでも。現地語に通曉しているので、通訳官の服を纏っている。しかし、この神父が、役人の服装を着用した厭悪すべき存在であることは明白である。宣教師は、二つの方面から金を受け取る。共和国政府は通訳として彼に支給し、宣教師団はスパイとして彼に支給する」（同前、一八九二年四月九日）

『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の匿名記事による攻撃が続いているさなか、エヴラルの外交通訳職の罷免を求める在日フランス人の請願書（二八九二年五月九日付）が本国の国民議会に向けて提出されている。⁹⁶この請願の内容は、ミシヨーの匿名通信文で展開されていた批判と同趣旨のものであり、この請願運動の中心にミシヨーやピゴールがいたことは間違いない。当時、横浜と東京には彼らを中心とする反教権主義的なグループが存在し、ピゴールは、ミシヨーの通信文やこのグループの中で交わされた意見を参考にし

ながら、『ル・ポタン』の諷刺画を作成していったのであろう。

ビゴは、『トバエ』の廃刊時（一八七九年十二月）、彼の諷刺画に取り上げられた人物から抗議が殺到していることを廃刊の理由に挙げていた。⁹⁷ 実際、マリア会に対する彼の諷刺画の事例から考えても、彼が読者から直接抗議を受けることがあったとしてもおかしくはない。ただ、ビゴが『トバエ』の廃刊後にも外国人居留者を対象にした諷刺活動を続けることが可能であったのは、一方で彼の活動を支持する人々が少なからずいたからであろう。一八九一年の三月、『クーリエ・ダイフォン』は、横浜在住のあるフランス人の通信文（同年二月二十一日付）を掲載しているが、この匿名の筆者はビゴの『ポタン・ド・ヨコ』*Potins de Yoko*の第五号が出版予定になっていることを紹介し、「トンキンに住むあなた方は、恐らく、『ポタン・ド・ヨコ』を御存じでしょう。フランス人のビゴは、活気とユーモアに満ちたこの作品で、日本人やフランス人を才気煥発にからかい、諷刺をおこなっています。彼の空想の犠牲者（？）が第一に喜ぶ者であるのは、その冗談が善意のあるもので、決して良識の域を外れないからです」と好意的に語っている。⁹⁸ また、ミシヨは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の通信文で、エヴラールを批判した『ル・ポタン』（第二期、第二号）に触れ、ビゴを「ユーモアと日本趣味に満ちた、才能ある芸術家」と紹介していた。⁹⁹

一八八〇年前後の『クーリエ・デュ・ジャポン』の記事や一八九〇年代初頭の『アンデパンダンス・トンキノワーズ』に掲載された匿名通信文、また『ル・ポタン』のビゴの諷刺画などは、十九世紀末の在日フランス人社会の間に反聖職者感情が潜在しており、折に触れて噴出することがあったことを示している。このような動向は、同時期のフランス本国における反教権主義の高まりと無縁でなかったことは明らかであるが、それでは、当時の在日フランス人社会において、このような反教権主義はどのような社会的基盤をもっていたのだろうか。

フランス人居留民に関する資料の不足から、実証主義的に十分な議論を進めていくことは難しいが、ミシヨやビゴの主張内容から判断する限り、カトリック教会に好意的な人々は、公使館員や大学教授などの居留民の中のエリート層であり、教会と対立している人々は、居留地の大部分を占める商人層や自由職業の人々を中心に含まれ、後者は前者に対して階級的な敵意を抱いていたとひとまず典型的に理解することができるかもしれない。少なくとも、反教権主義者は、後者の中に自分達の主張の共鳴者を獲得することを期待していたといえる。

ミシヨやビゴは、来日前からすでに反教権主義の信念の持ち主であったことは確かだと思われるが、反聖職者感情を抱いていた人々は一様ではなく、皆がイデオロギー次元で反教権主義を抱いて

いたわけではなかったであろう。事実、反教権主義者が、フランスの威信の維持やフランス人居留民の生活の保障といった現実的次元の問題に争点化して主張を展開していることは、当時の反教権主義が居留民の生活感情と結びついていた一面のあったことを示している。

もし、居留地に反教権主義が醸成される土壌があったとすれば、それは宣教師と居留民の間に心理的距離感の存在していたことが手伝っていたであろう。商人層にもカトリック信者が多数いたであろうから、一概に彼らを反教権主義の共感者ということはできないにしても、当時の宣教師が財産獲得に余念のない外国人商人層に対してしばしば嫌悪の言葉を漏らしているのを考えると、両者の間には、時には対立感情が存在することもあったのではないかと思われる。⁽¹⁰⁾

また、宣教師と商人層の間には、不平等条約の改正問題に關する両者の反応に端的に現れていたように、現実的な利害關係においても対立關係が存在していた。外国人商人層は、領事裁判權が失われることを望まず、条約改正に強く反対していたが、一方、キリスト教の宣教師側は、条約改正によって日本国内における移動と居住の權利を得て、布教活動の自由が得られることを理想としていたのである。⁽¹¹⁾アーネスト・サトウは、駐日公使時代の日記（二八九五年十月二十一日）に、エヴラールが条約改正を日本人の希望通り一八八二年の時点で行うべきであったという意見を述べたことを書いてい

る。⁽¹²⁾

これに対して、ミシヨは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の通信文で条約改正に反対し、これに賛意を表しているコラン・ド・ブランシーを揶揄していた。⁽¹³⁾日本の官憲からその諷刺活動の処分を受けたことのあるビゴーも、一八九九年、条約改正によって治外法權の特權がなくなることを嫌って日本から離れた人物であり、この点においても彼らは宣教師と全くの対立關係にあった。

3 在日フランス人の反教権主義とフランス公使館の対応

エヴラールと在日フランス公使館を攻撃する反教権主義者の一連のキャンペーンに対して、コラン・ド・ブランシーが本国外務省に報告していたことは、前節で指摘した通りである。彼は、また、フランス本国に帰国中であつたシェンキヴィツチ公使ともこの件で情報交換を行っている。

シェンキヴィツチは、エヴラールの存在を榮進の妨げとみなして煙たく思う公使館の元フランス人通訳者のジョゼフ・ドートルメール (Joseph Dauteimer) やジュール・アダン (Jules Adams) がこのキャンペーンに關与しているのではないかと疑っていた。⁽¹⁴⁾彼は、本省が日本にモラルの低い通訳官ばかりを派遣してくることに關して不満を漏らしているの⁽¹⁵⁾、ドートルメールやアダンを冷遇したのは、彼であることが明らかである。先述したように、ミシヨは、エヴ

ルールが画策して彼以外の通訳官を追い出したと批判していたが、実際のところ、フランス公使その人がエヴラールを別格扱いしていたわけである。

コラン・ド・プランシーは、当初、フランスの横浜領事アントニー・クロブコウスキー (Antony Klobukowski) が、インドシナ植民地に在任中に面識のあったミシヨを横浜に呼びよせた張本人にもかかわらず、公使館に対する彼の攻撃を放置して、情報を何も公使館に報告してこないと考えて、クロブコウスキーの非協力的な姿勢に不満を抱いていたようであり、この旨を本省宛の報告書 (一八九二年八月二十二日) で批判的に述べていた。⁽¹⁶⁾ これに対して、シエンキヴィッチは、コラン・ド・プランシー宛の私信 (一八九二年十月二十二日) でクロブコウスキーが外務大臣にこの件を完全に弁明したことを報告している。⁽¹⁷⁾ コラン・ド・プランシーも、一八九二年末に書かれたビゴの諷刺画に関する報告書では、クロブコウスキーに対する以前の否定的評価を改めており、彼が前年にビゴに対して適切な処置を取っていたことを指摘している。

クロブコウスキーは、一八九一年春頃、ビゴから日本の名所旧跡を画入りで紹介する著作の製作に対してフランス政府から助成金を支給されるように斡旋の依頼を受けていた。この出版計画の趣旨に賛同したクロブコウスキーは、ビゴをこの仕事の適任者であると認め、彼が経済的支援を受けられるように本国の官庁に対して推

薦をしていた。⁽¹⁸⁾ この時のクロブコウスキーの書簡 (一八九一年四月七日) には、彼に宛てられたビゴの手紙が引用されているが、そこでビゴは、自分の計画に関して、おおよそ次のように語っている。

ヨーロッパでは、従来から史跡保存の活動が行われ、また、史跡の記録も実行されてきたのと比較して、日本では史跡保存に関する配慮が社会的に存在しない。このような現状は、日本では、ヨーロッパと異なって、頻発する自然災害のために史跡が破壊されやすく、また、近年では急激な近代化によって伝統的な景観が損なわれるままになっているだけに、大変、嘆かましい。日本では更なる景観破壊が進行していく恐れがあるだけに、史跡が損なわれる前に、古き日本の遺産を記録した信頼しうる著作が書かれることが望ましいであろう。従来の日本歴史に関する書籍に掲載された図像は、史跡の主だった箇所のみを描いたものであり、対象の全体像やその細部に関して正確な情報を読者に与えないという欠点があるから尚更である。このような出版物の制作を年来志しながらも、資産のない自分は、生活の資を得るために、実入りの早い諷刺画を出版せざるを得ず、念願の仕事に長らく取り掛かることができなかつた。このような企図の実現には、少なくとも二、三年の間、他の仕事に煩わ

されることなく、製作に専念する必要があるために、フランス政府から月当たり二百円の助成を受けることを希望する。

これは助成金を求める書簡であるだけに、ビゴーが自分の置かれた状況を誇張している可能性も考えられるが、少なくともこの文面からは、ビゴーが、自分の著作の計画に相当の自信をもち、かつその実現を強く望んでいたこと、そして、彼が自分の諷刺雑誌の刊行を生計獲得のための手段と割り切っていたことが確認できる。

しかし、クロブコウスキーのビゴーに対する好意は、『ル・ポタン』に掲載された在日スペイン公使に対する諷刺画が、当の公使を不愉快にさせていた事実を知った後に失われ、彼は、ビゴーに対する経済的支援の斡旋依頼をとり下げる書簡（二八九一年八月八日）を本省に送らざるをえなくなった⁽¹⁰⁾。このビゴーの諷刺が引き起こした事態に関してクロブコウスキーから相談を受けていたシェンキヴィッチは、同国人の仕出かした不始末を謝罪するため、スペイン公使の元へ伺うことを彼に薦めている⁽¹¹⁾。クロブコウスキーが、この一連の経緯をビゴーにどのように伝えていたのかはわからないが、ビゴーが、エヴラールを批判する諷刺画を製作するのはその後約一年にも満たない時期のことであるので、彼は、内心、通訳官エヴラールの画策によって、彼の助成金の受給が不可能になったと考えていた可能性もあるであろう。コラン・ド・プランシーは、後の外交報

告書（一八九二年十二月三十一日）で、この出来事以降、経済的に不安定な状況に置かれていたビゴーが公使館に対する敵意を募らせた⁽¹²⁾とみなしており、それまでのビゴーは、たとえ公使館員を諷刺に採り上げることがあっても一定の節度を越えることがなかったと指摘している。

コラン・ド・プランシーの文章にビゴーの名前が初めて現れるのは、一八九二年九月十日のシェンキヴィッチ宛の書簡であるが、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の同年六月八日号に掲載された通信文には、コラン・ド・プランシーが『ル・ポタン』の第二期、第二号（ビゴーによる最初のエヴラール批判の諷刺画が掲載された号）の発刊を阻止しようと働きかけた⁽¹³⁾と揶揄されているので、もしこれが事実なら、彼はビゴーの諷刺画の発刊前にその動きを察知していたことになる⁽¹⁴⁾。ただ、この九月十日の書簡で、コラン・ド・プランシーは、ミシヨアの通信文とビゴーの諷刺画の内容の共通点の多さを指摘しながらも、その一致を不審に思っており、この時点で彼はビゴーの活動を特に把握していなかったように思われる。恐らく、彼は、この時期まで、日本国内の少数者にしか読まれる可能性のないビゴーの諷刺画よりも、仏領インドシナの新聞に掲載されるミシヨアの記事が引き起こす反響をより重く懸念しており、ビゴーの諷刺画には、それほど関心を向けていなかったのではないかと思われる。

一八九二年の秋頃、コラン・ド・プランシーは、シエンキヴィツチの指摘を受けて、クロブコウスキーのビゴ―に対する過去の対応を知る機会を得ていたと考えられるので、ビゴ―がフランスの外交官に怨恨感情をもっていたことを認識したはずである。そして、コラン・ド・プランシーは、同年十一月に、ビゴ―から抗議の手紙を直接受け取り、彼を反教権主義者の中心人物の一人と考えるようになった。すでにこの時期、ミシヨ―は日本から離れており、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』による公使館攻撃が止んで三ヶ月以上が過ぎていた頃である。

ビゴ―が手紙（一八九二年十一月四日）を送った動機は、彼が、一八九二年の天長節（十一月三日）当日に催される舞踏会に、⁽¹⁵⁾当初、日本政府から招待される予定であったと信じていたにもかかわらず、実際は招待されなかったために、フランス公使館の反対のために自分が参加することが出来なくなったと考へて憤慨したためである。⁽¹⁶⁾

コラン・ド・プランシーは、このような非難は事実無根であり、公使館はそもそも日本政府がビゴ―を舞踏会に招待したという事実を関知していないと返答（十一月六日）したが、ビゴ―はこの答えを信用せず、再度、コラン・ド・プランシーに手紙（十一月十日）を送って、公使館の不実を詰問している。この私信で、公使館がエヴラーの影響下にあるため、非カトリック教徒の在日フランス人をおないがしろにするのだと批判しつつ、彼が、「自分は、公使館のお

偉い方々とは日頃のお付き合いはない」が、日本の上流社会の人々に親しい人物のいることを述べてその人脈を誇っているのは、彼の公使館への強い反感と負けん気の強い彼の性格をよく示している。コラン・ド・プランシーは、後にビゴ―が『ル・ポタン』（第二期、第六号）でこの件を取り上げた事を知ったが、同様の批判が『クーリエ・ダイフォン』（一八九二年十一月二十日、二十七日）の匿名通信文にも掲載されていることを確認し、この記事の筆者をビゴ―と特定している。⁽¹⁷⁾

コラン・ド・プランシーは、ビゴ―の画才を全く認めないわけではなかったが、フランス公使館とエヴラーに対する諷刺画集の発行を公使館に対する極めて悪質な誹謗とみなし、一八九二年末の外交報告書で、ビゴ―の諷刺画に関して批判を行っている。⁽¹⁸⁾ 次節では、ここで行われた報告を参照しながら、『ル・ポタン』における反教権的諷刺画の内容を考察していこう。

4 『ル・ポタン』のエヴラー神父批判

① 『ル・ポタン』

管見では、ビゴ―が初めて諷刺画でパリ外国宣教会の宣教師を取り上げたのは、『ル・ポタン』（第一期、第四号、一八九一年）の「築地でのスナップ写真」と題する一枚の絵で、カトリックの宣教師が和服姿の日本人女性と路上で出会った場面を描いているものである。

当時、築地居留地には、司教座教会である築地教会があつたので、この教会の司祭をモデルにしたものかもしれない⁽¹⁹⁾。また、一八九二年刊行の英文詩画集『横浜バラッド』*Yokohama Ballads*では、彼は挿絵を担当しているが、ここで、英字新聞『ジャパン・ガゼット』*The Japan Gazette*の編集者のペン先が、カトリック宣教師を突き刺している画を描いている⁽²⁰⁾。

このようにピゴールは単発的にフランス人宣教師を取り上げて描くこともあつたが、彼の反教権的主張が徹底的に展開されるに至つたのが、エヴラール神父を標的にした『ル・ポタン』(第二期)であつた。この諷刺攻撃は、第二号から六号まで連続して計五回に亘つたもので、ピゴールの作品中、一人の人物を対象にこれほど集中的に攻撃を加えたものは他に例をみない(以下、『ル・ポタン』に関する言及は、全て第二期のものである。各諷刺画に言及するに当たって、例えば、第二号の五頁の諷刺画を示すのに、II-5というように表記する。頁は雑誌に記載されていないため、表紙を頁数に含めてカウントしている)。

発行日は記載されていないが、この五冊の諷刺画は一八九二年の初夏から年末にかけて不定期に刊行されていたようである⁽²¹⁾。販売は、横浜居留地と京都や神戸のホテルで行われていたが、部数はわからない。読者は、フランス人をはじめとする西洋人にほぼ限られていたであろう。当時、この作品の日本人読者がいたとしても、反

教権的な主題に加えて、キャプションにフランス語の地口やフランスの流行歌の替え歌などが多用され、内容を理解できる者は少なかつたのではないかと思われる。

各号は、表紙を含め、十頁から二十頁ほどの枚数である⁽²²⁾。各号の内容は独立しており、第二号は、カトリック教会におけるエヴラール、第三号は、フランス公使館とエヴラールの関係、第五号は、『仏文雑誌』とエヴラール、第六号は、フランス公使館とエヴラールの関係をそれぞれ主題に取り上げている。第四号だけは、様々な場所におけるエヴラールが描かれているが、特に主題のようなものは見当たらない。一部にはエヴラール批判とは関連のみなれない画も含まれている。

『ル・ポタン』の表紙絵は全て共通で、ピエロが描かれたものである(VI-1、図6)。各号とも二頁目の扉絵が、その号の内容をおよそ予告もしくは象徴するものになっている。連作の第一作にあたる第二号では、扉絵にカトリック神父が墓場の中に立つ画が載せられ、「僧院のなかの秘蹟劇、または通訳の最後の者」*(Les Mystères du Convent ou les dernières des Interprètes)*という表題がエヴラールに関する一連の劇が始まることを予告している(II-2、図7)。この画には屍の傍に立つエヴラールが描かれているが、これは彼が非聖職者のフランス人通訳官を犠牲にして公使館の通訳を長らく独占してきた人物であることを暗示したものである⁽²³⁾。この連作で、神父は、

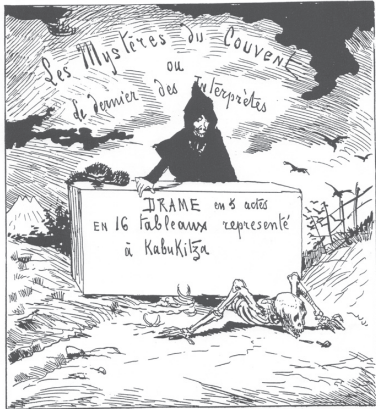
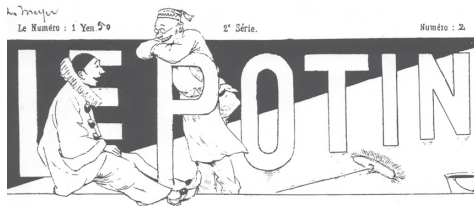


図7 『ル・ポタン』第2号扉絵

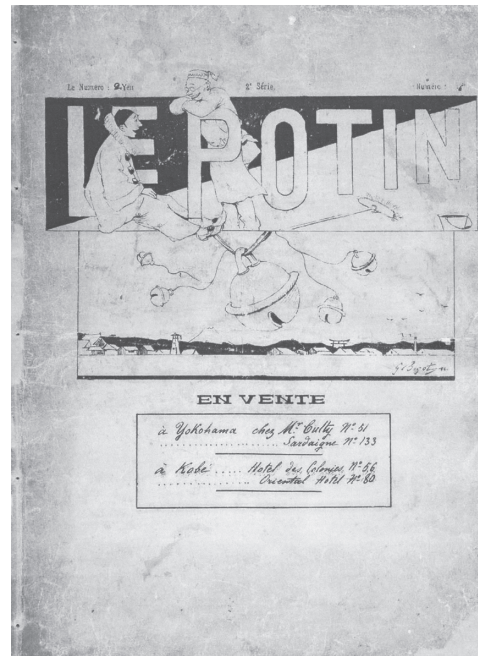
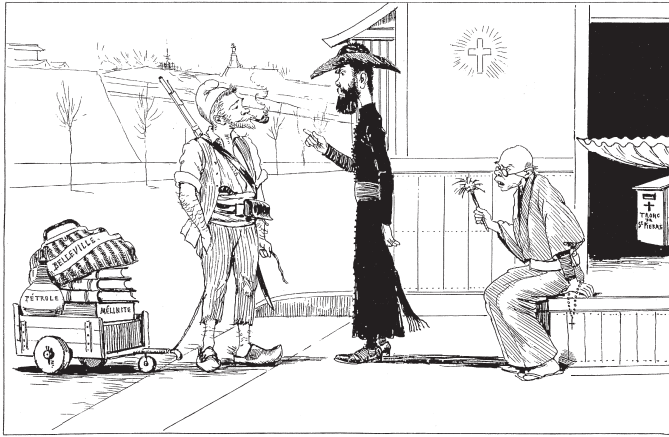


図6 『ル・ポタン』の表紙

「エラーール Erard」とほぼ実名に近い名前で登場し、また、各所（Ⅱ-2、16、Ⅳ-4）で通訳として紹介されていることや、画中の姿もエヴラール本人に似せられていることから、当時、彼を知る読者は諷刺対象を見まがえようがなかったであろう（以下の論述で、ビゴの描いた作中の神父に触れる場合、「エラーール」と表記する）。

ビゴのエヴラールに対する諷刺画は、ミシヨールによる批判と同様、通訳者としての資格で共和政フランスの外交に関わったエヴラールがフランス政府に面従腹背の態度をとっており、フランス人外交官を陰で操る腹黒い人物であると読者に印象づけることを狙ったものであった。この点において、彼の作品は、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』や『クーリエ・ダイフォン』で展開されていたミシヨールの一連の匿名通信の批判記事を画像化したという性格をもっていた。もともと、滞日期間の長くなかったミシヨールは、通信文の執筆にあたってビゴなどから情報を提供されていたと考えられるので、ビゴがミシヨールの一方的な影響下に諷刺画を製作していったというわけではなかったであろう。また、両者の批判は大部分共通しているとはいえ、ミシヨールの通信文は、同一趣旨の批判が繰り返されて、単調な反復感を免れていないのに反し、ビゴの諷刺画では、彼の反教権的想像力が赴くままに物語が奔放に展開されていた。



Quo ens, unde venias ???
 Nam illud... wakarame!
 Étes-vous genre de séparation de l'Église et de l'État... ???
 Sauf déguisement... (oui)

図8 エラール神父とコミュニナールの出会い

対立する人物として描かれている。ビゴーに当初『ル・ポタン』を連作化したいく意思があったのかどうかはわからないが、第二号における「エラール」とコミュニナールの対立関係の描写は、次号以下の諷刺全般に関わ

② ベルヴィルとヴォジラール

ビゴーは、『ル・ポタン』連作の冒頭、フリジア帽を被り、サン・キュロットの姿をしたコミュニナールが、ライフルと火薬を持ちながら、日本のカトリック教会を訪問するという現実離れた導入部を設定している(II-3)⁽¹⁷⁾。連作を締めくくる第六号の終幕で、「エラール」が仲間と共に処刑される場面(II-19)に、このコミュニナールが立ち会っているように、この人物は「エラール」と常に

る彼の基本的主張が打ち出された重要な箇所と思われるので、以下の論点を詳しく確認していこう。

この未知の訪問者が教会に突然現れた時、「エラール神父」は、「あなたは、国家と教会を分離させるために来たのですか」と質問をし、この人物は、その通りと答える(II-4、図8)。この場面は、パリ・コミューン臨時政府が、一八七一年四月、政教分離政策の実施を宣言した史実に基づいたものであり、ビゴーは、このコミュニナールを通して、カトリック教会は、政治や教育に関わるべきではないという共和主義者としての自己の主張を表したといえる。

この訪問者の返答に驚愕した「エラール」は、彼にその信条の帰属(「ラリマン」Ralliement)を問い質すと、彼は、「共和国とベルヴィル」(République et Belleville)と答える。これに対し、神父は、「教皇とヴォジラール」(Pape et Voujirard)であると答えて(II-6)、周囲の聖職者に命じて、このコミュニナールを捕縛する。

ここで「ラリマン」の言葉が用いられているのは、一八九一年に教皇レオ十三世が、フランス共和政を容認する政策(「ラリマン」)をとったことを諷したものと思われる。この教皇庁の政策転換によって、一時的にフランス政府とカトリック教会の間に小康状態が生まれたが、フランスの反教権主義者は、これを教皇庁の策略と受けとめていた⁽¹⁸⁾。ビゴーも、この教皇庁の新方針を疑いの目でみていたのである。ここで、「エラール」に共和主義とカトリシズムの共

存を明確に否定させるセリフを吐かせているのは、カトリック教会側が共和政に対してあくまでも異質で敵対的な存在であることを示すためである。

ビゴーは、「エラーール」とコミューナルの対立関係を、それぞれ「教皇とヴォジラール」の組と、「共和国とベルヴィル」の組の間の対立図式として提示している。つまり、カトリック教会はヴォジラールと、共和主義はベルヴィルという、それぞれパリ市内の特定の地域と結び付けられている。

移民の集まるパリ左岸の下町地区として知られるベルヴィルは、パリ・コミューン時、最後の市街戦が行われた場所で、十九世紀末、パリにおける社会主義の温床となった左派色の強い地域であった。⁽¹⁹⁾

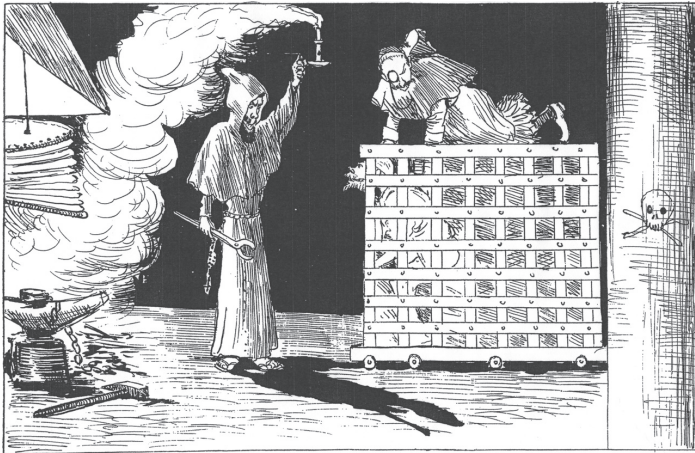
ビゴーは、作中でコミューナルを、マリアンヌ(フランス共和政を象徴する女性)を支持する側に立つ人物として行動させ、「社会主義の勝利」という旗を掲げさせている。いわば、彼は、このコミューナルを急進的共和主義者として自身の政治的立場を具現する人物として描いている。(II-13)。一方、コラン・ド・プランシーは、外交報告書で、このコミューナルを「アナキスト」と呼んでいるが、これは穏健共和主義者の立場から、パリ・コミューンに対して否定的な彼の心情を示したものである。⁽²⁰⁾ このコミューナルに対する両者の評価の対極的な分裂に、彼らの政治観の相違が集約的に現れたといえよう。

ビゴーにとって、共和主義は、決してカトリックと相いれないものであった。第二号では、「エラーール」は、表向きは、普通の教会の司祭であるが、陰ではコミューナルを拷問することを辞さない異端審問官として描かれている(II-9、図9)⁽²¹⁾。また、第四号で、コミューン派の活動家が眠るペール・ラシエーズ墓地の門前に、礼服を着用した「エラーール」が立っている場面(IV-4)を描いているのも、民衆的なコミューナルと対照づける意図から行われたものであろう。

このように「共和主義」と結ばれているベルヴィル地区に対し、パリ左岸のヴォジラールは、カトリック教会と結び付けられている。この地名の選択は、当時、ヴォジラール通りにマリスト会が創設した寄宿学校があったことによると思われる。⁽²²⁾

第二号では、「エラーール」の教会が火事に見舞われた時に、彼が各所に援助を請う電報を打つ場面(II-10)がある。その連絡先は、「カトリック宣教師団」「マリア会 ヴォジラール通り」「イエズス会 セーブル通り」「カルメル会」「シャルトル会」「救世軍」「消防隊」⁽²³⁾である。この打電の連絡先において、パリ左岸のヴォジラールは、「マリア会」の住所として提示されている。

エヴァールが、パリ外国宣教会の宣教師であることを考えれば、この打電の第一の連絡先である「カトリック宣教師団」は、パリ外国宣教会を指していると考えられる。ただ、後続の「マリア会」と



Le frère Joseph autrement dit Brouinence Noire devant la cage de la Bader...
 Brosse
 (Album de Jean Paul Sartre)

図9 コミュナルを拷問するエラール

「イエズス会」には、それぞれ所在先が附記されているのに対し、この「カトリック宣教師団」には、所在の場所が明記されていない。本来、ここでは、同会の名称と所在地である「バック通り Rue du Bac」が出てくるところであろうが、パリ外国宣教会に対する知識不足から、ビゴーは、「カトリック宣教師団」としか書くことができなかったのであろう。⁽¹⁴⁾

「マリア会」の所在地である「ヴォジラール」がカトリック教会と関連する地名として選ばれた背景には、ビゴーがパリ外国宣教会の所在地を知らなかったという消極的な事情とは別に、コラン・ド・

ブランシーの出身校であるイエズス会系学校が、「ヴォジラール」という通称をもっていたことも大きな理由であったに違いない。ミショーは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の匿名通信文で、コラン・ド・ブランシーの母校を通称の「ヴォジラール」の名で言及している⁽¹⁵⁾ので、この情報はビゴーも共有していたと考えられるからである。恐らく、上記の理由から、『ル・ポタン』の連作で、ヴォジラールはカトリック教会を象徴する名称としてビゴーに採用されることになったのだと思われる。

③ 『仏文雑誌』

『ル・ポタン』の第四号と第五号では、『ヴォジラール雑誌』*Revue de laugnard*という定期刊行物が「エラール」の関わる雑誌として諷刺されている。この「ヴォジラール雑誌」のモデルとなったのは、一八九二年、法学者ギユスターヴ・エミール・ポアソナード(Gustave Emile Boissonade de Fontarabie)を編集者・発行責任者にして⁽¹⁶⁾ 発刊された学術雑誌『仏文雑誌』*Revue française du Japon*である。この雑誌は、仏学会(La Société de langue française)の機関誌として、一時の休刊を挟みながら一八九七年まで刊行されたものであり、フランス語で日本社会や文化を論じた最初の専門雑誌として現在でも高い評価を受けている。

ただ、刊行当時、『仏文雑誌』は、在日フランス人のすべてから

好意をもたれていたわけではなく、ミシヨーは、『クーリエ・ダイフォン』の匿名記事（一八九二年五月二十六日）で、同誌が第三号まで刊行したにすぎない段階で、すでに題材を探すのに困っているのが現状だとその誌面の貧困ぶりを揶揄していた。また、彼は、「情報的価値からいうと取るに値いしないこの雑誌は、フランスの一部の外交官らが、一般人を犠牲にして宣教師の為にばかり働き、日本からの利益をすべて宣教師に還元しているという、自身らに向けられた批判に応えるために発刊されたものである」と書いている。⁽¹⁷⁾このことから明らかのように、ミシヨーは、『仏文雑誌』の刊行をフランス公使館が宣教師を優遇してばかりいるという居留民からの批判をかわすために開始した世俗的事業として捉えていた。先に見たように、ミシヨー自身、日本文化に関心が深く、インドシナの新聞に日本関連の通信記事を盛んに執筆していた人物であったので、この批判は、この学術雑誌の執筆陣に加わることができない彼の羨望とも無縁ではなかったかもしれない。

一方、ビゴは、『ル・ポタン』で、「ヴォジラール」という形容を雑誌に付けたことにかがえるように、この『仏文雑誌』をカトリック教会の機関誌とみなして諷刺している。この事実も、彼が別の箇所でのこの雑誌を『黒服雑誌』*Revue Noir* (IV-7)と呼んでいることからも明らかである。⁽¹⁸⁾

ポアソナードはカトリック信者であり、自由思想を嫌っていた人

物であるが、『仏文雑誌』をカトリック雑誌として編集していたわけではない。ただ、エヴラールは編集委員会の一員ではなかったとはいえ、この雑誌の編集に深く関わっていた。彼は、すでに一八八七年から『仏文雑誌』の発行母体となる仏学会の一員であり、総会にも当時のフランス人有力メンバーとともに参加している。⁽¹⁹⁾『ル・ポタン』には、「東洋語学学会 La Société des langues orientales」の会合で、僧服姿の「エラール」が発表をしている場面 (IV-8、図10)があるが、この集まりにはコラン・ド・プランシーら外交官の姿も見えることから、仏学会の集会を諷刺したものではないかと思われる。

一八九三年九月にエヴラールは、宣教会から休暇をもらい、フランスに一時帰国したが、この時、『仏文雑誌』の時評（無署名であるが、筆者はポアソナードであると考えられる）は、彼に感謝の辞を表明し、『仏文雑誌』は、エヴラール神父の貴重な助力を一時的とはいえ、失うことになった。外国人にはまれなほど学術的な日本語にも精通した神父のおかげで、法律や公文書の翻訳を掲載することができたことに感謝している」と書いている。また、日本社会や文化に関して造詣の深いエヴラールは、同誌に掲載される記事の査読も引き受けていた。⁽²⁰⁾『ヴォジラール雑誌』の編集部で、「エラール」が、主力メンバーとして描かれている場面 (V-3、図11)があるのも、『仏文雑誌』の編集で、ポアソナードがエヴラールの協力を



(Fête japonaise à l'occasion de la réunion des membres de la Société des langues orientales)
de discours de l'interprète... à Chifon, Chikou...
une question: « Ma! Ma!!! japonais chigues! De na..... »

図10 東洋語学学会（「仏学会」がモデル）の集会で発表するエラー

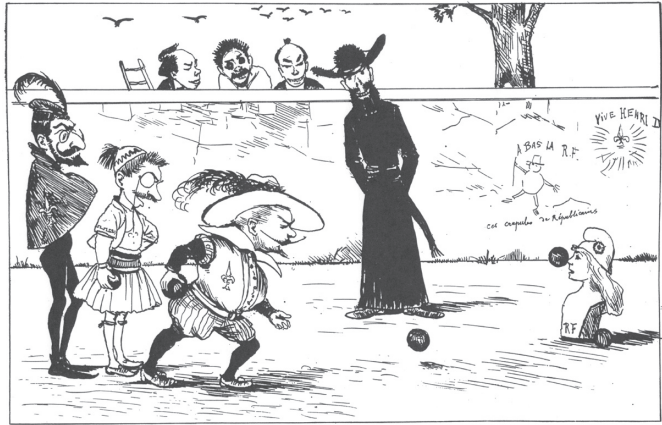


図11 「ヴォジラル雑誌」（『仏文雑誌』がモデル）の編集部

仰いでいた事情を承知していたからなのであろう。⁽¹⁶⁾

なお、この『仏文雑誌』とパリ外国宣教会の宣教師との関わりは少なからぬものがあり、エヴラールは、「日本の植物性蠟」（第一三三号、一八九三年）と「近代以前の日本における部落民」（第二二、二二、二三号、一八九三年）の二編の論文を寄稿していた。他にも、リュシヤン・ドルワール・ド・レゼー（Lucien Douart de Lezey）の北海道旅行記（第一一、一二号、一八九二年）や、ノエル・ペリ

(Noël Peri) の能に関する論文（無署名）と翻訳が掲載されている。⁽¹⁶⁾ 時評欄には、「日本における教階制」（第三三三号、一八九二年）や、大阪司教のミドンの追悼記事（第一六号、一八九三年）が掲載されているほか、暁星学校に関する近況も伝えられており、この雑誌がカトリック教会に好意的であったことは明らかである。また、ボアソナードは、彼の論文「日本における公的扶助」（第一九・二〇号、一八九三年）で、パリ外国宣教会員による御殿場のハンセン病治療の



a l'école de Vojeur. l'heure de la récréation...
Bravo... C'est très bien, continuez mes enfants.....

図12 「ヴォジラール学校」の校庭



Elise Radleaux, ne faites pas votre droit dans de mes! et répondez... Combien y a-t-il d'archevêques et d'évêques au Japon ???...
Non papa y a un archevêque et trois évêques...
Très bien mon fils, vous aurez une exemption pour votre dimanche, après le saint sacrifice de la messe...

図13 「ヴォジラール学校」の教育

事業（後の神山復生病院）について賞賛している。

④ エヴラールとフランス人外交官

『ル・ポタン』では、ヴォジラールの地名は、「ヴォジラール学校」という名称でも使われている。「ヴォジラール」が、「マリア会」と結び付けられていたことを考えると、この学校は、暁星学校を念頭においたものであるが、第二章でみた『トバエ』の諷刺画

とは異なり、『ル・ポタン』のそれは、暁星学校そのものの批判を試みたものではなかった。⁽¹⁰⁾

「ヴォジラール学校」は、「エラーール」が教師を務める反共和主義的なカトリック学校として描かれている⁽¹¹⁾（Ⅲ-15、図12）。ここで彼の生徒として描かれたのが、フランス公使館のコラン・ド・プランシー（「ペルシー Percy」という名前で現れる）とその配下の二人の外交官である。この二人の外交官は、『ル・ポタン』作中で、「ブランディ Brandy」（V-5、11、VI-11、19）、「フ・ド・カーヴ Rat de Cave（倉庫にいるネズミ）」（Ⅲ-14、V-2、4、12、VI-19）

と呼ばれており、それぞれ、秘書のラファエル・ド・ボンディ（Raphael de Bondy）と公使館員のモーリス・カズナーヴ（Maurice Cazeneuve）のことをモデルにしたものと思われる。⁽¹²⁾

コラン・ド・プランシーは、イエズス会系学校を卒業生であることを『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の通信文で批判的に言及されていたが、この二人の配下の外交官もまたカトリック系学校の出身者であった。⁽¹³⁾ フランス人外交官が、ビゴアの諷刺画でカトリ

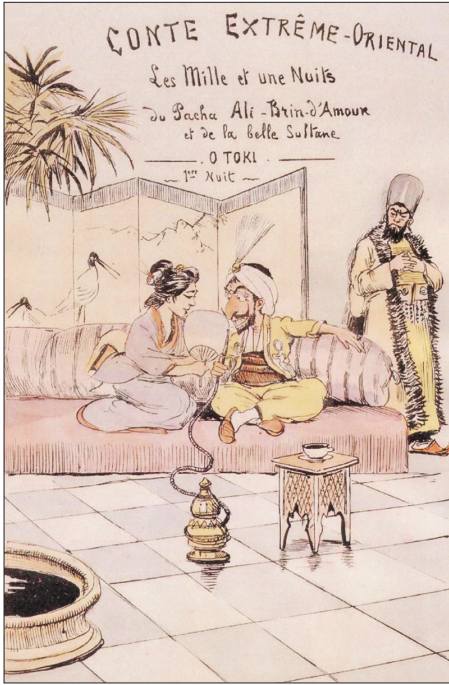


図14 『ル・ポタン』第6号扉絵

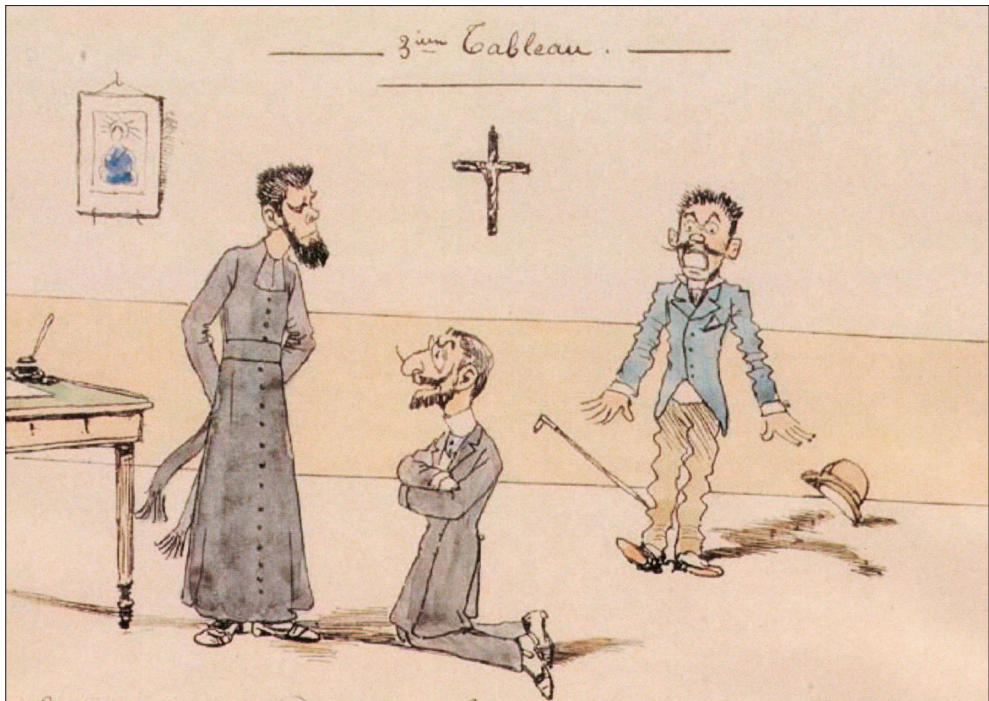
ック学校の生徒として描かれたのは、彼らが現実にカトリック系学校の卒業生であることがビゴーの念頭にあったためであろうが、また、彼らがエヴラルルの指導下にあることを示すために、カトリック学校という舞台が格好のものと考えられたからに違いない。

この「ヴォジラール学校」を描いた場面には、マリアンヌの胸像に腰掛けた「エラール」が、教室で外交官の生徒たちに「日本には、何人の大司教と司教がいますか」と質問をする画がある(Ⅲ-14、図13)。生徒たちは、「神父様、大司教が一人、司教が三人です」と答えている。戯画化されたものとはいえ、この場面は、一八九一年に、日本のカトリック教会において教階制が成立し、東京に大司教区、函館、大阪、長崎を中心に置く各司教区がそれぞれ成立したこ

とに關して触れたものである。⁽¹⁵⁾

ビゴーは、エヴラルルを現実政治に関わった聖職者として描こうと様々な試みをしている。彼は、「エラール」を、「ジョセフ神父 Père Joseph」¹⁶、「黒色の卿下 Eminence noire」と呼んでいる(Ⅱ-9、15、16、17)が、これはリシュリユー枢機卿の腹心の友人であったカプチン会のジョセフ神父、異名が「灰色の卿下」黒幕 Eminence brise」として知られる聖職者にちなんだものであった。第六号の扉絵(Ⅵ-2、図14)で、「千夜一夜物語」風の宮廷で、後方から無能な王(「ベルシー」)をうかがう黒幕らしき高位聖職者として「エラール」を描いているのも、同様の意図から行われたものである。第四号の扉絵(Ⅳ-2)では、「新しいタレーラン」ペリゴール¹⁷の nouveau Talleyrand-Périgord」として、「エラール」をタレーランに擬しているのも、フランス革命や第一帝政期を潜り抜けて復古王政の確立に大きな働きをしたこのフランスの政治家が、元々は聖職者であり、策略をめぐらす人物としてビゴーの意識にあったからであるろう。

このように、「エラール」は、公使以上に実力ある人物として各所で描かれているが、この後者の前者に対する従属関係を直接公使館を舞台として描いたのが、『ル・ポタン』の第六号である。前節でみたように、ビゴーは、一八九二年の天長節の祝賀会に参加出来なかつた原因をエヴラルルの画策によるものであると考え、コラ



Le P. Erard — Dites donc Percy, aurions nous par hasard des Français à faire inviter au bal du 3 Novembre...??

Percy — Mais mon père, il y a l'Archevêque, les Evêques, vos collègues de la mission et les maristes... je crois que c'est tout.

Le P. Erard — Cela s'entend mais en dehors ne pourrions nous pas, pour répondre à la demande gracieuse de l'envoyé du gouvernement impérial trouver deux ou trois Français potables

Percy — Certainement ils pourraient toujours nous servir de repoussoir. Comme votre Excellence nous l'a toujours dit le corps diplomatique doit briller d'un vif éclat, or il faut nécessairement des ombres à tout tableau. Nous serons le tableau, ils seront les ombres

(Pendant ce dialogue l'envoyé japonais ouvre des yeux comme des lanternes de locomotive.)

Le P. Erard. — (à part) Le jeune homme est vraiment intelligent, nous en ferons quelque chose, il a du nez ce n'est pas comme son collègue Brandy qui a du goût mais .. pour la cuisine seulement.

図15 エラールに跪くベルシー

ン・ド・ブランシーに直接手紙を送りつけて抗議していた。ここで彼は、彼個人にとって心理的眞実であったこの「事件」を題材に取り上げて、次のように物語化している。

日本政府の使者が、天長節の祝賀会に在日フランス人を招待するため、フランス公使館に打ち合わせに訪れた時、公使館の日本の受付は、彼に、フランス公使館には「お笑いの公使 *le Ministre pour rire*」と呼ばれている名目上の公使と、「眞の公使 *le vrai Ministre*」の二人がいることを紹介する(Ⅵ-9)。前者は「ペルシー」であり、公使館の実権を握る後者は「エラーール」である。使者は、無論、打ち合わせの可能な後者との面会を希望し、招待者のリストを求め、これに対して、「エラーール」は、「フランス公使館は、同国人のことに決して気にかけない」ので、関知しないと述べる(Ⅵ-10)。次の場面では、「エラーール」に呼ばれて現れた「ペルシー」が、僧服姿の「エラーール」に跪き、招待が予定されているフランス人は教会関係者だけであると答えるのであるが、その会話を側で聞いている日本政府の使者は仰天している姿で描かれている(Ⅵ-11、図15)。

このように『ル・ポタン』ではフランス公使館がカトリック聖職者の指導下にあることが強調されているが、それに対応するように、公使館員は、「エラーール」ともども、本国の共和政府に対して不実な存在として描かれている。共和政フランスは、マリアンヌの姿

で表象されているが、彼女は、常に「エラーール」や公使館員の被害者として現れる。例えば、『ル・ポタン』第三号では、「エラーール」及び彼の配下の外交官がマリアンヌに忠誠を装って、共和国の助成金を貰い受けているが(Ⅲ-12、図16)、その裏で彼らは彼女のことをあざ笑っているのである(Ⅲ-13、図17)。「エラーール」が、ジョルジュ・ブーランジェ將軍(二八八〇年代末にフランス共和政を播るがしたブーランジェ事件の主役)に擬せられている諷刺画(Ⅱ-11)もあるが、これもまた彼が反共和主義的な存在であることを示そうとしたものである。

この連作は、最後、「エラーール」と「ペルシー」ら公使館員が壁を背にして銃殺された場面で締めくくられているが、これは明らか



図16 マリアンヌから助成金を貰う

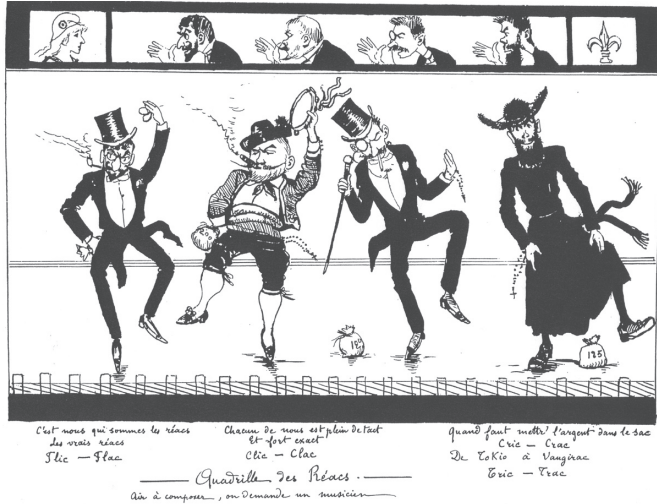


図17 マリアヌをあざ笑うフランス人外交官たち

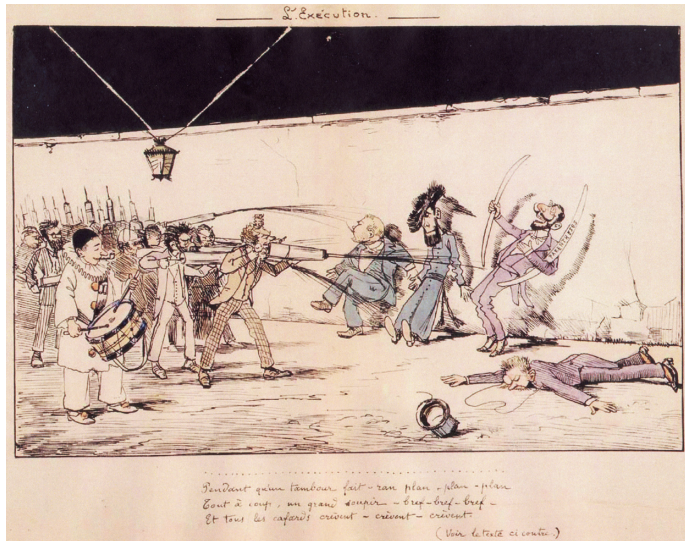


図18 公使館員らが銃殺される場面

に一八七一年、コミューン派の残党が「連盟兵の壁」で銃殺刑に処せられたことを念頭において描かれたものと思われる（Ⅵ-20、図18）。この諷刺画の結末は、コミューン派が最期を遂げた舞台の設定を逆転させることによって、急進的共和派としてのビゴーが、約二十年前、子供時代に目の当たりにしたパリ・コミューンの敗北に對し、想像上の復讐を果たしたものといえるであろう⁽¹⁸⁾。

⑤ 『ル・ポタン』の反響
以上、われわれは、『ル・ポタン』の解釈にあたり重要と思われる諸点を取り上げてきた。この連作は、実在のエヴラールに想を得ながらも、ビゴーが、ミシヨと協働しながら、反教権的主張を自在に展開させた作品というべきで、その批判がどれだけ神父の実像に即しているかを問うのはあまり意味のないことである。

当時、日本ではイエズス会が活動していなかったにもかかわらず（イエズス会の再来日は、一九〇八年）、この作品にイエズス会（Ⅴ-8）や創立者のイグナチオ・デ・ロヨラ（Ⅴ-3）の名前、また、AMDG (Ad maiorem Dei gloriam 「より大なる神の栄光のために」というイエズス会の標語（Ⅱ-12、17、Ⅲ-10）が見られることは、この作品が、「イエズス会神話」の影響のもとに製作されたこと

あらわれである⁽¹⁴⁾。マリア会の修道士らが、『トバエ』(図2)で、カラスとともに来日する姿が描かれていたことは先に見た通りであるが、『ル・ポタン』にもカラスは、各所によく描かれている。そのほか、教会関係者を「ねずみ Rat」(V-11)や「ゴキブリ Cafard」(III-3, V-5, 11, 19)に例えているが、これらの事例は、フランス本国で使われていた聖職者批判のコードをビゴーが受け入れていたことを示している⁽¹⁵⁾。

これらの特徴は、彼の諷刺画が当時の日本のカトリック宣教師の実態をリアルに批判することを試みた作品というよりも、本国フランスの反教権的諷刺画の影響下にビゴーが空想をめぐらせて描いた作品であることを明らかにしている。このように、ビゴーの諷刺は、彼の反教権主義が先立ってカトリックに対する敵意だけが目立っていたため、その作品を歓迎していたものは、ミシヨーなど彼と同様の意見をもつフランス人に限られていたであろう。一八九三年にエヴラールがフランスに一時帰国をした時、多くの知人が見送りに訪れていることから⁽¹⁶⁾、ビゴーの諷刺画がエヴラールの信用を落とすことに成功しなかったことは明らかであり、彼を直接知る者には、それらは根拠のない中傷としてしか受けとめられていなかったと思われる。

エヴラールを諷刺したビゴーの作品が当時のカトリック教会でどのような反響を呼んでいたのかはわからない。すでに『トバエ』に

おいてマリア会に対する諷刺画が発表された後、彼が教会関係者から要注意人物とみなされていたことは間違いないので、エヴラールに対する諷刺活動も当初から注視されていたであろう。東京大司教区からパリ外国宣教会本部に送られた一八九二年度の報告書では、暁星学校が「宗教の憎悪からこれを害しようとする劣劣な圧力」を蒙っていたことが述べられている⁽¹⁷⁾が、この年、反教権主義者から執拗に攻撃を受けていたのは、むしろエヴラールであったことを考えると、報告書のこの箇所は、エヴラールに対する批判に関して直接的な言及を避けるため、暁星学校に向けられた攻撃に仮託して言及されたものではないかと思われる。オズーフ東京大司教は、この一連のキャンペーンがフランス公使館や在日フランス人社会と深く関わる出来事であるだけに、この問題に関する発言が思わぬ反響をもたらし、外部に知られる可能性のある本部への公式報告に直截に記すことを憚ったのではないだろうか。

フランス公使館では、シェンキヴィツ公使やコラン・ド・プランシー代理公使が、ビゴーの諷刺活動を敵視してきたことはすでに見てきた通りであるが、特に後者は、『ル・ポタン』に関する外交報告書を作成し、ビゴーをインドシナの裁判所に召喚して、公使館への名誉毀損罪で訴えることを外務大臣に具申ししている⁽¹⁸⁾。このような措置は、結局取られることはなかったが、フランス公使館は、『ル・ポタン』の刊行後にも、ビゴーの動向に関心を失うことはな

かった。シエンキヴィツチの後任者であるジュール・アルマン (Jules Harmand) 全権公使は、日清戦争時のビゴアの取材記者としての中国大陸行きや彼の諷刺画集の発行に関して、外交報告書で言及を行っているが、後者に関する報告(二八九五年)では、ビゴアについて、「外務省内ではその名はあまり好感をもつて知られていないが、その芸術家的才能は議論の余地のない」人物と記している。⁽¹⁰⁾

おわりに

本論で、われわれは、フランス人聖職者に対するジョルジュ・ビゴアの諷刺活動を在日フランス人社会の中の反教権的動向の中で捉え、その作品の内容と反響を一瞥してきた。ビゴアは、現在、明治日本の社会や風俗の鋭い観察者として広く認められ、彼の諷刺画は、自由民権運動に対する彼の共感に代表されるように、自由と平等を重視する共和主義的理念のもとに展開されてきた点が評価されてきた。しかし、彼の政治的立場は、同時代の本国フランスの共和主義者と同様に、カトリック教会に批判的なものであり、同国人の聖職者に対する敵意に満ちた諷刺活動も彼の一面の姿であった。

ビゴアの反教権的諷刺画は、彼の才気を十二分に示したものであったが、現実には即した批判ではなかったため、一人合点な諷刺として批評性を失い、自己完結している面のあることは否定できない。彼の作品の批判対象になった側が、彼の無理解を指摘し、作者に軽

侮の念を示していることは、その事情を明らかにしている。しかし、彼の作品が、反感を抱いた読者に対しても強い印象を与えていたことは事実であり、そこに諷刺画家としての彼の優れた力量をうかがうことができよう。

ビゴアら反教権主義者は、カトリック宣教師達を反共和主義的、反フランス的存在とみなして非難していたが、一方、在日フランス公使館は彼らをフランス文化の普及者として高く評価していた。この評価の対立は、フランス人であると同時にカトリックの聖職者であるという宣教師のアイデンティティの二重性ゆえのものであった。明治期日本におけるフランス人の反教権主義批判は、宣教師の「フランス人」としての国民性が、在日フランス人社会において問題化していたことを如実に伝えている。

謝辞

本論は、筆者がフランスで発表した二つの小論を土台に、大幅な加筆及び訂正を加えて作成したものである。貴重な発表の場をいただいた「学際的カリカチュア研究グループ(EIRIS)」のコロック(二〇〇八年五月二十三日)と、「キリスト教宣教・文化変容に関するヨーロッパ研究センター(CREDDIC)」のコロック(二〇〇八年八月三十日)の関係者の方々に感謝の意を表したい。

Asushi, Yamanashi, "Georges Bigot et les caricatures anticléricales contre

la Société de Marie,” *Ridiculousa*, n° 15, 2008, pp. 373-383. Id., “Les caricatures anticléricales de Georges Bigot contre le Père Eyraud (Missions Étrangères de Paris) à la fin du XIX^e siècle au Japon,” *Images et diffusion du christianisme. Images et expressions graphiques en contexte missionnaire*, Paris: Karhala (à paraître).

本論は、ビゴ研究者の方々の先行研究に多くを負っている。ビゴ作品の調査は、横浜開港資料館と伊丹市立美術館で行わせて頂いた。本論に掲載した図版に関しては、『トバエ』第四一号はマリア会文書館に所蔵された原書を、『ル・ポタン』（第二期）の第二号から第五号までは横浜開港資料館の複製資料を、第六号に関しては伊丹市立美術館の原書をそれぞれ用いている。エミール・コンプを描いたビゴの作品は、フランスの諷刺画研究者ギヨーム・ドワジ（Guillaume Doizy）氏の個人所蔵のものであり、本論での掲載にあたっては同氏の御厚意に与った。

フェリクス・エヴラールとヴィクトール・コラン・ド・ブランシンの肖像写真は、それぞれバリエ外国宣教会文書室とフランス外務省史料館の所蔵のものを使用して頂いた。

注

- (1) 東京都写真美術館、東京新聞企画・構成・カタログ編集『ジョルジュ・ビゴ展・碧眼の浮世絵師が斬る明治』東京新聞、二〇〇九年、一一二頁。
 (2) フランス革命以降のフランス共和派とカトリック教会の対立関

係に関しては、以下の文献を参照のこと。谷川稔『十字架と三色旗—もうひとつの近代フランス』山川出版社、一九九七年。クロード・ラングロワ（谷川稔訳）「カトリック教会と反教権—世俗派」ビエール・ノラ編『記憶の場—フランス国民意識の文化—社会史』第一巻、岩波書店、二〇〇二年。

(3) Cornevin, Hélène, “De la gravure à la caricature: le Japon de Meiji vu par Georges Bigot,” *Ethnographie*, vol. 86, n° 108, 1990, pp. 187-188. なおこの論文の邦訳版（下記）は完訳ではなく、カトリック教会への諷刺に関して言及された箇所は、省略されている。エレヌ・コルヌヴァン（橋爪正子訳）「版画から漫画まで—ジョルジュ・ビゴの見た明治の日本—清水勲編『続ビゴ—日本素描集』岩波書店（岩波文庫）、一九九二年。

(4) 第三共和政期フランスの植民地における反教権主義の多様な展開を扱った近年の研究に、下記のものがある。Delisle, Philippe (sous la dir.), *L'Anticléricalisme dans les colonies françaises sous la Troisième République*, Paris: les Indes savantes, 2009.

(5) 海老沢有道「明治新旧キリスト教の史的比較」『維新変革期とキリスト教』新生社、一九六八年、四七二頁。

(6) 明治時代にバリエ外国宣教会の宣教師からフランス語を学んだ著名な人物には、森鷗外（小倉教会のフランソワ・ペルトラン神父）、島崎藤村（仙台元寺小路教会のクロード・ジャック神父）、大川周明（鶴岡天主教会のレイ・マトン神父）などがある（カッコ内は、フランス語を教えたフランス人宣教師）。

(7) パリ外国宣教会の宣教師も、フランス文化の普及者として自己の果たしている役割に自覚的であった。Roland, Edmond, "Le Français au Japon," *Bulletin de l'Alliance Française*, n° 127, 15 janvier 1912, pp. 5-6.

(8) 来日したパリ外国宣教会の宣教師は、大部分がフランス人であったが、ベルギーやルクセンブルクなどの出身者も少数存在していた。

(9) 澤護『横浜居留地のフランス社会』敬愛大学経済文化研究所、一九九八年、九五―一〇七頁。なお、同書(五頁)によると、一八八〇年の横浜居留地のフランス人数は、一〇二名である(イギリス人は五六七名、アメリカ人は二五〇名)。

(10) 蛭原八郎『日本欧字新聞雑誌史』大誠堂、一九三四年、八七―九二頁。蛭原は、『エコ』紙が日本政府に対して好意的であったと同紙の穏健な論調を指摘している。

(11) 『エコ』や『クーリエ』を滞日中に目にする機会をもつていたフランス人旅行者の著書に下記のものがある。エドモン・コト(幸田礼雅訳)『ボンジュール・ジャポン…青い目の見た文明開化』新評論、一九九二年、六七頁。Verschuur, Gerrit, *Aux colonies d'Asie et dans l'Océan Indien*, Paris: Hachette, 1900, p. 104. Michel, Ernest, *Le Tour du monde en 240 jours: Canada, États-Unis, Japon, Chine et Hindoustan*, Tome I, Nice: Librairie du patronage de Saint-Pierre, 1882, p. 201.

(12) *L'Echo du Japon*, n° 2987, 18 décembre 1879, pp. 1-2.

(13) マランと親しかったある日本人信者は、後年の回想で、マランが普仏戦争の勝者であるドイツに対して反感をもつていなかったわけではなかったが、ドイツ人に対して敵対的な行為を取るような偏狭なナショナリストではなかったこと、そして、彼が身よりのないドイツ人の老聖職者を養っていた人格者であったことを語っている。廣田星橋『昔の教会とマラン師』『子羊』第四巻、第十号、一九二六年、三〇―三二頁。

(14) ド・ロ神父に関しては、片岡弥吉の評伝(ある明治の福祉像・ド・ロ神父の生涯)日本放送出版協会、一九七七年)や原聖氏の研究(『ドロ神父の絵解き』『女子美術大学紀要』第二十六号、一九九六年)が存在する。

(15) *L'Echo du Japon* [Edition de la Malle], 7 février 1880, p. 4.

(16) あるフランス人旅行者は、滞日中、『エコ』紙の経営者が彼のためにフランス人宣教師の下でフランス語を学んでいた日本人を旅行案内人に雇ってくれたと旅行記に書いているが、このエピソードも『エコ』紙の関係者がカトリック宣教師と親しい関係にあったことを示しているよう。Chabrand, Emile, *De Barcelonnette au Mexique: Inde-Birmanie-Chine-Japon-États-Unis*, Paris: E. Plon, Nourrit et cie., 1892, p. 194.

(17) Eyraud, Félix, *Cours de langue japonaise en soixante leçons*, Yokohama: Impr. de "l'Echo du Japon," 1874.

(18) 著者は未見であるがこのマランの旅行記は、『北日本旅行記 Voyages dans le Nord du Japon』という書名で出版されている。

- Beillevaire, Patrick., *Le Japon en langue française: ouvrages et articles publiés de 1850 à 1945*, Paris: Ed. Kimé, 1993, pp. 18-19. 譯註「前掲書」一〇三頁。この旅行記は、フランスの『リットン・カトリック』誌に一八七四年四月から十二月まで、「函館から横浜まで—J・M・マランの旅日記」という題で連載された。ドイツ語版の同紙 (*Die Katholischen Missionen*) に翻訳された独訳版からの邦訳が存在する。J・M・マラン (H・チースリック訳) 「東北紀行 (明治五年) —函館より江戸へ」『宣教師の見た明治の頃』キリシタン文化研究会、一九六八年。
- (19) Missions étrangères de Paris, *Bibliographie: missions étrangères & langues orientales: contribution de la Société des missions étrangères à la connaissance de 60 langues d'Asie*, Paris: L'Harmattan, 1997, p. 58. Cf. *Les Missions Catholique*, n° 612, 25 février 1881, p. 96.
- (20) *L'Echo du Japon* [Edition de la Malle], 10 janvier; 24 Janvier 1880.
- (21) この『クーリエ』によるマラン神父批判は、フランス本国の反教権主義の雑誌でも紹介されている。“Chronique,” *L'Anti-clerical*, n° 106, 2 novembre 1880, p. 698.
- (22) *L'Echo du Japon*, n° 3218, 21 septembre 1880; n° 3221, 24 septembre 1880; n° 3226, 30 septembre 1880.
- (23) *Ibid.*, n° 3221, 24 septembre 1880. あるフランス人旅行者は、ジュスラン横浜領事のことを「共和主義者ではあるが、常に国家的な榮光を有する宣教師を保護してきた」人物と評している。Michel, Ernest, *op.cit.*, p. 277.
- (24) Archives de la Société des Missions Etrangères de Paris (ASMEP), Carton 573, Félix Midon à Henri Armbruster, Yokohama, 26 août 1880. Pierre Marie Osouf à la Supérieur Général de la Société, Tôkyô, 19 novembre 1880. マランが横浜の教会の説教でフランス政府の対教会政策を批判したという話が本国に伝わり、海軍大臣がパリの宣教会本部にマランの更迭を求めたという事情が、彼の異動の背景にあつたものと見える。ASMEP, Fiche individuelle (notice biographique), Jean-Marie Marin.
- (25) Un prêtre des Missions Etrangères de Paris, missionnaire à Tokyo, “La Mission de Tokyo,” *Les Missions Catholiques*, n° 2692, 14 janvier 1921, p. 20. この匿名論文の筆者は、リネシアン・ドリエ神父 (パリ外国宣教会) である。
- (26) Bastide, Louis., *Mon premier séjour au Japon (1880-1882): Mémoires d'un vice-consul*, Dijon: Impr. de E. Jacquot, 1911, p. 66.
- (27) H.Bouvet という横浜在住のフランス人の『エコー』への投稿文。 *L'Echo du Japon* [Edition de la Malle], 7 février 1880, p. 4.
- (28) パリ・コミュニケーションに参加した廉で国外追放になったある元コミュニケーション (クロード・フランソワ・ピサール) が、明治政府 (工部省) で御雇外国人として働いていたという例もあった。木下賢一「お雇い外国人になったコミュニケーション」『駿台史學』第七九号、一九九〇年。
- (29) Ronsay, Jeanne., “Un peintre Français au Japon: Georges Bigot,” *France-Japon*, n° 9, 1935, p. 199. Comevin, Hélène., “Georges Bigot (1860

—1927.», *Hommes et destines*, Tome VI (Asie), Paris: Académie des sciences d'outre-mer, 1985, p. 37.

(30) Leroy, Michel., *Le mythe jésuite de Beranger à Michélet*, Paris: Presses universitaires de France, 1992, pp. 331-334. 林田遼右『ペランジェとこう詩人がいた：フランス革命からブルボン復古王朝まで』新潮社、一九九四年、一三八—一四六頁。

(31) 清水勲・クリスチャン・ポラック『ビゴ小伝』清水勲編『ビゴ日本素描集』岩波書店(岩波文庫)、一九八六年、一五〇頁。以下、本論ではビゴの伝記的事実に関して同書に多くを負っている。

(32) なお、ビゴは、『トバエ』で日本人のキリスト教伝道士も取り上げており、フランス人のカトリック聖職者だけが、キリスト教関係で彼の諷刺の対象になっていたわけではない。清水勲『ビゴが見た明治職業事情』講談社(講談社学術文庫)、二〇〇九年、一八一—一九頁。

(33) 一八八七年に刊行を開始した『トバエ』(第二期)で、ビゴは日本社会の世相を鋭く諷刺していたが、エレヌ・コルヌヴァンは、マリア会の批判の掲載された第四一号から、『トバエ』はむしろ外国人居留地にぬくぬくと暮らすフランス人たちを標的とするようになる」と指摘している。エレヌ・コルヌヴァン、前掲論文、二二二頁。ただ、マリア会の修道士に関しては、彼らは来日当初から質素な生活を送っていたことは、指摘されねばならない。

(34) マリア会に関しては、下記の文献を参照。マリア会日本管区本

部編『マリア会日本渡来八十年』マリア会出版部、一九六八年。マリア会日本管区一〇〇年史編纂委員会編『マリア会日本管区一〇〇年のあゆみ：一八八八(明治二一)年—一九八八(昭和六三)年(歴史編)』燦葉出版社、一九九九年。

(35) Cf. Lequeux, M., "Note sur l'enseignement du français au Japon," *Bulletin de l'Alliance Française*, n° 26, 1888, p. 200. ビゴは「アリアンス・フランセーズの会員であったので、この会報の記事を読んでいた可能性がある。なお、これ以降の同会の会報記事では、マリア会の修道士を指すのに「Marianiste」の語が用いられていることが確認できる。

(36) ビゴは、この「到着」を表すフランス語に「Arrivage」の語を使っている。このフランス語の名詞は、通常、荷物の「到着」などに用いられるものであり、ビゴがマリア会の来日に対してこの語を使用したことは、明らかに同会への侮蔑を表したものと見える。

(37) Lalouette, Jacqueline., *La République anticléricale, XIXe–XXe siècles*, Paris: Seuil, 2002, pp. 318–320.

(38) Dixmier, Michel., Lalouette, Jacqueline., et Pasamonik, Didier., *La République et l'Église: Images d'une querelle*, Paris: La Martinière, 2005, p. 9. 第三共和政期フランスの反教権主義的諷刺画に関する近年の研究には、この研究書の他に下記のものなどがある。Doizy, Guillaume., *À bas la cadotte !: la caricature anticléricale et la séparation des Églises et de l'État*, Paris: Editions Alternatives, 2005. Cf. Saint-Martin,

- Isabelle, "La Caricature anticléricale sous la IIIe République," *Archives des Sciences Sociales des Religions*, n° 134, 2006.
- (39) 清水勲「解題」芳賀徹他編『ビゴ素描コレクション』：明治の世相」第二巻、岩波書店、一九八九年、一四四頁。
- (40) アリアンス・フランセーズの創立期を扱った研究に関しては、以下の文献がある。西山教行「アリアンス・フランセーズ成立にまつてのイテオロギー的考察」*Etudes didactiques du FLE au Japon*, n° 8, 1999, Chaubet, François, *La politique culturelle française et la diplomatie de la langue: L'Alliance Française (1883-1940)*, Paris: L'Harmattan, 2006.
- (41) *Bulletin de l'Alliance Française*, n° 11-12, 1886, p. 150. *Ibid.*, n° 18-19, 1887, p. 197.
- (42) *Ibid.*, n° 42, 1892, p. 124; n° 43, 1893, p. 39.
- (43) *Ibid.*, n° 20, 1887, p. 292.
- (44) Ambrogio, Albano (ed.), *Le centenaire de l'arrivée des Marianistes au Japon 1887-1987. Lettres et documents des AGMAR, 1885-1889*, Rome: Archives Générales Marianistes, 1985, pp. 162-163.
- (45) 一八八五年、ピエール・マリ・オズーフ司教が、教皇レオ十三世の親書を明治天皇に捧呈するため、皇居に参内した時、シェンキヴィッチが同行している。高木一雄『日本・ヴァチカン外交史』聖母の騎士社、一九八四年、二六五―二七二頁。
- (46) Archives du ministère des Affaires étrangères (AMAE), Correspondance Politique (CP), Japon, Vol. 32, Direction Politique (DP) n° 6, J. A. Stenkiewicz au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 17 octobre 1886. 松村晋和、女子カルメル修道会共訳『パリ外国宣教会年次報告』第一巻、聖母の騎士社、一九九六年、一四四頁。
- (47) エレーヌ・コルスヴァン、前掲論文、三八頁。清水勲「トバエ」の全体像」清水勲編『明治の面影：フランス人画家 ビゴの世界』山川出版社、二〇〇二年、一六四頁。
- (48) AMAE, CP, Japon, Vol. 35, DP n° 185, Joseph Adam Stenkiewicz au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 4 septembre 1891.
- (49) Lebon, Pierre, "L'Œuvre pédagogique des Marianistes Français au Japon," *Bulletin de la Société franco-japonaise de Paris*, n° 11, 1908, p. 21. ルボンは、マリア会本部で会報の編集などを行っていた修道士で滞日経験はなかったが、フランス本部に資料として送られてきた『トバエ』を見る機会をもっていたのであろう。なお、ルボンは、教会関係者を前に行った講演でも、暁星学校が創設間もない時期に「あからさまな反宗教的な敵意」に出会ったことを述べている。Id., "L'Apostolat par l'éducation au Japon," *Revue du clergé français*, n° 315, 1908, p. 475.
- (50) Compagnon, Pierre, "Les collèges des Marianistes au Japon," *Annales des Missions Étrangères de Paris*, n° 64, 1908, pp. 207-208. なお、コンパニオンは、一八八五年に来日し、一八八九年に宣教会の本部勤務を命じられてフランスに帰国した宣教師であり、マリア会を諷刺した「トバエ」の発行を同時代に知っていたと思われる。
- (51) 「暁星学校がフランス語教育に専心する学校なら、父兄は学校に子供を送らないであろうから、ドイツ語や英語を教える学校であ

ることを知らしめるビゴアの諷刺画は、学校にとつていい宣伝になったであろう』。Clavery, Edouard, *Extrême-Orient 1940*, Paris: Les Presses moderne palais-royale, 1940, pp. 47-48. クラヴェリーの触れたクロード・ファレルの著書は『*Le Grand Drame de l'Asie* (Paris, Flammarion, 1938) である。

(52) クラヴェリーは、一九三五年に日本版画に関する著書 (*L'Art des estampes japonaises en couleurs, 1680-1935*, Paris: Les Presses modernes, 1935) を刊行しているが、この本ではビゴアの作品に触れていない。

(53) 「ポタン」は、噂話、ゴシップを意味するフランス語である。

(54) 芳賀徹他編『ワグマン素描コレクション』幕末維新事件帖ほか』下巻、岩波書店、二〇〇二年、二八、三〇、一〇二頁。

(55) エヴラールを項目に取り上げている事典には、下記のものなどがある。青山玄「エヴラール」『日本キリスト教歴史大事典』教文館、一九八八年、一八八―一八九頁。本井康博「エブラール」『新潟県大百科事典』別巻、新潟日報事業社、一九七七年、四九頁。

(56) 山本四郎『評伝原敬』上巻、東京創元社、一九九七年、三六一―四〇頁。前田蓮山『原敬伝』上巻、高山書店、一九四三年、一四五―一五五頁。エヴラールは、原敬の上海滞任時、彼に手紙（一八八四年四月三十日）を送っているが、その文面は原をカトリック信者として気遣ったものである。原敬文書研究会編『原敬関係文書』第三巻、日本放送出版協会、一九八五年、五四三頁。なお、原が明治初年に一時期学んだカトリック学校「マリン塾」は、後に『クロー

エ・ドュ・ジャポン』の攻撃を受けることになるジャンマリ・マラン神父（本論第一章）が開いていた私塾である。

(57) ヴイリオンが、一八八九年、上長のミドンに命じられて、京都から山口に転任した時期のことである。Villon, Aimé, *Cinquante ans d'apostolat au Japon*, Hong Kong: Imprimerie de la Société des Missions Étrangères, 1923, pp. 341-342. 池田敏雄『ピリオン神父：現代日本カトリックの柱石：慶応・明治・大正・昭和史を背景に』中央出版社、一九六五年、三一一―三一二頁。

(58) 一九〇八年に来日したイエズス会のフランス人神父アンリ・ブシェーも、エヴラールが死去した時、ラテン語の日記（一九一九年五月四日）に次のような言葉を残している。「エヴラール師死去。修道者の友であった。いつも多くの修道会が日本にくるよう努力した。また長年のあいだ大使館の通訳をして、たくさんの事を理解し、多くの友人があった。神の人といえる」上智大学史資料集編纂委員会編『上智大学史資料集』第一集、上智大学、一九八〇年、一六八頁。

(59) 須長泰一「フランス人医師が見た明治初期の日本―私立新潟病院初代外国人医学教師ヴィタルの旅行記『新潟から江戸へ（日本）』」『日本医史学雑誌』第四九巻、第三号、二〇〇三年、五〇六頁。

(60) トク・ベルツ編（菅沼竜太郎訳）『ベルツの日記』上巻、岩波書店（岩波文庫）、一九七九年、三六五頁。

(61) 楠家重敏『ネズミはまだ生きている―チェンバレンの伝記』雄

- 松堂出版、一九八六年、二九九―三〇〇頁。エヴラールは、一八八六年にチェンバレンと共に羅馬字学会の委員に立候補しており、この時期すでに彼との交友関係は結ばれていたのではないかと思われる。「羅馬字会の事務委員候補者」『東京朝日新聞』一八八六年二月十四日（『新聞集成 明治編年史』第六卷、本邦書籍、一九八二年、二四一頁）。
- (62) 長岡祥三訳『アーネスト・サトウ公使日記』1、新人物往来社、一九八九年、九七、一四四―一四五、一九九頁。長岡祥三、福永郁雄共訳、同上、2、一九九一年、一六六頁。
- (63) エヴラールは、一八九七年、『国民之友』の英語版『ファー・イースト』に日本社会の現況に関する仏文の記事を寄稿している。Ervard, Félix, "Coup d'œil retrospectif sur la situation impériale jusqu'à nos jours," *The Far East*, Vol. II, n° 9, september 1897, pp. 403-413; n° 10, october 1897, pp. 498-507.
- (64) 「エフ、エー、エブーラル氏」卯九会編『内地雑居ニ対スル諸大家之意見』後編、広益図書、一八九九年（稲生典太郎編『内地雑居論資料集成』第五卷〈原書房、一九九二年〉に収録）。
- (65) 「外人の併合観…エブラル氏談」『読売新聞』一九一〇年八月三十日。「羅馬法王は禱らし」同上、一九一一年十月十四日。なお、『読売新聞』が二二〇〇号を迎える時、エヴラールは同新聞社に祝辞を送っている。同上、一九一〇年十月四日。
- (66) エヴラールは、『東京朝日新聞』の訪問記者に対して、かつて年に数回宮中が上がって明治天皇に拝謁する機会をもっていたことを語っている。「老宣教師の感嘆」『東京朝日新聞』一九一二年八月一日。
- (67) 注(17)前掲書。
- (68) *Momotarô ou le premier-né de la Pêche*, Tôkyô: Kôbunsha, 1886. 石澤小枝子『ちりめん本のすべて：明治の欧文挿絵本』（第二版）三弥井書店、二〇〇五年、一〇二頁。
- (69) AMAE, CP, Japon, Vol. 35, DP n°185, J. A. Sienkiewicz au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 4 octobre 1891. CP, Japon, Vol. 37, DP n° 93, Victor Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 22 août 1892.
- (70) AMAE, Papier Agents (PA), V. Collin de Plancy, Vol. 4, J. A. Sienkiewicz à V. Collin de Plancy, Paris, 27 juin, 1892. CP, Japon 37, DP n° 93, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 22 août 1892. エヴラールは一九〇〇年にレジオン・ドヌール勲章を授与されている。
- (71) 『パリ外国宣教会年次報告』第一卷、一〇八、一二五―一二六頁（なお、この翻訳書では、エヴラールの名前が、「エヴラール」、「エヴラー」、「エヴラル」など一定していない）。「読売新聞」（一八九〇年七月二十五日）の雑報は、シエンキヴィッチ公使の避暑にもエヴラールが同行していることを伝えている。
- (72) 松風編『偉人エヴラル師断片…日本の開化に隠れた功績』『声』第七八九号、一九四一年十一月、四二頁。
- (73) フランスの第二次軍事顧問団の一員として、一八七六年から七

八年まで滞日したルイ・クレットマンは、その日記（一八七七年十二月五日）に、彼がフランス公使館でエヴラールやオズーフ神父、ポアソナードとともに、大久保利通や伊藤博文と会食をしたことを記している。Kreimann, Louis., *Deux ans au Japon (1876-1878)*, Tome 1, Marseille: à compte d'auteur, 1995, p. 127. ヴィリオン神父は、浦上四番崩れの殉教者の墓と追悼碑（一八九二年に建立）を萩に設立することを計画した時、エヴラールに対して、井上馨から県知事あてに推薦書翰を送ってもらえるように斡旋を依頼している。Villon, Aimé., *op. cit.*, p. 387. 池田敏雄、前掲書、三六一頁。

(74) AMAE, CP, Japon, Vol. 35, DP n° 185, J. A. Stenkiewicz au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 4 octobre 1891.

(75) 海老沢有道は、エヴラールが、一八七一年当時、日本の官憲に対して自身の国籍をフランスからロシアに変更して申告していたことを指摘している。行政上、エヴラールの郷里のロレーヌ地方は、普仏戦争の敗北によりロシアに割譲されていたという事情があったとはいえ、見方によっては、彼がフランス人としての愛国心を特に強く持ち合わせていなかったことのあらわれとも考えられるであろう。海老沢有道「脱走切支丹市郎右衛門一件」『維新変革期とキリスト教』新生社、一九六八年、二四〇—二四一頁。

(76) 「日本からの手紙」で、カトリック教会関連の事項を扱ったものは、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の下記の号である。一八九一年十一月十七日、十二月三日、十二日、一八九二年一月十四日、二月十一日、十六日、二十日、四月九日、三十日、五月二十

六日、六月八日、十六日、二十三日、二十八日、七月二十三日。この内、一八九一年十一月十七日の通信文が函館教区のベルリオーズ司教、一八九二年の一月七日の通信文がマリア会を扱っている他は、すべてエヴラールを批判したものである。

(77) Céard, Jean., “Collin de Plancy,” Jacques Albin Simon, Laplanche, François (sous la dir.), *Les Sciences Religieuses: Les XIXe siècle 1800-1914*, Paris: Beauchesne, 1992, pp. 153-154. 床鍋剛彦「訳者あとがき」コラン・ド・プランシー（床鍋剛彦訳、吉田八岑協力）『地獄の辞典』講談社、一九九〇年、三三三—三三四頁。ただ、「フランス使節団の通訳として北京に渡った」というジャック・コラン・ド・プランシーに関する床鍋氏の記述は、外交通訳官として北京に赴任した息子との混同からきた誤りである。

(78) Lemaire, Elisabeth., “Le Collège de l’Immaculée Conception (1852-1908),” *Bulletin de la Société historique et archéologique du XVIIIe arrondissement de Paris*, n° 9, 1997.

(79) “M. Collin de Plancy, Commissaire du gouvernement français. Satisfactions accordées à la Mission,” *Annales de la propagation de la Foi*, n° 379, 1891, pp. 423-424. Teissier du Cros, Remy., “Victor Collin de Plancy à Seoul 1888-1906,” *Culture coréenne*, n° 52, 1999, pp. 16-22.

(80) コラン・ド・プランシーは、エヴラールと彼の晩年に至るまで手紙（一九一八年八月十八日付のエヴラールの書簡が最後のもの）である）を交換しており、彼らが日本滞在中に深い信頼関係で結ばれていたことをうかがわせる。AMAE, PA, V. Collin de Plancy, Vol. 9.

- (82) AMAE, CP, Japon 37, DR, n° 25, 93, 95, V. Collin de Plancy au *Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 27 janvier, 22, 25 août 1892.*
- (82) ミシヨーがコラン・ド・プランシーに送った手紙（一八九一年十一月十一日付）と同内容の公使館批判が「日本からの手紙」『アンデパンダンス・トンキノワーズ』（一八九一年十二月三日）にも表明されていること、「日本からの手紙」の通信には、匿名に交じって彼の実名で通信文（一八九二年七月十二日、十一月十六日）が送られていること、ミシヨーは一八九二年の夏に日本を離れて仏領インドシナに移っているが、「X」署名の「日本からの手紙」も同時期に終了していることなどが、ミシヨーが匿名通信文の筆者と考えられる大きな理由である。また、同時期に『クリーエ・ダイフォーン』に筆名（「Vaccarinasen わかりません」）で連載されていた日本文化論でもエヴラールが批判されているが（一八九二年五月二十六日）、この筆名で書かれた別の通信文（一八九二年七月二十四日）には、筆者がエドモン・ド・ゴンクールから手紙を受け取り、北齋に関する伝記的情報を求められたことが語られており、この匿名の筆者がミシヨーであることは明白である。以上からして、ミシヨーが『アンデパンダンス・トンキノワーズ』と『クリーエ・ダイフォーン』の匿名通信文の筆者であることは間違いないと考えられる。
- (83) ミシヨーと同じくエドモン・ド・ゴンクールの協力者であった林忠正は、ミシヨーの提供した北齋に関する情報が誤りの多いものとして批判的であった。木々康子『林忠正とその時代：世紀末のパリと日本美術』筑摩書房、一九八七年、一七五頁。
- (84) Proschan, Frank, ““Syphilis, Opionomania, and Pederasty”: Colonial Constructions of Vietnamese (and French) Social Diseases,” *Journal of the History of Sexuality*, Volume 11, n° 4, October 2002, p. 610.
- (85) Michaut, Paul, *Contribution à l'étude des manifestations de l'hystérie chez l'homme*, Paris: G. Steinheil, 1890. ミシヨーの没年はわからなすが、彼の名前は、一九一七年まで医師の年鑑（Guide Rosenwald）に現れる。ただ、一九二二年の年鑑には、彼の名前がみられないので、恐らく、一九一八年から二一年の間に亡くなったのではないかと考えられる。以上のミシヨーの伝記的事実に関しては、フランスの歯学系大学図書館（BIUM）のベルナデット・モリトール（Bernadette Moitor）氏のご教示をいただいた。ミシヨーと日本との関わりに関しては稿を改めて論じたい。
- (86) ミシヨーの名前は、エドモン・ド・ゴンクールの『日記』に八回現れている。また、下記の博士論文が、ゴンクールに送られた彼の書簡を紹介している。Takeo, Yamamoto, «L'art japonais du XVIIIe siècle», *d'Edmond de Goncourt: genèse d'un projet interrompu (1888-1896)*, Thèse (Université Paris IV), 2007, pp. 107-118.
- (87) もっともミシヨーの日本文化の理解が極めて不十分なものであったことも事実で、『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の通信文では、『古事記』の創世神話を紹介しながら、これを仏教の聖典であると書いている。「Lettre du Japon, "Indépendance Tonkinoise, n° 354, 16 avril 1892.
- (88) なお、この筆名の冒頭に「W」ではなく、「V」が使われている

るのは、「わかりません」と「はか」をかけているのかもしれない。

(89) 一八九一年の十月頃、ミシヨーはアイヌ民族の調査のために北海道へ旅行をしている。「Introduction, Reising, Kristen (ed.), *Early European writings on Ainu culture: travelogues and descriptions*, Vol. 1,

Tokyo: Edition Synapse, 2000, pp. 61-62. "Lettre du Japon," *Indépendance Tonkinoise*, n° 295, 26 novembre 1891.

(90) Edmond de Goncourt et Jules de Goncourt, *Journals. Mémoires de la vie littéraire*, Vol. III, Robert Laffont, 2004, p. 1292. コンクールの日記（一八九六年六月三日）には、あるフランスの旅劇団が来日公演をした時、ビゴが通訳を務めた逸話をミシヨーが話したことが記されている。なお、ビゴも来日前（一八八〇年頃）にコンクールと知り合っていた。清水勲「ビゴ年譜」、一六七頁。

(91) Tuck, Patrick J. N., *French Catholic missionaries and the politics of imperialism in Vietnam, 1857-1914: a documentary survey*, Liverpool: Liverpool university press, 1987, pp. 249-250.

(92) ミシヨーの博士論文の献辞によると、彼の兄は軍人で、インドシナ植民地に赴任中、戦死したらしい。彼が、長くはない仏領インドシナの滞在時に、当地の新聞関係者と人脈をつくりえたのは、この亡くなった兄の存在が関わっていたのではないかと思われる。

(93) Vacarinasen, "Un coin du Japon: Le théâtre japonais," *Le Courrier d'Haiphong*, 26 mai 1892.

(94) 来日したプロテスタントやロシア正教の宣教師には、パリ外国宣教会のカトリック宣教師をイエズス会士と誤解している者がいた。

岡部一興編、有地美子訳『宣教師ルーミスと明治日本―横浜からの手紙』有隣堂（有隣新書）、二〇〇〇年、三九、四二頁。中村健之介『宣教師ニコライと明治日本』岩波書店（岩波新書）、一九九六年、五七―五八頁。

(95) 「イエズス会神話」を概観したものに、イエズス会のヨゼフ・ロゲンドルフによる「伝説ジェズイット考」（ヨゼフ・ロゲンドルフ編『イエズス会・再渡来五十周年を迎えて』エンデルレ書店、一九五八年、一〇〇―一三五頁）がある。また、一九世紀フランスの「イエズス会神話」を扱った研究には、下記のものがある。上垣豊「立憲王政下フランスにおけるイエズス会神話…モンロジエからミシュレまで」『史林』第八一卷、第三号、一九九八年。Cubitt, Geoffrey, *The Jesuit myth: conspiracy theory and politics in nineteenth-century France*, Oxford: Clarendon Press, 1993. Leroy, Michel, *op. cit.*, Fabre, Pierre-Antoine et Maire, Catherine (sous la dir.), *Les anti-jésuites: discours, figures et lieux de l'antijésuitisme à l'époque moderne*, Rennes: Presses universitaires de Rennes, 2010. なお、『パリ燃ゆ』において、パリ・コミューンを共感的に描いた大佛次郎は、未完に終わった晩年の大作『天皇の世紀』で、幕末フランス外交に関わったメルメ・カシオンを取り上げているが、彼をイエズス会神父と誤解したうえで、その性格を「外柔内残」で、俗人と異なるジェズイットの僧侶の性格」と形容している。この評価は、栗本鋤雲のメルメ・カシオン評に拠ったものであるが、メルメ・カシオンにイエズス会士の特性をみるのは大佛独自のものであり、彼は、何らかの形で共和主

- 義者の流布していた「イエズス会神話」の影響を受けていたのではないかと想像される。大佛次郎『天皇の世紀』第六卷、朝日新聞社、一九七〇年、三六九頁。なお、この大佛のメルメ・カシオンに関する厳しい評価は、浦上四番崩れを扱った同書「旅の話」におけるパリ外国宣教会の宣教師への高い評価と興味深い対照をなしている。
- (96) 『Lettre du Japon, "L'Indépendance Tonkinoise, n° 381, 26 mai 1892.』「クーリエ・ダイフォン」(一八九一年五月二十六日)。なお、この請願に関しては、コラン・ド・ブランシーは、東京と横浜に在住のフランス人約二〇〇名のうち、わずか二十名しか請願に署名していないと述べている。AMAE, CP, Japon 37, DP n° 93, V. Collin de Plancy à J. A. Sienkiewicz, Tôkyô, 22 août 1892. 一方、ビゴーの執筆と思われる『クーリエ・ダイフォン』の匿名記事(一八九二年十一月)では、横浜居留地のフランス人の五十一名中、四十五名の署名を集めた後、ジョルジュ・クレマンソーを通して本国の国民議会に提出されたが、その後、何の音沙汰もないままであると報じられている。AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, Annexe (III) la copie d'un article anonyme de Bigot dans *Le Courrier d'Huiphong* (20 et 27 novembre 1892).
- (97) 清水勲『「トバエ」の全体像』、一六六頁。
- (98) 『Lettre du Japon (Yokohama, 21 février), "Le Courrier d'Huiphong, 15 mars 1891.』
- (99) 『Lettre du Japon, "L'Indépendance Tonkinoise, n° 389, 8 juin 1892.』
- (100) 『パリ外国宣教会年次報告 第二卷、一九九七年、三七、二五八―二五九、二六九頁。パリ外国宣教会のカトリック宣教師は、カトリック信者の商人に対しても、日本に来るときに彼らは信仰心を失ってしまうと批判している。』
- (101) 横浜市編『横浜市史』第四卷下、横浜市、一九六八年、四一四―四一五頁。『パリ外国宣教会年次報告』第二卷、一一二、一六一―一七、一八九―一九〇頁。
- (102) 『アーネスト・サトウ公使日記』1、六二頁。
- (103) 『Lettre du Japon, "L'Indépendance Tonkinoise, n° 385, 1er juin 1892.』
- (104) AMAE, PA, V. Collin de Plancy, Vol. 4, J. A. Sienkiewicz à V. Collin de Plancy, Paris, 27 juin, 22 octobre 1892. シェンキヴィッチの低評価にもかかわらず、後年、ドートルメルはパリ東洋語学校の日本研究者になり、ジュール・アダムも日本関係の著作を出版している。石澤小枝子、前掲書、一〇〇―一〇一頁。なお、ビゴーは『トバエ』でこの二人を取りあげているので、彼らと面識があったことには間違いない。清水勲『「トバエ」の全体像』、一六四頁。
- (105) AMAE, PA, V. Collin de Plancy, Vol. 4, J. A. Sienkiewicz à V. Collin de Plancy, Paris, 24 décembre 1892.
- (106) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 93, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 22 août 1892. PA, V. Collin de Plancy, Vol. 4, V. Collin de Plancy à J. A. Sienkiewicz, Tôkyô, 10 septembre 1892. 先述したように、シショーは、エドモン・ド・ゴンクール宛の手紙で、日本美術への関心が彼を日本に赴かせたと語っている。彼がクロブコウスキーに日本行きを便宜を図って貰っていたとしても、彼は年来、来日の動機をもっていたことを考えると、クロブコウスキーが彼を

日本に呼びよせたというコラン・ド・プランシーの報告書の一文は、やや行き過ぎたのではないかと考えられる。

(107) AMAE, PA, Collin de Plancy, Vol. 4, Lettre de J. A. Sienkiewicz à V. Collin de Plancy, Paris, 22 octobre 1892.

(108) AMAE, Correspondance consulaire et commerciale, Yokohama, Vol. 4, A. Kloubukowski au Ministre des Affaires étrangères, Yokohama, 7 avril 1891. なお、クロブコウスキーは、一八九三年に日本に関する著書を変名で出版しているが、この著書から彼が日本の伝統や旧跡に関心をもっていた人物であったことがうかがえる。Dhasp, Jean, *Le Japon contemporain (Notes et impressions)*, Paris: Libraires-imprimeries réunies, 1893. なお、一八九〇年十月上旬、ビゴと親しかったプロスベル・フークは、クロブコウスキーに宛てた書簡で、あるフランス人が『ル・ポタン』の刊行前に、自身をモデルにした諷刺画を見たいとビゴに働きかけていたことを伝えている。翌年、クロブコウスキーは、ビゴの出版計画の助成依頼に関して当初好意的に斡旋を引き受けたように、彼は、この時期まで、ビゴの諷刺活動を知りながらも、特に問題視はしていなかったと思われる。AMAE, PA, Antony Kloubukowski, Correspondance diverse I. Lettre de P. Fouque à A. Kloubukowski, 13 octobre 1890.

(109) AMAE, Correspondance consulaire et commerciale, Yokohama, Vol. 4, lettre de A. Kloubukowski, Yokohama, 8 août 1891. クロブコウスキーは、ビゴの推薦を取り消した書簡で、スペイン公使に対するビゴの諷刺画については語らず、彼の芸術的才能や著作計画に対して疑義

の多いことを取り消しの理由に挙げている。

(110) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, Annexe (I): les correspondances entre le consul de Yokohama et le Ministre de France en 1891.

(111) なお、横浜領事のクロブコウスキーは、シショールやビゴによる一連の反公使館キャンペーンの中で、全く批判や言及の対象に挙げられていない。これは、エヴラールが横浜領事館で働いていたわけではないので、ある意味では当然のこととはいえ、その言及の不在はやや奇妙なほどである。また、クロブコウスキーが、一八九〇年に、インドシナから日本に転任するとき、『クーリエ・ダイフオン』（一八九〇年七月三十一日）は彼のことを極めて好意的に報じている。このような反教権主義の立場に立つものの中で、彼が批判を免れている事実は、彼が反教権主義者として名高い政治家ポール・ベールの女婿であったことが大きかったのかもしれない。また、クロブコウスキーは、フリーメーソンの会員でもあった。Ligon, Daniel (sous la dir.), *Dictionnaire de la franc-maçonnerie*, Paris: Presses universitaires de France, 2004, p. 679. 彼は、後の仏領インドシナ総督時代（一九〇八—一九一〇年）、世俗化政策をとりながらも、統治上の現実的利害から、キリスト教徒との協力を重視するようになった人物であり、心情的にカトリック教会に好意をもっていなかったことは明らかである。Daughton, James Patrick, *An empire divided: Religion, republicanism, and the making of French colonialism, 1880-1914*, New York: Oxford University Press, 2006, pp. 109-114, 117. Tuck, Patrick J. N., *op. cit.*, pp. 286-289. クロブコウスキーは、日本に関する著書で

- 日本におけるキリスト教布教の成功の可能性に関して懐疑的な考えを述べているので、横浜領事時代も、在日宣教師の活動に対して特に好意的ではなかったことが想像される。Dhasp, Jean, *op.cit.*, pp. 274-279. ただ、クロブコウスキーは、一外交官として、自己の信条は別にして、日本の宣教師とも良好な関係を保つように務めていたように思われる。ジョルジュ・ブリユレ・デ・ヴァランヌ神父は、横浜領事がカトリック宣教師に対して常に大変丁寧な (courtois) な態度を取っていると日記に書き留めてくる。 *Le Japon d'aujourd'hui. Journal intime d'un missionnaire apostolique au Japon septentrional*, Tours: A. Manne et fils, 1892, p. 362.
- (112) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 31 décembre 1892.
- (113) AMAE, PA, Collin de Plancy, Vol. 4, Lettre de V. Collin de Plancy à J. A. Sienkiewicz, Tôkyô, 10 septembre 1892. 一八九二年九月の時期、『ル・ポタン』(第二期)の第二号から五号までは出版されていたようである。
- (114) “Lettre du Japon”, *L'Indépendance Tonkinoise*, n° 389, 8 juin 1892.
- (115) クロブコウスキーは、一八九二年に帝国ホテルで行われた天長節の舞踏会や園遊会に招待されており、著書でこれらの祝賀行事の模様を描く。Dhasp, Jean, *op.cit.*, pp. 188-194.
- (116) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, Annexe (II) Les correspondances entre Bigot et Collin de Plancy en novembre 1892.
- (117) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, Annexe (III) la copie d'un article anonyme de Bigot dans *Le Courrier d'Haiphong* (20 et 27 novembre 1892). また、『クーリエ・ダイフォン』には、他にも一八九二年後半期に公使館を批判した匿名記事が掲載されているが、ビゴーの筆であることも考えられる。Microcoque, “L'influence française au Japon”, *Le Courrier d'Haiphong*, 14 août 1892. “Lettre du Japon (Yokohama, 15 décembre 1892)”, *Ibid.*, 12 janvier 1893.
- (118) AMAE, CP, Japon 37, DP n° 129, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 31 décembre 1892.
- (119) この諷刺画について、清水勲氏は、外国人神父の日本人女性に対する男性的興味を描いているのではないかと解釈している。清水勲『ビゴーが見た日本人：諷刺画に描かれた明治』講談社（講談社学術文庫）、二〇〇一年、一九二—一九三頁。
- (120) 『横浜バラード』の刊行年に関しては諸説があったが、英字新聞『ジャパン・ウィークリー・メール』*The Japan Weekly Mail*の一八九二年十一月五日の記事にこの詩画集の出版が伝えられているので、一八九二年の刊行であることは明白である。
- (121) ビゴーは、『トバエ』の諷刺画で、『ジャパン・ガゼット』と同じ立場に立って日本政府を批判していたことがあり、同紙の主張に共感をもっていただと思われる。清水勲「解題」芳賀徹他編『ビゴー素描コレクション：明治の世相』第二巻、岩波書店、一九八九年、一四〇頁。
- (122) “Lettre du Japon”, *L'Indépendance Tonkinoise*, n° 389, 8 juin 1892; n° 402, 23 juin 1892.

(123) 表紙に記載された販売場所は、第二号では、横浜六十二番地のアンドレ宅、神戸五六番地の居留地ホテル、同八十番地のオリエンタル・ホテル、大阪のユニオンクラブ、京都の京都ホテル、東京の東京ホテルであり、第三号から六号までは、横浜五十一番地のカルティ宅、同一三三番地のサルデーニュ宅、神戸五六番地のオテル・デ・コロニー（居留地ホテル）、同八十番地のオリエンタル・ホテルとなっている。定価は、第五号のみ二円で、それ以外の号は一円五十銭である。

(124) エレーヌ・コルヌヴァン“Georges Bigot: L'artiste aux deux visages”「ジョルジュ・ビゴ―の顔を持つ画家」(杉村浩哉、前堀信子訳)、酒井忠康、杉村浩哉、小松崎拓男編集『ジョルジュ・ビゴ―展：明治日本を生きたフランス人画家』読売新聞社・美術館連絡協議会、一九八七年、二六、三二頁。

(125) 第二号は一七頁、三号は一六頁、四号は一六頁、五号は一五頁、六号が二〇頁である。なお、著者が原本を見したのは第六号のみであるが、この号の諷刺画には全て彩色がなされている。

(126) “Lettre du Japon,” *L'Indépendance Tonkinoise*, n. 389, 8 juin 1892. 「エラール」の周囲に屍を置く趣向は、同号の他の頁(II-16)でも行われている。

(127) 『ル・ポタン』作中のコミュニナルに関して、コラン・ド・ブランシーは、外交報告書で、「ギベール」という人物をモデルにしていると述べているが、彼に関して具体的な説明を行っていない。恐らく、それは外交当事者にとって説明の必要のない人物であった

ことを示している。当時、在日公使館には同名の通訳官(アメデ・ギベール Amédée Guibert) がいたので、ビゴ―の製作動機から考えて、この人物である可能性が高いと思われる。このギベールの名前は、一八九二年度の東京在住フランス人の名簿に確認できる。

AMAE, Correspondance consulaire et commercial, Tôkyô, Vol. 9, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 27 janvier 1893.

(128) Dixmier, Michel, Lalouette, Jacqueline, et Pasmonik Didier., *La République et l'Église: Images d'une querelle*, Paris: La Martinière, 2005, pp. 34-37.

(129) Jacquemet, Gérard., *Belleville au XIXe siècle du faubourg à la ville*, Paris: Editions de l'École des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 1984. Ch. VIII: Un bastion du socialisme.

(130) AMAE, CP, Japon 37, DP n. 129, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 31 décembre 1892.

(131) こゝでビゴ―に作品を参照されているジャン＝ポール・ローランスは、反教権的な主題(異端審問官など)を好んで取り上げるフランス人の画家であった。Françoise, de Vergnette., “Portrait de Jean-Paul Laurens en homme exemplaire,” *Jean-Paul Laurens, 1838-1921: Peintre d'histoire*, Paris: Réunion des musées nationaux, 1997, pp. 66-67.

(132) なお、ヴォジラール通りの近辺には、マリア会の経営する名門校スタニスラス学園があった。ビゴ―は、マリア会とマリスト会を混同していたので、マリスト会と書きながらもスタニスラス学園を念頭に置いていた可能性も考えられる。ビゴ―の読んでいた可能性

のあるアリアンス・フランセーズの会報は、暁星学校を「パリのスタニラス学園の分校」として紹介している。*Bulletin de l'Alliance Française*, n° 42, 1892, p. 124.

(133) 『ル・ポタン』の第二号には、カトリック教会の神父や修道士が、教会の火事の消防につとめる場面(II-12)がある。普仏戦争時、コラン・ド・プランシーの母校である聖母マリアの無原罪学園のイエズス会神父達は、救急隊員としても活躍していたので、これを諷刺したものと考えられる。Lemaire, Elisabeth, "Le Collège de l'Immaculée Conception pendant la guerre de 1870 et la Commune," *Bulletin de la Société historique et archéologique du XVème arrondissement de Paris*, n° 10, 1997, pp. 28-29. また、ビゴーには、一八九二年三月、在日フランス公使館のほや騒ぎの際、マリア会士が消防に駆け付けたことも念頭にあったであろう。"Fire at the French Legation," *The Japan Weekly Mail*, 26 March 1892.

(134) 『ル・ポタン』の別のある場面でも、登場人物(「ベルシー」)が、「エラーール」に向けて、「あなたの宣教師団とマリア会」と語る箇所があり、ビゴーが「パリ外国宣教会」の名称を知らなかったことが確認できる(Ⅵ-11)。なお、ビゴーも署名したと思われるエヴラールの外交通訳官の罷免を求める在日フランス人の請願書(一八九二年五月九日)には、「外国宣教会 Missions étrangères」の一文が見えるので、当時のフランス人が全くパリ外国宣教会の名前を知らなかったわけではなかったであろう。

(135) "Lettre du Japon," *L'Indépendance Tonkinoise*, n° 389, juin 1892.

(136) 『仏文雑誌』に関する研究論文には、下記のものがある。白鳥義彦「明治期の日仏関係と『佛文雑誌』」「日仏教育学会年報」第二八号、一九九九年。Jiro, Iwatani, "La publication de la *Revue française du Japon* (1892-1897): l'infructueuse tentative d'un juriste français, conseiller auprès du gouvernement japonais," *Japon Pluriel* 3, Arles: Editions Philippe Picquier, 1999. なお、雄松堂から同誌の復刻版(二〇〇七年)が出版されている。

(137) ただ、ミシヨは、『仏文雑誌』に触れたこの記事で、ボアソナードに対して全く言及していない。『アンデパンダンス・トンキノワーズ』の匿名通信文(一八九二年六月二十八日)で、彼は、ボアソナードの編纂した民法典が帝国議会で受け入れられなかったことを嘆いている。恐らくミシヨは、在日フランス人の中で日本政府に対して最も大きな影響力をもつボアソナードに対して、敬意をもっていたのであろう。なお、『クーリエ・ダイフォン』は、一八九三年一月五日にも、『仏文雑誌』(第十一号、一八九二年十二月)に掲載されたインドシナ植民地関連の記事を批判的に取り上げている。"Les Français en Indochine par un officier français," *Le Courrier d'Haiphong*, 5 janvier 1893.

(138) 『ル・ポタン』では、「ヴォジラール雑誌」の購読予約者には、特典としてルルドの水を入れた瓶が進呈されるというような諸諺も行われている(Ⅳ-7)。このような趣向が取られていたため、蛭原八郎のように、ビゴーが当時横浜で発行されていた欧文のカトリック新聞を諷刺したのではないかと誤って推測している例も存在す

る。蛭原八郎、前掲書、一五二頁。

(139) 『パリ外国宣教会年次報告』第一巻、聖母の騎士社、一九九六年、一九七頁。パリ外国宣教会の『年次報告』でも、『仏文雑誌』に関して報告されている。同上、三二〇頁。ただ、同書の翻訳では、仏学会は、「日仏協会」と訳されている。

(140) Michel, Ernest, *op.cit.*, p. 267. 一八九一年に来日したフランス人旅行者は、東京仏文会（仏学会の前身）で、ボアソナードが自由思想を批判し、キリスト教を擁護する講演を行ったことを旅行記に書いている。

(141) 白鳥義彦、前掲論文、四九頁。

(142) 安岡昭男「仏学会に関する基礎的研究（Ⅱ）——仏学会の活動／会員名簿——」『法政大学文学部紀要』第四三号、一九九七年、一五一頁。この仏学会には、マリア会のヘンリックも来日後に入会している。同上、一五二頁。Ambrogio, Albano (ed.), *op.cit.*, pp. 124-125.

(143) *Compte rendu de la 5ème Assemblée générale de la Société japonaise de Langue Française (Séance du 18 Novembre 1891)*, 1892, pp. 1, 4.

(144) “Chronique (l'abbé Eyraud)”, *Revue française du Japon*, n° 21, 1893, pp. 321-323. 『仏文雑誌』に無署名で掲載されている法律や法令の翻訳は、大部分、エヴラール神父が関わっていたのであろう。フランシスク・マルナスも、著書『日本キリスト教復活史』（みすず書房、一九八五年）の緒言で、エヴラールから日本の法令の仏訳で協力を受けたことに感謝の意を述べている。

(145) ビゴーは、『ル・ポタン』の第五号で、ボアソナードの起草し

た民法典が帝国議会に通らなかったことをとりあげているが（V-9、10）、この諷刺が在日フランス人社会の間で大きな反響を呼んだことをコラン・ド・ブランシーは外務省に報告している。AMAF, CP, Japon 37, DP n° 129, V. Collin de Plancy au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 31 décembre 1892. この箇所画（V-10）は、横浜開港資料館の「来日一〇〇年記念 ビゴー展」（一九八二年）の展覧会カタログ（非売品）で紹介されている。なお、ビゴーは、『仏文雑誌』（第四巻、第三号、一八九五年三月）に挿絵を三葉寄せているが、これはボアソナードがフランスに帰国した後のことである。

(146) Claude, Maitre, “Un japonologue français: Noël Périn” *Japon et Extrême-Orient*, n° 4, 1924, pp. 294-295.

(147) 『ル・ポタン』の諷刺画に現れる神父たちの服装に注意すると、「エラーール」に率いられる修道士がフロックコート姿で描かれているのが目に付く（II-6、12）が、彼らは、マリア会の修道士を表していると思われる。『トバエ』の画で、マリア会士がスタータン姿で描かれていたことは先に見た通りであるが、『ル・ポタン』を見る限り、この時期、フロックコートを着用していたマリア会士が一般的になっていたのであろう。ただ、日本のマリア会士がフロックコートを常用しはじめた時期に関しては諸説があつて定かではない。Cf. Lebon, Pierre, “L’apostolat par l’éducation au Japon.” *L’apostolat missionnaire de la France*, II^e série, Paris: Pierre Tequis, 1926, p. 213. J・ヴェルニエ『日本マリア会史 一八八七年—一九三七年』マリ

- ア会、一九八七年、四九頁。
- (148) 「ヴォジラール学校」の内壁には「くたばれ共和政フランス」(A bas R.F.)、「アンリ四世万歳」などの落書きが描かれている。
- (149) 「Lettre du Japon», *L'Indépendance Tonkinoise*, n° 389, 8 juin 1892. 前掲注(127)の東京在住フランス人名簿による。
- (150) 「Lettre du Japon», *Ibid.*, n° 389, 8 juin 1892.
- (151) 先述したように、『仏文雑誌』は、日本におけるカトリック教会の教階制の成立について、第三号(一八九二年五月)で取り上げている。「La hiérarchie épiscopale au Japon», *Revue française du Japon*, n° 3, 1892, pp. 87-88.
- (152) 『トバエ』(第四八号、一八八九年二月一日)では、マリアンヌが、日本(日本人の子供で表されている)を導いている画が掲載されている。清水勲『「トバエ」の全体像』、一五八頁。
- (153) 及川茂氏は、ビゴーがフランス帰国後に多数のエピナール版画を製作していたことを明らかにしたが、その時期の彼の作品にはキリスト教に関連した物語を題材にしたものが確認される。及川茂『フランスの浮世絵師ビゴー・ビゴーとエピナール版画』木魂社、一九九八年、一二四、一三一、一四八頁。この民衆向けの版画に関わっていた時期(一九〇六―一九一六年)、ビゴーがキリスト教に好意的になっていたのか、もしくは反教権的な感情をもちながらも生計のために割りきって製作していたのかどうかは、定かではない。
- (154) 他にも Ignorant brothers & com (I-10) という Ignatius Brother を皮肉ったような字句もみられる。
- (155) Lalouette, Jacqueline., *La République anticlericale XIXe-XXe siècles*, Paris: Seuil, 2002, pp. 311, 347-348.
- (156) エヴラールの一時帰国の際、『仏文雑誌』の時評は、エヴラールの送別の見送りにフランス公使一家や同僚の宣教師たちをはじめ、欧米人や日本人の多くの知友が集まってきたことを伝え、それを彼の人の洗練された社交性(urbanité)に帰している。「Chronique», *Revue française du Japon*, n° 21, 1893, pp. 321-322.
- (157) 『パリ外国宣教会年次報告』第一巻、二七三頁。先述したように、パリ外国宣教会のコンパニオン神父(彼は、一八八九年、『ル・ポタン』の発刊前の時期に、パリに帰国している)が、一九〇八年、ビゴーのマリア会に対する諷刺画に言及した際、それが『トバエ』に掲載されていたにもかかわらず、『ル・ポタン』に掲載されていたと誤解していた。この事実は、彼の記憶の中でマリア会への諷刺とエヴラール神父への諷刺とが混同されていたためと考えられるので、宣教会本部にもこの出来事の情報は何らかの形で伝わっていたと考えられる。
- (158) 清水勲氏は、現存しているビゴーの雑誌にフランス公使館の蔵書印の押されたものの確認できることや、『トバエ』にシェンキヴィッチ公使を描いた画の存在することから、ビゴーが公使館と密接な協力関係にあつて、公使館が彼の諷刺活動をフランスの対外的プロパガンダとして評価していた可能性を指摘し、『トバエ』の刊行に際して、ビゴーは公使館から経済的援助を受けていたのではないかと推測している。清水勲『「トバエ」の全体像』、一六〇、一六二、

一六六頁。しかし、以上の論述でわれわれが確認してきたように、ビゴはシェンキヴィッチやコラン・ド・プランシーから要注意人物とみなされていたのが実情であり、公使館が彼の刊行物を所蔵していたとすると、それはビゴが監視対象となっていたがために彼の諷刺画が集められていたと解釈するほうが妥当であろう。

(15) AMAE, CP, Japon 38, DP n° 7, Lettre à J. A. Sienkiewicz, Paris, 18 mars 1893. ビゴを仏領インドシナの裁判所に召喚すべきであるとするコラン・ド・プランシーの意見に対して、ある本省職員の見解(無署名)がシェンキヴィッチに送られているが、ここでは、ビゴの処分としてこの措置は適切ではなく、むしろ日本から彼を放逐する方がいいのではないかという考えが述べられている。

(16) AMAE, CP, Japon 40, DP n° 50, Jules Harman au Ministre des Affaires étrangères, Tôkyô, 30 octobre 1894. この外交報告では、ビゴが『ザ・グラフィック』誌の特派員として、『タン』誌の特派員のヴィルタール・ド・ラゲリーと『フィガロ』紙の特派員のフェルナン・ガネスコと共に中国に行ったことが述べられている。『シヨッキング・オ・ジャポン *Shocking au Japon*』の著者であるガネスコに關しては、同書の絵を描いたビゴと同一人物であるという説が唱えられたことがあった(山口順子「ビゴ研究の流れ―研究書目補遺とともに」『郷土よこはま』第一〇一号、一九八四年、四頁)が、ガネスコとビゴの動向に關して彼らの名前を挙げて報告しているこの外交文書は、両者が別人であることを公的に示したものである。

(16) AMAE, CP, Japon 44, DP n° 175, Jules Harman au Ministre des

Affaires étrangères, Tôkyô, 9 août 1895. この外交報告では、書名は挙げられていないが、ビゴが『極東における古き英国』*Old England in the Far East* (一八九五年)を出版したことが報告されている。

蒋介石の人格形成と日本

黄 自 進

一、はじめに

蒋介石（一八八七—一九七五）は生涯にわたって、自分の成長経験をとり上げ、国民を激励する講演あるいは訓示を行っていた。そこでよく取り上げられたのは、母の教訓と新潟県高田連隊での軍人生活であった。八歳の時に父を失った蒋介石^①には、いわゆる家庭教育が当然母の教訓しかなかった。高田連隊の軍人生活が母の教訓と肩を並べて論じられたことは、彼の生涯に日本での留学経験^②がいかなるウエイトを占めていたのかを窺わせるだろう。

本稿は、こうした認識に鑑みて、蒋介石の日本での留学経験、さらにその後の来日経験を合わせて考察することにより、青年から壮年に至るまでの彼の人格形成における日本の位置づけを明らかにしようとするものである。

二、留学期

蒋介石が最初に日本へやってきたのは、一九〇六年四月のことで、一九歳のときであった。東京にある語学専門の清華学校に半年間通って日本語を学んだが、その後帰国した。蒋介石としては軍事を勉強するつもりで来日したのだが、本国の陸軍部の推薦がない限り、日本の軍学校には入学が許可されることがわかったために帰国したのである。^③

このときの滞在は半年にすぎなかったが、来日の成果は小さくなかった。同郷浙江省の先輩である陳其美（一八七八—一九一六）を知ったことは、そのひとつである。また、陳其美の仲介により、宮崎滔天（一八七〇—一九二二）の自宅で孫文（一八六六—一九二五）にも出会った。^④ そのときの日本滞在では、孫文との交流は生まれな

かったが、中国は革命するしかない、という孫文の思想に関心を寄せ始めることになったのである。

二回目の来日は一九〇八年の三月である。今度は軍人留学生として日本にきた。前回帰国した蒋介石は、日本で軍事を学ぶ夢をかなえるために、清国の軍学校に入学し、この軍学校で日本留学組に抜擢された。こうして日本で入学したのは、「振武学校」であった。

振武学校は東京の新宿にあったが、その所在地には現在、東京女子医大がある。振武学校は一九〇三年に創立された、清国政府から派遣された軍人留学生専用の予備学校であった。その学校運営は、委員長の福島安正陸軍少将をはじめ、学生監察官は木村宣明陸軍大佐であるなど、日本の現役武官によってなされていた。⁽⁵⁾

表1に示したのは、蒋介石が振武学校で学んだ科目である。⁽⁶⁾

この科目に示されているように、三年間の授業で、最も多くの時間を費やしたのは日本語の一七三四時間であり、これは全授業時間の三九・七%を占めている。次が理数系科目の一三一六時間で、三〇・一%である。軍事に関する科目は第三番目であって八八〇時間、二〇・二%を占めるだけにすぎなかった。

しかも、わずかに二割ほどの軍事課程のうち、実に七割が体操であったから、軍事訓練といっても身体を鍛えることが中心である。したがって、振武学校は軍学校というものの、かなり普通の中学に近いものであったと考えられる。

表1 振武学校の課程科目

普通学課程		軍事課程		科目	授業回数 (時間)	合計 (時間帯)	総計 (時間帯)
数学(算術、代数学、幾何学、三角法)	九一二	日本語	一七三四	典令教範	二六五	八八〇	四三六五
歴史、地理、地文	二四六	体操	六一五	図画	一八九		
物理、化学	三〇〇			博物(包括動物、植物、生理衛生、礦物)	一〇四	三四八五	

ところで、日本へ来る前に、中国古典文学中心の教育を受けていた蒋介石としては、この三年間の中等学校教育が、現代科学文明の洗礼を受けた最初の経験となった。

また、この三年間の教育が、日中両国文化の差異探求の始まりでもあった。図1は、蒋介石が勉強した地理学教科書の内容の一部である。

男の弁髪と女の纏足は、中国人社会の風習である。特に纏足の習



図1 蒋介石が使った地理学の教科書（矢津昌永『新撰外国地理』東京、丸善株式会社、1901年、40頁）〔国立国会図書館近代デジタルライブラリー蔵〕

慣は何百年にもわたって受け継がれていた。足が小さければ小さいほど魅力的な女性だと考えられており、足が大きく育たないように小児のときから足指を布で固く縛り、発育をおさえたのである。この結果、足の骨が図に描かれているように変形してしまい、あまり歩けない人さえあったと教科書は伝えている。⁷⁾

女性の纏足は当たり前のことであると思つて育つてきた蒋介石は、この図を初めて見たときには驚いたに違いない。生涯を通じて蒋介石は、中国の伝統を科学的視点から見直す必要があると主張したが、その原点にはこの図から受けた衝撃があつたのではないだろうか。

一方、歴史の科目は、東洋史と西洋史に分かれていた。東洋史は、中国史を中心としたもので、西洋史は、西洋諸国の歴史を中心とす

るものである。それぞれ教科書の著者は別であるが、盛衰興亡を焦点とした書き方は同じである。つまり、東洋史では、中国の易姓革命による各王朝の興亡を論じていたが、⁸⁾西洋史では、各地域文明の興廃が検討されていた。⁹⁾また、ダーウインの進化論を基に「適者生存」という観点から、文明の盛衰を指摘するものであつた。

すなわち、各時期にはそれぞれの時代の要求というものがあつたが、その時代の期待に応えることができるものだけが生き残る、という書き方は、東洋史と西洋史の教科書に共通であつた。近代の場合、アジア諸国が西洋列強に支配され、中国は列強の進出を受けていたが、そればかりではなく日本も列強に脅かされている、ということがこの時代の趨勢であつた。したがって、このような時代の挑戦に答えられるかどうかによつて、日本という国の運命が決まるといふのである。

いいかえれば、西洋諸国がアジアに攻めてきている以上、彼らのやり方が正義かどうかを論じることより、むしろ日本がどのように時代の挑戦に対応すべきかを検討することのほうが重要である、とこれらの教科書は述べている。

歴史の検討においてもつとも大切なことは、是と非とを理解することである、という考え方に立って孔子は中国の古典的史書『春秋』を編集した。したがって、是と非という価値観を基準として歴史を振り返るといふことが、中国のインテリの歴史の見方である。

ところで、一九世紀以降に中国が関わったすべての紛争は外国に責任がある、というのが中国人の考えであった。つまり、既定の秩序を破壊したのは、中国ではなく敵国のほうであった。しかし、教科書から見る限り日本人の歴史観は、このように是非を論じるより、時勢はどのようであったかを客観的に認識することのほうが重要である、というものであった。

蒋介石には、生涯を通じて一貫して、日本に学ぶべきであるという論調が見られる。「天は自ら助くる者を助く」ということが、蒋介石が長年にわたって日本を観察して得た結論であったし、同時に、彼が中国人に対して、日本に学ぶよう呼びかけた動機でもあった。蒋介石がこのような結論に達したことも、日本人の歴史観と関係があるだろう。

蒋介石は、一九一一年一月に振武学校を卒業した。卒業時の成績は一〇〇点満点中六八点で、六二名の卒業生中で五五番目であった。¹⁰このように成績からすれば、目立った存在ではなかったが、革命運動にはこのほか熱心であった。

一九〇八年、振武学校に入学した年に、蒋介石は秘密結社「革命同盟会」に入会している。入会を仲介したのは、同郷の先輩、陳其美であった。¹¹この入会をきっかけに、蒋介石は人脈的に陳其美の直系になったといえる。また、蒋介石は夏休みを利用して帰国すると、上海の革命組織にも参加していた。

ところで、当時の陸軍における士官養成の制度によると、陸軍士官学校に入学するには、事前に一年間の入隊経験が必要であった。中国の軍事留学生にも同じ経歴が要求されていたので、蒋介石はこのルールによって、振武学校卒業後二月五日に、砲兵を目指して、新潟県高田町（現・上越市）の第十三師団野戦砲兵第十九連隊に士官候補生として配属された。¹²

明治年間の陸軍教育史によれば、野戦砲兵としての一年間の教育内容は表2のとおりである。¹³

蒋介石も表2にしたがって、一九一一年六月一日に上等兵に昇進した。次いで二か月後の八月一日には伍長に進んだ。¹⁴さらに制度にしたがえば、二月一日には軍曹になった上で、その後士官学校に入学するはずであった。

つまり、士官候補生は一年間の入隊経験が完了すると、改めて士官学校に入学するのである。そこで一年半勉強して、卒業すると、もう一度前に所属していた連隊に戻ることになる。さらに見習士官として半年間にわたる実習の後、満期になるとただちに少尉に任官するのである。¹⁵

ところが、蒋介石が伍長であった一九一一年一月一日に、辛亥革命が勃発した。この報に接した蒋介石は、革命に身を投じるため、連隊の研修をやめて帰国することを決意した。上海に到着したのは一月三日であったが、連隊から無断退出したため、一月

八日に陸軍大臣・石本新六から除隊処分が通告された。同期六二名の研修生のうち同じ理由で処分されたのは、蒋介石を含めて三名し

表2 野戦砲兵一年間の教育内容

野戦砲兵一ヶ年間教育順次表	学期		
	学術	年次	
	術科	初年兵	二年兵及三年兵
		初年兵	二年兵及三年兵
学科	初年兵		
聯隊長ノ檢閲	第一期		初年兵及三年兵
	十二月上旬ヨリ三月下旬迄 徒歩教練 體操 砲操法 照準法 拳銃ノ操 法及射撃 部隊教練 (中隊) 野外演習		同上ノ課 同 馬術 馭法教練
勅諭 読法 各兵種ノ識別及性能 部隊編制ノ概要 上官ノ官姓名 武官ノ階級及服制 勳章ノ種類及起因 軍隊内務書ノ摘要 陸軍札式ノ摘要 陸軍刑法懲罰令ノ摘要 武器乘馬具馭馬具 被服装具ノ名称裝法 及手入法 馬体ノ名称手入及飼養法 彈藥及火具ノ種類 取扱法ニ其効用ノ大意		初年兵第一、第二期ノ課目	
野外要務令ノ摘要			

備考	第四期	第三期	第二期
	十一月下旬迄	十月中旬迄	七月下旬迄
	秋季演習	第一期、第二期ノ課目 部隊教練(聯隊)射撃	第一期課目 部隊教練(大隊)馬術 馭法教練(大隊)工作 游泳及水馬術
	師団長ノ檢閲	同上	第一期課目 部隊教練(大隊)工作 游泳及水馬術
一、第一期中野砲兵ハ馬術、山砲兵ハ馭法教練ヲ教ユルコトヲ得 二、野砲初年兵ノ部隊教練及野外演習ハ第一、第二期ニアリテハ馭法ヲ除ク 三、北海道、弘前及金沢屯在ノ聯隊ニアリテハ第一、第二期ヲ合シテ教育シ其第一期檢閲ヲ四月ニ於テ行フコトヲ得 四、二三年兵ハ游泳水馬術ト共ニ漕艇術ヲ行フコトヲ得 五、照準手ノ撰抜檢査ハ射撃演習前ニ於テ終ルヲ要ス 六、第三期ノ射撃ハ第四期ニ於テ行フコトヲ得 七、砲兵旅団ニ於ケル第三期ノ檢閲ハ該旅団長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得 八、三年兵ニハ適宜ノ時機ニ於テ騎銃ノ機法及射撃ヲ教ユヘシ又拳銃射撃ハ第二若クハ第三期ニ操下ケ施行スルコトヲ得		聯隊長ノ檢閲 第一、第二期ノ科目 同右	衛兵勤務 馭馬具名称裝法及手入法 馬学摘要 工作物ノ名称及構造 火工術ノ摘要 赤十字条約ノ大意 救急法ノ概要 聯隊歴史ノ大要
		同右	同右

かない¹⁶ということとは、彼の革命に対する熱意が人並み以上のものであったことを窺わせる。

この除隊によって、蒋介石の日本における正式の勉強、訓練は終わった。しかしながら、その後の蒋介石が中国に近代的な軍隊を建設し、あるいは国家統治を担当する上で、この日本の軍隊における生活経験から啓発されたことの意義は大きかった。

蒋介石がこの経験から学んだことは、軍人は国家命令に従うことを絶対とすべきであること、軍人に対する政治的な訓練は、軍人を勇敢に戦場へ向かわせるための秘訣であること、兵営は職業学校の役割も果たすもので、入隊した兵士には皆、技術を習得する機会を与えるべきであること、等々である。これら国民政府軍の建軍にあたって取り入れられた理念や制度は、いずれも日本滞在中の経験から得たものであることを、蒋介石は後に語っている。¹⁷

三、青年期

辛亥革命に参加するため、日本から中国へと飛んで帰った蒋介石は、一月三日に上海周辺の杭州での蜂起に参加した。そこで蒋介石は決死隊の隊長になり、杭州制圧に一役買った。その後、新しい上海都督・陳其美の下で第五連隊の連隊長に任命され、革命軍兵士の訓練にあたった。¹⁸ただし、この職にあつたのはわずか二か月ほどにすぎない。というのは、蒋介石は革命党内部の闘争にまきこまれ

たため、この職を辞せざるを得なくなったからである。

実は、革命党陣営の中にもいろいろな派閥があつた。たとえば、当時は上海を地元とする光復会のリーダー、陶成章（二八七八—九二二）が浙江都督を目指しており、陳其美の打倒を考えていたのである。これに対して、陳其美直系の蒋介石は、陳の地位を守るために、一九二二年一月一五日に部下一人とともに陶を暗殺した。¹⁹

権力闘争のために、革命の同志を殺害したことに對して、光復会からの反発は大きかった。彼らの復讐を避けるため、蒋介石は日本に逃れた。ここで特筆に値することは、日本に避難した蒋介石が、密やかで消極的な生活をするのではなく、むしろ、いかに周囲の環境を活かして自分の成長に役だてようかと考えていたことである。

蒋介石が東京で『軍声』という雑誌を創刊したことは、彼の人生における再出発となつた。一九二二年一月二〇日に上海の『民立報』に次のような出版広告が掲載された。「日本偕行社記事の例に倣い、さらに若干の変化を加えたものというのが本雑誌の体裁である」。²⁰

日本の偕行社は、陸軍将校の親睦研究団体として設立されたものであつたが、軍部の援助を得て月刊誌『偕行社記事』は、大衆向けにはなく、軍部の考えを将校団内部に伝え、その共通認識を養成するために発刊されていた。²¹したがって、『偕行社記事』に倣うということは、雑誌『軍声』が、有志とのネットワークづくりをも念

頭においていたことを示している。

雑誌『軍声』には、蒋介石は五篇の論文を発表した。それらは、軍政問題をはじめ、外モンゴルの独立及びバルカン半島の情勢に関する分析である。その中で、彼の対外認識を端的に物語っているのは次の二つの論文である。

一つは「革命戦後における軍政の経営」というタイトルの論文で、満州をめぐる日本とロシアの植民政策の比較分析を行ったものである。これは中華民国の成立以後、いかなる国防政策を取るべきかを主題として論述したものだ。中国の主権と領土を脅かしてきた国として、イギリスと日本、そしてロシアの三国を取り上げている。

蒋介石によれば、これら三か国は、いずれも中国に対して帝国主義的な政策を実施したが、政策の重点は国によって異なる面も見られたという。

例えば、イギリスの主な関心事は、経済利益の擁護であるが、日本とロシアは経済利益ばかりではなく、領土への野望も持っていた。さらに、満州をめぐる日本とロシアの基本政策について深く考察すると、次のような結論が得られる。すなわち、ロシアの場合、実質的な経営を行うことより、領土の獲得を優先して考える。また、武力で衝突を解決することより、むしろ脅迫で問題を解消しようとする。これに対して、日本人の満州経営は、ロシア人よりずっと地味で、なおかつ真面目であった。その結果として、日本人は満州経営

に非常に力を入れてきたため、満州を簡単に放棄するわけにはいかないだろう、と蒋介石は指摘している。

このような見方から、蒋介石は、国力から見れば日本はロシアにとても及ばないが、東アジア地域に限れば日本はロシアより実力があると論じたのである。²²⁾

また蒋介石は、外モンゴルが辛亥革命勃発直後の混乱期を利用して、一九一一年二月一日に「大モンゴル国」の建国を宣言したことに對して、「征蒙作戦に関する一試論」を発表した。蒋介石は、武力を用いて「大モンゴル国」を潰そうと考えたばかりではなく、次のような意見を述べている。

蒋介石によれば、外モンゴルへの進撃は、表面上は「大モンゴル国」を潰すための作戦であるが、実際に戦う相手はロシアである。つまり、「大モンゴル国」はロシアの傀儡政権に過ぎないので、ロシアの勢力を潰さない限り、モンゴル問題も解決できないというのであった。

対露作戦を考える際には、日本の反応も注意しなければならない。満州に対する日本の野望を念頭におけば、日本が中露衝突を利用して満州に進出しようとする可能性は相当に高い。また、日本の中国進出をきっかけとして、列国が中国を分裂させようとする流れに加わることになれば、中国は瓦解するおそれがあると蒋介石は強調した。

また、中国をめぐる国際環境を考えれば、中国が同時に日本とロシアの両国と開戦することは不可能である。したがって、ロシアとの開戦を決意するならば、先に日本との妥協を成立させる必要がある、と蒋介石は主張した。しかしながら、どのような具体的条件の下で日本と妥協するべきかについて、蒋介石は論じておらず、満州における中国の宗主権を放棄するのなれば、その他のことには何でも応じる余地がある、と述べるにとどまっている。⁽²³⁾

以上述べた二つの論文は、いずれも蒋介石が二五歳の時に書かれたものである。その意味では、青年期における彼の政治思想を表したものであるといえよう。以上述べたことから、青年期の蒋介石の日本認識を次のようにまとめることができる。

第一に、日本は、ロシアと同様に、中国に対する領土拡大の野望を持っている。第二に、日本の満州経営は、地味でおかつ真面目である。このため、日本は簡単に満州を放棄するわけにはいかない。第三に、東アジアでは、日本がロシアを上回る力をもっている。したがって、中国が領土保全のために軍事行動をとる場合、対ロシア戦の優先順位のほうが上である。つまり、勝算を考慮すれば、実力で劣るロシアに対する作戦を先に進め、日本に対する軍事行動は後にするべきである。第四に、ロシアへの作戦を遂行するためには、日本との妥協が必要である。その際、少なくとも満州における宗主権は維持しなければならないが、その他の権益は一時的に日本に譲

つても構わない、ということである。

『軍声』の売り上げが期待したとおりにいかないため、蒋介石は雑誌を休刊してドイツに留学しようと考えた。このため、一九一三年六月に上海でこの留学計画を陳其美に報告すると、陳は蒋介石の留学を思いとどまらせた。その背景には、辛亥革命後、大統領になった袁世凱（一八五九—一九一六）が革命党打破の弾圧政策に乗り出しつつあるため、追い詰められた革命党が反袁の挙兵をすることは時間の問題である、という情勢認識があった。したがって陳其美は、反袁活動のために蒋介石の手を借りる必要がある、上海で待機してほしいと要請したのである。⁽²⁴⁾

同年七月一二日、江西省において袁世凱打倒の軍事行動が起こされた。中国近代史上の、いわゆる第二次革命の始まりであった。しかしながら、列強の支持を受けられず、日本との借款交渉も失敗に終わり、また、一般民衆は革命後の政争に興味を示さず、経済界は平和をかく乱するいかなる動きにも絶対反対であったため、革命軍の主力部隊は、七月末には、圧倒的に優勢な袁世凱軍によって鎮圧されてしまった。

そうしたなか、上海では七月一日に独立宣言が出された。陳其美は自ら討袁軍総司令になり、七月二三日に上海製造局を第一目標として総攻撃をしたが、製造局をなかなか落とすことができず、七月三〇日には敗北を認めなければならなかった。ただし、この上海

戦で、かつて連隊長を務めた第五連隊の一部兵士を率いて、蒋介石が先頭に立って戦ったことで、彼の名前は戦場で知れ渡ることになった。⁽²⁵⁾

第二次革命の失敗とともに、孫文をはじめとして黄興（一八七四—一九一六）、李烈鈞（一八八二—一九四六）、陳其美などの革命のリーダーは相次いで日本に亡命したが、蒋介石もそのあとにつづいて九月一日に日本へ渡った。辛亥革命で清朝を倒してから二年も経たないうちに、民国建国の功労者である革命党が袁世凱によって一掃されてしまったことについて、革命党のリーダーたちの思いは複雑だった。

こうした逆境にあっても、新しい革命組織を築こうというのが、孫文の考え方であり、早くも九月二七日には、東京で中華革命党を創立した。⁽²⁶⁾ 孫文自らが総理（党首）になったが、入党に際して、総理の命令への絶対服従を誓うという誓約書を入れることを条件とした。このため、古くから革命運動に携わってきた者たちからは、新しい組織の構築について、孫文が独裁体制を築くことを主眼としたものであると受け止められた。このため、黄興、李烈鈞などの元老たちは入党を拒否したのである。

元老たちが入党を拒否した結果として、それまで中堅幹部であった陳其美が、党の中心的存在になった。こうして、陳其美は総務部長に任命され、党の全ての実務を取り仕切ることになった。⁽²⁷⁾ 革命

党内において陳其美の影響力が高まると、その直系である蒋介石にも活躍の機会がまわってくることになる。

一度は日本に亡命した蒋介石であったが、一〇月下旬には上海に戻り、一〇月二九日に上海で中華革命党に入党した。誓約番号は一〇二号で、中国国内での入党第一号になった。⁽²⁸⁾ しかしながら、蒋介石が帰国した本来の目的は、入党するためではなくて、討袁活動を再起させるためであった。彼は、一九一四年の初夏を目処として、武力蜂起によって上海を革命陣営の手に取り込もうとしたのである。この計画は実行直前に袁世凱政府に察知されてしまったため、多数の同志が逮捕され、処刑される結果となった。

このたびの反乱事件に対して、袁世凱は一九一四年六月一日、蒋介石を首謀者として逮捕せよという大総統令を出し、事件の嚴重な追及を命じた。⁽²⁹⁾ また、この事件について日本の上海総領事・有吉明は、今回の事件は浙江省出身の革命党員が中心となって計画したもののだが、この浙江派が上海革命党の中心的存在であり、比較的穏健で団結力があるが、元のリーダーが日本に亡命したため、今は蒋介石が中心となってまとめ役を果たした、とする報告書を七月一〇日に外務省に送っている。⁽³⁰⁾

以上のごとく、大総統令や、上海総領事の報告書に見られるように、第二次革命を通して、蒋介石は陳其美の代理人として活躍するようになっていた。外部の人間がこのように観察したばかりではな

く、革命陣営内部からも同じような見方が示されている。

上海蜂起の失敗で、再び亡命した蒋介石は、逮捕の大総統令が出される直前の一九一四年六月一二日に東京で孫文との面会を実現させた。革命党に入党してから六年を経て、この面会をきっかけとして初めて孫文との個人的なつながりができるようになった。

日本の警察の孫文監視録では、この年の六月から七月初旬の蒋介石と孫文との面会は二九回に及んでいる。蒋介石がこのように頻繁に孫文と面会していたことは、彼が孫文に重用されはじめたこと(31)の表れである。

七月一日、蒋介石は、満州のハルビンに到着した。満州への出張は、孫文からの直接命令で、北満州における蜂起の可能性を探るためであった。当時、黒龍江省では伝統的な巡防隊から新しい陸軍へと再編するため、五一歩兵大隊から一八大隊にまで削減していた。

この削減策のため、多数の兵士が解雇され、連隊長の軍事指導権も縮小されていた。そこで孫文は、元の連隊長と、解雇された兵士たちの不満を利用して拳兵しよう、という思惑を抱いていたのである。(32)

ところが蒋介石が現地に着してみると、中華革命党の満州支部としては、この件は、蜂起を名目として東京本部からお金を引き出すことを主たる目的としていることが判明した。このため、北満州での拳兵の計画は諦めざるをえなかった。

ちょうど蒋介石が満州滞在中の七月二八日、オーストリアがセル

ビアに宣戦を布告した。この宣戦を知った蒋介石は、「欧州大戦の発展傾向および倒袁政策」というテーマで、八月二日に孫文に計画書を提出した。

計画書において、蒋介石は、戦争は二国間にとどまるものではなく、必ずや全ヨーロッパを巻き込んでいくとの見通しを示し、戦争が拡大すればするほど、列強はアジアのことを顧みる余裕がなくなるだろうと論じた。このため、アジアには力の真空状態が生まれることになり、日本の中国進出を招くことは時間の問題となる。しかも、袁世凱政権は西洋列強のバックアップによって成り立っているため、列強の支持がなくなると政権の基盤は自然に弱体化する。したがって、袁政権の外交的困窮を利用して、いかにこの政権を打倒するかということが、革命党として当面検討すべき政策となる、というのである。

今までの経験では、革命派に対して袁政権が優勢な軍事力を持っていたため、各地で同時に蜂起しても、袁政権側の軍事力を分散させることはできなかった。逆にこちらの兵力が足りないため、失敗を重ねるばかりである。これらの失敗に鑑み、今後の拳兵は一か所だけに集中すべきであると蒋介石は強調した。

その拳兵の場として、彼が推薦したのは浙江省であった。地理的環境からいうと、浙江省の戦闘においては、陸軍より海軍が重要である。袁政権の海軍は弱いため、海を戦場とすることは、革命党に

とって比較的有利である。さらに、浙江省の軍隊は、それも特に中間幹部らは、殆ど革命党の理想に共感を持っている。したがって、浙江省での拳兵は、他の省と比べて軍隊から支持される可能性が高い、と蒋介石は指摘した⁽³³⁾。

この年八月一六日、蒋介石は東京に戻ったが、滞在はわずか二週間ほどで、八月三一日には再び東京を後にした。行く先は上海であった。一五日間の東京滞在において、蒋介石が孫文に会わなかった日は、二日だけである。しかも、残りの一三日間において、孫文との会見は二四回に及んだ。つまり、中には一日に二回以上、八月二四日などは、一日に四回も会ったという記録がある⁽³⁴⁾。

その上、この間に孫文は蒋介石に二万ドルを渡している⁽³⁵⁾。わずかに二か月前に初めて孫文と面識を得たばかりであったにもかかわらず、この時期になると、孫文にとって、蒋介石は不可欠な存在になっていたのである。また、頻繁な交流と大金の供与は、孫文が蒋介石の計画書を受け入れたことを示している。

蒋介石のプランが革命党の新しい政策になったことは、彼の時勢に対する洞察力を孫文が認めたことをも意味していた。それまで、蒋介石は陳其美の下において行動派として活躍していたのだが、このたびの計画書提出を通して、参謀としても有能であることが革命党内でも知られるようになった。

ところが、浙江省を新しい革命根拠地として蜂起しようとする計

画は、袁世凱政権に洩れてしまった。このため浙江省の第六旅団をもって反袁活動の策動を起こすという計画が実行する前に露見し、仲介者たちは逮捕され、上海では二百数名、杭州では三十数名の革命党員が処刑された⁽³⁶⁾。

蜂起の基礎となる組織が崩壊してしまい、再起には時間を要する事態になったため、蒋介石は再び東京に亡命した。ただし、東京に戻った蒋介石は、孫文に会うことができなかった。浙江省蜂起が失敗したため、孫文は蒋介石に不満を抱き、距離をおいたのである。

ところで、孫文に遠ざけられた蒋介石は、これで意気阻喪してしまふのではなく、かえって猛烈に勉強することで、この不遇を乗り越えようとした。彼の日記によれば、この東京での蟄居が、人生でもっとも軍事学の勉強に力を入れた時期になったという。彼は、元軍事教官の小室敬二郎指導の下で、士官学校のすべての必修科目を独学で勉強した⁽³⁷⁾。

すでに述べたように、蒋介石は士官学校への入学準備の途中で辛亥革命に身を投じて、士官学校への進学を諦めていた。そこで、この度の亡命期間を利用して、自学自習で士官に必要な教養と知識を身につけたのである。つまり、かつて辛亥革命直後の日本亡命期を利用して、軍事雑誌を編集したときと同様の生活態度を示した。すなわち蒋介石は、今回の不遇の時期においても、積極的に周りの環境を自分の成長に役立てる方策を見出し、実行したのであった。

蒋介石が孫文に再会したのは一九一五年三月六日のことであり、実に七か月ぶりであった。このきっかけをつくったのは陳其美である。陳としては、中国での革命活動がうまくいかなかった理由を、自分が現地になかったせいであると考へ、中国へ戻ることを決意していた。そこで陳其美が東京を留守にする間に、本部と彼との連絡役には蒋介石が一番ふさわしい、という理由で孫文を説得することに成功したのである。⁽³⁸⁾

孫文の監視録によれば、三月以降の蒋介石との面会記録は、四月が二回、五月は三回、六月は一回、七月は二回、八月は三回、九月は三回、一〇月は二回、そして十一月は五回であった。⁽³⁹⁾この数字から見れば、両者の交流はかなり頻繁であり、蒋介石が再び孫文の信頼を取りもどしたことがわかる。

同年一月下旬になると、蒋介石の姿は上海にあった。その後、陳其美が主導したあらゆる反袁活動において、彼は陳其美の右腕として活躍した。しかし、彼らの活動が余りに目立ったことが、一九一六年五月一八日の、上海における陳其美暗殺を招くことになった。

陳其美の死は、蒋介石にはいかにも無念であった。陳其美に捧げた祭文において、蒋介石は「これより先、世の中には、あなたのように、わたしを深く理解して、大切にしてくださる人はいない」と書き始め、最後には「あなたの遺志を完成させることは、私の責任である」と誓った。

このように先輩に対する深い思いと、天下国家に対する使命感に支えられて、蒋介石はその後、陳其美の後継者として歴史の表舞台に登場することになる。彼自身の言葉を借りれば、「陳の死によって、孫文が陳に期していたものが私に期待されるようになった」のである。⁽⁴⁰⁾

四、壮年期

一九一九年一〇月一〇日、孫文は中華革命党を解散して、新たに中国国民党を組織した。この改組により、従来の秘密結社から脱皮して、国民に向けて開かれた政党に生まれ変わった。⁽⁴¹⁾一〇月二五日、孫文の命で蒋介石が日本に派遣された。

訪問の目的は二つあったのだが、孫文の友人、元満鉄理事・犬塚勝太郎が癌を患ったため、孫文の代理として見舞うことが、その表向きの目的であった。しかし同時に、国民党の成立に関する中国の最新情報を日本の友人たちに伝えることが、もう一つの目的であった。

蒋介石が上海に戻ったのは、翌月、一月一六日であるが、この間二〇日ほどの滞在で、東京を始め、横浜、京都、神戸などを回った。また、頭山満、秋山定輔などの、長い間中国革命を支えてきた友人たちにも挨拶した。⁽⁴²⁾

ところで、このような交流目的の日本訪問の大役がどうして蒋介石

石に回ってきたのかについては、彼の日本訪問の日程を検討するだけでは理解することができない。この疑問に答えるためには、まず、当時の革命陣営における蒋介石の位置づけを知る必要がある。

孫文が日本亡命を終えて中国に戻ったのは、一九一六年四月二十七日であった。雲南省で挙兵した袁世凱討伐の「護国軍」に呼応するためであった。結果的には、護国軍の挙兵が、袁世凱の急死を齎したことにより、北部を支配する袁政権支持派と南部を拠点とする反袁派の南北和解が可能になった。

しかしながら、一時的に成立した和解によっては南北対立の根本的状况を変えることはできなかった。したがって、一度は統一された中国が、民国初年に設立された国会と国家の基本法である「臨時約法」を守るかどうかをめぐって意見の対立が表面化し、再び分裂してしまった。

この結果、一九一七年八月二五日、国会と臨時約法の復活を目指す「護法」を提唱して、孫文が海軍と代議士を率いて、広州において中華民國軍政府を樹立し、大元帥に就任した。

ところで、孫文が軍政府を樹立することによって新たな政治の舞台を築くために必要な経費は、ドイツ政府からの出資によっていた。実は、護法を巡る南北の対立・衝突の原因は、第一次世界大戦に中国が参戦すべきかどうかにあった。というのは、当時の國務總理・段祺瑞（一八六五—一九三六）はアメリカの誘いに乗って、ドイツ

と国交を断絶し、さらに一歩進んで、ドイツへの宣戦まで主張していたが、この第一次世界大戦参戦政策には、大統領・黎元洪（一八六四—一九二八）をはじめ、多くの代議士が反対であった。このために両者が衝突した結果、黎元洪大統領は辞職させられ、国会は解散した。

これに対して国会の解散は不法であるとして、徹底して段祺瑞政権を糾弾するというのが孫文の立場であった。ところで、ドイツ政府から見ると、中国の参戦はぜひとも防止したいところだが、そのために頼りになるのは孫文だけであった。こうして、ドイツの中国駐劄公使フォン・ヒンツェ (Paul von Hintze 一八六四—一九四一) が、一九一七年三月二五日に帰国する前に、上海総領事のクニッピング (Hubert von Kipping 一八六八—一九三五) を通して孫文に二〇〇万ドルを提供したのである。⁴³⁾

孫文はこの二〇〇万ドルを基金とし、海軍大臣・程璧光を通じて海軍の支持を得て、軍政府を樹立したわけである。このとき、上海を中心とするかかる工作推進の責任者は蒋介石であった。⁴⁴⁾つまり、蒋介石が、各方面との折衝の任に当たり、この大金運用の事務的責任をも担ったのであった。

この重要な局面で蒋介石が表舞台に登場したことは、陳其美が生前に築いた上海の基盤を彼が受け継いだことを証明している。そればかりではなく、二〇〇万ドルという大金の取り扱いを任されたこ

とは、孫文が蒋介石をいかに信頼したかを示すものでもある。また、このとき大金の運営を担当することによって、彼は上海の金融関係者とのパイプを築くことができた。いいかえれば、蒋介石と上海金融界との関係はこの時期から深くなっていたのである。

一方、広州で成立した中華民国軍政府は、基本的に西南軍閥の武力に依拠していた。彼らが孫文を支持したのは、北京政府の統一政策に対抗するためである。つまり、彼らの主たる関心は、いかにして既存の勢力を温存させるかということにあった。特に北京政府で新しく大総統代理となった馮国璋（一八五九—一九一九）が平和論を唱え、主戦派の國務総理・段祺瑞と対立した際に、西南軍閥は馮を支持して、北京政府と平和交渉を進めることを望んでいた。

しかし、このとき孫文は、あくまでも南北統一政府の樹立は、国会と臨時約法の復活を前提とすべきであると主張した。ところが、それでは馮の法律上の地位が否定されることになるため、孫文を排除しない限り、中華民国軍政府と北京政府との平和交渉は不可能であった。⁽⁴⁵⁾

このため、一九一八年五月四日に、西南軍閥が軍政府を改組させて、大元帥という職を廃止した。結局、政治基盤を失った孫文は失意のうちに上海に去ることになった。ただし、孫文にとつて八か月間の軍政府時代は、まったく実りがなかったわけではない。少なくとも、孫文は広東省の二〇警備大隊を手に入れ、直轄の部隊として

編制することができたからである。⁽⁴⁶⁾

これらの軍の総司令は元広東省の代理都督・陳炯明（一八七八—一九三三）であったが、作戦科主任は蒋介石であった。この直轄の部隊、いわゆる粵軍^{エツ}は孫文が広州を去るとともに、福建省へと進軍した。⁽⁴⁷⁾この進軍の計画書を書いたのは、蒋介石であった。このことは、参謀としての蒋介石の一面を示すものである。

しかしながら、一九一八年三月一五日に作戦科主任に就職した蒋介石は、七月三一日に早くも辞職した。その理由は、同僚に排斥されたことにあった。これに対して、総司令・陳炯明は「わが粵軍が百敗してもかまわないが、あなたがいなくては困る⁽⁴⁸⁾」という慰留の手紙を出し、さらに、第二支隊司令官という新しい職に迎えたいと要請した。

この要請に心動かされた蒋介石は、前の辞職から一か月半余り後の九月一八日に支隊司令官として粵軍に復帰した。この新しい職を得たことよつて、蒋介石ははじめて千名の兵士を率いる司令官として、福建省の軍閥と実戦を交えることになった。

最初の戦いでは、蒋介石の第二支隊は破竹の勢いを示し、敵方から停戦を要求してきた。しかし、福建省側は一旦残兵を立て直すと、逆に五千名の兵を動員して反攻に出てきた。こうなると、敵の圧倒的な兵力に包囲された第二支隊の兵士は戦意を失い、逃げる一方であった。結局、大局を挽回できず、蒋介石は一人で戦場から脱出し

た。

この敗戦の責任をとるため、蒋介石は辞職を考えたが、陳炯明が「敗戦は、あなたのせいではなかった」と言って彼を慰め、休暇を与えた。⁽⁴⁹⁾

蒋介石は、この二か月の休暇を利用して上海にいる孫文に会いに行った。しかし、一九一九年五月二日に復帰した蒋介石は、二か月半余りのちの七月二七日に再び辞職した。理由は、やはり同僚に排斥されたからであった。

先に述べたとおり、この孫文の直轄部隊は、広東省の二〇警備大隊を再編制してできたものである。このため、士官から兵士まで、すべて広東省の出身であった。浙江省出身の蒋介石が、広東人の社会に入り込むには無理があったのである。

この現状に絶望した蒋介石は、気分転換をはかるためにドイツへ留学しようと思い、上海へ行ったところで、孫文に引き留められた。孫文に、ドイツへ行く代わりに日本へ行くようにと言われたため、犬塚勝太郎のお見舞いという名目で日本にきたのであった。

つまり、一九一九年一〇月の蒋介石の日本訪問は、傷心の蒋介石を慰めようという孫文の配慮による旅だったのである。こうした経過から、二つのことを窺い知ることができる。ひとつは、日本への旅は、蒋介石にとって、それなりの魅力があったということである。もうひとつは、孫文がいかに蒋介石を大切にしていたかということ

である。ただし、孫文はたしかに蒋介石を大切にしていたのだが、両者の公式的な関係は必ずしも順調に発展していたというわけではなかった。以下に述べるように、むしろ、常になんらかのトラブルがついてまわったといえる。

孫文が亡くなったのは、一九二五年三月一二日のことであった。その当時、蒋介石は黄埔軍官学校校長であった。ところで、蒋介石は一九二四年五月三日にこの職を得るまでに、すでに述べた二回の辞職のほかに、一〇回も辞職していた。

この都合一二回の辞職の過程を振り返ると、次のような数字に纏めることができる。一九一八年から一九一九年までの辞職は二回で、その間職務についていた期間は合計一年と二七日、つまり三九二日間であった。一九二〇年にも二回の辞職をしたが、この間の勤務は二三日間に過ぎない。さらに、一九二一年には三回辞職して、勤務日数はわずかに四日間だけで、一九二二年から一九二三年までに四回の辞職をしたが、四回合計で勤務日数は一八一日であり、最後に一九二四年には一回だけ辞職したが、その勤務日数は二八日であった。⁽⁵⁰⁾

このように、蒋介石が、辞職してはまた復帰するということを繰り返していたことは、何を示しているであろうか。それは、蒋介石には革命の大業に身を投ずる意欲があるものの、彼の希望と現実の職務との間に常にギャップがあったということである。また、こ

れほど辞職に次ぐ辞職を繰り返したにもかかわらず、その都度、次の任務が与えられたということは、孫文の側が、蒋介石の実力と忠誠心を高く評価していたことである。このため、蒋介石は辞職する毎に、前と比べてよりよい条件が提供されて復帰が求められたのであった。

こうして、蒋介石は一二回の辞任を通して、そのたびに昇進しつづけることになった。しかし、蒋介石と革命陣営との葛藤を探ると、彼の思惑と革命陣営内部の権力闘争、さらには革命を巡る中国全体の時勢をも垣間見ることができると。

さて、蒋介石が一二回にわたって辞職を繰り返した過程を検討するに際して、この間を三つの時期に分けることができる。その第一期は、一九一八年三月から一九二〇年一月まで、粵軍が孫文の直轄部隊として奮戦した時期であった。中堅將校であった蒋介石は、粵軍内部の地域主義に困惑させられ、同僚に排斥されたため、辞職したのであったが、こうしたときに彼の留任を求めたのは、先述のとおり粵軍の総司令・陳炯明であった。

第二期は、一九二一年二月から一九二二年四月まで、粵軍が西南軍閥を破って広東省に戻ったのちの時期であった。粵軍の勝利によって、一九二〇年一月に孫文は広州で改めて軍政府を再組織し、翌年四月に非常大總統に就任した。ところが、軍事の大権を握った陳炯明は、次第に軍閥化の傾向を強め、一九二二年五月に孫文が北

伐を開始しようとする反乱を起こした。このため、孫文は再び上海に逃げるしかなかった。

この時期の蒋介石は粵軍の中心的幕僚になっていたが、陳炯明の軍閥化に対する不満があったため、抗議の手段として、彼は辞職したのであった。このとき、彼の留任、あるいは復帰を求めたのは、孫文をはじめとして廖仲愷（二八七七一―一九二五）、胡漢民（一八七九―一九三六）、汪兆銘（一八八三―一九四四）などの国民党元老たちであった。つまり、この頃に蒋介石の実力を認めていたのは、孫文だけではなかったのである。

第三期は、一九二二年一〇月から一九二四年二月にかけての時期であった。このころ、孫文は西南軍閥と手を組んで陳炯明の粵軍を破り、三度目の広州入りを果たしていた。そして、彼はソ連の援助を受け入れ、共産党との合作によって、第三次広州政府を再建した。

この政府は、コミンテルンの指導の下に、ソ連式の民主集中制や政治委員制を取り入れたばかりではなく、国民革命軍及び黄埔軍官学校を創設し、農民運動の活動家養成のための農民運動講習所と宣傳講習所の設立などを進めた。⁵²⁾

この時期、蒋介石は軍の幕僚長でありながら士官学校創設の準備委員会委員長でもあった。しかし、それでも自分の実力を完全に発揮できる条件が整っていないとして四回にわたって辞職した。このたび彼の留任を求めたのは、孫文、廖仲愷、胡漢民、汪兆銘などの

国民党元老に加えて、許崇智（一八八七—一九六五）、楊庶堪（一八八一—一九四二）、鄒魯（一八八五—一九五四）など軍と党の最高幹部らであった。つまり、第二期とくらべて彼の声望はさらに高まっていたことが窺える。彼に期待を寄せる広い支持者がいたからこそ、彼は黄埔軍官学校という舞台を手に入れて、希望通りに軍隊を築き上げる機会にめぐまれることになったのである。⁽⁵³⁾

それにしても、このように辞職すればするほど人望が高まっていことは尋常ではない。この点について、どのように理解すればよいのだろうか。そこで、彼の再三にわたる辞職劇を改めて検討することにより、国民党内部の権力構造を明らかにするとともに、国民党を取り巻く時代背景を明らかにしようと思う。

第一期の蒋介石が辞職を通じて抗議した対象は、粵軍の地域主義である。中国全土の革命を目指す国民党としては、地域主義を排斥することは当然であった。したがって、蒋介石が地域主義に反対したことは、党の元老たちにも理解されたのである。

第二期において、蒋介石が抗議した対象は、陳炯明の軍閥化であった。陳が革命理念に背を向けて軍閥化を図ることに対して、孫文らには不満があったにもかかわらず、当初は陳炯明に対抗するだけの勇気がなく、寛容を持って陳との共存を図っていた。したがって、蒋介石の陳炯明に対する非妥協的な主張は、後になって、先見性があったとして評価されるようになったのである。

第三期において、蒋介石が抗議した対象は、孫文である。蒋介石としては、自らの行動を束縛するような制度を排除し、十分な自主性と活動空間を要求したのである。長期にわたって軍閥に裏切られた結果、国民党の失敗の原因は自らの軍事力を持たないことにあるという事実を、このころには孫文をはじめ他の国民党元老たちも痛感していた。したがって、十分な責任をもって、党に対する忠誠心がある軍事力を養成したいという蒋介石の訴えに対しては、同僚の間で共感する者が多かったのである。⁽⁵⁴⁾

「勇敢、篤実にして軍事に詳しい」というのが孫文の蒋介石に対する評価である。これらの特質が端的に示されることになったのは、一九二二年六月一六日の陳炯明の反乱のときであった。このとき、陳炯明軍が広州を支配したため、孫文は身の安全のために軍艦に移らなければならなかった。孫文の電報に接した蒋介石は、ちょうど大本営参軍を辞職して故郷に帰ったばかりであったにもかかわらず、単身で窮地に陥った孫文のところへと飛んできた。そして、四二日間にはわたって反乱軍の集中砲火を浴びながら、艦内に閉じこもり、孫文と生死を共にしたのである。⁽⁵⁶⁾

このように、陳炯明の反乱事件は、国民党に対する蒋介石の忠誠心と勇気を改めて立証する場にもなった。それまでの蒋介石については、あまりにしばしば辞職して、そのために戦場から離れることがあったため、すでに述べたようないろいろな事情や、蒋介石な

りの主張があつたにしても、彼の辞職に対してとかく噂があつたことも否定できない。しかし、この事件への対応を通して、彼は危険があれば戦場から逃亡するというような臆病者ではないことが誰の目にも明らかになつたのである。

ところで、蒋介石は、国民党に対する忠誠心があり、また危機に直面する勇氣があるという特質のほかに、自分を宣伝することにも熱心であつた。すでに述べたように、この時期の六年間に蒋介石が職務に就いて働いていた日数は合計およそ一年八か月、六二八日間しかなかったが、彼は休職している時期にも、作戦計画書をはじめとして、時局に対する報告書などを孫文に送ることを怠らなかつた。⁵⁷つまり、彼は休職していても孫文との連絡を絶やすことはなかつた。すなわち、彼は建白書の提出を通じて、革命に対する忠誠を示すだけでなく、自分の実力を見せようとしていたのである。

いかえれば、蒋介石は常に、自分の動向を孫文に知らせるよう努めていたということである。こうして緊密な連絡を保つていたことによつて、彼の革命に対する執着及び学問に対する熱意などが、孫文に深く印象づけられることになつた。一九二三年八月一六日、孫文によつて蒋介石がソ連訪問代表団団長に任命されたのは、彼が戦場で実戦を指揮できる軍人であるばかりではなく、勉強にも強い意欲をもつという特質が孫文に認められたためであつた。

ところで、このソ連訪問団の最大の成果として、ソ連の援助に基

づいて、士官学校および革命軍を創設することが決まつた。それゆえにこそ、一九二四年一月二四日、蒋介石は士官学校創設の準備委員会議長に任命された。これによつて、蒋介石は自らがとりつけてきた約束を自分で実現することになつたのである。

それにもかかわらず、そのわずか一か月足らず後の二月二一日に彼は再びその職を辞した。その理由は、学校を運営するための自主的財政権が彼にはなかつたことであつた。この辞職に際して、蒋介石は辞職願を出したのではなく、さらに三月二日に孫文に手紙を書き送つた。この手紙で彼は、蒋介石個人に対する孫文の信頼が十分であることを指摘したばかりではなく、孫文のほかの人事に対しても不満をぶつた。つまり、蒋介石は、ただ学校運営の自主権を希望しただけではなく、彼を支える体制の構築まで要求した。具体的にいえば、それまでに上海に左遷されていた胡漢民を広州に呼び戻し、民政の最高責任者に任命すべきであると提言したのである。⁵⁸この手紙を受け取つた孫文は、それから二週間ほどの三月一五日に、胡漢民に向けて大本営秘書長に任命する招聘状を送つた。また、三月一七日には、禁煙総督長・楊西巖（二八六八一—一九二九）を免職した。これらの人事異動によつて、蒋介石にとつて、中央政府内の主な対立相手が排除されるとともに、盟友が実権を握るようになった。このように孫文は、蒋介石の要求を完全に受け入れたのであつた。⁵⁹

要求が満たされたため、蒋介石はほぼ一か月後の四月二十六日に前職に復帰して、五月三日には軍官学校校長に任命された。この黄埔軍官学校こそが国民党にとって真の革命軍創設の出発点であり、同時に、蒋介石の本格的な活躍の出発点ともなったことは周知の通りである。

ところで、それまでの一回におよぶ辞職とは異なり、一二回目
の辞職だけが蒋介石にとって満足な結果をもたらした理由はなんだったのだろうか。このときには、彼の要求を満足させるべきだとする声が、国民党内に広がっていたことが重要であった。つまり、ソ連での経験に基づいて、革命精神に燃えた国民党軍の創設を蒋介石の手に託すしかない、という共通認識が国民党内に形成されてきたのである。つまり、この時期における蒋介石の栄達は、孫文に抜擢されたというだけでなく、時代の要求に応える資質に恵まれていたことも大きな要因であった。

蒋介石がその生涯で最後に日本にきたのは、一九二七年九月二八日のことであった。このときの肩書きは、「元国民革命軍総司令」であった。つまり、一九二六年七月九日に中国の統一を目指して開始された北伐においては、蒋介石が軍事面における最高責任者であったが、北伐軍が揚子江地域に進軍したとき、一九二七年四月一二日に蒋介石は上海で反共クーデターを断行した。さらに、つづく四月一八日、蒋介石は南京政府を樹立し、武漢にある中央政府を否定

した。その後、彼は国民党分裂の責任を取って、同年八月一二日に司令官を辞職したのであった。

辞職した蒋介石には、再起に向けた充電期間が必要であったため、日本を再起の拠点として選んだ。ところで、日本を選んだ理由の一つは、再婚問題であり、もう一つは、日本社会の蒋介石に対する評価を知ろうとしたためであった。

当時、彼は再婚を考えていたのだが、その相手は、アメリカに留学し長期のアメリカ滞在経験を有する宋美齡（一八九七—二〇三）である。宋美齡は、上海の名門の出身で、兄は財政部長・宋子文（一八九四—一九七二）であり、姉は孫文の妻・宋慶齡（一八九三—一九八二）であった。このため、彼女には中国の実業界ばかりでなく、アメリカでも各界に広い人脈があった。したがって、蒋介石にとっては、彼女と結婚すれば、中国の実業界及びアメリカの各界とのパイプを強化できることは明らかだった。

この当時、宋美齡の母・倪桂珍が有馬温泉に滞在していたため、蒋介石は、日本訪問を契機として倪桂珍に挨拶する機会を得るとともに、結婚の承諾を得られるのではないかと考えたのである。また、蒋介石にとって、この時期の日本訪問は一石二鳥となる可能性がある。まずは、宋美齡との婚約を求めるという名目で日本を訪問し、合わせて、日本社会における蒋介石個人への評価を推し量り、今後の自身の進路を決めようと考えていたのである。つまり、日本が蔣

介石を歓迎してくれるようであれば、日本に滞在しつつ中国本土の様子を観察するが、もし歓迎されなければ欧米に外遊しようと考えていた。

蒋介石が上陸したのは、長崎港であった。到着すると直ちに、彼は有馬温泉へと飛び、宋美齡の母に会いに行った。蒋介石の思い描いたとおり、倪桂珍は宋美齡との結婚を認めてくれた⁽⁶⁰⁾。また、訪日した蒋介石の東京訪問を歓迎する報が、彼の下へ次々に飛び込んできた。例えば、一九二七年九月三〇日の日記に「宮崎が日本政局の様子を説明してくれた。彼によれば、秋山と田中は私の日本訪問を望んでいる⁽⁶¹⁾」と書いている。また、一〇月一〇日の日記には、「岳軍が東京から帰ってきた。向うの様子を詳しく分析してくれた。彼によれば、日本の朝野を問わず、私が中国革命の大任を担当することを期待している。そういうわけで、私は東京へ行って、古い友人に会おうと決めた⁽⁶²⁾」とある。

この二日分の日記を手がかりに考えると、まず、蒋介石が長崎に到着した際に宮崎龍介（一八九二—一九七二）が会いに来たことがわかる。そのときに、宮崎は秋山定輔（二八六八—一九五〇）などの友人をはじめ、総理大臣・田中義一（二八六四—一九二九）までが蒋介石の日本訪問を歓迎しているという様子を伝えた。そこで、宮崎の情報を確認するため、蒋介石は同行していた張群（二八八九—一九九〇）を東京へ派遣した。そして張群によって、情報が正し

いことが確認されたため、彼は東京へ行くことを決意したのであった。

彼の日記によると、東京において蒋介石が会見した人は、五種に分類できる。（一）自分がお世話になった恩人、（二）長期にわたって中国革命運動を応援してきた同志、（三）中国とかわる日本の官僚、（四）実業家、（五）政治家、である。

第一の人々は、高田連隊時代の上司であった第十三師団長・長岡外史、第十九連隊長・飛松寛吾などである。第二としては、頭山満、犬養毅、内田良平、佃信夫、萱野長知、梅野庄吉、秋山定輔、水野梅暎などである。第三は、外務事務次官・出淵勝次、参謀本部第二部長・松井石根少将、総理側近の佐藤安之助少将などである。第四は、渋沢栄一、児玉謙次、添田寿一、白岩龍平などである。第五は、総理大臣・田中義一をはじめ、立憲民政党総裁・浜口雄幸、満鉄総裁・山本条太郎、立憲政友会代議士・小泉又次郎、床次竹二郎などである⁽⁶³⁾。

このように、四二日間の日本訪問中に蒋介石は幅広く各界を代表する人々に会った。その中で、ただ懇親のため以外に、二回以上会談をした人として、頭山満、佃信夫、萱野長知、秋山定輔、水野梅暎、宮崎龍介、松井石根、佐藤安之助、山本条太郎などの名前が挙げられる。

これらの人々に焦点を絞れば、彼が重点を置いて積極的に付き合

った人には、二種類あった。その一つは、中国とかわる官僚と政治家である、もう一つは、長期間にわたり中国革命運動を支援してきた同志である。いいかえれば、日本政府の対中政策における軍部と満州問題の位置づけを理解するために、蒋介石は参謀本部の情報管理担当者であった松井をはじめ、総理の中国問題ブレンであった佐藤との交流を頻繁に行い、また、満鉄総裁山本との対話を怠らなかつた。つまり、これらの交流の目的は、情報を交換してお互いの立場を理解することにあつた。

こうした現実的な目的のほかに、彼がより多くの時間を作つて交流に努めたのは、中国革命運動を支援してきた同志たちであつた。これらの同志は、蒋介石の友人というより、むしろ孫文の友人たちである。したがつて、この交流の目的は、先輩からの提言を聞くことにあつたともいえる。例えば、一九二七年一〇月一四日の日記に「革命計画を巡り、秋山定輔と対話した。かつて中師が日本にいた際、このおじしか敬服していなかつた。日本の政治家は彼しかいないとよく言っていた。今日は、彼と五時間ほど話したが、彼は、私の計画に賛成してくれただけでなく、さらに私の計画の規模は、中師より立派であると褒めてくれた。夜には、水野、佃と話したが、皆が私を褒めてくれた」とある。

この日記にある「中師」とは、孫文のことを指している。この日記からは、蒋介石がいかに日本の同志の考えを大切にしていたかが

窺える。特に、秋山定輔と二人だけで五時間にわたつて話し続けたということは、お互いが夢中になつて話したということであろう。

蒋介石は、後半生を通じて、孫文の革命事業を受け継ぐ者と自任していた。軍人出身である蒋介石は、自身の出世が武力に基づくものだというイメージを打ち消すため、つねに孫文の後継者であると言明したのである。したがつて、彼は孫文を否定するような言葉を一度も公式には言わなかつた。逆にいえば、国民政府における孫文の位置づけは、蒋介石の政治力が高まるとともに高くなつたともいえる。つまり、蒋介石は、孫文を神格化させるとともに、後継者である自分の地位を正統化しようとしてきたのである。

孫文についての中国国内における評価が、「革命の先駆者」から「建国の父」へと変わったのも、こうした神格化政策の成果の一環である。このように、両者の関係がいれば運命共同体となつた以上、蒋介石自身が実行したあらゆる政策は、あくまでも孫文の教訓に従つたものであると強調するというのが、蒋介石の公式の態度となつた。孫文が上、蒋介石が下という枠組みが国内政治体制の一環に組み込まれたため、蒋介石と孫文とを並べて一緒に検討するということは、当時の中国および国民党ではありえないことであつた。

したがつて、日本において、蒋介石の業績が孫文を超えているという評価を聞くことは、何よりも励みになつたに違いない。しかも、こうした話を提供した人が、孫文をよく知り、また孫文からも尊敬

された人であったことは、蒋介石にとってなお一層の価値があっただろう。ただし、このような話は、蒋介石から誰かに語ることはできなかったので、日記の中に残されているだけである。

一九二七年一月五日に、蒋介石が田中義一総理大臣と会談した際には、「元来日本へ渡航ノ当時ハ日本ヲ経テ欧米各国ヲ廻リ五年ノ日子ヲ海外ニ費ス予定ナリシモ渡日以来一ヶ月、貴国各方面ノ人士ト接触シタル結果、本国ノ時局ヲ空シク海外ニ傍觀スルコトハ事實上不可能トナレリ仍テ自分個人ノ考ヘヲ述ヘ閣上ノ御教示ヲ承リタル上帰国スルコトニ決心セリ」と語った。⁽⁶⁶⁾

彼が日本に來た事情から考えると、この会談における蒋介石の発言は単なるお世辞ではなかった。つまり、彼が日本へ来る前には、総理大臣は無論のこと、朝野にわたって各界の代表的な人物に会えるという自信はなかった。特に、中国の内部では、孫文が生前に築いた「国共合作」体制を、蒋介石が打ち崩したことに對して、これは孫文に對する裏切りであると罵倒されたため、日本における孫文の旧友たちが彼を認めるかどうかについて自信がなかったのである。しかし、長崎に上陸すると、日本では朝野を問わず彼を歓迎していることを知って、蒋介石は日本での滞在を延ばすことにし、東京へ行くことも決めたのであった。

ところで、日本に滞在している間に、予想外に中国本土の情勢が彼に有利な方向に急転回し始めた。まず、直系の軍隊の連隊長が、

蒋介石を復歸させる署名運動を展開した。⁽⁶⁷⁾次に、いままで最大の敵であった、武漢政府の汪兆銘が彼の復歸を促した。⁽⁶⁸⁾つまり、蒋介石が下野した当初の原因が、蒋介石が武漢政府と南京政府との統一運動の障壁であるということだったにもかかわらず、統一後の南京政府は内部の矛盾をうまく解消できず、逆に蒋介石の復歸を望むことになったのである。⁽⁶⁹⁾

田中との会談を終えて三日後の一月八日に、蒋介石は東京から離れて帰國の途についた。帰國した蒋介石は、翌一九二八年一月七日に国民革命軍總司令に復職した。復職した彼は、三か月後の四月七日に再び北伐を開始した。

周知のように、この北伐の途上、山東半島の付け根にあたる済南で国民革命軍と日本軍との衝突事件が勃発した。この済南事件の結果として、蒋介石と日本政府との関係が急に悪化してしまった。さらには、その後、滿州事變の勃発によって、一五年にわたる兩國の断続的な戦争へと突入していくのである。

ところで、こうした状況にもかかわらず、蒋介石は日本という國に悪感情を持つていなかった。むしろ彼は、状況が変われば、兩國の関係は改善できると信じていた。例えば、一九三四年三月七日に南昌で「中国の外交政策」というテーマで講演した蒋介石は、日本が中国を侵略してきたのは、中国が自國の獨立を守らなかったためであると指摘した。したがって、中国が安定すれば、日本は中国の

敵にはならないと強調した。さらに、国内が団結して安定した中国となり、これからお互いに助け合おうと日本がいうなら、相互に接近していくことができるかと語った。⁽⁷⁰⁾

いいかえれば、日中関係が悪くなったのは、日本が中国を侵略してきたからであるが、日本が中国侵略政策を放棄して助け合うという政策に変わってくれば、中国は必ず日本に接近していくだろうと蒋介石は考えていた。このように、両国の関係は、本質的には親善を図れるはずなのであって、現状が悪くなったのは、これまでの日本政府の政策が原因であった、と考えていたのである。

このように日本について、不変の敵ではないと考えていた蒋介石の、日本に対する認識は、戦争による主観的憎悪の感情に左右されることはなかった。逆に、彼は日本の長所をよく認識して、特に中国軍は日本軍の武士道精神を学ぶべきであると主張していた。

例えば、一九四〇年二月二日から四日間、柳州に百数名の将校を召集して、南寧作戦を含む冬季攻勢の検討会を実施した。彼は、第五師団長今村均（二八八六一―一九六八）によって書き記され、戦場に残されていた「九塘を返壁す」という弔辞を中国語に訳して出席者に配った。⁽⁷¹⁾

この弔辞には、「この度の作戦の発端は、九塘に駐屯しているわが軍の一部が蔣軍に包囲攻撃されたことを利用して、敵主力背後に進出して、一挙に大打撃を与えようとする作戦であった。ここに駐

屯していたわが軍は数連隊しかなかったにもかかわらず、五旬半にわたって蔣軍の十数師団と対峙してきた。今度の蔣軍の戦いはとても勇敢で、敬意を表する価値があると思われるが、数量から言えば、少数のわが軍が、優勢に立つ蔣軍と奮戦し、皇軍の栄耀を輝かせたことはさらに評価すべきである。九塘を堅守して、わが軍が蔣軍の意図を粉碎するという目的を達成したため、九塘を蔣軍に返壁する。最後に、この戦場で戦没した数万人の両軍勇士を弔い、彼らの武勲を賛美し、冥福を祈ろう」と記されていた。⁽⁷²⁾

九塘は南寧の西方にある、南寧の前哨基地である。南寧は、当時ベトナムから広西省に運び込まれる物資の集散地であり、その量は中国の全輸入量の三割前後にも及んでいた。そこで、日本軍としては、南寧を攻略することで、同地を通じての中国の対外貿易の経路を遮断しようとしたのである。こうして一九三九年一月二四日に日本軍の第五師団は、南寧を奪い、崑崙関及びベトナム国境に近い竜州にまで進出した。⁽⁷³⁾

これに対して中国は一五万四千ほどの大軍を動員して、反攻作戦を開始し、崑崙関を奪回した上に南寧を包囲した。南寧に残る日本軍は補給路を断たれ、空輸によって細々と生命をつないでいたが、翌四〇年一月末に、二個師団の増援部隊を得て助かった。⁽⁷⁴⁾

南寧作戦における日本の主力参戦部隊は、第五師団と台湾混成旅団であった。⁽⁷⁵⁾ 当時の部隊編制の兵力は、合計約三万二八二三名であ

つたから、両軍の兵力比はおよそ三万二千対一五万四千であった。⁽⁷⁷⁾
この数字から見れば、日本軍がいかに厳しい状況に立たされていたかを容易に想像できるだろう。特に南寧の外郭にある九塘は、さらに危うい状況にあった。

ところで、九塘の日本軍としては、包囲線を突破しない限り全滅させられる状況にあったにもかかわらず、撤退する直前に、司令官は戦没した仲間へ弔辞を述べるという行事を忘れなかった。

蒋介石はこれを取り上げて、中国軍もこれに学ぶべきであると訴えた。彼によれば、今まで日本軍が戦場を撤退する際には、必ず戦没した仲間の遺体をも連れて帰っている。今回の戦闘では、それだけの余裕がなかったため、遺体をそのまま残したが、それでも冥福を祈るための行事はきちんと行ったのである。

戦場で弔辞を述べることには、二つの意味が含まれている。一つは、戦没者に対する敬意であるが、もう一つは、生きている者による、亡くなった仲間に対する宣誓である。つまり、お互いに同じ目標を持って戦場に来たのだが、一部の仲間だけが亡くなってしまったのである。このため死亡した者は、当初の共通の目標をともに完成させることができなくなった。もはや、この未完成の目標を達成できるのは、生き残った者だけである。だからこそ、ここで弔意を表する行事を行い、生き残った者は、必ず目標を達成することを死者に誓うのである。

いいかえれば、行事を行う目的の一つは、生存者に自分たちの責任を想起させることである。つまり、死んだ仲間を慰める唯一の手段は、死者にとって未完成のまま終わってしまった目標を完成させることしかない、ということを生存者が認識することである。このことから、日本軍がいつも戦場で勇敢に戦えるのは、単に軍紀が厳しく訓練が行き届いているためではなく、死んだ仲間を思えばこそ頑張るといふ意志も含まれているのだ、と蒋介石は説明した。⁽⁷⁸⁾

このように、戦場に残されていた一枚の紙をも蒋介石は見落とさず、この紙に秘められた日本軍の魂を見出した。この「九塘を返壁す」という弔辞に対する対応には、蒋介石の、日本について勉強しようとする熱意と日本文化に対する理解の高さが示されている。もちろん、戦争である以上、敵を倒すことが何よりも優先されることは、蒋介石についても例外ではなかった。それにもかかわらず、日本と戦いながらも、それまでの日本文化に対する彼の尊敬の念は変わらなかつたのである。

このように、日本の文化を尊敬し、深く理解していたため、蒋介石は、日中両国の国民は必ず友人になれると信じていた。第二次世界大戦の終戦後、彼が敗戦した日本に対して復讐的な政策を取らなかったことは、そうすることで両国の友好関係を新たに築くことができるかと信じていたからであった。

五、結論

蒋介石はその生涯で六回来日した。そこで、彼の来日を留学時期、青年期、壮年期に分けて考えれば、次のようにまとめることができ。一九〇六年と一九〇八―一九一一年の二回、日本で勉強したことは、彼が現代科学文明の洗礼を受ける起点となり、日中両国文化の差異を探究する始まりとなった。特にその後の蒋介石にとって、建軍や国家統治を行う上で、日本の軍隊生活の経験からの啓発は大であった。軍人は国家命令に従うことを天職とすべきであること、政治的な訓練は軍人を勇敢に戦場へ向かわせるための秘訣であること、兵営は職業学校の役割も果たし、入隊した兵士は皆、技術を習得する機会を得るべきであること、等々。これらの国民政府軍建軍に盛り込まれた内容は全て、蒋介石が日本の留学経験から得たものだった。

青年期の来日では、軍事研究に没頭したのが特徴である。時期は一九一二年と一九一三―一九一五年に分けられる。前者では、軍事専門誌を創刊し、革命後の中国の進路と国際状況を巡って、自分なりの研究成果を読者に紹介した。後者では、軍事教官を招聘し、陸軍士官学校のすべての必修科目を独学で勉強した。つまり、この二つの時期において蒋介石は、亡命のための来日であったにもかかわらず、これで意気阻喪してしまうのではなく、かえって猛烈に勉強

することによって、この不遇を乗り越えようとした。後に彼が国民党軍の創設者として台頭した経緯を考えれば、この時期の勉強は彼が一人前の軍人となる素質を養成する基盤になったのではなからうか。

壮年期には、一九一九年と一九二七年の二回来日した。二回とも革命事業の行き詰まりに悩みつづけて、突破口を探すために来日したことが特徴である。前者では、旧友との交流を中心に日本訪問を展開したが、後者では、旧友との交流のほか、官僚や政治家とも会談した。かつて日本は、中国革命の発祥地であったため、長い間中国革命を支えてきた友人も多かったのである。これら旧友は単に中国革命発展の経緯をよく知っているのみならず、中国革命運動に従事した先輩とも馴染みであった。つまり、これらの同志は、蒋介石の友人というより、むしろ孫文の友人である。したがって、彼らの提言は、蒋介石にとってなお一層参考にする価値があった。特に、一九二七年蒋介石は孫文が生前に築いた「国共合作」体制を打ち崩した責任を取って、下野して来日した。この際、日本の同志が彼の反共政策を肯定したことがいかに励みになったかを、彼は日記に記している。つまり、中国国内では、彼の反共政策は孫文に対する裏切りであると罵倒されたが、孫文とともに中国革命に携わった日本の同志は反共を是として評価した。蒋介石としては、中国国内より日本に知音が多く、日本の同志からの励ましも彼を支える力になっ

たわけである。

このように、日本は青年期の彼を啓発した場所であり、また、壮年期の彼に勇気を注ぎ、革命再起の活力を齎した場所である。こうした個人の経験から、彼は中国が日本の近代化経験を手本として学ぶべきであると考えたのであった。これは同時に、彼が同胞に対して、日本に学ぶようにと呼びかける動機ともなった。

注

*引用に際しては、旧字体を新字体に改めた。

- (1) 蔣介石は一八八七年一〇月三二日に生まれたが、父蔣肅庵が亡くなったのは、一八九五年八月二四日であった。
- (2) 日本留学時代に関する蔣介石の評価は、次のような講演あるいは訓示により窺える。すなわち、蔣介石「新生活運動之要義」(一九三四年二月一九日)、「興隆山軍事會報訓詞」(一九四二年八月二日)、「対従軍学生訓話」(一九四四年一月一〇日)、「対全国青年遠征軍退伍士兵広播詞」(一九四六年六月三日)、「総理『知難行易』学説与陽明『知行合一』哲学之綜合研究」(一九五〇年七月三〇日)、「実践与組織」(一九五〇年六月一日)などである。黄自進編『蔣中正先生対日言論選集』(台北、中正文教基金会、二〇〇四年)所収を参照。

- (3) 蔣介石「対従軍学生訓話」、同上、九一四頁。
- (4) 『蔣介石日記』民国六年前事略(アメリカ、スタンフォード大

学フーヴァー研究所蔵、原本)。

- (5) サンケイ新聞社『蔣介石秘録 第二卷…革命の夜明け』(東京、サンケイ新聞社出版局、一九七五年)、五八頁。
- (6) 『振武学校沿革誌…三十九年九月調』(東京、東洋文庫蔵、原件)。
- (7) 矢津昌永『新撰外国地理』(東京、丸善株式会社、一九〇二年)、四〇頁。
- (8) 桑原隲蔵『中等東洋史』(東京、大日本図書株式会社、一八九八年)。
- (9) 吉国藤吉著、和田鼎校『西洋史』(東京、内田老鶴圃、一九〇三年)。
- (10) 「大清欽差出使大臣汪大燮致日本外務大臣伯爵小村寿太郎函」(宣統二年一〇月九日)、『在本邦清国留学生関係雑纂…陸軍学生の一部、第四卷、外務省外交史料館蔵、受第八五三〇八号、原件』。
- (11) 『蔣介石日記』一九二九年八月三二日。
- (12) 「陸軍大臣子爵寺内正毅發外務大臣伯爵小村寿太郎宛の回答」(一九一〇年一月二八日)、『在本邦清国留学生関係雑纂…陸軍学生の一部、第四卷、受第二六七〇四号、原件』。
- (13) 「野戦砲兵一ヶ年間教育順次表」『明治元年〜四四年陸軍教育史…附録草案』(日本、防衛省防衛研究所図書館蔵、原件)。
- (14) 「野戦砲兵第十九聯隊歴史」(日本、防衛省防衛研究所図書館蔵、原件)。
- (15) 山崎正男編『陸軍士官学校』(東京…秋元書房、一九七〇年)、

- 三四―三五頁。
- (16) 「陸軍大臣男爵石本新六発外務大臣子爵内田康哉宛の通牒」(一九四四年一月八日)、『在本邦清国留学生関係雑纂…陸軍学生の部、第五卷、外務省外交史料館蔵、陸普第三七九七号、原件』。
- (17) 黄自進「蔣中正先生在日本的一段歲月」(『近代中国』第一四七卷、台北、二〇〇二年二月)、四九―五〇頁。
- (18) サンケイ新聞社『蔣介石秘録 第三卷…中華民國の誕生』(東京、サンケイ新聞社出版局、一九七五年)、三七―四五頁。
- (19) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」(『中央研究院近代史研究所集刊』第六五号、台北、二〇〇九年九月)、六一―八頁。
- (20) 『民立報』、一九二二年一月二〇日。
- (21) 浅野和生『大正デモクラシーと陸軍』(群馬県、関東学園大学、一九九四年)、八六頁。
- (22) 蔣介石「革命戦後軍政之経営」(一九二二年七月)、黄自進編『蔣中正先生対日言論選集』所収、二五―三〇頁。
- (23) 蔣介石「征蒙作戦芻議」(一九二二年二月)、黄自進編『蔣中正先生対日言論選集』所収、三九―四二頁。
- (24) 李勇、張仲田『蔣介石年譜』(北京、中共党史出版社、一九九五年)、二四―二五頁。
- (25) サンケイ新聞社『蔣介石秘録 第四卷…対日屈辱外交』(東京、サンケイ新聞社出版局、一九七五年)、七二―七九頁。
- (26) 正式大会を挙行したのは、一九一四年七月八日である。同上、九〇―九七頁。
- (27) 保阪正康『蔣介石』(東京、文春新書、一九九九年)、四三―四四頁。
- (28) サンケイ新聞社『蔣介石秘録 第四卷…対日屈辱外交』、九一―九二頁。
- (29) 『政府公報命令』、一九一四年六月十五日。
- (30) 「在上海総領事有吉明発外務大臣男爵加藤高明宛の報告書」(一九一四年七月一〇日)、『各国内政関係雑纂…支那の部…革命党関係(亡命者を含む)、外務省外交史料館蔵、第一二卷、機密第五九号』。
- (31) 同上、第二二―二三卷。
- (32) 「在哈爾濱総領事代理領事官補川越茂発外務大臣男爵加藤高明宛の報告書」(一九一四年七月二四日)、同上、第一二卷、機密第三六号。
- (33) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」(『中央研究院近代史研究所集刊』第六五号、台北、二〇〇九年九月)、一七―二二頁。
- (34) 両者面会回数に次ぎようである…八月一六日二回、八月一八日二回、八月一九日一回、八月二〇日二回、八月二二日一回、八月二三日一回、八月二四日三回、八月二五日三回、八月二六日一回、八月二七日一回、八月二八日四回、八月二九日一回、八月三〇日二回、『各国内政関係雑纂…支那の部…革命党関係(亡命者を含む)、卷一三』。
- (35) 「支那亡命者会合内容ニ関スル件」(一九一四年八月二九日)、同上、乙秘第一六七八号。
- (36) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」、二二―二三頁。

- (37) 『蒋介石日記』一九二九年八月三二日。
- (38) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」、二四—二五頁。
- (39) 「孫文ノ動靜」『各国内政關係雜纂』支那の部・革命党關係（亡命者を含む）、第一六一—一七卷。
- (40) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第五卷・青年士官時代』（東京、サンケイ新聞社出版局、一九七五年）、三八—四一頁。
- (41) 本庄比佐子「中国革命への道」（中嶋嶺雄編『中国現代史』新版）所収、東京、有斐閣、一九九六年、七四頁。
- (42) 毛思誠『民国十五年前之蒋介石先生』（香港、龍門書店、一九六五年）、八三—八四頁。
- (43) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」、二九—三二頁。
- (44) 『蒋介石日記』一九三七年四月二六日。
- (45) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第五卷・青年士官時代』、一六八—一六九頁。
- (46) 李雲漢『中国国民党史述』第二編民国初年の奮鬥（台北、中国国民党中央委员会党史委員会、一九九四年）、二八五頁。
- (47) 周盈盛『孫中山和蒋介石交往紀実』（石家庄・河北人民出版社、一九九三年）、三二二頁。
- (48) 毛思誠『民国十五年前之蒋介石先生』、六六頁。
- (49) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第五卷・青年士官時代』、一八三—一九七頁。
- (50) 一九一八年三月一五日粵軍總司令部作戰科主任に赴任、同年七月三二日に辞職。同年九月一八日粵軍第二支隊司令官に赴任、翌年

- 三月五日に休職。一九一九年五月二日に復職、同年七月二七日辞職。一九二〇年四月一日漳州粵軍總司令部に赴任、四月一五日辞職。同年一〇月一六日粵軍第二軍許崇智部總參謀長に赴任、十一月四日辞職。一九二二年二月一四日広州の平桂作戰會議に参与、当日辞職。同年五月二〇日再び広州の平桂作戰會議に参与、二四日辞職。同年九月一七日広西省西寧の粵軍北伐作戰會議に参与、当日辞職。一九二二年一月一八日に大本營參軍に赴任、四月二三日辞職。同年一月二二日福州の東路軍討賊軍總司令部參謀長に赴任、一月二四日辞職。同年一月一八日再び福州に赴任、翌年一月一五日に辞職。一九二三年六月一七日陸海軍大元帥行營參謀長に赴任、同年七月一二日に辞職。一九二四年一月二四日に黄埔軍官學校準備委員會委員長、同年二月二日に辞職。
- (51) 奥村哲『中国の現代史』戦争と社会主義（東京、青木書店、一九九九年）、八〇頁。
- (52) 池田誠、安井三吉、副島昭一、西村成雄『図説中国近現代史』（京都、法律文化社、一九九三年）、一〇四頁。
- (53) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」、三八—三九頁。
- (54) 同上、四〇頁。
- (55) 「致蔣中正信託陳炯明回粵事函」（一九二〇年一〇月二九日）、秦孝儀主編『国父全集』所収、（台北、近代中国出版社、一九八九年）、二七〇頁。
- (56) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第六卷・共產党の台頭』（東京、サンケイ新聞社出版局、一九七五年）、二七—三九頁。

- (57) 例えば、一九二〇年六月に彼は、『湘粵軍共同作戦計画』を作成した。一九二一年一月から三月までに、時勢に対する分析報告書を三つ提出した。一九二二年一二月に完成したのは、『北伐作戦計画』であり、一九二三年三月に書き終わったのは、『平定潮梅計画』であった。
- (58) 蒋介石「上総理書縷陳一己衷曲与对党主張」、秦孝儀編『總統蔣公思想言論選集』（台北、中央文物供应社、一九八四年）所収、第三六卷、九八—九九頁。
- (59) 黄自進「青年蔣中正的革命歷練」、三七頁。
- (60) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第七卷…統一への進撃』（東京、サンケイ新聞社出版局、一九七六年）、一七二—一七七頁。
- (61) 『蒋介石日記…一九二七年九月三〇日』。
- (62) 同上、一九二七年一〇月一〇日。
- (63) 同上、一九二七年九月三〇日—一〇月八日。
- (64) 同上、一九二七年一〇月一四日。
- (65) 孫文が正式に「建国の父」という名称を与えられたのは、一九四〇年四月一日である。つまり、国民党における蒋介石の地位が安定してからの行動である。
- (66) 外務省編『日本外交年表並主要文書…下』（東京、原書房、一九六六年）、一〇五頁。
- (67) 『蒋介石日記』一九二七年一〇月二〇日。
- (68) 同上、一九二七年一月四日、一月七日。
- (69) 山田辰雄「国民革命の時代」（中嶋嶺雄編『中国現代史』新版）所収、一〇六一—一〇七頁。
- (70) 蒋介石「中国之外交政策」（一九三四年三月七日）、黄自進編『蔣中正先生対日言論選集』所収、二二九—二三二頁。
- (71) 蒋介石「柳州軍事會議開幕訓詞」（一九四〇年二月二日）、同上、七二—七三頁。
- (72) 原文が見つからないため、中国語の文章を基にして、再訳したものである。
- (73) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第二三卷…大東亜戦争』（東京、サンケイ新聞社出版局、一九七七年）、四五—四六頁。
- (74) 防衛庁防衛研究所戦史室編『支那事变陸軍作戦…昭和一六年—二月まで』（東京、朝雲新聞社、一九七五年）、六九頁。
- (75) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第二三卷…大東亜戦争』、四六頁。
- (76) 防衛庁防衛研究所戦史室編『支那事变陸軍作戦…昭和一六年—二月まで』（東京、朝雲新聞社、一九七五年）、四八頁。
- (77) 原剛、安岡昭男編『日本陸海軍事典』（東京、新人物往来社、一九九七年）、五〇〇頁。
- (78) 蒋介石「柳州軍事會議開幕訓詞」、七二—七三頁。

〈研究ノート〉

伊勢齋宮の選定に関する小考

板倉則衣

はじめに

天皇の即位ごとに伊勢神宮へ奉仕する天皇の皇女もしくは女王を齋宮^①という。天武天皇の代の大来皇女を確実な初見として、後醍醐天皇の代の祥子内親王まで、六十四名の皇女または女王が齋宮に選定された。一時、中絶したものの、齋宮制度は、六六一年間（六七三～一三三四年）にわたって続けられた。若くして天皇の「御杖代」として齋宮に選定され、親しい肉親と一生の別れの可能性を秘めていた皇女たちは、何を想って伊勢に向かったのであろうか。

齋宮の研究は、従来、齋宮寮の成立といった制度的な側面から進められてきたが、近年は発掘調査が進み、考古学的な研究や文献の側面から、齋宮の政庁、居住地、または齋宮の生活様式などが明らかになりつつある。

一方で、榎村寛之氏は、齋宮の選定は時代に応じて変化する

もので、そこには「政治的な力関係の反映」があったと指摘している^③。

齋宮には、どのような皇女または女王が選定されたのであろうか。

齋宮の選定については、

凡天皇即位者、定^二伊勢大神宮齋王^一、仍簡^二内親王未^レ嫁者^一ト^レ之^④（若無^二内親王者、依^二世次^一、簡^二定女王ト^レ之、……）

とある。「内親王の未婚の者を簡び、トいなさい」という規定から、未婚の内親王が対象となったことが分かる。また、「若し内親王がいなければ、世次に依りて女王を簡び定め、トいなさい」とあるように、適切な内親王がいなければ、女王を選定したのである。未婚の皇女または女王がト定によつ

て齋宮に選定されたのである。

しかし、甲田利雄氏⁽⁵⁾や榎村氏⁽⁶⁾をはじめ多くの研究者は、卜定に先立って、内親王または女王が齋宮に決められており、齋宮を選定する卜定が「事実上形式的な儀式」にすぎないと指摘している。

実際に齋宮卜定の史料を見てみたい。次の史料は、三条天皇の代の齋宮に選定された当子内親王に関する記事である。

左大弁来、令^レ奏云、可^下立^二齋宮^一給^レ宮未^二着裳給^一、……⁽⁷⁾

「齋宮に立たれるはずの宮（当子内親王）の着裳が終わっていない」という記事である。実際に、当子内親王が卜定された時期は、同年十二月四日であった。卜定の時点より二か月も前に、齋宮に決まっていたのである。この時、藤原道長は「卜定後に着裳をすべきである」と意見を述べたが、結局、着裳は行なわれなかったようである。

また、次に挙げる例は、後一条天皇の代の齋宮に選定された嬪子女王の例である。嬪子女王は、醍醐天皇の孫で具平親王女である。次の史料にはこのように見える。

示^下源宰相以^二故中務宮女子^一可^レ為^二齋王^一由^上、至^二彼宮^一還
来^二、示^二案内^一了者、……⁽⁹⁾

源頼定が、「故中務宮女子（嬪子女王）を齋宮とすべきであるということ」を、彼の宮（具平親王の居住していた染殿）に伝え帰ってきた」と記されている。さらに、他の史料にも、

明日齋宮於^二彼宮^一可^二立^レ給^一、運^二移雜物^一之間、所^レ被^レ送也、
……⁽¹⁰⁾

と見え、「明日、齋宮が、彼の宮からお立ちになるようだ」とある。実際に卜定が行なわれるのは、長和五年二月十九日であり、二つの史料からは、卜定の数日前に、すでに齋宮の候補者が決まっていたことが分かる。

以上のように、卜定以前に候補者が齋宮に選定されているということが窺えるのである。齋宮を選定する儀式である卜定は、あくまで形式的な儀式の意味が強いと考えられるのである。卜定が形式的な儀式であるということは、齋宮に選定されるべき皇女または女王の候補者が意図的に決められていた可能性があり、榎村氏が指摘する通り、「政治的な力関係の反映が十分にありうる」ことが想定できる。⁽¹¹⁾

しかし、齋宮に選定される候補者は、皇女または女王に限定されていたため、選定時における適切な候補者の存在の有無も重要であり、決して「政治的な力関係」、すなわち為政者の意図のみで齋宮が選定されていたのではない。

齋宮の選定に政治的な力関係が反映されたかについて、再検

討する必要がある、時代ごとに分析すべきであろう。さらには、齋宮に選定された皇女または女王を多角的な側面から相対的に検討を加えることにより、齋宮に選定された皇女または女王の特色を示したい。その際に、以下の六つの側面から分析を行なうこととする。

1. 天皇と齋宮の血縁関係
2. 齋宮の出生順
3. 齋宮の卜定時の年齢
4. 齋宮の母親
5. 齋宮の同母兄弟
6. 齋宮の外祖父

本稿では、齋宮に選定された皇女の特色を解明することを通して、齋宮の新たな側面を明らかにすることを目的としたい。

一、齋宮に選定された皇女の特色

ここでは、齋宮に選定された皇女の特色を時代ごとに見ていく。対象とした時代は平安時代とする。しかし、齋宮制度が開始された律令制成立期も見る必要があるので、政治的または社会背景による齋宮（選定された皇女・女王の特色）の変化によって平安時代以前から平安時代後期までを、四つの時代に区分したい。第一の区分として、齋宮に出自不明な皇女や女王が多く選定されるが、齋宮制度が確立していった平安時代以前（天武朝から光仁朝まで）、第二の区分として、齋宮に天皇のムスメが

多く選定され、齋宮制度が完成した平安前期（桓武朝から文徳朝まで）、第三の区分として、藤原氏の台頭によって幼帝が出現し、齋宮には天皇の姉妹が選定された平安中期（清和朝から村上朝まで）、第四の区分として、摂関政治が行なわれ、齋宮には女王が多く選定された平安後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）とする。

なお、齋宮の起源について、『日本書紀』に記されている様々な時期に求める説が提唱されているが、¹²⁾どれも伝承性が強いものである。本稿では、確実に齋宮の選定が行なわれたと考えられる天武朝の大来皇女以降の齋宮を考察の対象とする。

1. 平安時代以前：天武朝から光仁朝まで

平安時代以前には、十代九名の天皇が即位した。そのうち五代四名が女帝である。齋宮は、十一名が選定されており、そのうち四名が女王である（系図1）。この時代は、天皇が即位しても齋宮が選定されない例や、系譜が不明な皇女や女王の選定例も見られる。これは、一見、齋宮制度が未完成なことによるものと考えられるが、皇族同士の婚姻が重視され、皇女も皇位継承者の資格を有し、皇位継承権に関わる紛争が起こり、極端に皇族が減少したためではなからうか。

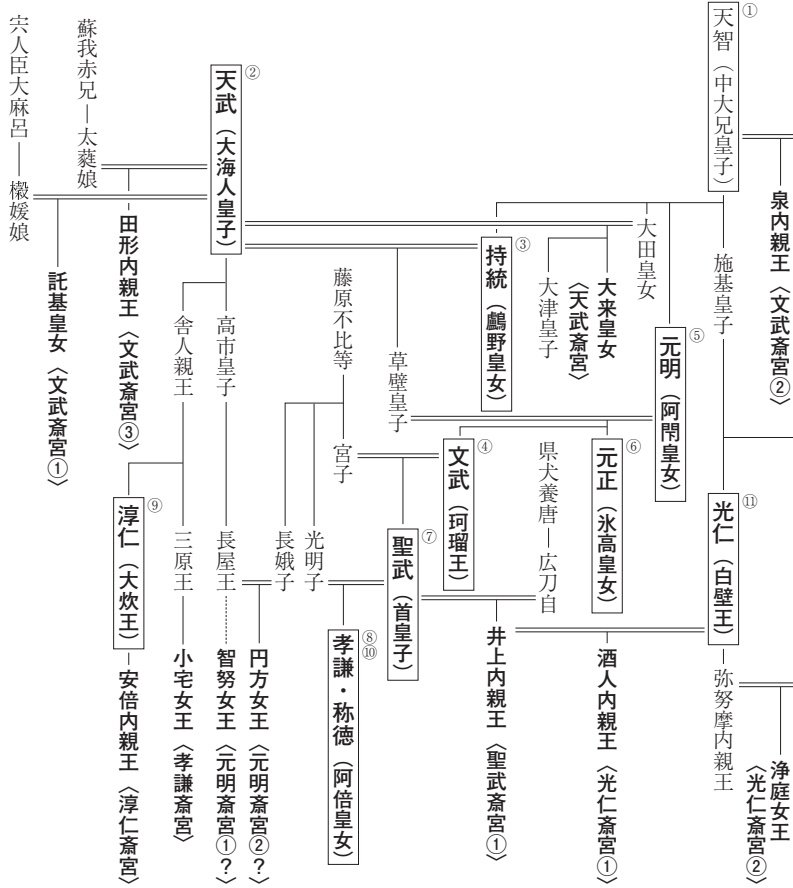
律令制成立期である天武朝から文武朝までの時期の齋宮を見てみたい。¹³⁾

大来皇女（天武朝 父は天武 母は大田皇女）

系図1 平安時代以前

○天武朝から光仁朝まで

忍海造小龍—色夫古娘



*元正齋宮①の久勢女王・聖武齋宮②の畠女王は、出自が不明であったため、系図に載せていない。
(丸数字は、即位順)

託基皇女 (文武朝①) 父は天武 母は穴人臣

榎媛娘

泉内親王 (文武朝②) 父は天智 母は忍海色

夫古娘

田形内親王 (文武朝③) 父は天武 母は蘇我太

葵娘

天武朝には大来皇女、文武朝には託基皇女・泉内親王・田形内親王の三名の齋宮が選定されていた。大来皇女の選定が、その後の齋宮制度に大きな影響を与えたことは想像に難くない。大来の出自を見ていくと、母には大田皇女(鷗野皇女の同母姉)、同母兄弟には大津皇子がいた。大来は、高貴な血縁を持ち、政治的な立場として有力な存在であり、皇位継承者としての性格も有していた。倉本一宏氏によれば、大来は、他の皇族との婚姻、それにとまなう皇子の出産によって、草壁皇子の對抗勢力を生み出す可能性を秘めていたために、齋宮に選定された可能性があることを指摘する。⁽¹⁴⁾しかし、朱鳥元年(六八六)、天武の崩御にともない、退下した。⁽¹⁵⁾大来は、当時二十六歳であり、婚姻する可能性も充分あり得た。⁽¹⁶⁾倉本氏が指摘する大来と他の皇族との婚姻というよりも、天武の即位後、皇位後継者が決まらない朝廷において、

草壁皇子を天皇として即位させたい鷗野皇女は、大来が草壁との婚姻、その皇子の誕生により、自分と阿閉皇女（鷗野の異母姉妹）に反する勢力と結びつくことを恐れ、齋宮に選定されたのではなからうか（鷗野が大海人皇子に嫁いだ年齢が、大来が齋宮となった十三歳と同じなのは偶然なことなのであろうか）。大来の退下後には、持統が政権を担いた。さらには、草壁と阿閉の間には、四歳になる珂瑠王が生まれており、皇位継承は、草壁―珂瑠王という流れに決まっていたと考えられる。

このように、大来皇女の齋宮選定には、壬申の乱の勝利の伊勢神宮への報賽が契機として考えられてきた。しかし、現実的な政治的要因による可能性も考え得るのではないか。

一方、文武朝の三人の齋宮である託基皇女・泉内親王・田形内親王について、倉本氏は、この皇女らが有力皇族と婚姻すれば、生まれた皇子は有力な皇位継承資格者になり、文武の対抗勢力になるため、この皇女たちを齋宮に追いやったという見解を述べている⁽¹⁷⁾。しかし、託基・田形は、齋宮退下後に結婚している⁽¹⁸⁾。

むしろ、西洋子氏が指摘するように、文武から和銅までは伊勢神宮が「体制内化しはじめ」る時期であり、「その祭祀形態を整えるため、それに奉仕する皇女＝齋王の派遣が行われた」と考えられ⁽¹⁹⁾、皇女を伊勢へ派遣することに意味があった。託基は、田形が齋宮に選定された後にも、伊勢へ参っている⁽²⁰⁾。つまり、文武朝の齋宮は、政治的な要因よりも、伊勢神宮の「体制

内化」を図るために、こうした皇女が齋宮に選定された可能性がある。

以上、天武朝の大来齋宮選定には、伊勢神宮の「体制内化」を図るまでとはいかないが何らか重視する意味があり、その根底には、壬申の乱の報賽ではなく、皇位継承権から排除されたという側面があるのではないだろうか。そして、大来以降、伊勢神宮を神格化させるために、伊勢に皇女を向かわせたのであろう。

次に、元明朝から光仁朝の齋宮について見ていく。

智奴女王？（元明朝① 父は長屋王 母は不明）

円方女王？（元明朝② 父は長屋王 母は藤原長娥子）

久勢女王（元正朝 父は不明 母は不明）

井上内親王（聖武朝① 父は首皇子 母は県犬養広刀自（身位は夫人））

県女王（聖武朝② 父は不明 母は不明）

小宅女王（孝謙朝 父は三原王 母は不明）

安倍内親王（淳仁朝 父は淳仁 母は不明）

なし（称徳朝）

酒人内親王（光仁朝① 父は光仁 母は井上内親王（身位は皇后））

浄庭女王（光仁朝② 父は神王 母は弥努摩内親王）

元明朝の齋宮選定についての記事は、『続日本紀』には見えず、『二代要記』の記述に「齋王定まらず」とあり、元明朝に

は齋宮が選定されなかったと考えられている。元明朝に伊勢神宮に奉仕した者として、円方女王と智努女王の二人の名がみえる。⁽²¹⁾この二人について見ていくと、円方女王の父は長屋王である。一方、智努女王の父については、長親王か長屋王の二説がある。寺崎保広氏は、「珍（智）努若翁」と記されている木簡が出土した点や、「智努王」「智努女王」が養老七年（七二三）や神亀元年（七二四）に違例に昇進している点から、長屋王の縁者であるために昇進が起こったと考え、智努女王も長屋王の娘であると指摘する。⁽²²⁾

元明天皇と長屋王の関係は、オバとオイであるとともに、元明のムスメである吉備内親王が長屋王の室になっていることから娘婿の関係にもあり、親密な関係にあったと想定できるだろう。長屋王は、元明天皇の長期在位などを祈る意味もあり、智努女王と円方女王を伊勢に向かわせたのであろう。齋宮に選定された皇女以外にも、文武朝に十市皇女・阿閉皇女・山背姫王・石川夫人が伊勢に向かっている例があるため、智努女王と円方女王は、齋宮という立場ではなく、天皇の長期在位などを祈る使者としての意味が強いようである。

元正朝から聖武朝にかけて、選定された齋宮は、久勢女王・井上内親王・県女王である。⁽²⁶⁾久勢女王と県女王は出自不明であり、ここでは井上内親王について見ていく。父が首皇子、後の聖武天皇である。なお、養老五年の井上の齋宮選定時には、首皇子は皇太子であった。井上の選定について、山中智恵子氏

は、藤原光明子所生の皇女である阿倍皇女（後の孝謙天皇）を皇位に即けようとする藤原不比等の陰謀だと捉えている。⁽²⁸⁾また、榎村氏は、聖武即位に前もって自分のムスメの井上を齋王にすることに、天皇即位の確立を図る目的があったと指摘している。⁽²⁹⁾天皇一代につき一名の齋宮が選定されるようになったのは、平安以降である。この時期には、齋宮が選定されない例も見られることから、榎村氏が指摘するように、齋宮の選定と天皇の即位との関係の確立とを結びつけることはできないと考える。井上は、第一皇女で当時五歳であった。政治的な意図と考えるよりは、選定時には他に候補者がおらず、大来が第一皇女であったように「第一皇女」が意識され、井上が選定された可能性もあり得よう。

これ以降、孝謙朝には小宅女王、淳仁朝には安倍内親王といった、出自が不明な者が選定される。こうした系譜の不明な皇女または女王の選定例は、政変が起こり、政治の中枢から排除された皇族が多く、齋宮に選定される候補者が少ないという情況だったために生じたものと考えられるであろう。称徳朝の齋宮が選定されていない点も、こうした理由によるものではないか。

光仁朝以降は、天皇即位の際に光仁の皇女である酒人内親王が齋宮に選定された。確かに、元正朝には即位後に久勢女王、ついで、皇太子首皇子のムスメである井上が齋宮に選定されたが、光仁朝に天皇の即位の一端として齋宮の選定が確立したと

思われる。

以上、平安時代以前を見てきたが、この時期は、伊勢神宮とともに斎宮制度が確立していく時期である。そうしたなか、皇女は皇位継承権を有しており、さらには、皇女が有力な皇族との婚姻関係によって儲けた皇子も皇位継承権を有し、王権の対抗勢力になりえた。伊勢神宮を国家神として、天皇の祭祀の側面もあるが、一方で、対抗勢力を阻止しようとしたことにも、斎宮制度成立の背景があるのではないだろうか。

また、皇位継承の争いにより、多くの皇族が廃され、斎宮の候補者も限定されてしまった。出自不明な女王が多く選定されたのも、そのためであろう。不明な皇女・女王が斎宮に選定されたことは、斎宮制度の未完成というよりも、こうした候補者の少なさによるのではないか。

2. 平安時代：桓武朝から後冷泉朝まで

i. 平安時代前期（桓武朝から文徳朝まで）

平安時代前期には、六代の天皇の治世において、斎宮は八名が選定された（系図2）。この頃になると、天皇一代につき斎宮が一名選定されるようになる。

斎宮に選定された候補者を見ると、八名中七名が当代天皇のムスメである。残りの一名は女王であり、淳和天皇の二代目の斎宮である。⁽³⁰⁾一代の天皇につき一名の斎宮が選定されている点、斎宮にはほぼ天皇のムスメが選定されている点から、斎宮

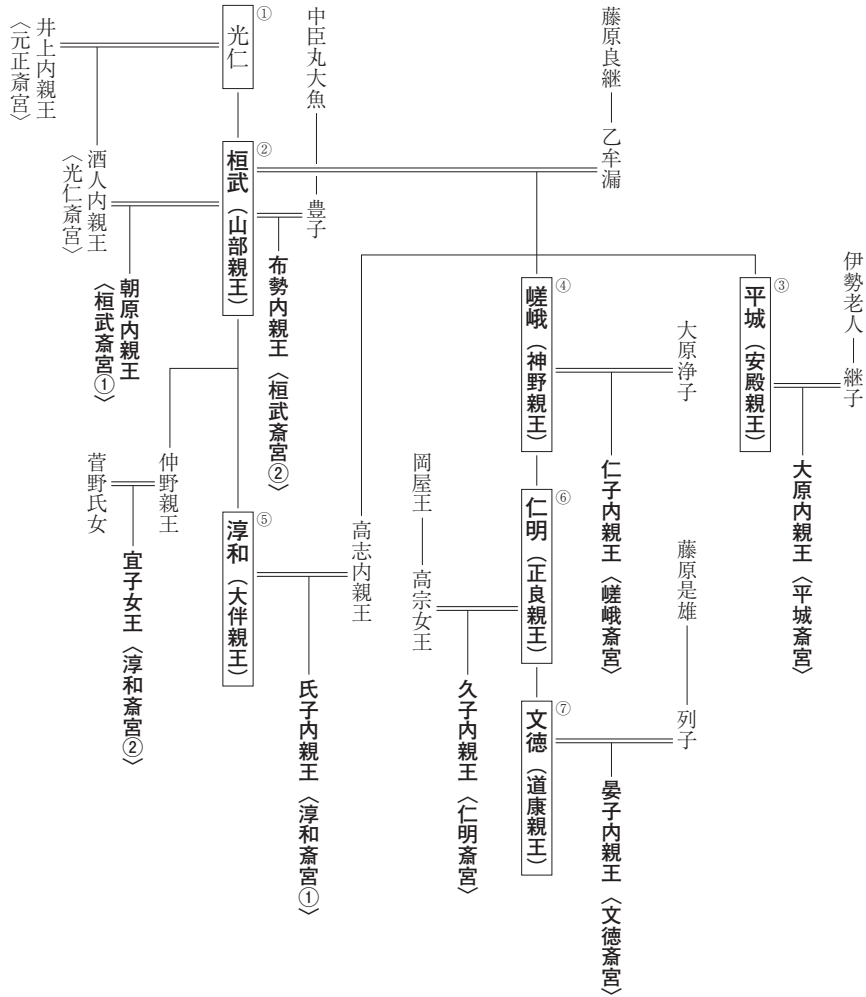
制度は完成したと考えられる。

また、平安時代以前から、天皇や皇族は、近親者の内で婚姻を繰り返してきた。血縁の濃さは、皇位継承の優先度を決める重要な意味を有していた。しかし、この頃になると、後宮に変化が起こり、氏族出身のキサキが増加するとともに、皇子自体の数も増加した。多くの皇女が存在するなか、どのような条件でもって、特定の皇女が斎宮に選定されたのであろうか。

ここでは、斎宮の選定対象と天皇のキサキの出身を通して、斎宮と皇女の関わりを見ていきたい。桓武天皇のキサキの出身と皇位継承の関係については、河内祥輔・安田政彦両氏が論じている。河内氏は、桓武天皇の皇子と異母姉妹（桓武の皇女）の婚姻が皇位継承を賦与すると捉えている。⁽³¹⁾安田氏は、「桓武天皇と桓武皇后（藤原乙牟漏）という正統の血統を（以下「桓武皇后腹の血筋」と称する）を継承する」意図があったと指摘している。⁽³²⁾一方、春名宏昭氏は、立後の側面から、皇女や氏族出身の女性といった枠組みではなく、立后できなかつた女性は、「次代の天皇となる親王を生まなかつたから」と指摘している。⁽³³⁾以上を勘案すると、桓武朝の婚姻において、皇女（特に桓武の皇女）の重視性が見出せ、血縁を重要視していたようであるが、桓武朝以降、時代が下るにつれて、血縁よりも、皇位後継者を産むキサキが重要になった。しかし、皇子を産んでも、皇位後継者として認められるには、ある程度、政権の中枢者の女性であることが条件であったようである。

系図2 平安時代前期

○桓武朝から文徳朝まで



(丸数字は、即位順)

この時期、皇親出身の母を持つ齋宮は三名見られる。

朝原内親王(桓武朝①) 母は酒人

内親王(身位は妃)

氏子内親王(淳和朝①) 母は高志

内親王(身位は皇

后)

久子内親王(仁明朝) 母は高宗女

王(身位は不明)

朝原内親王の母は光仁皇女の酒人内親王である。酒人内親王は、光仁朝に齋宮に選定されており、その母、井上内親王(朝原内親王から見れば祖母)も齋宮に選定されている。桓武からの寵愛は薄かったと伝えられている。氏子内親王の母である高志内親王は、桓武の皇女である。兄弟に恒世親王がおり、皇位継承者として有望であったが、父淳和の即位後、皇太子を辞退し、早世している(嵯峨上皇の圧力があつたと想定できる)。久子内親王の母の高宗女王は、岡屋王(高市皇子の孫)女であり、皇位継承とは遠い立場にいる。こ

のように、齋宮に選定された皇女の中でも、皇族出身の母を持つ皇女は、天皇のキサキとなつて皇子を儲けても、その皇子が皇位を継承できる可能性は低い場合が多かつたと推測される。

一方、皇族以外の出自の母を持つ齋宮は四名見られる。

布勢内親王（桓武朝②） 母は中臣丸豊子（身位は不明）

大原内親王（平城朝） 母は伊勢継子（身位は不明）

仁子内親王（嵯峨朝） 母は大原浄子（身位は女御）

晏子内親王（文徳朝） 母は藤原列子（身位は不明）

齋宮の母の身位が低いことが分かる。晏子内親王の母列子の父藤原是雄は、北家藤原内麻呂の孫にあたる。しかし、権力を掌握していたのは、舅の藤原冬嗣であつた。是雄は、卜定時に亡くなつていたのである。この四名は、政治の中枢とは遠い立場にいた皇女なのである。

つまり、この時期に齋宮に選定された皇女は、天皇のキサキになつても生まれてくる皇子は皇統を継ぐ可能性がないという点と、母出身の氏族が政治の中枢から遠い立場にいた点が指摘できるのである。

また、見逃してはならない点として、齋宮と賀茂神に奉仕する皇女や女王が選定される賀茂齋宮の関連性という問題が存在する。

齋院は、嵯峨朝の有智子内親王に始まるが、平城上皇の変を契機に創始されたと考えられている。桓武天皇が平安京に遷都したが、平安京が実際に「万代京」として機能し始めるのは嵯

峨朝以降である。³⁴ 齋院は、平安京の守護神の賀茂神に奉仕することによつて、平安京の都市機能を示していたと考えられる。

齋院は、齋宮制度と類似した制度であり、齋宮には国家神に、齋院は平安京の守護神に奉仕するものであつたが、異なる点として、一代の天皇につき一人の齋院が選定されていない点にある。有智子内親王も、嵯峨・淳和朝の二代の天皇にわたつて齋院に留任された。

齋院の母は、

有智子内親王（嵯峨・淳和朝①） 母は交野女王（身位は不明）

時子内親王（淳和朝②） 母は滋野繩子（身位は女御）

高子内親王（仁明朝） 母は百済王永慶（身位は不明）

慧子内親王（文徳朝①） 母は紀静子（身位は更衣）

述子内親王（文徳朝②） 母は藤原列子（身位は不明）

齋宮と同様に、政治的に有力ではない氏族出自の女性所生の皇女が多いのである。

また、齋宮と齋院が、同時期に卜定された例をみていきたい。³⁵

仁明朝 選定时 天長八年（八三一）

齋宮 久子内親王（第二皇女） 母は高宗女王

齋院 高子内親王（第三皇女） 母は百済王永慶

文徳朝 選定时 嘉祥三年（八五〇）

齋宮 晏子内親王（第一皇女） 母は藤原列子

齋院 慧子内親王（第二皇女） 母は藤原列子

特に、晏子と慧子は同母姉妹である。齋宮と齋院に同母姉妹

が選定されたという珍しい例である³⁶。齋宮には候補者の中で年長の者が、齋院には齋宮より年少の者が選定されているのである。国家神である伊勢神宮に奉仕する齋宮に年長者（皇女の序列に於いて上位の者）が、平安京の守護神である賀茂神に奉仕する齋院に年少者（皇女の序列に於いて下位の者）がそれぞれ選定されることから、齋宮を上位に、齋院を下位に位置付け、齋宮と齋院に姉妹の皇女を選定することで、国家神と平安京の守護神を相互に補完する役割があったと考えられるのではないだろうか。

以上、平安前期の齋宮に検討を加えた。後宮の在り方が変化した、天皇のキサキには、皇族だけでなく氏族出自の者も多く現れたが、皇族出自の女性（桓武天皇の皇女）が重んじられた。キサキの増加は、同時に皇子女も増加させた。多くの皇女が存在する中から齋宮に選定された皇女や皇女の母の出自から、天皇のキサキになっても皇統を継げる皇子の誕生を見込めない者や、政治の中核と遠い立場にいる者が選定される傾向が指摘できるとはなからうか。さらには、類似した制度として齋院が開始された。齋院制度の開始は、姉妹のうち年長の者を齋宮に選定することにより上位に、年少の者を齋院に選定することにより下位に位置付け、国家神である伊勢神宮と平安京の守護神である賀茂社を補完するとともに、齋宮制度の完成を促す役割があったのではなからうか。

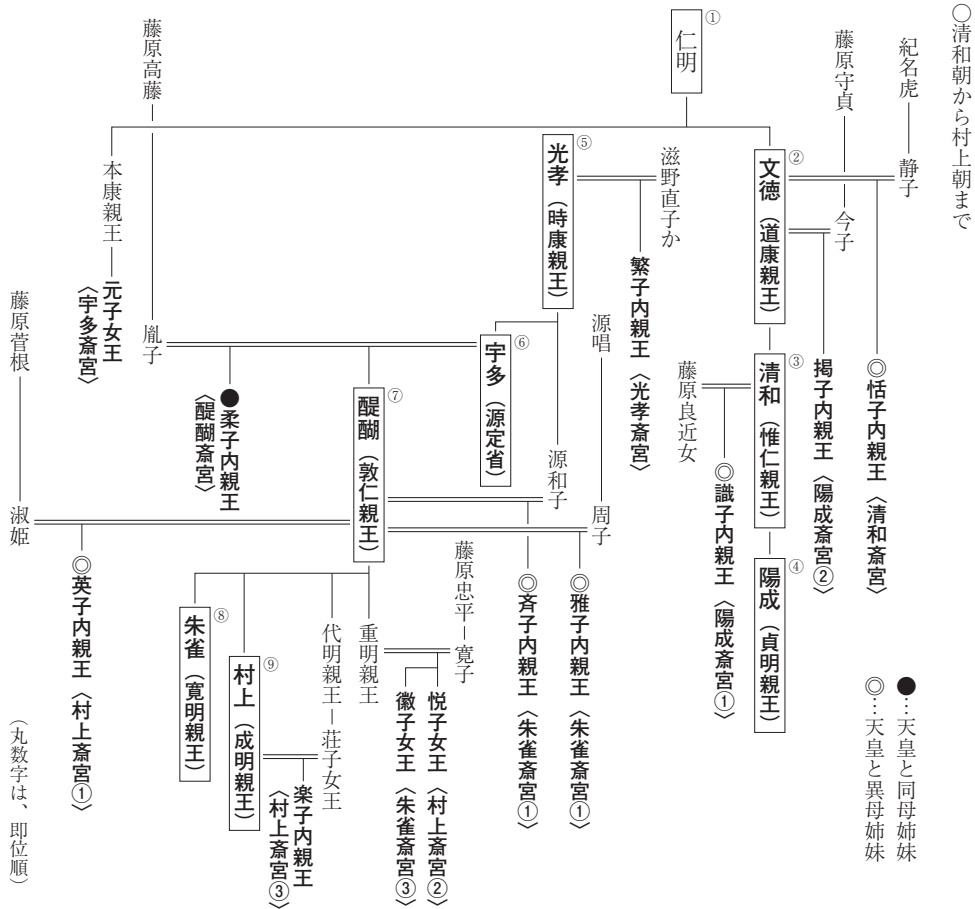
ii. 平安時代中期（清和朝から朱雀朝まで）

平安時代中期には、七代の天皇が即位し、齋宮には十二名が選定された。十二名のうち、三名が女王である（系図3）。

この時期の大きな政治的变化として、藤原氏の台頭によって幼帝が出現する。平安中期の天皇の即位時の年齢は、平均十九・六歳になる³⁷。政治的な変化のなか、齋宮の選定にも変化がみられる。第一の変化として、齋宮の選定対象が、血縁的な視点から見ると、天皇のムスメから天皇の姉妹になることが挙げられる。第二の変化として、一代の天皇における複数回の齋宮選定例が多くなることが挙げられる。

ここでは、以上の二点について、検討を加えたい。まず、第一に齋宮の選定対象の変化について、具体的にみてみたい。天皇の即位年齢の低下によって、即位時に天皇のムスメが誕生している可能性が低くなる。これは、ムスメを齋宮の選定対象とすることを困難にしていることにつながる。この時期の齋宮の選定対象者を血縁的な視点で見ると、広範囲に及んでいる。齋宮に選定された候補者は、多くは天皇の姉妹である。その例は、十二例中六例と半数にのぼる。姉妹以外の六例は、ムスメ二例、オバ一例、メイ二例、イトコ一例となる。当時、異母兄弟姉妹も結婚の対象になり、同母姉妹と異母姉妹は別個に考えるべきなので、天皇の姉妹を同母と異母に分ける。同母姉妹は、六例中一例³⁸、異母姉妹は、六例中五例となり、異母姉妹の多さが目立つ³⁹。

系図 3 平安時代中期



- 恬子内親王 (清和朝)
 - 識子内親王 (陽成朝 ①)
 - 柔子内親王 (醍醐朝)
 - 雅子内親王 (朱雀朝 ①)
 - 齊子内親王 (朱雀朝 ②)
 - 英子内親王 (村上朝 ①)
- 一方、天皇と同母姉妹の皇女は齋院に選定されている。清和天皇から村上天皇までの齋院は九名いるが、天皇の姉妹三例、そのうち同母姉妹は二例である。この二例は、齋宮と同時に卜定されている。

- 儀子内親王 (清和朝齋院)
- 敦子内親王 (陽成朝齋院 ①)
- 婉子内親王 (朱雀・村上朝齋院)

残りの六例は、ムスメ四例、その他(イトコ)以上に離れた血縁関係)二例である。齋宮十二例中、ムスメ二例・同母姉妹一例・異母姉妹五例の八例、齋院九例中、ムスメ四例・同母姉妹二例・異母姉妹一例の七例で、極端な違いとはいえないが、齋院は、齋宮に比べると、天皇との血縁が濃い者が選定されている。天皇と血縁が濃い皇女が選定されていたということは、齋院が重視されていたことを示しているようである。

る。

根拠を示す史料はないが、齋宮より齋院の方が藤原氏北家の執権者の出自を持つ皇女が多く選定されていることから、執権者が齋宮卜定に関与していたことが窺える。この時期の天皇の生母は、光孝・宇多を除いて藤原氏北家出身の女性が多い。また、注目すべき点は、執権者と賀茂祭の関係である。執権者は、自分の孫を齋院にすることで、この祭において政治的なものだけでなく、祭祀的な権威をも貴族層に誇示したと考えられる。

そのために、北家出身の母を持つ皇女を齋院に選定したのである。一方、当時、皇子女は、母方で養育されていたため、外祖父との結びつきは深いと考えられる。自分の許で育てた孫を伊勢に行かせたくないという、執権者の個人的な想いも働いたのではないだろうか。齋宮の任が解かれるのは、身内の喪・天皇の讓位または崩御である。皇女が齋宮に選定されることは、親しい肉親との別れを意味していたのである。

第二の変化として、一代の天皇において複数の齋宮の選定が行なわれていることが挙げられる。朱雀・村上朝においては、一代の天皇に三人の齋宮が選定されている。齋院の方も、醍醐朝に三人が選定されている。

では、なぜ複数の齋宮が選定されたのであろうか。そこには、三つの要因が考えられる。第一の要因が、醍醐天皇の在位が長い点である。醍醐天皇は、平安時代において最も長期の在位であり、三十四年に及んだ。特にこの時、醍醐・朱雀・村上の子

代にわたり、それぞれ十七年を超す長期間在位した天皇が続いた。第二の要因が、朱雀天皇が皇子女に恵まれなかった点である。朱雀天皇の皇子女としては昌子内親王しか誕生していない。第三の要因として、齋宮の対象者と親族（特に母親）の高齢化である。朱雀天皇は八歳で即位したため年齢が低く、また、村上天皇は二十一歳で即位するも、ムスメが誕生していなかった。この時の齋宮選定の対象者は、醍醐のムスメ・マゴであり、朱雀にとって姉妹・メイにあたり、村上の場合も対象者は醍醐のムスメ・マゴであり、村上にとって姉妹・メイにあたる。醍醐天皇の長期在位によって、候補者となる醍醐のムスメ・マゴの年齢が高くなり、また、同時に皇女の親族も高齢化したのではないのだろうか。

この時の齋宮の退下理由を見ると、本人が薨去している例が二例ある。

朱雀朝② 齊子内親王 薨去（十六歳）

村上朝① 英子内親王 薨去（二十六歳）

当時の女性の平均寿命は三十歳前後であった。また、親族の喪によって退下した齋宮は、

朱雀朝① 雅子内親王 母の喪（源周子 享年不明）

朱雀朝③ 徽子女王 母の喪（藤原寛子 享年四十歳）

村上朝② 悦子女王 父の喪（重明親王 享年四十九歳）

朱雀・村上朝の齋宮の退下理由は、齋宮自身の薨去か、両親の喪による場合が多い⁴⁰。先に挙げた三つの要因によって、齋宮

の任期中に皇女やその両親が薨去する可能性が生じ、天皇一代に複数の齋宮が選定されたのではないだろうか。

以上、平安中期を見てきたが、齋宮の選定に変化が見られた。ムスメから姉妹へと選定対象が変化した。また、天皇の長期在位や次代の天皇一代について複数回の選定が行なわれた。これは、天皇と藤原氏北家とのミウチ体制による幼帝の出現や藤原氏北家の関与によるものであろう。

iii. 平安時代後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）

平安時代後期には、八代の天皇が即位し、齋宮には十名が選定され、そのうち女王が五名である（系図4）。他の時代に比べ、女王が多く選定されているという特色が窺える。

冷泉天皇と円融天皇それぞれの皇子たちが、兄弟で順番に即位したため、この時期の皇統は二統迭立といわれている。榎村氏は、花山朝から後冷泉朝の齋宮を対象にして「この時期の天皇家の分裂の影響が齋王制に波及してくる」と指摘し、藤原氏北家出身の母を持たない皇女が齋宮に選定されることから齋宮軽視が見受けられるとともに、冷泉系が冷遇されていたために、藤原氏北家出自の母を持つ皇女の代わりに、冷泉系の皇女が齋宮に選定されたと指摘している⁴¹。榎村氏の指摘に対して、三つの疑問が生じる。第一に藤原氏北家出身の母を持たない皇女が選定されているという要因によって齋宮軽視が見受けられるという点、第二に冷泉系が冷遇されていたという点、第三に冷泉

系の冷遇のために冷泉系の皇女が多く選定されたという点である。三つの点について、再検討し、平安後期における齋宮の特色を明らかにする。

第一に齋宮に藤原氏北家出身の母を持たない皇女が選定されているという要因によって齋宮軽視が見受けられるという点についてである。二統迭立が始まる冷泉朝から円融朝までの齋宮に選定された皇女とその母の出自を見ると、

冷泉朝 輔子内親王（母は藤原安子（身位は中宮））

円融朝① 隆子女王（母は藤原敦敏女（身位は不明））

円融朝② 規子内親王（母は徽子女王（身位は女御））

となる。藤原氏北家出身の母の例は、冷泉朝の輔子内親王の一例である。卜定は、安和元年（九六八）に行なわれ、藤原安子の父である師輔は、八年前の天徳四年（九六〇）に死去しているため、卜定には関与していない。

また、円融朝の一代目の齋宮の卜定時に、ムスメは生まれていなかったが、

同母姉妹：資子（十五歳。母は藤原安子）

選子（六歳。母は藤原安子）

異母姉妹：規子（二十一歳。母は徽子女王）

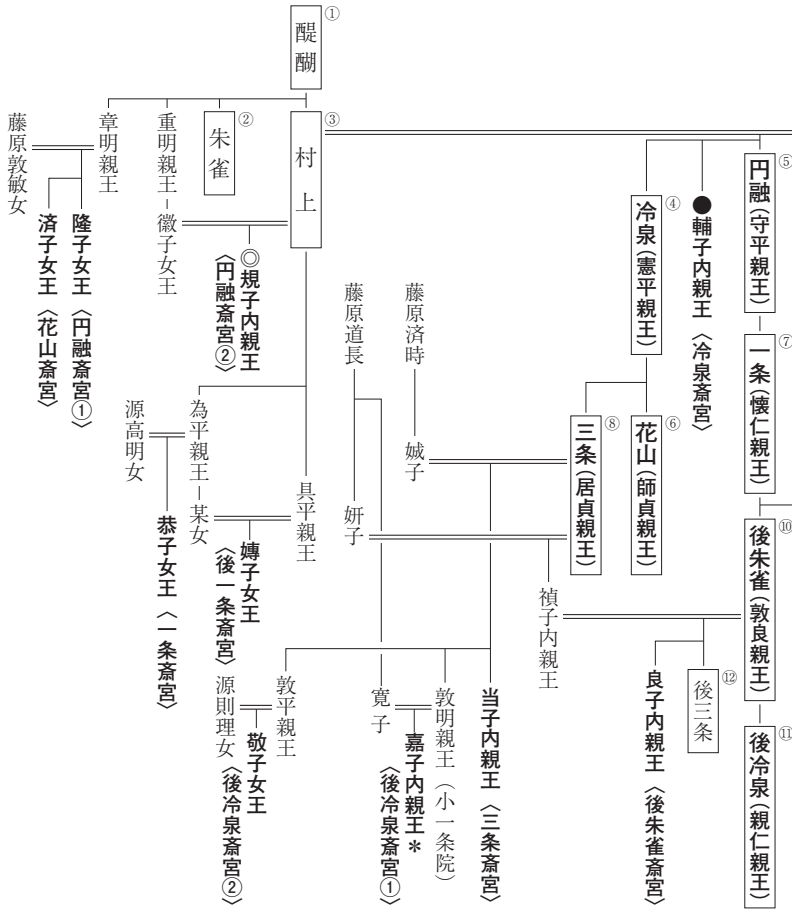
緝子（年齢不明。母は藤原元方女の祐姫（身位は更衣））

といった血縁の近いものがいながら、血縁の遠い章明親王（醍醐の皇子）女の隆子女王が選定された。

系図4 平安時代後期

○冷泉朝から後冷泉朝まで

藤原師輔-安子



*嘉子内親王は、親王宣下されたため、「内親王」となっている。

(丸数字は、即位順)

花山朝から後冷泉朝の斎宮には、

花山朝 濟子女王 (母は藤原敦敏女)

一条朝 恭子女王 (母は源高明女)

三条朝 当子内親王 (母は藤原濟時女)

後一条朝 樽子女王 (母は為平親王女)

後朱雀朝 良子内親王 (母は禎子内親王)

後冷泉朝① 嘉子内親王 (母は藤原道長女)

後冷泉朝② 敬子女王 (母は源則理女)

後冷泉朝③ 寛子 (身位は皇后)

後冷泉朝④ 敦明親王 (小一条院)

後冷泉朝⑤ 具平親王

後冷泉朝⑥ 藤原道長

後冷泉朝⑦ 藤原濟時

後冷泉朝⑧ 藤原道長

後冷泉朝⑨ 藤原道長

後冷泉朝⑩ 藤原道長

後冷泉朝⑪ 藤原道長

後冷泉朝⑫ 藤原道長

後冷泉朝⑬ 藤原道長

後冷泉朝⑭ 藤原道長

後冷泉朝⑮ 藤原道長

後冷泉朝⑯ 藤原道長

後冷泉朝⑰ 藤原道長

後冷泉朝⑱ 藤原道長

後冷泉朝⑲ 藤原道長

後冷泉朝⑳ 藤原道長

後冷泉朝㉑ 藤原道長

にしたり、摂政や関白に就けさせたりして優遇しているが、もう一人の妻である源明子の子女は優遇されていなかったと指摘する。つまり、寛子は道長の娘であるが、源明子腹であり優遇されていない立場にいたようである。藤原氏北家出身の母を持つ皇女が齋宮に選定されている例は、一例のみであるが、藤原氏北家の中でも優遇されていない女性であり、特殊な例といえよう。

むしろ、問題となることは、卜定時に天皇と血縁が近い皇女が限定されていた状況であったことである。齋宮の卜定時にムスメが生まれていた天皇は、三条・後朱雀だけである。

三条 当子内親王(母は藤原城子) ……三条朝齋宮

禊子内親王(母は藤原城子)

後朱雀 良子内親王(母は禊子内親王) ……後朱雀齋宮

娟子内親王(母は禊子内親王) ……後朱雀齋院

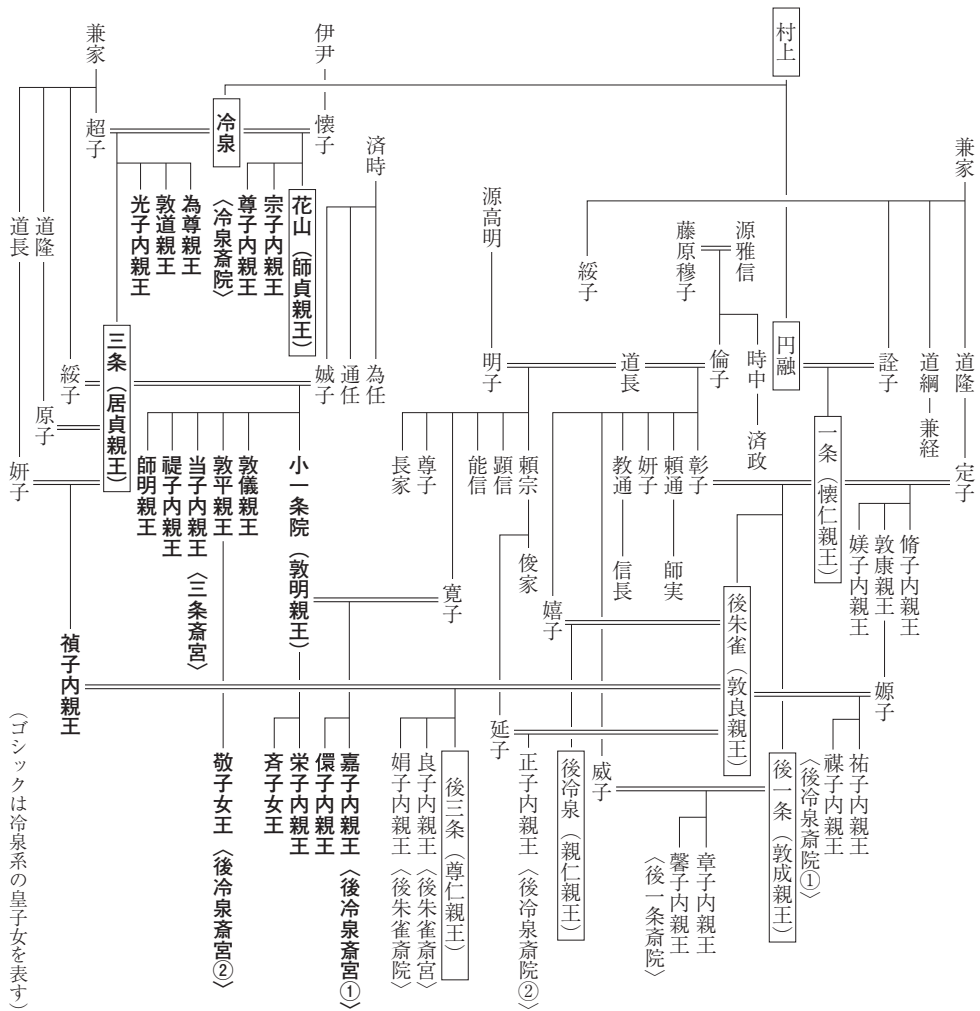
三条には、藤原妍子との間に禊子内親王を儲けているが、卜定が行なわれたのは長和元年(一〇二二)で、禊子は、長和二年(一〇二三)に生まれており、卜定時には生まれていない。

後朱雀には、藤原延子(父は藤原頼宗)との間に正子内親王を、藤原姫子の間に祐子内親王、禊子内親王をそれぞれ儲けている。正子が寛徳二年(一〇四五)、祐子が長暦二年(一〇三八)、禊子内親王が長暦三年(一〇三九)にそれぞれ誕生していて、卜定時である長元九年(一〇三六)には、三名は生まれていない。卜定時には藤原氏北家出身の母を持つ皇女は誕生していなかった。

た。

一方、ムスメが生まれていない天皇は、花山・一条・後一条・後冷泉であり、それぞれの齋宮卜定時の皇女・女王の誕生状況を個別に見たい。花山朝の齋宮卜定時には、花山の皇女が生まれておらず、同母姉妹である宗子内親王(母は藤原伊尹女の懐子)がいたが、章明親王(醍醐皇子)女の済子女王が選定された。一条朝の齋宮卜定時には、一条のムスメも生まれておらず、同母姉妹、異母姉妹もいなかったため、血縁の近い者はおらず、為平親王(村上皇子)女の恭子女王が選定された。後一条朝では、後一条のムスメは生まれておらず、異母姉妹に脩子内親王(二十一歳。母は藤原道隆女の定子)、イトコに禊子内親王(四歳。父は三条、母は藤原道長女の妍子)がいたが、齋宮には具平親王女の婁子女王が選定された。後冷泉朝の一代目の齋宮卜定時には、後冷泉のムスメは生まれていなかった。異母姉妹に祐子内親王(九歳。母は藤原頼通養女の藤原姫子)、禊子内親王(七歳。母は藤原姫子)、正子内親王(二歳。母は藤原頼宗女の延子)がいたにもかかわらず、齋宮には敦明親王(小一条院)女の嘉子内親王が選定された。この時、齋院も同時に選定されており、異母姉妹の禊子が選定されている。齋宮と比べると、齋院には、天皇と血縁の近い者が選定されているところは見逃してはならない。後冷泉朝の二代目の齋宮の卜定時では、やはり、後冷泉のムスメは生まれておらず、異母姉妹に祐子内親王(十四歳)、正子内親王(七歳)がいたが、敦平親王女の敬

系図5 冷泉系と円融系



子女王が選定された。花山、一条、後一条、後冷泉の四代のうち齋宮は七名選定されたが、七例中四例には、天皇と血縁が近い皇女がいたにもかかわらず、齋宮には五名の女王が選定されているのである。

榎村氏の指摘するように、藤原氏北家が齋宮を軽視し、自分の孫を齋宮に選定されないように関与した可能性が高い。

しかし、それぞれの齋宮の卜定時の皇女・女王の状況を見ていくと、一条朝の齋宮卜定時のように、ムスメも同母姉妹・異母姉妹もない情況や、卜定時に藤原氏北家出自の母を持つ皇女が生まれていなかった例もあるのである。

第二に冷泉系の冷遇という点について検討したい(系図5)。

冷泉天皇には、師貞親王(花山天皇)・居貞親王(三条天皇)・為尊親王・敦道親王の四人の皇子がいた。師貞親王の母は藤原伊尹女である懐子であり、残りの三人の皇子の母は藤原兼家女の子である。一方、円融天皇の皇子女は懐仁

親王（一条天皇）のみである。懐仁親王の母は藤原兼家女の詮子である。藤原兼家は、両皇統に自分の娘を入内させていたのである。倉本氏は、兼家は、懐仁親王、居貞親王、為尊親王、敦道親王の四人がそれぞれ続けて天皇に即位すれば、外祖父の地位に留まり続け得るといふ構想を企てていたのではないかと指摘している⁽⁴⁵⁾。円融系で唯一の懐仁親王は病弱であった。一方、冷泉系には三人の皇子がいた。円融系の病弱な親王より三人の冷泉系の親王が皇位継承者として有力視されていた可能性がある⁽⁴⁶⁾。このように、冷泉系の冷遇という見解に対しては疑問がある。むしろ冷泉系は、皇位継承において優勢であったと考えられる。

第三に冷泉系の冷遇のために冷泉系の皇女が多く選定されたという点についてである。冷泉系は冷遇されていなかった点については、先ほど述べた通りであるから、ここでは、なぜ齋宮に冷泉系の皇女が多かったのかという点を中心に検討する。花山朝から後冷泉までの齋宮七例のうち、冷泉系の皇女・女王が選定された例は三例、円融系の皇女の例が一例、その他が三例となる。冷泉系の皇女・女王の例をあげると、

当子内親王（三条朝）父は三条天皇

嘉子内親王（後冷泉朝①）父は敦明親王

敬子女王（後冷泉朝②）父は敦平親王

敦明親王と敦平親王は、ともに三条天皇の親王である。七例中三例という数は、決して多いとはいえないが、円融系の皇女

が後朱雀朝の良子内親王の一例に比べると多い。また、後冷泉朝以降に冷泉系の皇女が選定されている例がある。白河朝の一代目の齋宮に敦賢親王女である淳子女王が選定されているのである。敦賢親王は、敦明親王の子であるが、三条天皇の猶子となつている。冷泉系の皇女・女王が選定される背景には、円融系に比べ、冷泉系の天皇には皇子女に恵まれていた要因がある。冷泉天皇には宗子、尊子が生まれており、三条天皇には当子、禊子、禎子が生まれている。特に三条天皇は四男三女を、その皇子である敦明親王は嘉子・儂子・栄子・育子女王を、敦平親王は敬子女王をそれぞれ儲けていた。冷泉系の齋宮が多いというよりは、冷泉系の皇女または女王が多く生まれてきたために、齋宮に選定された可能性がある。

以上、平安後期は、藤原氏北家のミウチ体制が深化し、天皇のキサキが限定されることよつて、皇子女が激減する。当然、齋宮に選定される者も限られていた。さらに、藤原氏北家の齋宮軽視によつて、藤原氏北家出自の母を持つ皇女が、齋宮に選定されることが避けられ、齋宮の候補者がいなくなつてしまつた。そのために、冷泉系の皇女や女王が多く選定されたと考えられよう。

平安時代を三つに区分して、その変化を見てきたが、齋宮制度は、政治的な影響を受けていた。平安前期は一代の天皇につき齋宮一名が選定されており、制度が完成したと見える。しかし、平安中期は藤原氏のミウチ体制によつて幼帝が出現し、齋

宮の選定対象は、ムスメから姉妹に変化した。そこには、藤原氏北家の関与が見られ、天皇の異母姉妹が選定された。また、平安後期は藤原氏北家のミウチ体制の深化から天皇のキサキが限定され、皇子女が減少した。齋宮の候補者が限られ、選定の対象者は天皇の姉妹から女王へと移った。

このように、齋宮は、「政治的な力関係」から選定されたという側面も存在してはいたものの、その時々皇女の存在の有無も大きく影響しており、政治的な影響ばかりではなかったということが指摘できよう。

二、齋宮の選定基準

前章では、時代ごとに分析を行なったが、ここでは、齋宮に選定された皇女または女王を、第一に天皇と齋宮の血縁関係から、第二に齋宮に選定された皇女の出生順から、第三に齋宮の卜定時の年齢から、第四に齋宮の母親（その族姓と身位）から、第五に齋宮の同母兄弟から、第六に齋宮の外祖父（身位と没年）の多角的な側面から分析することによって、齋宮に選定された候補者の特色を示し、また、皇女の在り方について考えてみたい。

1. 天皇と齋宮の血縁関係について

『延喜式』に規定されているように、齋宮は、未婚の内親王、または女王が選定された。実質的に齋宮として伊勢に下った大

来皇女の先例を考えると、齋宮に選定される候補者としては、内親王ニ天皇のムスメが適切であったはずである。

ここでは、天皇と齋宮の血縁関係を見ていくことにより、血縁が重視されていたのかといった点を、時代ごとに齋院の例と比較しながら検討していく。

表1は天皇と齋宮の血縁を示したものである。ムスメ・同母姉妹・異母姉妹・オバ・メイ・イトコ・ハトコに分け、ハトコ以上に血縁が遠い場合はその他に区分した。また、時代区分は、平安時代以前を、律令制成立期（天武朝から文武朝まで）・奈良時代（元明朝から光仁朝まで）の二つ分け、平安時代を、前期（桓武朝から文徳朝まで）、中期（清和朝から村上朝まで）、後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）のそれぞれに分けた。また、参考として院政期の例も挙げ、院政期前期（後三条朝から堀河朝まで）・院政期後期（後白河朝から後鳥羽朝まで）の二つに区分した。

天皇との血縁の濃さで考えると、天皇のムスメ・オバ・同母姉妹・異母姉妹・メイ・イトコ・ハトコの順であるが、律令制成立期から平安後期までの四十一例から、齋宮の選定例を見てみると、天皇のムスメ十四例・異母姉妹六例・オバ二例・メイ三例・ハトコ三例・同母姉妹二例・イトコ二例である。ムスメの選定例が四十一例中十四例であり、律令制成立期から平安後期までの全体の三十四・一パーセントを、異母姉妹の例が四十一例中六例であり、十四・六パーセントを占める。ムスメと異

母姉妹を合わせると四十八・八パーセントとなり、約半数を占

めていたのである。また、選定例の多さを順にしてみると、ム

表1 天皇と齋宮の血縁関係

合計	不明	その他	ハトコ	イトコ	メイ	オバ	姉妹		ムスメ	律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
							異母	同母									
四		一				二			一								
七	二	二	一						二								
八					一				七								
十二		一	一		二			五	一	二							
十		三	一	二				一	一	二							
八		二				二		二	二								
八						一		五		二							
五十七(四十二)	二(二)	九(七)	三(三)	二(二)	三(三)	五(二)		十三(六)	二(二)	十八(十四)							

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

【参考 齋院】

合計	その他	メイ	オバ	姉妹		ムスメ	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
				異母	同母							
五		一				四						
九	二			一	二	四						
六				二	一	三						
十	二		二		五	一						
五	一	一		二		一						
三十五(二十)	五(二)	二(一)	二	五(三)	八(三)	十三(十一)						

(注) 合計の括弧内の数字は、平安前期から平安後期までの合計を示したものである。

スメ・異母姉妹・オバ・メイ・ハトコ・同母姉妹・イトコの順となる。注目すべき点は、同母姉妹の選定例の数である。異母姉妹十三例に対して、同母姉妹は二例と少ない。これは、齋宮の選定において、異母姉妹の方が重視されていたことが分かる。

一方、齋院では、平安前期から平安後期までの二十例中、天皇のムスメ十一例・同母姉妹三例・異母姉妹三例・メイ一例である。齋宮と比較すると、天皇と血縁の濃い者が選定されたようだ。

注目すべき点として、齋宮がハトコやイトコの選定例があるのに対して、齋院にはなく、血縁関係から見

ると、天皇と血縁の近い者が多い。また、姉妹の例を見ると、同母姉妹の例が八例と、異母姉妹五例となり、同母姉妹の例の方が多く、齋宮と相反する。この点が表示すことには、齋宮が重視されていたとも見えるが、天皇の即位時に必ず齋宮を選定しなくてもよいので、血縁の濃い適切な候補者がいなければ、候補者があらわれるまで、齋宮を留め置くことが可能であったためではなからうか。やはり、血縁によって選定されている可能性がある。

齋宮の選定例を時代ごとに見ると、律令制成立期では、ムスメ一例・オバ二例あり、天皇と血縁の濃い者が選定されていたようである。奈良時代では、七例中、その他二例・不明二例となる。これは、政変などによって皇族が廃されたために、齋宮の選定の候補が少なく、天皇と遠縁の候補者が多かったと見られる。平安前期では、八例中、ムスメ七例となり、ムスメの選定例は九割を占めた。他の時代に比べ、天皇との血縁の濃い者が最も多く選定されている。この傾向は、齋院でも同様で、五例中四例がムスメの選定である。平安中期になると、齋宮に選定された者と天皇との血縁を見ると、広範囲にわたる。ムスメ二例に対して、異母姉妹五例・メイ二例・同母姉妹一例・ハトコ一例となる。これは、幼帝の出現により、齋宮の候補者が、ムスメを対象とできなくなったために、対象が天皇との血縁の遠い者まで広がったのであろう。齋院は、ムスメ四例・同母姉妹二例・異母姉妹一例と、血縁の近い者が選定されているが、

平安後期でも、齋宮は血縁の遠い者も選定されている傾向は同様であり、ムスメ二例・イトコ二例・同母姉妹一例・異母姉妹一例・ハトコ一例である。この時期、藤原氏北家のキサキが多く、したがって、天皇の同母姉妹・異母姉妹は、藤原氏北家出自の母を持つ。藤原氏北家の齋宮軽視により、天皇の姉妹の選定は、平安中期に比べ減少したのであろう。齋院では、ムスメ三例・異母姉妹二例・同母姉妹一例となり、齋宮より血縁の濃い者が選定されていることが分かる。

以上のように、齋宮制度が確立する律令制成立期では、ムスメ・オバが天皇と血縁の濃い者として齋宮に選定された。平安前期では、ムスメの選定例が最も多い。しかし、平安中期になると、幼帝の出現により、ムスメが候補者として選定できなくなる。そこで候補者の対象が変化し、姉妹、特に異母姉妹が適切な候補者となった可能性がある。この傾向は、平安中期からはじまり、院政期にまで及んだ。しかし、齋院は、平安前期から平安後期まで、天皇と血縁に近い者が選定された。

ここから分かることは、天皇と齋宮の血縁関係が重視され、天皇のムスメが最適な候補者であったようである。これは、大来皇女の先例が基礎とされ、ムスメが重要視された可能性も指摘できるのではないか。しかし、時代が下るにしたがい、政治状況の変化により、齋宮の候補者には血縁の濃い候補者の選定が難しくなり、その適切な候補者が、姉妹、特に異母姉妹に移っていったのではなからうか。

表2 齋宮に選定された皇女(女王)の出生順

醍醐	宇多	光孝	陽成	清和	文徳	仁明	淳和	嵯峨	平城	桓武	光仁	淳仁	孝謙	聖武	元正		文武	天武	天皇							
柔子内親王	元子女王	繁子内親王	掲子内親王	識子内親王	恬子内親王	晏子内親王	久子内親王	宜子女王	氏子内親王	仁子内親王	大原内親王	布勢内親王	朝原内親王	浄庭女王	酒人内親王	安倍内親王	小宅女王	畠女王	井上内親王	久勢女王	田形内親王	泉内親王	託基皇女	大来皇女	齋宮名	
宇多天皇	本康親王	光孝天皇	文徳天皇	清和天皇	文徳天皇	仁明天皇	仲野親王	淳和天皇	嵯峨天皇	平城天皇	桓武天皇	桓武天皇	神王	光仁天皇	淳仁天皇か	三原王	高丘王か	聖武天皇	不明	不明	天武天皇	天智天皇	天武天皇	天武天皇	天武天皇	父
藤原胤子	不明	滋野直子か	藤原今子	藤原良近女	紀静子	藤原列子	高宗女王	菅野氏女	高志内親王	大原浄子	伊勢継子	中臣丸豊子	酒人内親王	弥努摩内親王	井上内親王	不明	不明	不明	畠犬養広刀自	不明	不明	蘇我太蕤娘	忍海色夫古娘	六人臣櫛媛娘	大田皇女	母
一	不明	一	一	一	一	一	不明	一	一	三か	不明	一	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	一	同母出生順
二か	不明	四	七	四	四	一	二	不明	一	三	四か	不明	一か	不明	三か	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	一	全体の出生順
	廉子女王				述子・珍子	慧子		有子・貞子		上毛野・石上					能登・弥努摩				不破							同母姉妹

2. 齋宮の出生順について
 実質的に選定された初例と考えられる大来皇女は、第一皇女である。そのため、齋宮に選定される皇女には「第一皇女」という位置付けが影響していたのだろうか。皇女または女王の出生順にあたり、出生の記事が少なく、死亡記事が多い。したがって、出生順も不明な場合が多い。
 表2は齋宮に選定された皇女または女王の同母姉妹内における出生順と、異母姉妹を含む出生順を示したものである。三十七例中(五十七例中不明二十例を除く)、同母姉妹の出生順では、第一の皇女が二十九例、全体の出生順では、第一の皇女は十三例となる。全体

二条	後白河		近衛	崇徳	鳥羽	堀河	白河	後三条	後冷泉	後朱雀	後一条	三条	一条	花山		円融	冷泉		村上		朱雀	天皇				
好子内親王	亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	娟子内親王	善子内親王	媞子内親王	淳子女王	俊子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	媯子女王	当子内親王	恭子女王	濟子女王	規子内親王	隆子女王	輔子内親王	樂子内親王	悦子女王	英子内親王	徽子女王	齊子内親王	雅子内親王	齋宮名
後白河天皇	後白河天皇	堀河天皇	鳥羽天皇	輔仁親王	白河天皇	白河天皇	白河天皇	敦賢親王	後三条天皇	敦平親王	敦明親王	後朱雀天皇	具平親王	三条天皇	為平親王	章明親王	村上天皇	章明親王	村上天皇	村上天皇	重明親王	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	父
藤原成子	藤原成子	不明	藤原家政女	源師忠女	藤原季実女	藤原道子	藤原賢子	源親方女	藤原茂子	源則理女	藤原寛子	禎子内親王	為平親王女	藤原成子	源高明女	藤原敦敏女	徽子女王	藤原敦敏女	藤原安子	莊子女王	藤原寛子	藤原淑姬	藤原寛子	源和子	源周子	母
二	一	不明	一	不明	不明	一	一	不明	二	不明	不明	一	不明	一	不明	不明	一	一	二	一	二か	一か	一か	三	三	同母出生順
二	一	不明	六	不明	不明	二	一	不明	二	不明	不明	一	不明	一	不明	不明	四	一か	七	六	二か	十六	一か	十五	十	全体の出生順
亮子・休子	好子・休子					令子・禊子		聡子・佳子・篤子		儂子	娟子		禊子		隆子女王		濟子女王	承子・資子・選子		徽子女王		悦子女王	慶子・韶子	郁子・勤子	同母姉妹	

の出生順における第一の皇女の割合は、全体のおよそ三分の一を占めており、比較的が多いと思える。「第一皇女」という位置付けは、ある程度、齋宮に選定される条件として意識されていた可能性がある。

次に、賀茂齋院との比較を行なってみた。

表3は齋院に選定された皇女または女王の同母姉妹内における出生順と、異母姉妹を含む出生順を示したものである。齋院は三十二例中（三十五例中、同母姉妹については不明三例を除く）、第一の皇女は十九例、全体の出生順については不明五例を除く三十例中、第一の皇女は四例となる。齋院の全体の出生順における第一の皇女の割合は、十

表3 齋院に選定された皇女(女王)の出生順

天皇	齋院名	父	母	同母出生順	全体の出生順	同母姉妹
嵯峨・淳和	有智子内親王	嵯峨天皇	交野女王	一	二	
淳和	時子内親王	仁明天皇	滋野繩子	一	一	
仁明	高子内親王	仁明天皇	百済王永慶	一	三	柔子
文徳	慧子内親王	文徳天皇	藤原列子	二	二	晏子
	述子内親王	文徳天皇	紀静子	二	三	恬子・珍子
清和	儀子内親王	文徳天皇	藤原明子	一	五	
陽成	敦子内親王	清和天皇	藤原高子	一	三	
陽成・光孝	穆子内親王	光孝天皇	王躬女王	一	不明	
宇多	直子女王	惟彦親王	不明	不明	不明	
宇多・醍醐	君子内親王	宇多天皇	橘義子	一	三	
	恭子内親王	醍醐天皇	藤原鮮子	一	五か	敏子・婉子
	宣子内親王	醍醐天皇	源封子	一	二か	靖子
	韶子内親王	醍醐天皇	源和子	一	十三か	慶子・斉子

(注)・同母出生順は、皇女のみ順番となっている。全体の出生順も同様である。齋王名の欄でゴシックの文字は、齋院と同時期(同年)に選定されている皇女を示す。同母姉妹の欄で二重線が齋宮、波線が齋院になった皇女を示す。

・この表は、『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』、『一代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』(小学館、二〇〇二年)、安田政彦「皇子女の出生順について」(帝塚山学院大学研究論集(文学部)二六号、二〇〇一年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

高倉	休子内親王	後白河天皇	藤原成子	四	四	亮子・好子
後鳥羽	惇子内親王	後白河天皇	藤原公成女	一	五	
	功子内親王	高倉天皇	藤原公重女	一	一	
土御門	潔子内親王	高倉天皇	藤原豊子	一	三	
順徳	肅子内親王	後鳥羽天皇	源信良女	一	一	
	瀬子内親王	後鳥羽天皇	丹波局	一	四	

三・三パーセントとなる。同時期に選定された齋院は、ほとんどが異母姉妹を含む出生順において第二以下の皇女が多い。

齋院と齋宮が同時期に選定される例を見てみたい。

太字で示した例は、齋院と齋宮が同時に選定された例である。⁽⁴⁸⁾ 十四例見られ、姉妹で選定された皇女が九例

である。九例の中でも齋宮も齋院も姉妹内の出生がわかる例は、次の八例である。⁽⁴⁹⁾

仁明朝

齋宮 久子内親王

(第二皇女)

齋院 高子内親王

(第三皇女)

文徳朝⁽¹⁾

齋宮 晏子内親王

(第一皇女)

齋院 慧子内親王

天皇	齋院名	父	母	同母出生順	全体の出生順	同母姉妹
朱雀・村上	婉子内親王	醍醐天皇	藤原鮮子	二	三か	敏子・恭子
冷泉・円融	尊子内親王	冷泉天皇	藤原懐子	二	二	宗子
円融～後一条	選子内親王	村上天皇	藤原安子	四	十	輔子・承子・資子
後一条	馨子内親王	後一条天皇	藤原威子	二	二	章子
後朱雀	娟子内親王	後朱雀天皇	禎子内親王	二	二	良子
後冷泉	祿子内親王	後朱雀天皇	藤原延子	二	四	祐子
後冷泉・後三条	正子内親王	後朱雀天皇	藤原延子	一	五	
後三条	佳子内親王	後三条天皇	藤原茂子	三	三	聡子・俊子・篤子
白河	篤子内親王	後三条天皇	藤原茂子	四	四	聡子・俊子・佳子
白河・堀河	齐子女王	敦明親王	源政隆女	不明	不明	
堀河	令子内親王	白河天皇	藤原賢子	一	三	媞子・禎子
鳥羽	禎子内親王	白河天皇	藤原賢子	二	四	媞子・令子
鳥羽	官子内親王	白河天皇	源盛子	一	不明	
崇徳	惊子内親王	堀河天皇	源仁子	一	一	
	統子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	二	二	禎子
	禮子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	一	一	統子
崇徳～二条	怡子内親王	輔仁親王	源行宗女	不明	不明	
二条～高倉	式子内親王	後白河天皇	藤原成子	三	三	
高倉	僖子内親王	二条天皇	中原師元女	一	一	
高倉・安德	範子内親王	鳥羽天皇	藤原実能女	一	七か	
土御門・順徳	礼子内親王	後鳥羽天皇	坊門信清女	一	二	

(注)・同母出生順は、皇女のみ順番となっている。全体の出生順も同様である。ゴシック文字は、齋宮と同時期(同年)に選定された皇女を示す。同母姉妹の欄で二重線が齋宮、波線が齋院になった皇女を示す。

この表は、『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』『一代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』(小学館、二〇〇二年)、安田政彦『皇子女の出生順について』(『帝塚山学院大学研究論集(文学部)』三十六号、二〇〇一年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

- 清和朝 (第二皇女)
- 齋宮 恬子内親王 (第四皇女)
- 齋院 儀子内親王 (第五皇女)
- 陽成朝①
- 齋宮 識子内親王 (第四皇女)
- 齋院 敦子内親王 (第三皇女)
- 朱雀朝
- 齋宮 雅子内親王 (第十皇女)
- 齋院 婉子内親王 (第三皇女か)
- 円融朝
- 齋宮 規子内親王 (第四皇女)
- 齋院 選子内親王 (第十皇女)
- 後朱雀朝
- 齋宮 良子内親王

(第一皇女)

齋院 娟子内親王(第二皇女)

後三条朝

齋宮 俊子内親王(第二皇女)

齋院 佳子内親王(第三皇女)

陽成朝と朱雀朝の二例以外の六例が齋宮の方が年長者である。齋宮と齋院が同母・異母姉妹にかかわらず、齋宮に年長の者が選定され、齋院にそれより年少の者が選定されていることが分かるのである。

以上のように、選定時において候補者の中では年長者が選定されている例が見られ、特に、第一皇女が重要視されたようである。また、齋院と同時に選定される場合には、齋院に齋宮よりも年少の者が選定されているのである。

3. 齋宮の選定時の年齢

ここでは、齋宮に卜定された時の年齢について見ていくことにより、選定される年齢に適切な年齢があったのかといった点について検討してみたい。

表4は卜定時の齋宮の年齢を示したものである。皇女の年齢に関する史料が残っていない場合も多く、不明な場合が多い。誕生日や享年が史料に残っていれば、そこから卜定時に逆算して求めた。なお、「齋宮の年齢」は、卜定の時の齋宮の年齢を示す。

最年長と最年少の齋宮について見ていくと、最年長の例として、円融天皇の二代目の齋宮である規子内親王が挙げられる。⁵⁰⁾

前齋宮規子内親王薨(村上皇女、三十八)⁵¹⁾、

ということから、寛和二年(九八六)に三十八歳で亡くなっていることが分かる。卜定は、天延三年(九七五)二月十七日に行なわれているので、計算すると、規子内親王は二十七歳で選定されたこととなる。この時の齋宮に選定される可能性のあった者を見ると、円融の皇女が生まれていなかったため、その対象は、姉妹とメイになる。

同母姉妹 資子内親王(二十一歳。母は藤原安子)

選子内親王(十一歳。母は藤原安子)

異母姉妹 規子内親王(二十七歳。母は徽子女王)

メイ 宗子内親王(十三歳。母は藤原懐子(身位は女御) 父は冷泉)

考え得る候補者四人の中で、最年長の規子内親王が選定された可能性がある。⁵²⁾ また、母徽子女王は、朱雀朝の三代目の齋宮であり、血縁者に齋宮経験者がいた。

一方、高倉天皇の二代目の齋宮である功子内親王は、最年少の齋宮に選定された皇女である。

抑功子内親王、是、先帝長女也、母前少将公重朝臣息女、

表4 ト定時の齋宮の年齢

平安後期				平安前期						奈良時代					律令制成立期			時代						
宇多	光孝	陽成②	陽成①	清和	文徳	仁明	淳和②	淳和①	嵯峨	平城	桓武②	桓武①	光仁②	光仁①	淳仁	孝謙	聖武	元正②	元正①	文武③	文武②	文武①	天武	天皇
元子女王	繁子内親王	掲子内親王	識子内親王	恬子内親王	晏子内親王	久子内親王	宜子女王	氏子内親王	仁子内親王	大原内親王	布勢内親王	朝原内親王	浄庭女王	酒人内親王	安倍内親王	小宅女王	県女王	井上内親王	久勢女王	田形内親王	泉内親王	託基皇女	大来皇女	齋宮
不明	不明	不明	四	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	四	十九	不明	不明	不明	不明	五	不明	不明	不明	不明	十三	齋宮の年齢
寛平元年(八八九)	元慶八年(八八四)	元慶六年(八八二)	元慶元年(八七七)	貞観元年(八五九)	嘉祥三年(八五〇)	天長十年(八三三)	天長五年(八二八)	弘仁十四年(八二三)	大同四年(八〇九)	大同元年(八〇六)	延暦十六年(七九七)	延暦元年(七八二)	宝龜六年(七七五)	宝龜三年(七七二)	天平宝字二年(七五八)	天平感宝元年(七四九)	天平十八年(七四六)	養老五年(七二一)	養老元年(七一七)	慶雲三年(七〇六)	大宝元年(七〇一)	文武二年(六九八)	天武二年(六七三)	卜定時
不明	不明	不明	貞観十六年(八七四)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	延暦元年(七八二)	不明	天平勝宝六年(七五四)	不明	不明	不明	養老元年(七一七)	不明	不明	不明	不明	齊明七年(六六一)	齋宮の生まれ年
不明	不明	不明	延喜六年(九〇六)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	弘仁十年(八一九)	不明	天長六年(八二九)	不明	不明	不明	宝龜六年(七七五)	不明	不明	不明	不明	大宝元年(七〇一)	没年
			三十三									三十八		七十六				五十九					四十一	享年

則祇_二候内裏_一之女房帥
局也、主上即若之時、
為_二御乳人_一、而去年春
比忽降_二誕此宮_一云々、
……^⑤

「去年」とは安元二年
(一一七六)である。卜定
されたのは、誕生の翌年の
治承元年(一一七七)十月
二十七日である。功子内親
王の卜定時の年齢は二歳と
なる。この時、高倉天皇は
十七歳であるがムスメが生
まれていたため、齋宮の候
補者はムスメであったよう
である。なお、この時の皇
女の年齢と、その母につい
て記す。

功子内親王

(二歳。母は藤原公重

女(身位は乳人)

範子内親王

	院政期前期					平安後期							平安後期												
後白河	近衛②	近衛①	崇徳	鳥羽	堀河	白河②	白河①	後三条	後冷泉②	後冷泉①	後朱雀	後一条	三条	一条	花山	円融②	円融①	冷泉	村上③	村上②	村上①	朱雀③	朱雀②	朱雀①	醍醐
亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	姁子内親王	善子内親王	媞子内親王	淳子女王	俊子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	樽子女王	当子内親王	恭子女王	济子女王	規子内親王	隆子女王	輔子内親王	楽子内親王	悦子女王	英子内親王	徽子女王	齐子内親王	雅子内親王	柔子内親王
十	不明	不明	十三	不明	十一	三	不明	十四	不明	不明	八	十二	十三	不明	不明	二十七	不明	十六	四	六	二十六	八	十六	二十二	六
保元元年(一一五六)	仁平元年(一一五一)	康治元年(一一四二)	保安四年(一一二三)	天仁元年(一一〇八)	寛治元年(一〇八七)	承暦二年(一〇七八)	延久五年(一〇七三)	延久元年(一〇六九)	永承六年(一〇五一)	永承元年(一〇四六)	長元九年(一〇三六)	長和五年(一〇一六)	長和元年(一〇一二)	寛和二年(九八六)	永観二年(九八四)	天延三年(九七五)	安和二年(九六九)	安和元年(九六八)	天暦九年(九五五)	天暦元年(九四七)	天慶九年(九四六)	承平六年(九三六)	承平六年(九三六)	承平元年(九三一)	寛平九年(八九七)
久安三年(一一四七)	不明	不明	天永二年(一一一一)	不明	承暦元年(一〇七七)	承保三年(一〇七六)	不明	天喜四年(一〇五六)	不明	不明	長元二年(一〇二九)	寛弘二年(一〇〇五)	長保二年(一〇〇〇)	不明	不明	天暦三年(九四九)	天暦七年(九五三)	天暦七年(九五三)	天暦六年(九五二)	天慶五年(九四二)	延喜二十一年(九二二)	延長七年(九一九)	延喜二十一年(九二二)	延喜十一年(九一一)	寛平四年(八九二)
建保四年(一一二六)	不明	不明	保元元年(一一五六)	不明	長承元年(一一三二)	永長元年(一〇九六)	不明	長承元年(一一三二)	不明	不明	承暦元年(一〇七七)	永保元年(一〇八一)	治安二年(一〇二二)	不明	不明	寛和二年(九八六)	寛和二年(九八六)	正暦三年(九九二)	長徳四年(九九八)	不明	天慶九年(九四六)	寛和元年(九八五)	承平六年(九三六)	天暦八年(九五四)	天徳三年(九五九)
七十			四十六		五十六	二十一		七十七			四十九	七十七	二十三			三十八		四十	四十七		二十六	五十七	十六	四十四	六十八

(一歳。母は藤原成範
女(身位は不明)
潔子内親王
(年齢不明。母は藤原
頼定女(身位は典侍))
この他にもムスメが存在
する可能性があるが、天皇
の年齢が十七歳と低いこと
もあり、三人が限界と見ら
れる。潔子内親王の場合も
誕生していない可能性もあ
るのではないだろうか。齋
宮には功子内親王が選定さ
れたのである。その後、翌
年承暦二年(一〇七八)に
は高倉朝の三代目の齋院に
範子内親王が選定されてお
り、年齢順で選定されてい
る可能性がある。選定の年
齢の幅が広く、二歳から二
十七歳までであるが、候補者
の中でも最年長の者が選定
される可能性もあるようにで

院政期後期		院政期前期		院政期後期		院政期前期		院政期後期		院政期前期		院政期後期	
天皇	二条	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	建久三年(一一九二)	四十五	享年	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)
六条	休子内親王	十	仁安元年(一一六六)	保元二年(一一五七)	承安元年(一一七二)	十五	十六	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	
高倉①	惇子内親王	十一	仁安二年(一一六七)	保元二年(一一五七)	承安二年(一一七二)	十六	十六	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	
高倉②	功子内親王	二	治承元年(一一七七)	安元二年(一一七六)	不明	不明	不明	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	
後鳥羽	潔子内親王	七	文治元年(一一八五)	治承三年(一一七九)	不明	不明	不明	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	
土御門	肅子内親王	四	正治元年(一一九九)	建久七年(一一九六)	不明	不明	不明	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	
順徳	熙子内親王	十一	建保三年(一二二五)	元久二年(一二〇五)	不明	不明	不明	天皇	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	

(注) この表は、『六国史』をはじめ『日本紀略』『本朝皇胤紹運録』『中右記』『愚昧記』『二代要記』などの史料、『平安時代史事典』、角田文衛『日本の後宮』、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』、または東京大学史料編纂所の「大日本史料総合データベース」を参照に作成したものである。

表5 齋宮の卜定時の年齢分布

年齢	律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
四			一	二		一	二	六
五		一		三	一		三	八
十					二	三	三	九
十一	一							三
十五					一			一
十六		一						一
二十								
二十五								
二十六								
不明	三	五	七	四	五	四	二	二十八
合計	四	七	八	十二	十	八	八	五十七

(注) 表4をもとに年齢の分布を表にしたものである。

ある。

次に卜定時の齋宮の年齢分布について検討を加えたい。

三例となる。平安後期では、十例のうち、十一〜十五歳二例、五〜十歳一例、十六歳以上が二例となる。以上のように、齋宮

表5は卜定時の齋宮の年齢を五歳ごとに区分して、その年齢分布を表わしたものである。齋宮の年齢別に見ていくと、二十九例中(五十七例から不明二十八例を除く)、十一〜十五歳九例、五〜十歳八例、四歳以下六例、十六歳〜二十歳三例、二十六歳以上二例、二十一〜二十五歳一例である。十五歳以下が二十三例と大半を占め、一方、二十一歳以上を見ると三例しかない。時代ごとに見ると、平安前期までは四歳以下、五〜十歳、十一〜十五歳、十六〜二十歳がそれぞれ一例ある。平安中期では、十二例のうち、五〜十歳三例、四歳以下二例、十六歳以上の例が

に選定される年齢は、二歳から二十七歳までと年齢層が広いが、五〜十五歳が、年齢のわかる二十九例中十七例であることから、十五歳以下が適切な年齢と考えられていたようである。しかし、最年長の齋宮である規子内親王の選定時の候補者をみると、十五歳以下である選子内親王や宗子内親王がいながら、二十七歳の規子内親王が選定されており、むしろ、年齢の高さや低さよりも、その時々最年長が選定される可能性もある。

4. 母親の族姓と身位について

齋宮に選定された者の母親の族姓と身位の関係について検討していく。

まず、族姓についてである。

表6は時代ごとに、母親の出身を皇族・藤原氏北家・藤原氏

北家以外の藤原氏（表では「藤原氏」の「その他」に区分する）・源氏・その他・不明の六つに区分したものである。

律令制成立期から平安後期まで、四十一例中、藤原氏北家十例・皇族十例・源氏四例・藤原氏北家以外の藤原氏二例となり、皇族と藤原氏北家が全体の八割弱を占めている。時代ごとに見ていくと、平安時代以前では、皇族三例・その他四例・不明四例となり、その他と不明の例が多い。一方、平安前期では、その他四例・皇族三例・藤原氏北家一例となり、その他の例が多い。これは、氏族出身のキサキが多く入内したからであろう。

藤原氏に限らず、紀氏、橘氏または渡来系の百済王氏などがキサキとして存在していた。齋宮に選定された皇女の母も、中臣丸氏・伊勢氏・大原氏・菅野氏出自であった。しかし、平安中期では、藤原氏北家四例・その他三例・源氏二例・藤原氏北家

表6 齋宮の母親の族姓

皇親 藤原氏	北家		源氏	その他	不明	合計	律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
	北家	その他												
一						四		七	八	十二	十	八	八	五十七(四十二)
二						七		四				二	一	七(四)
三	一					八			四					十一(十一)
四			二			十二			二	二			一	七(四)
五		四	二			十								二十(十)
六			二			八								二(二)
七			二			八								七(四)
八			二			八								十一(十一)
九			二			十								七(四)
十			二			十								七(四)
十一			二			十								七(四)
十二			二			十								七(四)
十三			二			十								七(四)
十四			二			十								七(四)
十五			二			十								七(四)
十六			二			十								七(四)
十七			二			十								七(四)
十八			二			十								七(四)
十九			二			十								七(四)
二十			二			十								七(四)
二十一			二			十								七(四)
二十二			二			十								七(四)
二十三			二			十								七(四)
二十四			二			十								七(四)
二十五			二			十								七(四)
二十六			二			十								七(四)
二十七			二			十								七(四)
二十八			二			十								七(四)
二十九			二			十								七(四)
三十			二			十								七(四)
三十一			二			十								七(四)
三十二			二			十								七(四)
三十三			二			十								七(四)
三十四			二			十								七(四)
三十五			二			十								七(四)
三十六			二			十								七(四)
三十七			二			十								七(四)
三十八			二			十								七(四)
三十九			二			十								七(四)
四十			二			十								七(四)
四十一			二			十								七(四)
四十二			二			十								七(四)
四十三			二			十								七(四)
四十四			二			十								七(四)
四十五			二			十								七(四)
四十六			二			十								七(四)
四十七			二			十								七(四)
四十八			二			十								七(四)
四十九			二			十								七(四)
五十			二			十								七(四)
五十一			二			十								七(四)
五十二			二			十								七(四)
五十三			二			十								七(四)
五十四			二			十								七(四)
五十五			二			十								七(四)
五十六			二			十								七(四)
五十七			二			十								七(四)
五十八			二			十								七(四)
五十九			二			十								七(四)
六十			二			十								七(四)
六十一			二			十								七(四)
六十二			二			十								七(四)
六十三			二			十								七(四)
六十四			二			十								七(四)
六十五			二			十								七(四)
六十六			二			十								七(四)
六十七			二			十								七(四)
六十八			二			十								七(四)
六十九			二			十								七(四)
七十			二			十								七(四)
七十一			二			十								七(四)
七十二			二			十								七(四)
七十三			二			十								七(四)
七十四			二			十								七(四)
七十五			二			十								七(四)
七十六			二			十								七(四)
七十七			二			十								七(四)
七十八			二			十								七(四)
七十九			二			十								七(四)
八十			二			十								七(四)
八十一			二			十								七(四)
八十二			二			十								七(四)
八十三			二			十								七(四)
八十四			二			十								七(四)
八十五			二			十								七(四)
八十六			二			十								七(四)
八十七			二			十								七(四)
八十八			二			十								七(四)
八十九			二			十								七(四)
九十			二			十								七(四)
九十一			二			十								七(四)
九十二			二			十								七(四)
九十三			二			十								七(四)
九十四			二			十								七(四)
九十五			二			十								七(四)
九十六			二			十								七(四)
九十七			二			十								七(四)
九十八			二			十								七(四)
九十九			二			十								七(四)
百			二			十								七(四)

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

以外の藤原氏二例・皇族一の身分まで幅広く見える。

平安後期になると、藤原氏北家五例・皇族三例・源氏二例となる。皇族と藤原氏北家に注目したい。皇族が多いのは、律令制成立期から平安後期までの時代を通して見られる。これは、平

表7 齋宮の母親の身位

合計	内親王		皇太后	妃	女御	その他	女御	不明	皇太后(中宮)	夫人	嬪	宮人	女御	更衣	その他	不明	合計
	皇太后	妃															
四		一								一		二					四
七				一			一			一						四	七
八		一							一				一		四		八
十二										一			一	七	一		十二
十									二				一		六		十
八									二				一		三	二	八
八															四	四	八
五十七(四十二)		一(一)		三(三)			二(二)	二(二)	五(三)	二(二)		二(二)	三(二)	七(七)	十八(十二)	十一(五)	五十七(四十二)
				六(六)				三(三)									

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

安時代において、皇子女の在り方が変化するなか、皇族の母を持つ皇女は、国家神の伊勢神宮に奉仕する齋宮として適切な候補者であり、やはり神聖な意味を有していたからであろう。また、藤原氏北家が多いのは、天皇と藤原氏北家とのミウチ体制によって、キサキに藤原氏北家出身の女性が多かったためである。前章では藤原氏北家の齋宮軽視について述べたが、母親の

嬪四員、右五位以上、宮人職員、

妃二員、右四品以上、
夫人三員、右三位以上、

ということから、皇族出身者のみであり、夫人には三名で三位以上の者、嬪には四名で五位以上の者といったように、定員数のみならず身分によって定められていた。しかし、平安時代になると、キサキの増

族姓を見ると、相反する結果となっている。この点については、6・外祖父のところでも詳しく述べることにする。
第二に、身位についてである。
表7は時代ごとに齋宮に選定された母親の身位を、後宮の身分にしたがって区分したものである。平安時代以前では、後宮の身分として、皇后・妃・夫人・嬪・宮人が挙げられる。

加により、皇后・妃・夫人・嬪の下位に定員数を補う女御・更衣が出現した。次第に妃・夫人・嬪の身分が衰退し、代わりに女御・更衣の身分が上昇した。⁽⁵⁵⁾特に女御は、皇后の次の身分となる。一方、更衣は、村上朝以降は見られなくなる。これを踏まえ、皇族と氏族とを分けた。さらに皇族内でも内親王と女王に分け、身位を、皇后・妃・女御・その他に分けた。また、氏族も同様として、皇后・夫人・嬪・宮人・女御・更衣・その他に分けた。⁽⁵⁶⁾

律令制成立期から平安後期まで、皇族の例は、四十一例中九例となる。内親王六例、女王三例ある。内親王六例中、妃三例・皇后一例・その他二例となり、妃の例が多い。また、女王三例中、女御二例・不明一例となる。次に、氏族出身の者の身位を見ていくと、四十一例中、皇族九例・不明五例を除く二十七例中、その他十一例・更衣七例・皇后（中宮）三例・夫人二例・宮人二例・女御二例となる。更衣は、平安中期以外は見られないが、他の時代、その他の身位や身位不明の者が多く見える。齋宮の母親には、律令制成立期から平安後期の全時代にわたって、少数ながらも皇族の母を持つ皇女が選定されていた。これは、皇族の母を持つ皇女が重要視されていたとも考えられる。しかし、ミウチ体制によって、天皇と藤原氏との婚姻により、キサキの比重は、皇族から藤原氏に移る。平安中期以降では、皇族や藤原氏北家出自が多くなった。特に、更衣かそれ以下の身位の女性が多かったようである。

5. 齋宮の同母兄弟について

齋宮に卜定された皇女の同母兄弟を検討を加える。

平安時代に入ると、皇子女の増加によって皇族の保護が国家財政を圧迫するようになった。したがって、財政の負担を軽減させる処置として、皇子女に親王宣下や臣籍降下が行なわれるようになった。これは、天皇の子女だからといって、自動的に「親王」や「内親王」になれるわけではなく、そのためには「親王宣下」を受けることが必要であった。「親王」や「内親王」になれない者もいたのである。齋宮に選定された皇女を見てみると、伴瀬明美氏が指摘するように、院政期では「内親王たちは卜定されなかったら宣下されることはなかった可能性が大きい」と指摘する。⁽⁵⁷⁾つまり、齋宮に選定された皇女は、「親王宣下が行なわれ、「内親王」という立場を保障された。齋宮に選定された皇女の同母兄弟はどうであったのであろうか。

表8は、齋宮に選定された皇女（女王）の同母兄弟とその身位を示したものである。

齋宮には、天皇と同母姉妹ではなく、天皇と異母姉妹が選定される例が多かったことを指摘した。律令制成立期から平安後期まで、四十一名のうち、女王十二名を除く二十九名中、同母兄弟がいる齋宮は十九名いた。天皇と同母姉妹が齋宮に選定された例を具体的に挙げてみると、次の三例となる。

柔子内親王（醍醐齋宮、天皇との血縁では姉妹）

輔子内親王（冷泉齋宮、天皇との血縁では姉妹、円融とも同母兄弟）

良子内親王（後朱雀齋宮、天皇との血縁ではムスメ、後三条と同母兄弟）

十九名中三名しか存在しない。天皇位に即く皇子を主流とすれば、齋宮と同母兄弟の皇子は、傍系を意味していたと考えられる。

次に、臣籍降下について触れておきたい。臣籍降下した親王を同母兄弟に持つ齋宮は、十九名中二名で、朱雀朝の一代目の齋宮である雅子内親王と、村上朝の一代目の齋宮である英子内親王だけで、齋宮の同母兄弟のほとんどは、「親王」という地位でいられたことを示している。ある程度、「親王」という身分が維持できる立場にいたのであろう。しかも、雅子内親王には、臣籍降下した記事が見られる。

太政官符、民部省（承知下^三中務、式部、大藏、宮内等省）、

源朝臣高明、年八、源朝臣兼明、年八、

源朝臣自明、年四、源朝臣允明、年三、

源朝臣兼子、年七、源朝臣雅子、年七、

源朝臣嚴子、年六、

右大臣宣、奉勅、件七人是皇子也、而依^三去年十二月二十八日勅書賜姓、貫^三左京一条一坊、宜^下以^三高明^一為^中戸

主者、省宜承知、依^レ宣行之、符到奉行、……⁽⁵⁸⁾

「源朝臣雅子、年七⁽⁵⁹⁾」ということから、延喜二十年（九二〇）十二月二十八日に同母兄弟である高明や兼子とともに源氏に賜姓されたようだ。雅子が、「卜^二定伊勢賀茂齋王等^一」、先帝第十雅子内親王伊勢卜食」とあることから、承平元年（九三二）十二月二十五日に朱雀朝の一代目の齋宮に卜定された⁽⁶⁰⁾。卜定時以前に「内親王」に復されていた史料が見えないが、この時には「内親王」であったようである。これは、雅子内親王が、事前に齋宮の候補者として挙がっていたのではなく、急遽、決まった可能性がある。

次に、親王の位階と官職について見ていく。平安時代以前や平安前期では、七名の齋宮に兄弟が九名いた。そのなかでも、政治の中枢から廃された親王が五名見られる。天武朝齋宮の大来皇女の同母兄弟である大津皇子は、謀反の罪で処刑された。光仁朝齋宮の酒人内親王の兄弟である他戸親王は、宝龜三年（七七二）にその母井上内親王が蠱巫事件により、廢后され、それを受けて、他戸親王も廢太子された。平城朝齋宮の大原内親王の兄弟である高岳親王と巨勢親王がおり、高岳親王は薬子の変で廢太子され、巨勢親王は無品であったが兄・高岳親王の廢太子の影響を受けていたかは不明である。いずれにしろ、政治的には優遇されていなかったようである。淳和朝齋宮の氏子内親王の兄弟である恒世親王は自ら皇太子を辞退している。し

表8 齋宮の同母兄弟

陽成	識子内親王	文德	藤原今子	惟恒親王	三品兵部卿。
清和	恬子内親王	文德	藤原良近女	貞平親王	三品神祇伯。
文德	晏子内親王	文德	紀静子	惟喬親王	四品上総太守。
仁明	久子内親王	仁明	高宗女王	惟喬親王	四品上野太守。
淳和	宜子女王	仲野親王	菅野氏女	恒世親王	三品中務卿。皇太子に立てられるが辞退。
嵯峨	仁子内親王	嵯峨	大原浄子	巨勢親王	無品。
平城	大原内親王	平城	伊勢継子	高岳親王	弘仁元年(八一〇)に廢太子される。
桓武	布勢内親王	桓武	中臣丸豊子	他戸親王	宝龜三年(七七二)に廢太子される。
光仁	朝原内親王	桓武	酒人内親王	他戸親王	宝龜三年(七七二)に廢太子される。
淳仁	淨庭女王	神王	弥努摩内親王	不明	不明
孝謙	酒人内親王	光仁	井上内親王	不明	不明
聖武	安倍内親王	淳仁か	不明	不明	不明
元正	小宅女王	三原王	不明	不明	不明
	皇女王	高丘王か	不明	不明	不明
	井上内親王	聖武	泉犬養広刀自	不明	不明
	久勢女王	不明	不明	不明	不明
	田形内親王	天智	蘇我太蕤娘	穉積皇子	一品知太政官事。
	泉内親王	天智	忍海色夫古娘	穉積皇子	一品知太政官事。
文武	託基皇女	天武	六人臣櫛媛娘	穉積皇子	一品知太政官事。
天武	大来皇女	天武	大田皇女	忍壁皇子	三品知太政官事。
天皇	齋宮	父	母	同母兄弟	同母兄弟の詳細

かし、九名のうち二名は、高位に就いている者もいた。文武の一代目の齋宮の託基皇女の兄弟である忍壁皇子は三品知太政官事に、文武三代目の齋宮田形内親王の兄弟である穉積皇子は一品知太政官事になっている。残りの二名を挙げると、託基皇女の兄弟である磯城皇子は浄広一になっており、文武の二代目の齋宮の泉内親王の兄弟である川島皇子は、浄大三で、後に浄広一が贈られた。

平安中期以降になると、十二名の齋宮に兄弟がおり、二十七名にのぼる。そのうち、天皇に即位した親王四名・不明一名・その他三名(僧になった師明親王、皇太子を遜位し院となった敦明親王、夭折した徽子女王の皇

三条	一条	花山	円融	冷泉		村上		朱雀		醍醐	宇多	光孝	天皇													
当子内親王	恭子女王	濟子女王	規子内親王	隆子女王		英子内親王	徽子女王	齊子内親王		雅子内親王		柔子内親王	元子女王	繁子内親王	齋宮											
三条	為平親王	章明親王	村上	章明親王		醍醐	重明親王	醍醐		醍醐		宇多	本康親王	光孝	父											
藤原城子	源高明女	藤原敦敏女	徽子女王	藤原敦敏女		藤原安子	莊子女王	藤原寛子		源周子		藤原胤子	不明	滋野直子か	母											
敦明親王	—	—	皇子夭折	—	為平親王	守平親王	憲平親王	具平親王	—	源自明	兼明親王	長明親王	—	有明親王	式明親王	常明親王	源高明	盛明親王	時明親王	敦実親王	敦固親王	敦慶親王	敦仁親王	不明	—	同母兄弟
皇太子を遜位。	—	—	—	—	一品式部卿。	円融天皇。	冷泉天皇。	二品中務卿。	—	源氏賜姓。正四位下参議。	源氏に賜姓、後に親王宣下。二品中務卿。	四品。	—	三品兵部卿。	三品中務卿。	三品刑部卿。	正二位左大臣。安和の変にて廃される。	源氏に賜姓、親王宣下。四品上野太守。	無品。	一品式部卿。	二品兵部卿。	二品中務卿、式部卿等を歴任。	醍醐天皇。	不明	—	同母兄弟の詳細

子)を除く十九例を対象とする。品位について見ると、十九例中、一品二名・二品四名・三品六名・四品四名・無品一名・源氏三名となる。特に、一品や二品になった親王は、天皇と同母兄弟の者が多い。一品になった親王は、柔子内親王と同母兄弟の敦実親王と、輔子内親王と同母兄弟の為平親王である。柔子は、醍醐と同母兄弟であり、輔子内親王は冷泉と同母兄弟であるから、敦実親王と為平親王は、天皇と同母兄弟にあたるのである。二品になった親王では、四名中二名である敦慶親王・敦固親王が醍醐天皇と同母兄弟である。天皇と同母兄弟は、品位において優遇されていたとも見える。身位についてみる

順徳	土御門	後鳥羽	高倉	六条	二条	後白河	近衛	崇徳	鳥羽	堀河	白河	後三条	後冷泉	後朱雀	後一条					
熙子内親王	肅子内親王	潔子内親王	功子内親王	悖子内親王	休子内親王	亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	姁子内親王	善子内親王	倭子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	樽子女王				
後鳥羽	後鳥羽	高倉	高倉	後白河	後白河	後白河	堀河	鳥羽	輔仁親王	白河	白河	後三条	敦平親王	敦明親王	後朱雀	具平親王				
丹波局	源信良女	藤原豊子	藤原公重女	藤原公成女	藤原成子	藤原成子	不明	藤原家政女	源師忠女	藤原季実女	藤原道子	藤原賢子	源親方女	藤原茂子	藤原寛子	禎子内親王	為平親王女			
					(右に同じ)	(右に同じ)	不明					善仁親王		貞仁親王	尊仁親王		師明親王	敦平親王	敦儀親王	
					(右に同じ)	(右に同じ)	不明	仁和寺門跡に就任。				堀河天皇。		白河天皇。		後三条天皇。		東大寺において受戒。性心。	二品兵部卿。	三品、式部卿、中務卿等を歴任。

(注) 『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』『二代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

と、中務卿、兵部卿、式部卿が多く見られる。品位は、位田・品封・資人を決める重要なものであったが、平安時代以降、品位が皇族の経済を保障する重要な役割を有していたとは考えにくい。また、親王の官職について、黒板伸夫氏は、「儀制的な官職」＝「権威的」という意味合いがあると指摘している。

以上、齋宮の同母兄弟は、天皇に即位しなかった者が多かった。平安時代以前から平安前期では、皇位継承権を得られない、または、政治的に排除された皇子が見られた。平安中期以降では、臣籍降下を行なわない者が多く、「親王」という地位を維持できた立場であったようである。また、位

階や官職に就いていた親王が多く、三品か四品、中務卿や兵部卿という立場にいたが、いずれも形式的なものに過ぎなかったのである。齋宮の同母兄弟の皇子に注目したが、他の皇子の在り方など、検討する余地がある。ここでは、特色を挙げるだけにとどめることとしたい。

6. 齋宮と外祖父について

平安時代においては、結婚形態が招婿婚であり、子供は、母方である外祖父によって育てられることが多かった。皇子女についてと同様である。皇室経済を研究した竹島寛氏は、「外戚の支給が親王の御経済に影響せしは想像するだに明らかなる事なり」と指摘し、内親王について研究された坂井潔子氏も「親王の収入を占めていたのは、両親または外戚からの贈与」と指摘しているように、皇子女が外祖父に依存するところが大きかったことが理解できる。齋宮に選定された皇女または女王も、外祖父からの援助を受けていたはずである。齋宮の外祖父について見ていきたい。

表9は齋宮の外祖父（女王の場合は父親王）の身位と没年を示したものである。この表には、二つの目的がある。第一に、齋宮に選定された時の外祖父の身分と、極官を示すことよつて、齋宮の選定が外祖父にどのような政治的影響を与えたかを検討する。第二に、齋宮の卜定時に外祖父の生存を確認することよつて、齋宮が外祖父からの援助を受けていたか否かを検討する。

なお、齋宮が女王である場合、父である親王を別の項目として挙げた。

第一に外祖父の地位について見ていく。平安時代以前や平安前期では、地位不明な外祖父が目立つが、平安中期以降になると、太政大臣や参議など高官に上った外祖父が多く見られる。特に平安後期に顕著である。また、極官と齋宮の卜定時の官職には、大差がない。齋宮の選定によつて、外祖父が官職の優遇などを受けた形跡は見られないのである。

第二に、齋宮の候補者が外祖父からの援助を受けているかどうかについて見ていきたい。平安時代以前や平安前期に外祖父の身分が不明な者が多いのは、外祖父の地位が低いために史料に残らなかったことによるものと考えられる。さらに、外祖父の地位が低いために、皇女が経済的な援助を充分に受けていなかった可能性もある。平安中期になると、徐々に官職の高い外祖父が増える。特に平安後期では顕著である。これは、4. 母親の族姓で、齋宮には藤原氏北家出自の女性が最も多かったことと関連している。藤原氏北家が天皇とのミウチ体制を深化させたためであり、キサキに藤原氏北家出自の女性が多くなったためである。注目すべき点は、外祖父の中で官職が高い者、特に藤原氏北家について見てみると、齋宮の卜定時には故人となつてることが多いのである。平安前期から平安後期まで、藤原氏北家十例中、卜定時に亡くなつて例は七例にのぼる。これが示すのは、卜定時に外祖父が亡くなつていたために選定

について関与できないということである。4. 母親の族姓の結果から齋宮軽視を否定はできないのである。また、齋宮卜定時に外祖父が亡くなっているということは、平安時代の藤原氏北家外祖父の死によって、皇女が生活の保障を失っていたことも示す可能性がある。皇子女の経済に触れる史料は残っておらず、その実態をつかむことは容易ではない。一方、齋院について触れると、東郷富親子氏は、選子内親王の長期の齋院の在位について、選子内親王が後見人である外祖父の藤原師輔を天徳四年（九六〇）に、母の安子を康保元年（九六四）に亡くし、経済的な理由によって齋院に留め置かれたと指摘する⁽⁶⁵⁾。選子は、天延三年（九七五）、円融朝の二代目の齋院として選定され、以降、花山・一条・三条・後一条朝にわたり、齋院であり続けた。選子は、選定以前に父・母を亡くしていたのである。

外祖父は皇子女の後見人のような役割があり、後見人である外祖父が死去することで生活の保障がなくなるとを意味することもあった。つまり、齋宮になることによって皇女の生活が保障されるという意味があった可能性もある。

女王の場合、齋宮に選定される際に、父である親王が生存している場合が多い。女王は母の出身が不明な者が多く、生活の保障をしてくれた後見人も不明である。よって、女王の生活保障のために、父である親王が意図的に自分の女を齋宮に推挙しているのではないだろうか。そして、選子内親王の例からも、齋院にも同様な意味があった可能性が考えられる。しかし、齋

宮や齋院の経済的な面については、詳細に検討していくべきであり、これからの課題にしていきたい。

以上、齋宮に選定された皇女または女王を、六つの側面から検討してきた。齋宮に選定された皇女または女王の傾向としては、ある程度、天皇の血縁は重視されているが、平安時代に入ると、藤原氏北家の関与が指摘できよう。また、出生順では第一皇女の選定が多く、年齢では十五歳以下の選定例が多いが、これは不明な例が多い。むしろ、齋宮に選定される基準となつたのは、母親の氏族や身位・外祖父の地位であったようである。特に、齋宮に選定された候補者には、母親の身位が低い者、外祖父の身位が低い者、身分が高い者でも故人である者が、傾向として見られる。

齋宮に選定された皇女または女王は、経済的にも政治的にも恵まれていないという点が指摘できるのではないであろうか。

おわりに

天武朝の大来皇女から後冷泉朝の敬子女王までの齋宮を通して、時代別の選定や選定基準について検討した結果、齋宮制度には皇女の生活を保障しているという一側面がある可能性を見出した。

平安時代以前では、皇族中心の政治によって皇女も重要な立場であった。そのため、齋宮が開始される契機として、大来皇女の場合、政治的に排除されたからではないかという可能性を

	生存	父（女王の場合）				生存	卜定日
		極官	身位	没年			
12月3日	×						天武2年(673)4月14日
	不明						文武2年(698)9月10日
	不明						大宝元年(701)2月16日
	不明						慶雲3年(706)8月29日
	不明	不明	不明	不明	不明		養老元年(717)か
	不明						養老5年(721)9月11日
	不明	不明	不明	不明	不明		天平16年(744)
	不明	中務卿(正三位)	中務卿(従三位)	天平勝宝4年(752)7月10日	○		天平勝宝元年(749)9月6日
	不明						天平宝字2年(758)8月19日以前
5月2日	×						宝亀3年(772)11月13日
12月23日	○	右大臣	不明	大同元年(806)4月24日	○		宝亀6年(775)4月29日
12月23日	×						延暦元年(782)8月1日
	不明						延暦16年(797)4月18日
	不明						大同元年(806)11月13日
	不明						大同4年(809)8月11日
3月17日	×						弘仁14年(823)6月3日
	不明	不明	不明	貞観9年(867)正月17日	○		天長5年(828)2月12日
	不明						天長10年(833)3月26日
4月5日	×						嘉祥3年(850)7月9日
	×						貞観元年(859)10月5日
9月9日	×						元慶元年(877)2月17日
5月1日	×						元慶6年(882)4月7日
	不明						元慶8年(884)3月22日
	×	一品式部卿	不明	延喜元年(901)12月14日	○		寛平元年(889)2月16日
3月12日	○						寛平9年(897)8月13日
	不明						承平元年(931)12月25日
8月26日	×						承平6年(936)春か
8月14日	○	三品式部卿	不明	天曆8年(954)9月14日	○		承平6年(936)9月12日
	×						天慶9年(946)5月27日
8月14日	○	三品式部卿	不明	天曆8年(954)9月14日	○		天曆元年(947)2月26日
3月29日	×						天曆9年(955)7月17日
5月4日	×						安和元年(968)7月1日
	×	不明	不明	天曆元年(947)9月22日	×		安和2年(969)11月16日
9月14日	×						天延3年(975)2月27日
	×	不明	不明	天曆元年(947)9月22日	×		永観2年(984)11月4日
12月16日	×	一品	不明	寛弘7年(1010)	○		寛和2年(986)8月8日
4月23日	×						長和元年(1012)12月4日
12月15日	×	不明	不明	不明	不明		長和5年(1016)2月19日
6月5日	×						長元9年(1036)11月28日
12月4日	×	不明	不明	不明	不明		永承元年(1046)3月10日
	不明	不明	不明	永承4年(1049)3月18日	○		永承6年(1051)10月7日
2月	×						延久元年(1069)2月9日
	不明	三品式部卿	不明	承暦元年(1077)8月17日	○		延久5年(1073)2月16日
2月13日	○						承暦2年(1078)8月2日
11月14日	×						寛治元年(1087)2月11日
	不明						天仁元年(1108)10月28日
9月25日	×	不明	不明	元永2年(1119)11月28日	×		保安4年(1123)6月9日
	不明						康治元年(1142)2月26日
	不明						仁平元年(1151)3月2日
	○						保元元年(1156)4月19日
	○						保元3年(1158)12月25日
	×						仁安元年(1166)12月8日
	×						仁安3年(1168)8月27日
	○						治承元年(1177)10月27日
	×						文治元年(1185)11月15日
	不明						正治元年(1199)12月24日
	不明						建保3年(1215)3月14日

表9 外祖父と父（女王の場合）の身位と没年

時代	齋王名	父	母	外祖父				
				名前	極官	卜定時の身位	没年	
律令制 成立期	大来皇女	天武	大田皇女	天智	天皇	—	天智10年(671)	
	託基皇女	天武	穴人臣櫛媛娘	穴人臣大麻呂	不明	不明	不明	
	泉内親王	天智	忍海色夫古娘	忍海造小龍	不明	不明	不明	
	田形内親王	天武	蘇我太養娘	蘇我赤兄	不明	不明	不明	
奈良時代	久勢女王	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	井上内親王	聖武	県犬養広刀自	県犬養唐	讃岐守従五位下	不明	不明	
	県女王	高丘王か	不明	不明	不明	不明	不明	
	小宅女王	三原王	不明	不明	不明	不明	不明	
	安倍内親王	淳仁か	不明	不明	不明	不明	不明	
	酒入内親王	光仁	井上内親王	聖武	天皇	—	天平勝宝8年	
	浄庭女王	神王	弥努摩内親王	光仁	天皇	—	天応元年(781)	
平安前期	朝原内親王	桓武	酒入内親王	光仁	天皇	—	天応元年(781)	
	布勢内親王	桓武	中臣丸豊子	中臣丸大魚	不明	不明	不明	
	大原内親王	平城	伊勢継子	伊勢老人	不明(正四位下)	不明	不明	
	仁子内親王	嵯峨	大原浄子	大原家継	不明(正六位上)	不明	不明	
	氏子内親王	淳和	高志内親王	桓武	天皇	—	大同元年(806)	
	宜子女王	仲野親王	菅野氏女	不明	不明	不明	不明	
	久子内親王	仁明	高宗女王	岡屋王	不明	不明	不明	
	晏子内親王	文徳	藤原列子	藤原是雄	東宮亮(従五位上)	—	天長8年(831)	
	恬子内親王	文徳	紀静子	紀名虎	右兵衛督	—	嘉祥元年(848)	
	識子内親王	清和	某女	藤原良近	神祇伯(従四位下兼行美濃権守)	—	貞観17年(875)	
平安中期	掲子内親王	文徳	藤原今子	藤原守貞	参議兼上式部大輔(従四位上)	—	貞観元年(859)	
	繁子内親王	光孝	滋野直子か	不明	不明	不明	不明	
	元子女王	本康親王	滋野繩子	滋野貞主	不明	—	仁寿2年(852)	
	柔子内親王	宇多	藤原胤子	藤原高藤	太政大臣(正一位)	参議(従三位)	昌泰3年(900)	
	雅子内親王	醍醐	源周子	源唱	右大弁	不明	不明	
	齊子内親王	醍醐	源和子	光孝	天皇	—	仁和3年(887)	
	徽子女王	重明親王	藤原寛子	藤原忠平	関白・太政大臣	摂政・太政大臣	天曆3年(949)	
	英子内親王	醍醐	藤原淑姬	藤原菅根	参議(従三位)	—	延喜8年(908)	
	悦子女王	重明親王	藤原寛子	藤原忠平	関白・太政大臣	摂政・太政大臣	天曆3年(949)	
	楽子内親王	村上	莊子女王	代明親王	三品 中務卿	—	承平7年(937)	
	輔子内親王	村上	藤原安子	藤原師輔	右大臣正二位	—	天徳4年(960)	
	隆子女王	章明親王	某女	藤原敦敏	左近衛少将(正五位下)	—	天曆元年(947)	
	規子内親王	村上	徽子女王	重明親王	三品式部卿	—	天曆8年(954)	
	济子女王	章明親王	某女	藤原敦敏	左近衛少将(正五位下)	—	天曆元年(947)	
	恭子女王	為平親王	某女	源高明	左大臣	—	天元5年(982)	
平安後期	当子内親王	三条	藤原敏子	藤原清時	正二位大納言兼左大将	—	長徳元年(995)	
	媯子女王	具平親王	某女	為平親王	一品	—	寛弘7年(1010)	
	良子内親王	後朱雀	禎子内親王	三条	天皇	—	寛仁元年(1017)	
	嘉子内親王	敦明親王	藤原寛子	藤原道長	太政大臣	—	万寿4年(1027)	
	敬子女王	敦平親王	某女	源則理	但馬守	不明	不明	
	院政期 前期	俊子内親王	後三条	藤原茂子	藤原能信	太政大臣(正一位)	—	治暦元年(1065)
		淳子女王	敦賢親王	某女	源親方	不明	不明	不明
		媯子内親王	白河	藤原賢子	藤原師房	太政大臣	関白	康和3年(1101)
		善子内親王	白河	藤原道子	藤原能長	内大臣	—	永保2年(1082)
		媯子内親王	白河	某女	藤原季実	不明(従四位上)	不明	不明
守子女王		輔仁親王	某女	源師忠	大納言	—	永久2年(1114)	
妍子内親王		鳥羽	某女	不明	不明	不明	不明	
喜子内親王		堀河	不明	不明	不明	不明	不明	
院政期 後期	亮子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	大納言	永万元年(1165)	
	妍子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	大納言	永万元年(1165)	
	休子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	—	永万元年(1165)	
	惇子内親王	後白河	某女	藤原公能	右大臣(正二位)	—	永暦2年(1161)	
	功子内親王	高倉	某女	藤原公重	不明(正四位下)	不明	治承2年(1178)	
	潔子内親王	高倉	藤原豊子	藤原頼宗	右大臣(従一位)	—	治暦元年(1065)	
	肅子内親王	後鳥羽	某女	源信康	不明	不明	不明	
	熙子内親王	後鳥羽	丹波局	不明	不明	不明	不明	

(注)「生存」は、卜定時の生存を意味する。

指摘した。しかし、齋宮の伊勢派遣は、国家神として伊勢神宮を神格化する目的も強く、政治的な側面だけでなく、宗教的な側面についても改めて検討するべきであろう。平安時代以降では、皇女の地位の低下によって、齋宮には政治的基盤が弱い皇女が選定されるという変化が起こった。齋宮の血縁者を見ていくと、外祖父・母には身分の低い者が、同母兄弟には皇位継承者とはならない者が見られた。平安中期から後期にかけて、外祖父では藤原氏北家の者や身分の高い者が見られるが、齋宮の卜定時には、故人となつている場合が多い。

以上のように、特に母の族姓・身位、外祖父の地位とその死が、当時の社会において大きな意味を持ち、皇子女の在り方を決めてしまう。これらの側面を通して齋宮について見ていくと、政治的・経済的にも優遇されていない皇女が齋宮に選定されているという特色が浮かび上がるのである。

平安時代以降、皇子女の立場が低下していくなかで、齋宮制度が存続されたのは、国家神をまつるといふ律令制の伝統を守るため、皇女の経済的な安定を保障する代わりに齋宮に選定される側面があったからではないであろうか。

親しい肉親との別れを悲しむ皇女たちは、国家神である伊勢神宮に奉仕するとともに、生活を保障される側面を持ち合わせ、伊勢へと下向した。しかし、そこには、その悲しみとは裏腹にあるいはそうであったからこそ、素晴らしい和歌といった文化が残されている。齋宮は、政治的、文化的、そして、宗教的な側

面から重要な位置を占めていることになる。本稿では、齋宮に選定された皇女の特色について多角的な視点から検討を加えたが、齋宮を含め、皇女の在り方についてまで、追求し得なかった。また、平安時代を中心として論じてきたが、院政期以降、院政や女院と、天皇家の在り方が大きく変化し、さらには、武家社会の誕生として鎌倉幕府が開かれるといった社会の変化によって、齋宮制度は大きく変化する。院政期以降も含め、今後の課題としたい。

注

- (1) 齋宮の表記については、『国史大辞典』の「齋宮」の項(所功氏執筆)に、「一般に職名の伊勢齋王を指すが、本来はその居所(齋王宮)の名称である」と挙げている(『国史大辞典』第六卷、吉川弘文館、一九八五年、一四四頁)。しかし、西洋子氏は、八世紀には「齋内親王」「齋王」について出自により明確な使い分けがなされていると指摘し(齋宮寮について―奈良時代を中心として―)〈関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』所収、吉川弘文館、一九八〇年〉一七一頁、榎村寛之氏は、「一般名詞『齋王』は平安時代に成立した言葉」と指摘しており(『齋王』という称の成立について)〈『ヒストリア』一五一掲載、一九九六年〉三頁)、「齋王」という表記については別個に考える必要がある。そのため、本稿では、便宜上、

- 『国史大辞典』にしたがって、伊勢齋王を齋宮とする。また賀茂齋院を齋院と表記する(『齋院』については、『国史大辞典』第六卷、吉川弘文館、一九八五年、一二〇頁、所功氏執筆)。
- (2) 齋宮寮の成立については、田中卓「齋王制度の成立について」(『田中卓著作集四 伊勢神宮の創祀と発展』国書刊行会、初出は一九五八、一九五九年)をはじめ、直木孝次郎「齋宮寮成立の時期について」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教 下巻』所収、吉川弘文館、一九八〇年)、また、東北大学所蔵狩野本『類聚三代格』発見による熊田亮介「齋宮寮の成立をめぐる」(『文化』四一の一・二掲載、一九七七年)を契機に、西洋子「齋宮寮について―奈良時代を中心として―」(注(1))、古川淳一「齋宮寮に関する基礎的研究」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』所収、吉川弘文館、一九九三年)が論じている。
- (3) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、初出は一九九一年)一四四頁。
- (4) 『延喜式』巻第五・齋宮。
- (5) 甲田利雄氏は、『小右記』長和五年(一〇一六)二月一日から、齋王は、卜定以前に決まっていたと指摘する(『齋宮覚書』(『平安朝臨時公事略解』続群書類従完成会、初出は一九六七―一九七一年)二〇八頁)。
- (6) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四二頁。
- (7) 『御堂関白記』長和元年(一〇二二)閏十月九日条。
- (8) 『御堂関白記』長和元年十月二十五日条。
- (9) 『御堂関白記』長和五年二月十三日条。
- (10) 『小右記』長和五年二月十八日条。
- (11) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四四頁。
- (12) 他に齋宮の創始について、田中卓氏が崇神紀の豊鋤入姫命説を(田中卓「齋王制度の成立について」(注(2))、岡田精司氏は雄略紀の稚足姫説を(岡田精司「伊勢齋王の起源伝承ヤマトヒメとヤマトタケル」(三重の文化財と自然を守る会編・刊『伊勢齋王宮の歴史と保存』所収、一九七八年)、門脇禎二氏は欽明紀の磐隈皇女以降という説を(門脇禎二「齋王女から齋王制へ」(『古代文化』四十三―三掲載、一九九一年)、それぞれ唱えている。
- (13) ①や②は、一代の天皇において齋宮が複数選定された場合に二代目を①、二代目を②と示した。以下同様である。
- (14) 倉本一宏『持統女帝と皇位継承』(吉川弘文館、二〇〇九年)九一・九三頁。
- (15) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)十一月壬子^(十六日)条。
- (16) 草壁は、天智元年(六六二)生であり、斉明七年(六六六)生の大来とは、同世代であり、充分、婚姻もあり得た。
- (17) 倉本一宏『奈良朝の政変劇 皇親たちの悲劇』(吉川弘文館、一九九八年)三五頁、倉本一宏『持統女帝と皇位継承』(注

(14) 一五八頁。

(18) 託基皇女も、天智皇子である施基と結婚し、春日王の母となる。また、田形は、退下後、婚姻している。『万葉集』に笠縫女王の歌に「六人部王母曰田形内親王」とある。

(19) 西洋子「齋宮寮について」(注(1))一四九・一五五頁。

(20) 『続日本紀』慶雲三年(七〇六)十二月丙子条には、「四品多紀内親王」とあるが、託基皇女と同一人物だと思われる。他に、当者とも記されている。

(21) 『二代要記』に、「神祇記云、是時齋王不定、信田方内親王・多貴内親王各一度参入、次智努女王、次円方女王、各一度参入云々」とある。西氏によると、「田方内親王」や「多貴内親王」は、それぞれ田形内親王と託基内親王であり、齋宮の経験者として遣わされたと指摘する(西洋子「齋宮寮について」(注(1))一八一頁)。

(22) 寺崎保広「智努女王について」(『日本歴史』六三三掲載、二〇〇一年)七三頁。

(23) 『日本書紀』天武四年(六七五)二月丁亥条には、十市皇女・阿閉皇女(後の元明天皇)が伊勢神宮に参ったとある。

(24) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)四月丙申条には、山背姫王・石川夫人が伊勢神宮に参ったとある。山背姫王は、不明であるが、石川夫人は、蘇我大蕤娘か。穗積皇子・紀皇女・田形内親王の母である。

(25) 『続日本紀』養老元年(七一七)夏四月乙亥条。

(26) 『続日本紀』神龜四年(七二七)九月壬申条。

(27) 『続日本紀』天平十八年(七四六)九月壬子条。

(28) 山中智恵子「齋宮志」(大和書房、一九八〇年)九七頁。

(29) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四九頁。

(30) 榎村氏は、淳和朝の二代目に選定される齋宮は、次の天皇の即位までの「中継ぎ的齋宮」という意味があり、内親王ではなく女王が選定されたと指摘する(「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一五三頁)。淳和天皇の皇女と出生順は、①氏子・②有子・③貞子・④寛子・⑤崇子・⑥同子・⑦明子である(安田政彦「皇子女の出生順について―平城皇子女から清和皇子女まで―」(『帝塚山学院大学研究論集』第三十六号掲載、二〇〇一年)一二頁)。しかし、天長五年(八二八)の卜定時に、齋宮に選定される可能性のあったのは、寛子・崇子・同子・明子が挙げられるが(氏子は、淳和の一代目の齋宮に選定されており、この時、母の喪によって退下したので、同母姉妹の有子と貞子も対象から外されたと考えられる)、第五皇女である崇子は、承和二年(八三五)生まれであり、出生順が正しければ、同子・明子が生まれていない。また、寛子は、第四皇女なので、崇子とあまり年齢的に差がないと思われる。卜定年である天長五年(八二八)と崇子の生まれた承和二年には、七年のひらきがあるので、寛子も、卜定時に生まれていない可能性もある。単に候補となるムスメがいなかったために、女王が

選定されたのではないだろうか。この時の宜子女王は、桓武天皇の孫である。

(31) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、一九八六年）一五八頁。前者の六世紀型の婚姻について、安殿親王（平城）と朝原内親王または大宅内親王、神野親王（嵯峨）と高津内親王、大伴親王（淳和）と高志内親王の婚姻について指摘される。つまり、桓武天皇は、婚姻を通して、政治的な立場の確立を皇族と氏族との両方に求めていたのである。

(32) 安田政彦「桓武朝の皇親賜姓」（『平安時代皇親の研究』所収、吉川弘文館、一九九八年）一九〇頁。

(33) 春名宏昭「平安時代の后位」（『東京大学日本史学研究室紀要』第四号掲載、二〇〇〇年）七頁。

(34) 橋本義彦「葉子の変遷私考」（『平安貴族』所収、平凡社、初出は一九八四年）五七頁。

(35) 安田政彦氏は、平城天皇から清和天皇の皇子女の出生順を比定する（安田政彦「皇子女の出生順について」（注（30））十二頁）。本稿では、平城天皇から清和天皇の皇子女の出生順については、安田氏の論文を参考とした。

(36) 齋宮と齋院が同時期に選定され、齋宮と齋院のどちらも同母姉妹の例は、二例ある。もう一例が、後朱雀朝の齋宮良子内親王と齋院娟子内親王の例である。

(37) 天皇の即位の平均年齢については、以下の通りである。

平安以前（天武朝から光仁朝まで） 平均三十六・七歳

平安前期（桓武朝から仁明朝まで） 平均三十一・三歳

平安中期（清和朝から村上朝まで） 平均十九・六歳

平安後期（冷泉朝から後冷泉朝まで） 平均十八・五歳

天武天皇は、誕生年が不明であるが、一説にある四十三歳として計算した。

(38) 齋宮に選定された皇女が、天皇と同母姉妹の一例は、醍醐天皇の齋宮である柔子内親王である。榎村氏は、この時、宇多上皇が選定に加わり、天皇の権威を強めるために、齋宮に天皇と血縁の濃い皇女を選定したと指摘する（『齋王制と天皇制の関係について』（注（30））一五六頁）。

(39) ●は同母姉妹、◎は異母姉妹を示した。以下同様である。

(40) 醍醐朝の三代の齋院の退下理由

恭子内親王 母の喪（藤原鮮子享年不明）

宣子内親王 薨去（享年十九歳）

韶子内親王 父上皇の死

韶子は醍醐讓位後も留任していた。

(41) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」（注（30））一六三頁。

(42) 倉本一宏『三条天皇―心にもあらでうき世に長らへば―』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）二四三頁。

(43) 宗子内親王の外祖父である藤原伊尹は、天祿三年（九七二）に没している。したがって花山朝の齋宮が卜定された永観

二年（九八四）には、外祖父（藤原氏北家）の関与はなかったと考えられる。

(44) 脩子内親王・敦康親王・媛子内親王は、藤原定子所生の皇子女である。定子之母である高階貴子は、高階氏の出身である。高階氏は、在原業平と清和朝の齋宮恬子内親王が齋宮の在中に密通し儲けた師尚の養子先になっている。そのため、一条天皇の後継者を決めるにあたり、敦康親王を皇位に即かせることは、伊勢神宮に畏れ多いので即けるべきではないという（『権記』寛弘八年（一〇一一）五月二十七日条）。倉本氏は、伏見本の『権記』の記述に対して補注になっていることから、後世に書き加えられた可能性があるかと推測する（『一条天皇』へ吉川弘文館、二〇〇三年）一九四頁）。脩子は、齋宮に選定されなかった理由を高階氏出自の母を持つ定子所生とも見えるが、別の理由で選定されたと考えられる。

(45) 倉本一宏『一条天皇』（注（44））一〇頁。

(46) 倉本一宏『三条天皇』（注（42））八頁。

(47) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系 3 律令』（岩波書店、一九七七年）補注25、六三三頁。「メイ」の場合、養老令においては二親等というが、大宝令では三等親とする。

(48) 同時に卜定されている例について、齋宮と齋院の卜定の月日は若干異なる例が十四例中六例ある。

陽成朝 齋宮② 元慶六年（八八二）四月七日

齋院② 元慶六年四月九日
二日の時間差がある。

宇多朝 齋宮① 寛平元年（八八九）二月十日

齋院 寛平元年二月二十七日

十日の時間差がある。

円融朝 齋宮② 天延三年（九七五）二月二十七日

齋院 天延三年六月二十五日

四か月弱の時間差がある。

後三条朝 齋宮 延久元年（一〇六九）二月九日

齋院 延久元年十月二十八日

八か月弱の時間差がある。

鳥羽朝 齋宮 天仁元年（一一〇八）十月二十八日

齋院 天仁元年十一月八日

十日の時間差がある。

崇徳朝 齋宮① 保安四年（一一二三）六月九日

齋院 保安四年八月二十八日

三か月弱の時間差がある。

しかし、いずれも同年内に行なわれているため、齋宮と齋院の候補者に差異はないと思われる。

(49) 括弧内は全体の出生順である。

(50) 後堀河朝の齋宮である利子内親王が三十歳で選定されている例があるが、本稿では、平安時代以前から平安時代が中心であり、円融朝の規子内親王を最年長として取り上げる。

- (51) 『日本紀略』寛和二年(九八六)五月十五日条。
- (52) 親子内親王以外の皇女は、藤原氏北家出自の母を持つが、天延三年(九七五)の卜定時には、安子の父は天徳四年(九六〇)に、懐子の父は天禄三年(九七二)に亡くなっているため、藤原氏の関与はないと思われる。
- (53) 『愚昧記』治承元年(一一七七)十月二十八日条。
- (54) 『養老後宮職員令』。『大宝後宮職員令』もほぼ同文だったと推測される。
- (55) 醍醐朝に妃が、嵯峨朝に夫人が、文徳朝に嬪がおかれて以来、その身位はおかなくなる(和田英松『官職要解』(明治書院、一九〇二年)二一九頁)。
- (56) 平安時代以降、特に院政期では、後宮の女官が寵愛される例も多くあるが、ここでは「その他」の項目に入れた。
- (57) 伴瀬明美「中世前期―天皇家の光と陰」、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』所収、小学館、二〇〇二年、一一二頁。
- (58) 『類聚符宣抄』巻第四 皇子賜姓事・所収「延喜二十一年(九二二)二月五日太政官符」
- (59) 親子内親王の年齢については、『一代要記』天曆八年(九五四)八月二十九日条に、「薨、年四十五」とある。計算すると、延喜十年(九一〇)生まれとなるが、延喜二十一年(九二二)二月五日太政官符に「年七」とある。延喜十年生まれならば、延喜二十一年には十二歳になっているため、『一代要記』と太政官符に記される年齢については齟齬がある。
- (60) 『日本紀略』承平元年(九三二)十二月二十五日条。
- (61) 『新撰姓氏録』巻一左京皇別に、三園真人。
諡は天武の皇子、浄広菴磯城親王の後より出づ。
とあることから、磯城皇子の位階は「浄広菴」か。
- (62) 黒板伸夫「平安時代における親王任官への一考察」、『撰関時代史論集』所収、吉川弘文館、初出は一九七〇年、八七頁。
- (63) 竹島寛「王朝時代に於ける皇親の御封祿制度と御経済状態」(『王朝時代皇室史の研究』所収、名著普及会、一九八二年)一〇〇頁。
- (64) 坂井潔子「内親王史序説」(『史艸』第三号掲載、一九六二年)二〇頁。
- (65) 東郷富規子「大斎院管見」(『園田学園女子大学論文集』四掲載、一九六九年)四四頁。

〈共同研究報告〉

小特集「東アジアにおける知的システムの近代的再編成」(二)

鈴木貞美

本誌第四〇集に続いて、共同研究報告「東アジアにおける知的システムの近代的再編成」の小特集を組む。小特集といっても二本だが、佐藤一樹論文は、明治期において、日本人が「漢文」すなわち中国語文を書くことの意味が変容し、減少してゆく転換期の様相を、それをとりまく状況のなかで考察した貴重な論考である。

明治一〇年代半ばから若年知識層に、日本古典ブームに引きつづき、「漢学ブーム」が起こるが、それらのテキストは、古典の注釈書のかたちをとったものであり、いわば教養としての「漢学」であった。中学校以上の「国語」という教科のうちで行われた「漢文」教育（一八七二年学制）では、もう少しあと、日清戦争期に、「漢文」の授業時間数が増え、しかし、暗誦と作文が必須科目からはずされる。この論文に示された重野安繹の考えとほぼ同様の理由と推察してよいだろう。明治期中期以降の「漢学」のあり方、また「国語」教科における「漢文」学習の変化の解明にも資するものと思う。

もうひとつの鈴木貞美論文は、『日本研究』第三四集掲載のチャールズ・シロー・イノウエ論文「Figurality（形象性）と近代意識の発展」に触発され、また昨今、モダニズム文藝研究において映画の役割が強調される傾向に応じたもので、「ヴィジュアルティ」という概念と文芸史のシーンとを交叉させるところに生じる問題群と、その分析方法を論じたものである。

概念編成史の研究と文化の実際の様態とを関係づけることで、新たな研究の進展がはかれる実例を示す二本の論考として受け取っていただければ幸いである。

〈共同研究報告〉

再布置される文体ヒエラルキー

——正史と戯作の変体漢文

佐藤 一樹

一、はじめに

漢文、漢学は、文明開化の時流によって衰退の途をたどったのが自明のことのように考えられやすいが、実際はそれほど単純な推移をたどったわけではない。たとえば三浦叶は明治初年の漢学を次のように叙述している。

明治の初年には一般の人々も漢学の素養をもち、なお旧幕以来の鴻儒が生存し、漢学塾があつて漢学はなお流行していた。ところが五年に学制が発布されると、今まであつた私塾、寺子屋が閉鎖され、代わつて洋学塾が盛大となり、世はしばらく西洋文明の崇拜時代となり、漢学は衰退した。その漢学が衰退した八、九年の頃から、漢詩文を主とする雑誌が俄かに起こつてきて、始めて月刊の詩文専門誌が生まれた。これは西洋崇拜時代

ではあつたが、世間一般にはなお依然として伝統の漢学の勢力が潜在していたからである。^①

江戸から明治になるにつれ、いったい漢学は衰退したのだろうか、あるいは新しいメディアを得て興隆したのだろうか。日本での長い伝統をもつ漢学が、ここで述べられているように、三、四年ほどの短いスパンで、簡単に衰えたり、また盛んになつたりと、めまぐるしく変化したというのも、すこし不可解なように思われる。それは漢学が、学問、文芸、倫理、哲学などさまざまな領域を網羅する基底的な文化にもかかわらず、その内容が曖昧で多義的だったからである。漢学というジャンルは、日本においては、江戸後期に蘭学や国学という学問分野が生まれたため、それに照応することで成立した。受け身の形で生まれたことで、漢学の輪郭は当初から不明確なままとなる。経学を基盤に自らの思想を紡いでいくことも、同時代

の中国の思想や文学の動向に注意を向けることも、漢詩や漢文を作
って仲間うちで批評し合うことも、いずれも漢学という、境界があ
いまいなジャンルに含まれていた。歴史的視点ぬきに漢学の多面的
な要素を脈絡無く並べていけば、万華鏡をのぞくように変化が次々
と見えてきても不思議ではない。

文明開化期の漢学の役割を探る試みのなかで、本稿ではその対象
を漢文体の著作に絞って考察する。この限定はもともと多義的で曖
昧な概念である漢学を、狭く規定しているとも言えるし、あるいは
また、広く規定しているとも言える。江戸の漢学者と呼ばれる人々
で、その著作が漢字仮名交じりの書き下し体で残されているものは
少なくはない。漢文体の著作に限定すれば、それらの著作は除外さ
れてしまう。他方、これまでの漢学史で触れられることが稀だった
漢文体の狂詩や戯作が視野に入ってくる。

本稿では、明治初年の注目すべき漢文体著作として、ふたつのも
のを取り上げる。ひとつは発足間もない新政府が、漢文による日本
の通史をあらためて編纂しようとした正史編纂事業であり、いまひ
とつは木版刷りながら数万部を超える売り上げのベストセラーとな
った、東京の開化の新風俗を描いた明治七年（一八七四）刊行の服
部誠一（撫松）の『東京新繁昌記』である。正史と戯作という組み
合わせは、文化の階層性という点ではまさに対照的ではあるが、日
本人による漢文体著作が公的に、あるいは社会的に存在感を示した
これらが最後の光景だったのである。これまで両者はそれぞれ史学

史、文学史の文脈で、ひとつは日本の近代史学の黎明を告げるもの
として、ひとつは江戸文学で花開いた戯作が黄昏ゆくなかでの最後
の人氣作として取り上げられてきた。本稿では漢文体著作がなお担
っていた役割や直面していた課題などの側面から考えていきたい。
その前に、時期は前後するが、まず漢文体の著作を取り巻く大状況
として、明治一〇年代なかばには漢文・漢字が、一人の官僚により
人為的に断絶させられる経緯について触れておく。

二、漢作文排撃

蘭学、国学と比べ、ジャンルとしての境界が不明瞭になりがちだ
った漢学について、明治一〇年代、守備範囲を狭く限定した新たな
定義を与えたのは、明治の文教政策に大きな影響力をもっていた井
上毅（一八四三—一八九五）だった。昌平坂学問所を継承して明治
新政府が設立した大学（本校）が、明治三年（一八七〇）七月に閉
鎖されて以来、高等教育機関での漢学を教授する場は消滅していた。
漢学派と国学派との争いが理由とされているが、結果として明治政
府の文教・文化政策から完全に除外する「漢学断種政策」が採られ
ていた。^②意図的な「断種政策」が継続されていたなかで、井上は漢
学を帝国日本の臣民の道徳を涵養する知的資源だと位置づけたうえ
で、漢学の新定義にもとづく再興にとりかかった。^③

明治一五年（一八八二）に発足した東京大学古典講習科は、翌年、
国学に加えて漢学を教授する乙部も開設されるが、この講習科の実

現には井上の強い後押しがあったことが知られている。問題は、この講習科の役割についての講師陣をはじめとする一般の理解と、井上の意図とに乖離があったことだった。たとえば古典講習科で教鞭を執った中村正直（一八三二—一八九二）は、明治一〇年頃からの文明開化の反動としての旧物保存、旧学振興の機運の高まりの表れだとして、大学での漢学の教授の再開を祝している。⁽⁴⁾ 中村たちの主要な関心は、極めて高いレベルにあった江戸期の漢学を着実に次世代に受け継いでいくことにあった。他方、新たな漢学の位置づけを構想する井上にとつて、旧来の漢学をそのままの姿で継承することはありませんかった。こうした事情もあつて、古典講習科は受講生をわずかに二回募集しただけで、廃止されてしまう。

江戸漢学隆盛の背景には、幕府公認の朱子学の枠外に多くの有力なバリエーションが存在する余地があつたためだが、井上の構想の下、漢学全体が体制教学の堅固な枠内に押し込められると、その学問としての生命力を著しく減じることになる。しかし、国語政策の観点からのみ漢学の意義を見ようとすると井上にとつて、それは大きな問題ではなかつた。井上が規定した新たな漢学がそれまでのものと大きく異なるのは、漢作文の必要性を全面的に否定したことである。次の文章はやや後年のものだが、井上の考えが明確に示されている。

世には漢文教育を以て賦詩作文の教科とおもへるものがあるが

如し、此はいみじき誤にして數百年來漢文模擬の夢の覚めざるなき……漢文を作るに熟せざれば国文を作り得ずといふものあれと、此は事實に違へる論なり、漢文と国文とは語法語格全く異なるか故に、漢字を用ゐながら漢文を模擬するの必要なきなり、余は此の説を修正して多く漢書をよまされば国文を作り得ずといはむとす

しかのみならず邦人にして漢文を作ることとは、非常の神童の外は普通の人の容易になし能ふべき業にあらず……漢文を作らざるも漢書を読み漢字を用ゐることを妨げざるべし、漢文を作るは一種の美術とするか、又は之を支那交際に用ゐる外、他に要なしともいふべからむ⁽⁵⁾（句点、引用者）

漢字が伝来して間もない古代ならいざしらず、日本語によって自在に表現できるのだから、漢文で書く必要はない、そもそも日本人が漢作文するのは至難の業である、ただし日本文を書くために漢文の素養は不可欠で、漢籍の素読・講読は有用である、というのが井上の見解だった。長い間日本での文体ヒエラルキーの頂点と目されてきた漢文体文章を捨てるべきという大胆な主張を井上がおこなうのは、国民国家建設に邁進する官僚イデオログとして、ひとまず国語ナショナルリズムを発揮したものとみなすことができよう。

漢作文の実作を無用とする井上の提案は、それまでの漢学のあり方に重大な転換を迫るものだった。漢籍の読誦と漢詩文の創作は、

漢学を本格的に学ぶ者にとっては、不可分一体だったからである。「作文固ヨリ易事ニ非ス、漢文ニ至リテハ難中ノ難ナリ」と漢作文の難しさを指摘する菊池三溪（一八一九—一八九二）は、『本朝虞初新誌』の著者と知られ、成島柳北や服部撫松と親交のあつた漢学者だが、漢籍への親炙と漢作文との関係を次のように分かりやすく語っている。

某嘗テ作文法ヲ某先生ニ問フ、先生曰ク、当ニ古文ヲ取り我物ト為ス可キノミ、然ル後紙ニ臨メバ千言立ニ成ル、疑ヲ容レザルナリト、其詳ヲ請ヒ問フ、曰ク、古文ノ絶佳ナル者、上ハ六経語孟莊騷左馬ヨリ下ハ唐宋元明清諸大家ニ逮ブマデ、心ヲ潜メテ朗誦シ、久シテ已マザレバ文氣自然ニ我胸臆間ニ浸潤シ、而シテ融會貫通混然一ト為ル、是ニ於テ夢寢嚙語ト雖ドモ口ニ發スル所ノ者ハ一字モ誤ラズ、是レ所謂我物ト為ルノミ、⁶

明治一〇年代には文体別に分類した模範文を収録する作文指南書が数多く出されたが、その流行に乗って菊池が出版した漢文版の作文指南書の冒頭の一節である。唐宋古文に倣つた文章の習得を目標とし、そのためには秦漢の文章にも通じるべきであるとするのは、まず漢学者の通常の見解だろう。ここで重要なのは、漢作文が不必要とあれば、漢文の素読、朗読にも力が入らなくなるような、読書と作文の密接な関係を示唆していることである。漢作文を否定する

ことは、漢学の基盤である漢籍の読誦にも影響を与えてしまうのである。自らも多くの漢文を書き残した漢学通である井上も、そのような関係は当然熟知していたはずだが、あるいはそれも仕方ないとしたのかもしれない。井上の主張を注意深く読めば分かるように、彼が「漢書」に期待しているのは、それらを読むことで日本語の中で漢字を自在に使える能力を身につけることだけだった。したがって、国語政策と同じく井上が深く関与した修身教育では、元來修養の正統的な学習法だった経書の講読は顧みられることなく、道德涵養のための捷径として新たに編纂した教科書が用いられた。

ただ、井上が国語ナシヨナリズムによって漢作文を排撃したのは、やや過剰反応だったとも言える。日本人が本格的な漢文体の著述を行うのは至難のことだとみなしたのは、菊池一人ではなかった。だからこそ、多様な修辭や典故を踏まえなければならない本格的な漢作文の習得は、漢学学習の到達点を示すものと成り得たのである。そうした状況の下で生み出される文章は、自らの漢学者ぶりを顯示するための自己目的化した作文か、さもなければ、碑文や墓誌、序跋など儀礼的なものになりがちだった。正統的なスタイルの漢文はあまりにも煩雑で不便であり、井上のような排撃の有無にかかわらず、実用目的や公的文書としての役割は当初から希薄だったのである。次節から取り上げる明治初年からの修史事業と漢文戯作の『東京新纂昌記』は、そのような漢作文とは性格も背景も相当異なるものだった。

三、記事体への模索

日本において正史にあたる公的歴史記録は、その範を中国から学ぶことで、六国史、そして『吾妻鏡』から江戸期の『本朝通鑑』までいずれも漢文体で書かれてきた。しかし明治政府の修史事業では、必ずしも漢文体での記述が当初から既定の方針として確立していたわけではない。編纂にあたった修史局には国学者の谷森善臣（一八一七—一九一〇）や小河一敏（一八一三—一八八六）らもスタッフに加わっており、漢学者の正史の通念がそのまま通用することはなかった。明治一〇年（一八七七）に修史局が修史館と名称を変えて規模が縮小された際に彼らは辞職するが、「漢学断種政策」の時代にあって、編修官重野安繹（一八二七—一九一〇）らは正史が引き続き漢文体で書かれる必然性を強調しなければならなかった。^⑦ 明治一八年（一八八五）、修史事業のあり方が検討された際、修史館総裁三条実美（一八三七—一八九二）にあてた「修史意見書」の中で、重野は文体について次のように主張している。

編年史文体ノ事、漢文ヲ止メ仮名交リノ方宜カルベシトノ論有之由、本館十五年一月編年史著手ノ節熟議致シ、和文ハ古來時世ニ随テ変化シ、一体ノ文法ナク、漢文ハ体裁一致ニテ、古事記、六国史、大日本史、本朝通鑑等、凡ソ国史ト称スルモノハ孰レモ漢文ナレバ、其跡ニ接スル編年史ハ同体然ルベシトノ事

二テ、上申ノ上漢文ト決定シタリ。^⑧

正史が漢文体でなければならない理由としてここで挙げるのは、過去の歴史著作との連続性、そして和文とくらべての漢文体の安定性だった。二千年以上にわたって基本的な書体、語法、そして語彙が変化していないのだから、説得性のある主張ではある。この意見書が功を奏したのか、このときは漢文体のまま継続されることになった修史事業だが、明治二六年（一八九三）の三月に井上毅が文部大臣に就任するや、修史事業そのものが停止の憂き目をみる。漢文体で押し通したことが裏目に出ってしまったことが一因であることは、当時の井上の言葉から明らかである。

修史事業ハ明治五年正院修史局設置以來二十年ノ久シキヲ経ルモ尚未タ成効ヲ觀ルニ至ラス其編纂ハ漢文ヲ用キ今日ノ實用ニ適セサルヲ以テ去二十六年三月閣議ヲ経テ本官ヨリ其ノ事業ノ停止ヲ命シタリ……今其ノ遺業ノ継クヘキ者ヲ按スルニ所謂史稿ナル者凡百余冊ハ漢文ヲ以テ成ル者ニシテ幾ト無用ノ長物ニ属ス唯其ノ所謂史料ナル者ニ至リテハ已ニ総計五千余冊ニ上リ將來史家ノ編纂并ニ史学ノ考察ニ於テ有益ノ資料ヲ予フル者タルハ疑ナシ^⑨

こうして修史事業は史料編纂事業へと縮小、転換されることにな

ったのだが、「無用ノ長物」と決め付けてしまうほどの井上の漢文
体著作への徹底した排撃ぶりがうかがわれよう。その結果、長年に
わたる修史館の歴史編纂事業では、当初の目的である『大日本編年
史』は一冊も刊行されなかった。今日修史館の成果として残ってい
るもののうち、通史としてのまとまった著作は明治二十三年（一八九
〇）の『稿本国史眼』のみである。明治一〇年（一八七七）のパリ
万国博覧会のために著した『日本史略』を大幅に増訂して、明治二
一年（一八八八）に開設された帝国大学の国史料のために出版され
たもので、教科書ということもあってこれは漢文体ではなく書き下
し体で書かれている。書き下し文ではあるが、漢文体をただちに想
起できるようなもので、もともとの原稿は漢文体だったことがうか
がわれる。

ここで確認しておかなければならないのは、重野ら修史事業にあ
たった漢学者たちが、文体は漢文を選択しながらも、歴史叙述のス
タイルを二つの点で旧来とは異なるものにしようとしたことである。
第一に、論説体から記事体へと漢文の文体の転換を図ったことであ
る。正史に準ずるものと一般に目されていた水戸藩の『大日本史』
は、当時なお編纂が継続中だったが、重野らにとってそれは否定す
べき当面の対象だった。重野は『大日本史』の叙述について、「名
教を維持するも、書法上より云は不可なり。実に抛り直書すれば、
人をして警戒せしめ、自然に名教を維持する訳にて、作者故さらに
其意を用れば、却て一家の私論偏見となる」と批判している。¹⁰ 考証

学を歴史の新たな方法にしようと考えていた重野にとって、名分論
を不可分の要素として盛り込んだ『大日本史』の書き方は、ぜひと
も是正すべきものだったのである。『大日本史』のように善悪や価
値を論ずることなく、歴史的事実とその背景を筋道立てて描いてい
こうとすれば、漢文の文体はおのずと正史本来の文体である記事体
の方向へ向かうこととなる。

第二に、平明で生き生きとした表現を目指したことである。修辭法
や典故といった規範もあって漢文は一般に、書き手にとっても読み
手にとっても、どうしても堅苦しいものとなるが、そこから脱却す
べきであるというのが彼らの共通の認識だった。彼らにとって歴史
叙述の範例は、もはや中国の正史ではなく、むしろそのころ目にし
た何冊かの西洋人による歴史書に高い評価を与えていた。重野はそ
の叙述のありさまを、「本邦漢土の唯事上に就て記し去る者と異に
して、始に原づき終を要し、顛末を具書し、当日の事情をして躍々
紙上に現出せしむ。其体誠に採るべきなり」と高く評価していた。¹¹

重野ら修史館の漢学者が試みようとした、記事体の漢文で、しか
も読者を引き付ける魅力をもった著作というのは、実はすでに先例
があった。漢文戯作である。滑稽、諧謔を旨とする戯作をはじめて
漢文体で著したのは、享保一三年（一七二八）刊の『両巴卮言』に
始まる。『両巴卮言』は遊里の案内や遊女の評判を記す洒落本の嚆
矢であるが、洒落本の文体はその後に漢文体から漢文、和文
の混合体、そして和文会話体と、読者に読みやすいスタイルへと変

化していった。次に漢文体戯作で人気を集めたのは、江戸の町の世相や風物を描く繁昌記という種類だった。天保三十七年（一八三二—一三六）に刊行された寺門静軒（一七九六—一八六八）の『江戸繁昌記』がそれであり、服部誠一が『東京新繁昌記』を執筆するにあたりモデルとしたものである。漢文戯作の流行は、もともと徂徠学派が議論の文章に代わり叙事の文章の実作を奨励したことが底流にあり、叙事体の漢文は、まず中国の白話小説の漢文翻訳から始まり、それに続いて漢文戯作が作られたのだ¹²。戯作が漢文体でありながら多くの読者を獲得するのに、魅力的な記事体が役立っているであろうことは、修史館に集う漢学者もまた認識していたようで、重野の同僚である久米邦武（一八三九—一九三二）は次のように述べている。

近來歐洲の風と称し、戯作流行し太平記は事実こそ誤りたる所もあらん、其文章は流石に文学に功ありなど、謂ふ人あれど、余の聞きしには、歐洲に於て文学と称するは、記事文を主とし、清麗の筆にて人情世態を画き出したる著作を賞美す。徒に文句を修飾して自然を枉るを厭ひ、叙事の質朴にして正確なる条理ある者を名作と称すとなり。さこそあるべきなり。¹³

久米は、重野と同じく、西欧に平明で正確な記事文の模範があるとするが、ここで注目したいのは、「歐洲の風」として叙事の伝統

を欧州に見ながら、同時にそれを日本の戯作をはじめとする庶民文学に重ね合わせていることである。正史の編纂官が、庶民の読み物に日本での記事文の伝統を見出そうとするのはある種の卓見と言ってもよい。一方、久米があえて、西欧の記述は「修飾」より「質朴」を重んじると強調するのは、叙事の歴史を指す歴史家として、庶民の読み物である戯作の漢文の文体を同じ部類として容認することができなかつたからだろう。先述したように、同じく叙事文であるとはいえ、戯作や小説は稗史のカテゴリーに分類され、正史とは文化のヒエラルキーにおいてまさに対極に位置するものだった。菊池三溪は『漢文軌範』の文体概説において、叙事の文体を次のように説明している。まず「記」というカテゴリーを挙げ、「記ハ事ヲ紀スル文也。禹貢顧命ハ記ノ祖ニシテ、而シテ其ノ名ハ則チ載記学記ノ諸編ニ昉マル。其ノ文叙事ヲ以テ主ト為ス」とし、さらにもうひとつ叙事の文体として「記事」を挙げ、「記事ハ記志ノ別名、而シテ野史ノ流也。古ヘハ史官時事ヲ記スヲ掌ル。而シテ耳目ノ逮ハザル所ノ者ハ、往往遺ス。是ニ於テ文人士見聞スル有ルニ遇ヘハ、乃チ随聽隨筆ス」とする。¹⁴ともに叙事の文章である「記」と「記事」を敢えて区分けしたのは、公式の記録と稗史、野史の文体との違いを示そうとしたと推察されるが、具体的にどう異なるかまでは言及されていない。¹⁵そこで次節では、正史の流れを汲む修史館編纂の『国史眼』と、稗史の『東京新繁昌記』との書きぶりを直接比較してみよう。

四、禁欲と奔放…ふたつの変体漢文

古代から筆を起こす日本の通史である『国史眼』は、さいわい明治一〇年代のことまで説き及んでおり、『東京新繁昌記』と重複する事柄をいくつか取り上げている。まず、その中から学校教育についての記事を見てみよう。

『稿本国史眼』卷之七

文部、大中小学区ノ制ヲ布キシヨリ。小学区内ニ遍シ。乃チ大中学ヲ建シト凶ル。十年四月。東京ノ開成学校・医学校ヲ并セテ東京大学ト改メ。法・理・医・文四科ヲ研究シ。卒業生ニ学士ノ位ヲ授ク。工部モ亦工部大学ヲ建テ。内務ハ駒場^{蔵武}ニ農学校ヲ建ツ。後チ工学ヲ大学ニ併セ。帝国大学ト改メ。碩学ノ人ニ博士ノ位ヲ授ク。又高等中学・女学校・商業・職工・盲啞学校等ノ設アリ。¹⁶

『東京新繁昌記』初編第一編

世之繁華ノ由テ生スル所ノ者ハ何ソ、文化之繁華ナレハ也。本邦文運之隆盛ナル、未タ曾テ今日ノ如キ者有ラサル也。全国ヲ分ツテ七大学区ト為シ、又大区ヲ分ツテ二百五十六中学区ト為シ、又大区ヲ分ツテ五万三千七百六十六小学区ト為ス。東阪西隅ト雖モ学校之設ケ有ラサル者無シ。教育之道至レリト謂フ

可シ。今ヤ人民蒙昧之雲霧ヲ出テ、而シテ文華之錦繡ニ入り、父兄為ル者ハ汲々トシテ其ノ子弟ヲ鼓舞シ、子弟為ル者ハ孳々トシテ其ノ学業ヲ勉勵ス。(世之繁華所由生者何、文化之繁華也。本邦文運之隆盛、未曾有如今日者也。分全国為七大学区、又分大区為二百五十六中学区、又分中区為五万三千七百六十六小学区。雖東阪西隅、無不有学校之設者。教育之道可謂至矣。今也人民出蒙昧之雲霧、而入文華之錦繡、為父兄者汲々鼓舞其子弟、為子弟者孳々勉勵其学業。)¹⁷

正史の流れを受けた『国史眼』と漢文戯作とは明らかに書きぶりが異なるが、反面、正統的な漢文体から逸脱しているという点では両者は共通している。

『東京新繁昌記』の文体は、漢文戯作通例のもので、正統的な純漢文に対して、ふつう変体漢文と呼ばれている。自由な構文、そのために散見される語法の誤りや逸脱、そしてなにより同時代の俗語の大量・大胆な使用などの点において、正統的な漢文とはだいぶかけ離れているものだった。¹⁸他方『国史眼』の文体もまた別の意味で十分に変体だったといえる。西洋の歴史家の生き生きした歴史叙述を高く評価していたとは到底考えられない、簡潔な、というよりむしろ無味乾燥と呼ぶべき文章であり、そこには何の修辭も典故もない。修史館がさき出版した『明治史要』は、ほぼ逐日ごとの出来事を淡々と記すだけの記録だったが、『国史眼』の文章もそれに似

ている。たしかに歴史叙述の文体は、他のジャンルのものと比べればもともと修辭的な要素は少ない。また、教科書として古代から明治前期までをわずかと綴じ七冊の分量で著そうとした量的な問題もあろう。だがそれらの制約のためばかりでなく、『国史眼』の文体が単調で平板な変体漢文の書き下し体となったのは、ある明確な意図が結果したものだった。著者の一人、久米邦武はその背景にあった事情を明かしている。

事實は皆引拠の原句を綴りたれど、起筆、過渡、結束等に批評判断をかへざれば章を成さず、文味枯燥するによつて変体を取た。是は余の宿論に水藩史の如く窮屈の法に縛らるゝも、其取捨と綴文の都合にて誤謬は生ずるから、寧ろ斯く書くがよいと定めた。¹⁹⁾

歴史認識や編纂の面だけでなく、論議よりも叙述のスタイルを採ることで、文体も考証史学にならわしいものにしたのである。考証史学というそれまでなかった新しい歴史スタイルに挑もうとしていた修史館の人々は、歴史は本来史料そのままの引用で構成するのが最善として、文章の叙述には恐ろしく禁欲的だった。まとまった歴史書としての体裁をなんとか整えるために、久米は最小限の筆を加えた変体漢文の書き下し体を提案したのである。言葉がより多く付け加えられるほど、本来の考証史学から逸脱してしまうと

考えたのだった。その結果、『国史眼』の無味乾燥な文章ができあがることになる。

久米はさらに続けて、歴史家が行う編集と叙述は、どのみち「誤謬」、つまり考証史学からの逸脱となるのだから、水戸藩の『大日本史』のような漢文体を採る必要もない、と断じる。『国史眼』が刊行された明治二〇年代には、書き手にとってはむろんのこと、読み手にとつても漢文体はもはや「窮屈の法」であったことを、リアリストの久米は冷静に認識していた。『国史眼』の書き下し体については、彼は読み手の視点が考慮されていたことを次のように語っている。

今印刷史料を見た人は自ら了解するであらう。彼史料によりて記録的の史を修むれば、漢文になる。故に国史は漢文に書のである。太平記の如き小説的のものは仮名文なれど、是は根本史料でない。故に余は窃に予量して居た。編年史を印行すれば読めぬの聲が沸起する。因て更に仮名交りの漢文にくづすことは容易に出来る。ダガまだ読めまい。因て解釈交りに書き柔ぐる。其国史眼の文体が夫である。是でも猶読めぬであらうが、其頃は編年史が既に各人の手に渡り、種々な書が要求に応じて著はさるゝ。それが史学の発達なので、無事に行けば重野博士健在の時其時期達したはず。²⁰⁾

読者の便宜のためには、引用される漢文体史料を書き下し体に改めてしまうことさえ、久米はほとんど躊躇しないが、そこまで彼が踏み込めたのには理由があった。周知のように、久米は名著の誉れ高い『米欧回覧実記』を明治一年（一八七八）に刊行している。修辭も典故も漢文の正統をふまえながら、書き下し体による記事文が、どれほどの可能性をもちえるのか、みずから既に立証済みだった。だからこそ、歴史叙述の文体に対し比較的自由的な立場に立つことができ、たとえ叙述が「文味枯燥」であり、読者のために「書き柔ぐる」としても、考証史学という新たな歴史方法を徹底するためには、大きな問題ではなかったのである。

こうした事情で『国史眼』の書き下し体も変体となったわけだが、『東京新繁昌記』の変体漢文の書きぶりの相違について考える前に、もう一例、新聞の隆盛についての両者の記事を掲げる。

『稿本国史眼』卷之七

幕府末年ヨリ。新聞紙行ハレ。維新ノ後太政官日誌ヲ行フ。是ニ於テ新聞紙ノ印行益多ク。六年九月マデ。准許ヲ受ル者百二十三種ニ及ブ。初メ薩摩藩、人ヲ上海ニ遣リ。米利堅印書局ニ就キ。活字及ヒ印刷器械ヲ購フ。長崎ノ本木昌造之ヲ得テ本地ニ創建シ。遂ニ字母ヲ製スル術ヲ得テ。活字ヲ鑄製シ。大坂・横浜ニ分社ヲ設ク。士族ノ輩減祿ニ遇ヒ。遽ニ商工ヲ図ルモ。其業ニ慣レズ。因テ産ヲ破ル者多シ。唯活版印書ハ慣熟シ易ク。

且ツ需用尤モ広シ。転々相倣効シテ。其業漸ク盛ナリ。⁽²¹⁾

『東京新繁昌記』初編第一編

明日出ス所ノ新聞、今日午後四五時ノ間ニ至テ已ニ成ル。其簡便ナル也一ノ器械有テ、而シテ数千紙ヲ摺リ、菓舖ノ丁稚ノ煎餅ヲ焼クヨリ速カナリ。一枚ノ値ハ四五銭ニ出テス。若シ一月ヲ括リテ之ヲ買ヒハ、則チ社自リ之ヲ配布シ、且ツ其値ヲ減ズ。一月間五十銭乃至七十五銭也。芸妓ノ一纏頭ヲ以テ世界ノ新事ヲ知ル、亦タ廉価ナラス乎。（明日所出新聞、今日至午後四五時間已成。其簡便也有一器械、而摺数千紙、速于菓舖丁稚焼煎餅。一枚値不出于四五銭。若括一月買之、則自社配布之、且減其値。一月間五十銭乃至七十五銭也。以芸妓一纏頭知世界新事、不亦廉価乎。）⁽²²⁾

『繁昌記』は、印刷の速さの形容に煎餅焼きを持ち出し、月極めの新聞購読料を芸妓の花代と比べるなど、戯作としての面目躍如たるものがある。しかもこの戯作者は、新聞という文明開化の産物を支えているのが、木版に代わる印刷技術であることをちゃんと見逃さない。一方、『国史眼』は新聞の盛行という史実に触れた後、その背景として活版印刷の導入の経緯から、さらには失職士族にとつて印刷・出版がいかにかに適した仕事であったかまで説き及ぶ。これは新聞に携わった人々のほとんどが士族出身だったことの説明ともなっている。こうしてみると、限られた記述のなかで、重野が西洋人

の歴史の美点として挙げた「顛末を具書」する試みはある程度達成できたといえよう。ただ、「当日の事情をして躍々紙上に現出せしむ」ことでは、どのみち戯作者服部撫松の筆の及ぶところではなかった。漢文文体を主張するにあたり、その安定性を強調した重野は、江戸中期の考証・校勘学者である吉田篁墩（二七四五—一七九八）の、叙事の文章は「必ず古人使用ヲ歴ル成文」を使うべきであるという言葉を引用したことがあるが、そうした姿勢は『国史眼』を執筆する際にも貫かれていた。²³新聞や印刷という開化にまつわる新事業についての叙述だけに、「活版」のような当時あまり耳慣れない言葉や、「字母」のように意味を転用したものがあるが、基本的には新語の使用は抑制的である。まして服部の使った「菓舗」「丁稚」「煎餅」などといった和製漢語が紛れ込むことは決してあつてはならないことだった。

史料重視の考証史学という手法から導き出された最小限にとどめた叙述、そして漢文文体の安定性を強調したことによる語彙の限定、こうした彼らが自ら課した条件が『国史眼』の無味乾燥な文章を生み出したのだった。

帝国大学国史科の教科書として用いられた『国史眼』とくらべ、『東京新繁昌記』の読者はおしなべてそれより文化的にも社会的にも低い階層だった。日本のエリート中のエリートを読者とした『国史眼』ですら、「仮名交じりの漢文」からさらに「解釈交りに書き柔ぐ」らなければ読めないとする久米の判断が正しいとするならば、

変体の戯文とはいえ漢文体で書かれた『新繁昌記』を、一般の人々は楽しむことができたのだろうか。娯楽読み物である戯作をわざわざ漢文体で著したのは、知識人が専有し続け形式も内容も堅い文章が、敢えて卑俗な素材を取り上げる、「形式と内容のアンバランスからくる滑稽さ」を狙ったためと説明されている。²⁴しかしながら、時はすでに「漢学断種」の時代を迎え、漢学の権威が一気に失墜したことで、漢文体と戯文とのこの組み合わせの妙は、急速に失われつつあったはずだ。世界情勢を紹介する福沢諭吉の簡明な文章が歓迎されていた時代、どこにおかしさを見つけることで、『東京新繁昌記』はベストセラーとなったのだろうか。

明治初年の東京風俗を描いた『東京新繁昌記』のおもしろさは、プロットや登場人物の台詞よりも、たとえば、たぶん彼の造語である「屎郎」に「クソヤロー」の訓を与えているように（初編一二丁表）、毎頁に散りばめられた、自由自在に用いられる漢語や新語、そしてそれに付される思いがけない新訓あるいは珍訓だった。通常の読みを示すルビに加え、読者の理解を容易にするために、漢字の左側に意味を記したルビをさらに加えた例としては、慶應二—明治三年（一八六六—一八七〇）刊の『西洋事情』、明治四年（一八七二）刊の『西国立志編』が挙げられることもあるが、²⁵実はこれら啓蒙書籍に先だって、俗語、卑語をルビとして漢語、和製漢語にあてていたのが江戸の戯作だった。服部が手本とした『江戸繁昌記』の冒頭の「相撲」の章を見ても、「喝采」に「ホメル」、「纏頭」に「ハナ」、

「短掛」に「ハオリ」、「荷禪儒」に「フンドシカツギ」といった訓を付けている。⁽²⁶⁾

『東京新繁昌記』は、漢字の読みは右側に、通俗的な意味や解釈まじりの読みは左側にと、右訓と左訓の役割分担をはっきり分けている。⁽²⁷⁾ノンエリートの広範な読者層を漢字の世界に導くために、ルビは最も効果的な手法だった。漢字、漢語とルビとが相補い合うことで、諧謔や滑稽を盛り込むだけでなく、人々が興味を抱く新文明の諸相を伝えることで、漢文体の読み物が大衆的人気を得ることができたのである。

「書牘」(テガミ) (五編三丁裏) や「疇昔」(コノアイタ) (五編五丁裏) のように漢語に不案内な読者のためのルビも多かったが、服部撫松の腕の見せ所は、「喫余烟」(スイカラシノタバコ) (初編三六丁裏)、「奇獲」(モーケ) (三編六丁裏)、「尊姐面」(オクサマキドリ) (五編三九丁裏) といった諧謔精神を交えた造語とそれに添える卑俗な言い換えの組み合わせだった。文明開化の世相は、多くの新漢語を生み、また漢語の意味転用も行われた。『東京新繁昌記』に登場する、「機関・装置」(シカケ) (五編六丁表、六編四丁裏)、「紡績」(ツムギ) (四編六丁表)、「支店」(デミセ) (初編一四丁表)、「道路修繕」(ミチブシン) (六編一〇丁表)、「資本金」(モトデ) (五編三八丁裏) といった見慣れない新語は、読者に新たな文物と風俗に溢れた明治の世相を感得させるとともに、そうした漢語の分かりやすい手引き書でもあった。また「大麦酒」(ビール) (五編一三丁裏)、「吸

水機、噴水器」(ポンプ) (三編五丁裏、五編四丁裏)、「電信」(テリカラフ) (五編一丁表)、「厨奴」(ボーイ) (六編二八丁裏) のように、カタカナのまま流通するほうが普通だった言葉に漢字をあてることも、新時代の文物への読者の想像力をかき立てるのに一役買っていた。⁽²⁸⁾

漢字の思いがけない組み合わせや和訓に基づく造語など、読者の笑いを誘う新漢語の創造は、江戸期から漢文戯作の独壇場と言つてよかった。すべてを漢字で表さなければならぬという漢文戯作の制約が、漢字を存分に組み合わせることによる卓抜な表現力を養つたのである。だからこそ、文明開化に伴って続々出現した新しい事物や光景を表現する新漢語を次々と創出できたのだった。もちろん諧謔を旨とする戯作者の精神には、西洋の概念を可能な限り漢字二文字に凝縮して反映させようと苦労した西周(一八二九—一八九七)のような周到さや厳密さは欠けるかもしれない。それでも漢文戯作の名譽のために付言すれば、たとえば『日本国語大辞典』が出典のひとつに『東京新繁昌記』を挙げる「街頭」という言葉は、近代社会の新たな公共空間を意味する『繁昌記』の用法が定着し、「銀ブラ」が流行する昭和初期の大衆文化興隆期には、時代を象徴するキーワードにまでなるのである。

五、おわりに

久米邦武が書き下し体で『米欧回覧実記』を著したことは先述したが、彼が米国の首都ワシントンで見学した各官庁の業務を紹介す

るとき、たとえば「ポスト、オフィス」とカタカナ書きした後に、「即郵便院ナリ」とすぐ訳語を続けて付している。ただ訳語を確定出来ない場合もあった。「郵便院」の前に訪問した「パテント、オヒス」については、「褒巧院ノ義ナリ」とするが、すぐその後には、「其発明ノ深淺ニ依テ、褒典ニ差アリ、或ヒハ專買ノ免許ヲアタヘ」という説明を付けている。²⁹もしこれが漢文体の著作であれば、適切な訳語がすぐには思い当たらずとも、無理やり造語するか他の漢語を流用しなければならぬ。意味が不分明の場合も、さらに割り注などで説明しなければならず、手続きも文体も煩瑣なものとなってしまふ。書き下し体のおかげで、「パテント」とそのままカタカナで表記することも、「褒巧」、「專買」と二通りの漢語をあてることもできた。³⁰書き下し体の利点を存分に利用することで、西欧の新文明を縦横に描いた久米だったが、漢文体で歴史記述を試みるときは、一転して慎重にならざるをえない。昌平坂学問所に学んだ久米や重野にとって、漢文文体がもつ羈絆は容易に無視できるものでなく、漢語の転用や新漢語の創造は本来気が進まないことだったのである。

漢字の優れた造語力ということがよく言われる。西洋文化摂取にあたって大量に創られた和製漢語などがそのよい例証だろう。ただ和製漢語が創成され、普及するためには二つの条件が必要だった。ひとつは漢文戯作にみる、漢字に権威を認めず、道具、というより玩具として取り扱う自由な精神である。もうひとつは、和製漢語は

漢文体ではなく、どうしても今本文と呼ばれるようになる書き下し体の中で用いられなければならなかった。新語が大量に増加するに従い、典故や修辭にこだわった文章の時代は過去のものとなった。井上毅の国語政策に基づく強権発動を待つまでもなく、漢作文は一般の言語生活の舞台から姿を消し、漢詩と並んで、純粹に興味か儀礼の領域に押し込められることになる。

注

*引用文の旧字体は新字体に改め、ルビや傍点は省いた。

(1) 三浦叶『明治の漢学』(東京・汲古書院、一九九八)、一五頁。

(2) 緒方康「他者像の変容——中国への眼差し」、『江戸の思想』第四号(東京・ペリかん社、一九九六)、一四頁。

(3) 荻生茂博氏は、井上が規定した近代日本の漢学とは、日本近代における「官」の儒学の名称に他ならないとしている。荻生茂博「日本における〈近代陽明学〉の成立」、『季刊日本思想史』第五九号(東京・ペリかん社、二〇〇一)、一一頁、のち荻生茂博『近代・アジア・陽明学』(東京・ペリかん社、二〇〇八)、四二五頁。

(4) 中村正直「古典講習科乙部開設ニツキ感アリ書シテ生徒ニ示ス」、松本三之介、山室信一編『学問と知識人』日本近代思想大系、第二〇巻(東京・岩波書店、一九八八)、一九九—二〇四頁。

(5) 井上毅「学校の教科における漢文の間に答へし文」(一八九四)、井上毅伝編纂委員会編『井上毅傳』史料篇第三(東京・國學院大

学図書館、一九六九、六五九—六六〇頁。

- (6) 菊池三溪編『漢文軌範 記事論説』(大阪・普及書房、一八八五) 卷上、一四丁表裏。

(7) 明治二年に修史事業が始まったとき、柳川春三は『神皇正統記』に倣って仮名交りの文にすべきとの建白を行い、それ以降も、歴史叙述は漢文、「国文」、「日本文」がせめぎあう場所だった。谷川惠一『歴史の文体 小説のすがた——明治期における言説の再編成』(東京・平凡社、二〇〇八)、とくに第一章「歴史というトポス」を参照。

- (8) 「修史意見書」(一八八五)、田中彰、宮地正人編『歴史認識』日本近代思想大系、第一三卷(東京・岩波書店、一九九二)、二三八頁。

(9) 井上毅「修史意見」(二八九四)、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳』史料篇第二(東京・國學院大学図書館、一九六八)、六八四頁。

(10) 重野安繹「大日本史を論じ歴史の体裁に及ぶ」(一八八六)、薩藩史研究会(代表 大久保利謙)編『増訂重野博士史学論文集』上巻(東京・名著普及会、一九八九)、二九頁。

(11) 重野安繹「国史編纂の方法を論ず」(一八七九)、『増訂重野博士史学論文集』上巻、四頁。

(12) 中野三敏「漢文戯作の展開」、中野三敏『戯作研究』(東京・中央公論社、一九八一)、三三〇—三三三頁。

(13) 久米邦武「太平記は史学に益なし」(一八九二)、『久米邦武歴史著作集』第三卷(東京・吉川弘文館、一九九〇)、一五九頁。

(14) 菊池三溪、前掲書、卷上、一丁表および三丁裏。

(15) 『漢文軌範』が著された明治一〇年代中期、菊池三溪は信夫恕軒らと、漢訳文による記事作文に取り組んでいたが、繁昌記系の漢文風俗誌とは一線を画し、俗に墮さない雅文芸を心がけていたという。宮崎修多「漢訳文と明治の紀事文」、岩波書店文学編集部編『文学』増刊 明治文学の雅と俗』(東京・岩波書店、二〇〇二)、六六頁。

(16) 重野安繹、久米邦武、星野恒編『稿本国史眼』卷之七(東京・大成館、一八九〇)、四七丁裏。

(17) 服部誠一『東京新繁昌記』初編第一編「学校」(東京・山城屋政吉、一八七四)、一丁表裏。

(18) 正統的な漢文の書法については、つぎのような記述が参考となる。「松陰と同時代の儒者・文人(佐藤一斎・斎藤拙堂・塩谷宕陰・林鶴梁など)がのこした文集は、ふつう、序・記・書・論・弁・説・銘・伝・賛というふうに整然とした分類が施されている。かれらがえらびだした語句は、内外の古典からの引照によって周到に補強され、文脈の布置結構は、古今の名家がつくりだした規範が厳格に守られる。いわば文章そのものが自己目的と化してしまうところまで、かれらは彫琢と推敲の努力をやめなかった気配である」。

前田愛「儒学の言葉、啓蒙の言葉」、『前田愛著作集』第四卷(東

京・筑摩書房、一九八九）、三三頁。

(19) 久米邦武「余が見たる重野博士」(一九一一)、『久米邦武歴史著作集』第三卷、一一五頁。

(20) 久米邦武、同前、一二二頁。

(21) 『稿本国史眼』卷之七、二三丁表裏。

(22) 『東京新繁昌記』初編第一編「新聞紙」、一五丁裏。

(23) 重野安禪「本邦漢文沿革史」(一八九四)、『増訂重野博士史学論文集』上卷、四〇四頁。吉田篁墩(二七四五〜九八)は、日本における考証学の先駆けで、重野の歴史叙述にたいする考えに影響を与えたことは、重野が引用する次の一文から明らかである。

「紀載実録之文、地名人名官職ヲ除クノ外、叙事之際、応用ノ文字必ズ古人使用ヲ歴ル成文ニ依リ、務テ確正允当ナラシメ、當時ニ在リテモ後世ニ在リテモ、読者ヲ一覽瞭然、疑滞無カラ俾メバ、庶クハ以テ信史ト為ル可キニ足ラン也。又或ハ著実太過シ、一時之俗言俗語ヲ以テ其ノ間ニ填入スル者有リ、謂フ実ヲ伝フル当ニ此ノ如クナルベシト。知ラズ、當時ニ在テ固ヨリ了知易キモ、数十年之後既ニ二分疏ヲ煩ス。更ニ世隔タリ日遠ケレバ、茫乎其ノ何ノ謂為ルヲ識ル可カラズ。此ノ若ハ、則チ奚ゾ史ヲ用テ為ラン。夫レ事蹟ノ伝ハル、全ク修文ニ在リ。人動モスレバ謂フ、吾国之史豈ニ唐山人之読ニ供セン乎、修辭俛ル所無シト。嗟乎、必ズシモ唐山人之読ヲ俟タザルモ、吾国之人已ニ読ム可カラザル也。思ハザルコトノ甚シ。」(紀載実録之文、除地名人名官職之外、叙事

之際、応用文字必依古人歴使用成文、務令確正允当、在當時在後世、俾読者一覽瞭然無疑滞、庶足可以為信史也。又或著実太過、有以一時之俗言俗語填入於其間者、謂伝実当如此。不知在當時固易了知、而数十年之後既煩分疏。更世隔日遠、茫乎不可識其為何謂焉。若此則奚用史為。夫事蹟之伝全在于修文。人動謂吾国之史

豈供唐山人之読乎、修辭無所俛矣。嗟乎、不必俟唐山人之読而吾国之人已不可読也。弗思之甚。) 吉田篁墩『近聞寓筆』卷一、長沢規矩也編『影印日本隨筆集成』第六輯(東京・汲古書院、一九七八)、二〇一頁。

(24) 日野龍夫「寺門静軒と成島柳北」、『日野龍夫著作集』第三卷(東京・ベリかん社、二〇〇五)、五七三頁。

(25) 齋藤希史『漢文脈と近代日本』(東京・日本放送出版協会、二〇〇七)、九七、一〇八頁。

(26) 寺門静軒『江戸繁昌記』初篇(江戸・克己塾、一八三二年)、二丁裏—三丁裏。

(27) 『東京新繁昌記』の左訓については、谷口巖氏が総索引を作成しており、本稿でも参考にさせていただいた。谷口巖『東京新繁昌記』左ルビ用例総索引——明治初期俗語表現考察の一資料として——、『愛知教育大学研究報告』第三〇輯(人文科学)、一九八一、二四六—二七〇頁。

(28) 漢字の訓みから逸脱した自由なルビの振り方については、谷川恵一「歴史の文体 小説のすがた」が言及している。一一九—一二

七頁。

(29) 久米邦武『米欧回覧実記』第一冊（東京・岩波書店、一九七
七）、一二〇、一三三八頁。

(30) 「シヴィル・エンジニアリング」の意味が理解できなかった久
米邦武は、「『シヴィル』器械」という意味不明の訳語をつくった
（宮村治雄『開国経験の思想史——兆民と時代精神』（東京・東京大
学出版会、一九九六）、一五一—一五七頁）。漢語一語に無理に収斂
しなくともよい書き下し文では、物事の意味や概念を十分把握でき
ない久米のとまどいが、端無くも訳語に表現されているのである。

〈共同研究報告〉

江戸川乱歩、眼の戦慄

——小説表現のヴィジュアルリテューをめぐって

鈴木貞美

一、文藝表現のヴィジュアルリテュー（視覚性、visuality）という概念

文藝表現における視覚性は、インクの染みから読者の脳裏に立ちあらわれるさまざまな幻影（イメージ）のうち、聴覚や嗅覚などと並ぶ視覚のそれを指している。それらは、インクの染みの形状に関すること、文字面、文字の配列、記号などの視覚的効果と強く関係するが、それとは区別して論じるべきである。

記号への着目は、早くは幸田露伴（一八六七—一九四七）が随筆「猿小言」^①（一八八九）で、「言文一致のほちく、針目の見えたる御手際をも」などと、二葉亭四迷『浮雲』が内海文三の内面の煩悶を書く際に用いた「……」にふれるなどしているが、とりわけ、表現対象としての作品の物質的な形式性を強く意識する一九二〇年代の狭義のモダニズム文藝では無視することはできない。たとえば佐藤春夫『田園の憂鬱』（一九一九）では雨だれを「声のないコーラ

ス」にたとえ、「……」を何行も繰り返しているし、高橋新吉の詩集『ダダイスト新吉の詩』（一九三三）には「皿皿皿皿……」と皿の文字を重ねて皿の重なりと重ねる文字の配列が見られ、梶井基次郎（一九〇一—一九三三）「檸檬」（一九二四）で爆弾に見立てられるレモンの表記は、行分け詩の形の草稿では「レモン」となっていたものが、字面の多い漢字に置き換えられたりした。ここでは、それらを論外に置く。

そして、その文藝表現から立ちあらわれる視覚的幻影が自然や生活のなかの事物一般のそれではなく、絵画や彫刻、写真、舞台、二〇世紀においては映画など、他の藝術ジャンルの表現様式をまとうている場合も多い。その区別はつきにくい場合もかなりあるが、先に述べたインクの染みの形状とは異なる表現の水準によって、読者の脳裏に、一定の表現様式を想起させることもある。たとえば梶井基次郎の「檸檬」の草稿のひとつ、「瀬山の話」と名づけられてき

たそれにおいて、八百屋の陳列台の背後に備えられた鏡にたくさん
の果物類が歪んで映り、様々な色彩の流れをつくっている場面を
描いたところがある。これは表現主義絵画を念頭においていること
は明らかで、読者の脳裏にもその様式を想起させようと意図した表
現である。⁽²⁾

本稿では、二〇世紀日本の探偵小説ジャンルの扉を開き、かつ、
それを隆盛に導いた乱歩作品群の視覚性に着目し、それによって日
本の小説における視覚性の歴史に見渡しをつけてみたい。江戸川乱
歩（一八九四—一九六五）の記述が強い印象を残す視覚イメージを
多分にふくんでいることは誰もが認めるだろう。またレンズを用い
る器具が生みだす映像を好み、錯視への関心は「D坂の殺人事件」
（一九二五）における縦縞の浴衣のトリックや、エドガー・アラ
ン・ポー（Edgar Allan Poe, 1809-49）の「赤死病の仮面」(The Masque
of the Red Death, 1842)をヒントにして、建築の幻想を多次元世界に
までふくらませた「パノラマ島奇談」(一九二六) 第一八章に、い
わゆるトロンプルイユ (tromp l'œil 騙し絵) の仕掛けが応用されて
いることなど、あらためて指摘するまでもないだろう。⁽³⁾ 鏡像のもた
らす自意識の反射が狂気に向かわせることを書いた牧野信一「鏡地
獄」(一九二五)と、鏡像に囲まれた自意識の乱反射が人格の崩壊
にまで導くことを書く乱歩の同題の作品(一九二六)が共通性をも
つことには、かなり以前にふれたこともある。⁽⁴⁾ それゆえ、考察は私
自身の既論を縫いあわせながら進むことになる。それをあらかじめ、

お断りしておく。⁽⁵⁾

二、江戸川乱歩の位置

最初に江戸川乱歩の文芸史における位置を明確にしておきたい。
最近、江戸川乱歩の探偵小説は「変格」であるとか、「純文学」に
対する「大衆文学」に属するとかいう言い古された図式がふたたび
頭をもたげる気配があるからだ。

江戸川乱歩が新たな言語芸術の一分野として探偵小説の開拓を目
指したことは、誰の目にも明らかである。彼は、谷崎潤一郎（一八
八六—一九六五）、佐藤春夫（一八九二—一九六四）、芥川龍之介（一
八九二—一九二七）ら「文壇作家」が探偵小説を手がけていること
に勇気を得て、探偵小説の職業作家として出発することを決意し、
探偵の冒険談に傾きがちな欧米の探偵小説やその翻案——それと
「時代小説」（一九三五年ころ定着した名称。それまでは「時代もの」
「番もの」とを結びつけたのが多くの「捕物帖」だった——の流れ
に対して、犯罪トリックを中心にする流れを日本に創り出す役割を
果たした。しかし、それだけでなく、怪奇幻想やトリッキイな要素
などを「探偵趣味」と呼び、彼自身、作品にそれを發揮した。当時、
犯罪もの、探偵や刑事ものに限ることなく、謎めいた怪奇性を漂わ
すものをなべて「探偵小説」と呼んだのは、それが“detective story”
のみならず、“mystery”の訳語として明治期に成立し、エドガー・
アラン・ポーの多様な作品群を一括して、そのように呼んだことが

根のところにある。

そして、この乱歩の姿勢は、読書界に人気を獲得しはじめた創作探偵小説ジャンルを大きく育てるため、そして自ら職業作家として生きるための手段でもあった。その姿勢から乱歩は、勤労大衆に背を向ける「文壇小説」に対して、「時代小説」作家、白井喬二（一八八九—一九八〇）が発した「大衆文藝」を興そうという呼び掛けに応え、その運動の一角を担ってゆくことになる。

都市大衆文化の形成期を迎えつつあったジャーナリズムは、この「大衆文藝」運動を歓迎した。また当たりをとった円本シリーズのひとつとして平凡社が「大衆文学全集」を刊行し、大量宣伝によって、「大衆文学」という呼称が、そして、“mass”の訳語としての「大衆」が、瞬く間に定着した。江戸川乱歩の名前は、その波のつて、東京・大阪両『朝日新聞』——関東大震災を契機に全国紙のようになり、『大阪毎日』『東京日日』と前後して、三百万読者を呼号した——に躍った。が、同時にそれは、大衆の低俗趣味に迎合する姿勢を彼にもたらすことにもなった。乱歩自身、のちの回想で、この姿勢の転換を反省している。しかし、その転換が、いわゆる「変格」ものを多くふくむ探偵小説を隆盛に導き、それまで相当ひらいていた「時代小説」と探偵小説の読者数の差を、かなり埋めることに一役買ったのも事実である。⁶そして、江戸川乱歩の小説が低俗に陥ったときでさえ、彼が小説の書く精神領域を拡大し、また方法を開拓しつづけた功績を無視することはできない。

「大衆文学」形成期における探偵小説と、それをリードした江戸川乱歩の位置を再確認したのは、大衆文化状況における小説の傾向を藝術性ないしは思想性と娯楽性とに二分することなどできないからである。そもそも中国の稗史小説類は民衆の生活を土台にしたもので、士大夫層の高尚な「文学」（「文の学」、ときに「文と学」の意味）の範疇には入れられていなかった。そして、白話小説を受容しつつ形づくられた徳川時代の戯作や読本も町人層を主な読者層としていた。ヨーロッパの近代小説も市民社会を基盤に発達したもので、小説というジャンルは本質的に、その意味での通俗性——一般性を意味し、徳川時代に「通俗」の語は中国ものの翻訳の意味でも用いられていた——と縁を切ることなどできはしない。「大衆文学」の隆盛により、一九二五ころより二つの文壇が形成された形になるが、小説全体は思想性ないしは芸術性に優れたものと低俗な娯楽性に偏るものとのあいだにグラデーションをなして分布し、新聞小説には、どちらの文壇の作家も通俗性の高いものを寄せていた。まして一九二〇年代後半から三〇年代にかけての小説界は「時代小説」「探偵小説」「プロレタリア文学」「モダニズム」（狭義）の四つの文学運動が用いる手法が相互浸透しながら展開していた。たとえば梶井基次郎のコント「Kの昇天」（一九二六）には探偵小説の手法が、散文詩的な「桜の樹の下には」（一九二七執筆）には江戸川乱歩の影が、それぞれ認められる。これを「純文学」と「大衆文学」に二分するのは原理的に不可能である。

「純文学」「大衆文学」のスキームによって、小説界を二分して論じることが、どちらの側に立つにせよ、他を排除する党派的姿勢であり、また小説界全体の動きとその諸概念の歴史を無視し、文藝史の半分しか見ないために、数かずの作品の、したがって文藝の歴史の研究にも失敗するしかない。「探偵小説」を「本格」と「変格」に二分することも、まったく同じである。⁸⁾乱歩は「変格」ものにも活躍したからこそ、広い影響力をもったともいえる。

三、イリュージョンとリアリティー

三―一 レンズ仕掛け

江戸川乱歩の小説における視覚性には、「屋根裏の散歩者」(一九二五)でよく知られる「隙見」のテーマがある。「闇に蠢く」(一九二六)にも、温泉場の浴場で、洋画家(三郎)が男湯にしつらえてある覗き穴から女湯を覗く場面があり、「そこには、覗きからくりの、或いは映画の、あの不思議な戦慄と興味があった」と語られている。ここで「隙見」と同様、視る者に「不思議な戦慄」をもたらすものとして、覗きカラクリと映画があげられている。そして、その穴から、画家は愛する女(お蝶)が温泉旅館の主人のマッサージに身をまかせるところを覗くが、彼女の裸身全体が見えるわけではない。彼女の肉体の一部が蠢き震えるのを垣間見、旅館の主人に無理な姿勢をとらされている姿態の全容を想像して心を震わせる。覗き見は、ここでは身体部位(Parts パーツ)の視覚性にかかわる。

覗きカラクリといえは、乱歩の傑作「押絵と旅する男」(一九二九)が思い浮かぶ。ある男が望遠鏡の中に視えた覗きカラクリの中の押絵の女に懸想し、双眼鏡を弟に逆さに覗いて視てもらい、小さく映った自身の影像を、その覗きカラクリにしかけて、愛する女に見つめられつづける幸福を感じつつ生きている。乱歩は望遠鏡と覗きカラクリというふたつのレンズ器械による錯覚を重ねるトリックによって、ありえないことを「実現」してみせたのだった。そこで、ここでレンズを用いる光学的器械による錯視と視覚表現との結びつきについて、ざっと振り返っておこう。

覗きカラクリは、中にしかけた対象を、レンズを用いて立体的に見せる錯視の道具である。一九世紀後半の、あるロシア・ナチュラリズムの画家は、覗きカラクリで森などを写した風景写真を覗きながら、遠近の感覚を出す工夫をしていた。箱の中に浮かび出るリアリティーのあるイリュージョンを写せば、絵にリアリティーをもたせることができるわけだ。

一五世紀イタリアで光学器械を用いて、立体図を描く工夫がなされ、それが透視図法を生み出したことはよく知られる。透視図法は建物を描くには効果的だが、自然の風景には応用しにくい。それゆえ、レオナルド・ダ・ヴィンチ(Leonardo da Vinci, 1452-1519)は、風景に立体感をもたせるのに色彩の濃淡などの工夫を重ねた。中国一一世紀に発展した俯瞰図法や陰影による遠近法を応用したという説もある。自然の風景に遠近感を出すのは、一九世紀後半でも、か

なりむつかしかったというわけだ。

他方、覗きカラクリのリアリティのあるイリュージョンは、視る者に驚きを与える。徳川時代には眼鏡絵と称して、透視図法を用いて描いた絵を覗きカラクリで覗いて、立体感を伴って見える不思議を民衆が楽しんでた。西洋渡りの眼鏡絵を流行させたのは、一八世紀京都の画家、円山応挙（一七三三—一九五）らしい。応挙は中国の遠近法もあわせて、描画法を工夫したが、眼鏡絵は浮世絵におよび、一九世紀への転換期に活躍した葛飾北斎（二七六〇—一八四九）は遠近法を自在にあやつり、トリツキーナ工夫を様ざまに行った。そして、それは一九世紀後半、遠近法の呪縛から逃れようとする絵画の機運のなかで、フランスの画家たちを喜ばせたという¹⁰。さらに時代を下れば、フランス・シュルレアリスム (surrealism) のマルセル・デュシャン (Marcel Duchamp, 1887-1968) が、覗きカラクリの中に摩訶不思議な光景を現出させていた。

日本の明治後期の美術界においては、応挙によって西洋画の描法の応用が始められ、それが脈々と受け継がれていたことは知られていた¹¹。覗きカラクリはあいかわらず見世物として用いられていた。それを郷愁とともに応用したのが、「押絵と旅する男」だったのである。

「押絵と旅する男」は、「私」が富山県魚津海岸の蟹気楼を見にゆくところで幕を開ける。その列車の中で、覗きカラクリを持ち歩く男にであい、男から話を聞くという運びである。蟹気楼は、空気が

レンズの働きをし、空中の砂塵などがスクリーンの役割を果たして、実景が浮かび出るしくみなので、そこには動いている車なども見ることがある。ただし、ぼんやりとしか映らない。像は微風に揺れつづける。風が強く吹き、また陽が傾けば消えてしまう。いかにもまぼし幻らしい。

いかにも幻らしい映像をつくるレンズ仕掛けの器械に幻燈がある。幻燈は家庭で壁やシートに映したので、像はぼやけがちで、いかにも幻を想わせる。それが幻燈の懐かしさだ。乱歩が少年期に幻燈に魅せられていたことは、乱歩ファンにはよく知られている。乱歩が色紙に残した「うつし世はゆめ よるの夢こそ まこと」ということばが幻燈と重ねられて語られることもある。幻燈が映し出す世界こそが「まこと」ということになる。

そして、幻燈は、日本の創作探偵小説の最初期から登場していた。最初期幸田露伴に探偵小説「あやしやな」（一八八八）という作品がある。イギリスを舞台にとり、登場人物もすべてイギリス人。刑事が幻燈を用いて壁に大入道を映しだして犯人を脅えさせ、犯罪を暴きだす。これが日本における探偵小説と幻燈の結びつきの嚆矢である。ここには新しい器械に対する関心が覗いているが、露伴は、父親のアドヴァイスで電信技士の道につきながら、それに飽き足らずに作家を志した人だった。そして、すでにポーの探偵小説の翻訳（森田思軒訳）がはじまっていた。

三―2 人形幻想

露伴と乱歩とのあいだの距離を結ぶ、もうひとつの線がある。明治期浪漫主義の傑作として知られる最初期露伴の「風流仏」（一八八九）。修行中の仏師が、失恋の煩悶をつのらせ、菩薩に見立てて彫った娘のレリーフから衣裳をそぎ落とし、薄衣一枚まとわぬ女体を現出させると、その木彫が活きて動き出し、彼を失恋の煩悶から救う場面を頂点におく。

仏像に男が性慾をもよおす話は古代の仏教説話集『日本霊異記』や中世の『今昔物語集』にうかがわれ、遊女を菩薩に見立てることは謡曲「江口」をはじめ、徳川時代には広く流布していた。しかし、薄衣一枚まとわぬ女の裸形をとる菩薩像など日本にはない。その若い仏師は「国粹保存主義」が台頭する同時代の気分を映しているが、早くも狭義の美術（視覚藝術）としての仏像彫刻という概念を身につけており、それは、古代ギリシア彫刻やヨーロッパ近代美術を受容した新時代の観念の産物だった。¹²⁾

女の裸身に菩薩を視ることが規範化するのには、この小説によると考えてよいのではないか。谷崎潤一郎や江戸川乱歩は、それをクリシェのように繰り返し返した。谷崎潤一郎『痴人の愛』（一九二四）には、讓治がナオミの裸身のパーツ写真を見ながら「奈良の仏像以上に完璧¹³⁾」と讚嘆する場面があるし、乱歩「闇に蠢く」では、お蝶の肉体の美しさは「われわれの祖先が憧憬した仏像の、殊に具足円満なる菩薩の像の美しさであった¹⁴⁾」と形容されている。しかし、それ

をもって露伴と乱歩を結ぶ線などというつもりはない。

露伴が、自分でつくった象牙の女神像に恋をするピグマリオン (Pygmalion) の伝説を知っていたかどうか定かでない。「風流仏」の木像が活きて動きだすことにヒントを与えた作品としては、森鷗外がその年三月から七月にかけて『読売新聞』に「玉を懐^{いだい}て罪あり」と題して翻訳したホフマンの小説「スキュデリー嬢」(Ernst Theodor Amadeus Hoffmann, "Das Fräulein von Scuderi", 1816) を指摘できる。その夢幻の場面では石像が動きだす。¹⁵⁾

「風流仏」は探偵小説ではないが、この作品に発する系譜は、四年後、伝統工藝品としての人形に恋情を抱く泉鏡花「探偵小説 活人形」(二八九三) を経て、江戸川乱歩「人でなしの恋」(一九二六)へと受けつがれる。注意深い読者は、その乱歩の小説の中に泉鏡花の名が、そつと書き込まれていることに気づくはずだ。そして「押絵と旅する男」が生まれた。

ただし、「人でなしの恋」の京人形は口をきくが、「押絵と旅する男」の押絵の人形は活きて動くことはない。歳もとらない。それに對して現身^{うつしな}のまま押絵の人となった男は齢を重ねてゆくばかり。その覗きカラクリを持って歩く男は、その男の弟という。兄が不憫でならないという嘆きで、物語は幕をとじる。あるいは、それは人形を愛した罰かもしれない。そして、もしかしたら、兄として語られた人物は、それを語った男自身、その分身なのではないか、という疑いもかすかに残る。

四、谷崎潤一郎の場合

四―1 写真とイリュージョン

幻燈の映像が醸し出すあやかしは、映像が動いたり、像が拡大することだけでもない。もう一度いうが、スクリーンの状態や映写機のレンズの具合で、像がおぼろげにもなるので、幻らしさが増すのだ。しかし、像がおぼろげになるのは、蜃気楼や幻燈だけではない。写真も現象に失敗すれば、おぼろげな像しか結ばない。

カメラの普及に伴い、エミール・ゾラ (Emile Zola, 1840-1902) が街頭のスナップ・ショットを映像の記録として用い、それを永井荷風 (一八七九―一九五九) が真似したことは知られている。が、写真に対する関心は、対象のリアルな映像の記録とは異なる方向、神秘的、幻想的な世界を現出させるためにも用いられた。

写真が神秘を醸し出すには、宗教美術を真似ればよい。ふたつの方向がある。ひとつは、宗教的象徴の衣装をつけたり、演技したりする人間をリアルに撮る方向。他のひとつは、光線の演出や現時時間を調節することで、印画紙の上に幻影のような映像を定着する方向、幻想をいかにも幻想らしく、その意味でリアルに浮かびあがらせる方向。もちろん、このふたつをあわせてもよい。実際、フランス象徴主義絵画の巨匠、ギュスターヴ・モロー (Gustave Moreau, 1826-98) も写真に助けを借りていた。写真は、その初期の段階から、絵画の遠近法と同様、イリュージョンとリアリティーの交錯す

る場を作り出してきたのである。¹⁶⁾

この写真の性格を効果的に用いた作品に谷崎潤一郎『痴人の愛』がある。ナオミが姿を消してしまい、寂しい日々を送る讓治の日記のあいだから、彼女の写真が出てくる場面。

それらの写真は私以外の人間には絶対に見せるべきものではないので、自分で現像や焼き付けなどをしたのですが、大方水洗ひが完全でなかつたのでせう。今ではポツポツそばかすのやうな斑点が出来、物によつてはすつかり時代がいつてしまつて、まるで古めかしい画像のやうに朦朧としたものもありましたけれど、そのために却つて懐かしさは増すばかりで、もう十年も二十年もの昔のこと、……幼い頃の遠い夢をでも辿るやうな気がするのでした。¹⁷⁾

そこに写っているのは洋装をし、洋画の女優のような様ざまなポーズをとつたナオミである。この「ポツポツそばかすのやうな斑点が出来、物によつてはすつかり時代がいつてしまつて、まるで古めかしい画像のやうに朦朧とした」写真は象徴主義絵画の技法を用いた写真の幻燈効果と重なるところが多い。それゆえ讓治を「幼い頃の遠い夢をでも辿るやうな気」に誘う。

しかし、谷崎は、写真の効果をそれに限らない。「幼い頃の遠い夢をでも辿るやうな気」に誘われながら、讓治は、さらにナオミの

写真を視つづける。

その撮り方はだん／＼微に入り、細を穿つて、部分々々を大映しにして、鼻の形、眼の形、唇の形、指の形、腕の曲線、肩の曲線、背筋の曲線、脚の曲線、手頸、足頸、肘、膝頭、足の蹠までも寫してあり、さながら希臘の彫刻か奈良の佛像か何かを扱ふやうにしてあるのです。こゝに至つてナオミの體は全く藝術品となり、私の眼には實際奈良の佛像以上に完璧なものであるかと思はれ、それをしみ／＼眺めてみると、宗教的な感激さへが湧いて来るやうになりました。⁽¹⁸⁾

先に引いたところである。この写真は、ナオミの肉体の各部位のリアルな映像であり、讓治がナオミの身体を美しいオブジェ(object)として眺めていることをよく示している。女体を各部位、パーツに分けることは、谷崎の作品では「青い花」(一九二二)あたりから窺える。その語り手は、連れの若い女性のからだの部位のひとつひとつをリアルに想像することだけで、眩暈を伴う興奮に襲われる。⁽¹⁹⁾

『痴人の愛』の讓治がオブジェとしてナオミの肉体を眺めることは、彼がナオミを知性のない女と感じていることに対応しているといつてよい。ところが、一度バラバラのパーツに分断された写真から、讓治は、その全体像を想像する。そのとき浮かびあがるナオミ

の裸身に「宗教的な感激」さえ覚える。パーツに分解し、それを想像の中で再構成する操作を媒介にして、讓治は、生身のナオミからは感じることもなかった感情をはじめて感じるのだ。それは讓治がナオミを崇拜するにいたる将来を予告している。

『痴人の愛』は、讓治がナオミを「教育」することによって、ナオミが変貌を遂げ、女として振る舞いはじめ、讓治が彼女に隷僕のように従うことに歓びを覚えるまでを書く小説である。それは最初期谷崎潤一郎の「刺青」(一九一〇)において、刺青をほどこす男とほどこされる女のあいだに起こる支配と被支配、サドマゾヒズム(sadomasochism 加虐被虐性愛)の関係が逆転することの変奏といつてよい。

四—2 パーツの視覚性

谷崎潤一郎は、『痴人の愛』における女体のパーツの写真を眺める行為を「青塚氏の話」(一九二六)では、映画のシーンに移しかえる。そして、それにピグマリオンズム(Pygmalionism 彫像フェティシズム)とを結びつけ、倒錯を更新させる。

「青塚氏の話」は、ある映画監督が、その肉体の魅力をスクリーンに映し、スターに育てた女優にして彼の妻でもある「由良子」に、密かに書き遣していた遺書を、彼女が発見して読むという形式をとっている。その遺書のなかに青塚氏なる人物が登場する。青塚氏は理想の女性を、映画監督の妻の名、「由良子」と呼び、その裸体に

様々な姿態をとらせたゴム人形を何十体もつくり、また何人もの娼婦の裸身のパーツをフィルムに写して、その集合体として理想の女の裸身を想いえがくような変態性欲者であることが記されている。

ゴム人形を相手にする彼の趣味は、人形だからもちろん擬似的なものであろうが、交接にもコプロラグニー (coprolagia 嗜糞症) にも及んでいる。彼が娼婦たちをみな「由良子」と呼ぶこと、彼女たちから「珍しい変態性欲者」と見られていることも、彼女たちに出った映画監督は記していた。⁽²⁰⁾

要するに青塚氏は、理想の女体を自身の感覚でリアルに味わうという擬似的にしかなしえない行為に夢中になっているのだが、彼は自分の想念の内に宿った女体こそ「不変の実体」であると考え、まるで仏が顕現するように、それが現実の世には影として、しかしバラバラに現れると思っている。⁽²¹⁾ 想念の世界こそが実在であり、現実世界は仮象(影)にすぎないというイデアリズム (idealism 理想論 ないしは観念論哲学) が借りられているのだ。そして、映画監督は遺書の中で、青塚氏の倒錯した世界に自分が感染しそうになっていると妻に告げている。妻も自分も影にすぎないのではないか、と。⁽²²⁾

女体をパーツに分けることは、女から人格を抜き、視覚的なオブジェに変じる通路だが、『痴人の愛』の譲治にとって、その通路は奈良の仏像より完璧な女体を想い描くことによって、「宗教的な感 激」に向かっていた。「青塚氏の話」では、女体の断片化は、その断片があちこちの女たちの身体に散在しているという考えを媒介に

して、不変性と遍在性をもつ「実体」観念への通路になっており、その観念が、理想の女体の幻視・幻覚にのめりこむ倒錯を生んでいるのである。

それにしても、青塚氏は映画監督が隠しておいた遺書の中にしか存在せず、映画監督が自身を投影した架空の人物ではないかと想われもする。青塚氏が「由良子」の肉体の各パーツをもつ娼婦たちを探し出したと語り、映画監督はそれぞれを確認して歩いたと遺書には記されているが、それは彼が、妻すなわち理想の女体の各パーツが遍在することを確かめるためにさまよったことを、裏返しに述べているのではないか。おそらくそれは、男というものはどんな女にも理想の女体のパーツを探してしまうというこの隠喩であり、そうであるなら女体のパーツも、その映像も、あるいは青塚氏が戯れたゴム人形も、理想の女体をオブジェに転換した象徴といえそうだ。

映画監督の死は、結核に伴う性欲過剰の結果であるかのように冒頭にほのめかされているが、妻に宛てた遺書にさえ架空の人物に託すことによってしか明かせないほど、しかも、その遺書を密かに隠しておくほど、彼自身が過剰な変態幻想の世界へのめりこんでしまったために、生命力を蕩尽し、自壊したとも読めるだろう。青塚氏とは、映画監督自身のうちに育てていた欲望の化身を仮託した架空の人物ではなかったか。

そのように読むべきだというのではない。そのように読むこともできるという微妙なふくらみだが、そのような解釈の可能性を見逃

すなら、この小説を読んだことにはならないとさえ思われる。そう感じるのは、この時期の谷崎潤一郎の作品群に、一人の人物が二人分の生活を生きる「友田と松永の話」(一九二六)など、分身や変身のテーマがしばしば顔を覗かせているからだ。⁽²³⁾

それらのテーマも江戸川乱歩のいう「探偵趣味」にちがいない。乱歩は「一人二役」(一九二五)という軽い短編を書いてもいる。そして、最初期の「一枚の切符」(一九二三)の結末に、解いたはずの謎にも別の解法があるかもしれないということをほのめかしている。解きつくせない謎、解釈の可能性を残す書き方は、乱歩の常套手段だった。それは「陰獣」(一九二八)に至るまで変わらない。⁽²⁴⁾

四―3 『痴人の愛』の映画技法

谷崎潤一郎が「人面疽」(一九一八)に映画技師を主人公として登場させ、映画劇「月の囁き」(一九二二)を試みたのち、映画会社の嘱託となり、「蛇性の淫」(一九二二)などのシナリオを執筆し、小説のうちに映画にまつわる諸要素を積極的に取り込み、新しい表現の開拓に臨んだことは、よく知られている。

谷崎潤一郎『痴人の愛』で、ナオミはメアリー・ピックフォードら当時人気であった映画女優にたとえられていた。「青塚氏の話」ではフィルムが映し出される場面があった。これらは、明らかに映画(洋画)の視覚性が小説にもたらしたものと違ってよい。映画が男性作家たちに女性の肉体が喚起する視覚的エロティシズム

(eroticism)への関心を駆り立てたことについては多くの証言がある。これらは小説の中に映画にまつわる事どもが登場する例だ。

それに対して、一九二〇年代から三〇年代に、小説の表現形式に映画の手法がかなり積極的に応用され、小説の視覚性に変化を生んだことも見逃せない。フランスの前衛詩人で、映像作家でもあったジャン・コクトー『大股びらき』(Jean Cocteau, *Le Grand Escart*, 1923)の影を色濃く刻む堀辰雄「不器用な天使」(一九二九)に「クローズアップ」(close up)の語が多用されたり、梶井基次郎の日記(一九二六)中に「フラッシュバック」という語が用いられたり、作家たちが映画の表現技法を強く意識していたことを示す例は、いくらかでもある。ここに引いた二例は明らかに映画の用語だが、映画と積極的に取り組んだ谷崎潤一郎や、映画を見て戦慄を覚えた江戸川乱歩は、語り手の話体を積極的に採用した作家だった。そういう彼らが、どのように映画の技法を採用したのか興味を引く。

ところが、小説の表現形式に映画の視覚性をもたらしたのについて論じるのは案外むづかしい。作家が明らかに映画の技法に影響を受けたと判断される場合でも、その表現技法は映画に特有のものではない場合がかなりあるからだ。そもそも小説は、人物の移動や動作、場面の切り替えなどに演劇の手法を積極的に取り入れてきた。そして、演劇は映画の演出の土台でもあった。フランスのルイ・フィヤード監督『ファンタム』(Louis Feuillade, *Fantôme*, 1913-14)シリーズなど、怪奇や幻想の世界をリアルに現出させるものとしても映

画は大衆に迎えられたが、それでも、観客に視える空間に俳優が出たり入ったりする演技が長まわしで撮られている。それは演劇の演出の基本に工夫を凝らしたものである。

さらには写真や映画が触発した物質の手触りを伝えるような描写法、ノイエ・ザハリヒカイト (Neue Sachlichkeit 新即物主義) は、たとえばレマルク『西部戦線異状なし』 (Erich Maria Remarque, *Im Westen nichts Neues*, 1929) にも用いられており、それが翻訳されて流布したことも考えてみなければならぬ。

そこで、絵画や写真、演劇などと共通する手法は除外し、映画に固有の手法に限るとしよう。クローズアップやパンなどのカメラ操作、フラッシュバック、モンタージュなどの編集手法である。しかし、実際は、それらについても検討を要する。

しばしば横光利一「蠅」(一九二三)における蠅のクローズアップが映画の影響の代表例のように語られてきた。それを否定するつもりはないが、クローズアップの歪んだ映像は、カメラでも、虫眼鏡の静止画像によっても、いや、虫眼鏡とも関係なく文章上にもたらされる。「目を凝らすと、蠅はしきりに脚をすりあわせていた」「やがて馬は首を下げて草を食みはじめた。草には細かな火山灰が付着していた」など、文章は元来、時間の推移や視点の移動を容易に伝えうるからだ。それゆえ、カメラが発明されるはるか以前、『源氏物語』中に語り手の歩行につれて建物内部の光景が次つぎに展開してゆく一節が登場したり、時間の推移につれて情景が変化

するさまを意識的に描こうとした国木田独歩『武蔵野』(一九〇二)には、その逆にまるで移動式カメラないしは肩カメラの移動に伴うような動きのある描写が登場する⁽²⁸⁾。実際のところは、人間の視覚に起こることを映画が擬似的に再現しようとする様ざまな技法を開拓してきたのである。フラッシュバックにしても、脳裏に突然、記憶が蘇る現象を映画に用いたものにすぎない。それゆえ、これは映画の技法の応用と特定できない場合も多い。

そこで、カット割りという映画に特有の画面転換の技法に着目しよう。それは人間の視線の移動の擬似的な再現ともいえるが、視線の移動に際して、人間が目をつぶったり、閉じたりするわけではない。逆に、生身の人間が目をつぶった時間、映画は暗黒のシーンに映しつづけるわけではない。演劇では、場面転換にはふつう時間がかかるし、またシーンのうちに占める人物の顔や身体部位の大きさが調節できるわけではない⁽²⁹⁾。

谷崎潤一郎『痴人の愛』は、全体が讓治の一人称「私」の回想として「です、ます」体で語られるが、そのなかで、語り手が過去のある時点に戻り、その場面をまざまざと展開するところがしばしばあり、そこに映画のカット割りを想わせるシーンの切り替えが用いられている。一例として第三章の後半、ナオミを恋しくなった讓治が郷里から東京の家に帰ってきた場面をあげておこう。

家の外での讓治と内のナオミとのやりとりにつづいて、「彼女は私を格子の外へ待たして置いて、やがて小さな風呂敷包を提げなが

ら出てきました」とある。これを物語全体の語り手による客観描写と考え、家から出てきたナオミの姿をとらえる視線を物語中の讓治のものとして考えるなら、そのあとのナオミの服装の説明は、久し振りに目の前に現れたナオミの姿を眺める讓治の目に映ったものとなる。そして、タクシーの中にシーンが移る。夜の都会を走るタクシーの中の会話を主とした場面は、舞台にのせるには向かないが、映画なら容易である。ここをカット割りしてみよう。便宜のために各カットに番号をふる。

- ① タクシーを降りた讓治、玄関先からナオミに声をかけ、外で待つ。
 - ② ナオミ出てくる。その服装。(ここから讓治の視線)
 - ③ 走り出すタクシーの中で二人の会話。
 - ④ タクシーの窓から見える都会の夜景。
ふたりの会話。
 - ⑤ ナオミの着物の胸元、大写し。
 - ⑥ (都会の夜景)しばらくして、会話。
 - ⑦ 遠方を見る目つきのナオミの顔。
会話。
- ナオミ、こちらを向いて、風になぶられるリボンを見せる。
会話。
ナオミ、鼻先をしゃくつて笑う。⁽³⁰⁾

途中、⑥(都会の夜景)は、小説の文章にはないもので、映画を想像して挟んでおいた。読者は、この場面から、映画の連続したシーンを想い浮かべ、直接、書きこまれていない夜景が流れてゆくところまで想像しながら、読み進めてゆく。つまり、ここでは、文章の運びが、読者の想像上のシーンの切り替えを一定程度規定する働きをもっているといえるだろう。

このような書き方は『痴人の愛』のそここに見られる。とはいっても、この一連の場面でも、途中に何度か讓治の短い感想が入っている。その叙述が少ないために、ここはカット割りして示すことが容易になっているが、映像にしにくい事情説明や心理の説明が頻繁に挿入されるところでは、このような構成は目立たない。しかし、事情説明などは、別のシーンを加えたり、会話に状況説明的な要素を加えたり、映像にかぶせてナレーションを流したりすることで、問題は解決するので、映画化に不向きというわけではない。

五、「闇に蠢く」の視覚性

江戸川乱歩も、女体をパーツに分けて観賞する趣味を書いている。「闇に蠢く」で、洋画家、三郎について、語り手は「世間の人のようには異性の容貌に心を惹かれることはなかった」とし、「ある小説家は美人の素足を崇拜したが、彼は、足はもろんのこと、首にも、腕にも、胸にも、背中にも、尻にも、太腿にも、からだのあら

ゆる部分に、容貌以上の美を見出すことができた」と述べている。⁽³¹⁾

「ある小説家」とは、もちろん谷崎潤一郎のことだ。

その洋画家が「半生のあいだも夢想していた、理想の女」⁽³²⁾にめぐりあう。彼女は「いわゆる美人に属する女」ではないが、全身に「特殊の美しさ」をもつ踊り子お蝶である。⁽³³⁾その美しさが菩薩像にたとえられていることは先にふれた。

乱歩の場合、映画のカット割りの技法は借りられているだろうか。

「闇に蠢く」の第二章、三郎がお蝶の全裸の肢体の動きをスケッチしようとしている場面。視覚性が強いことはいうまでもない。「今もいう通り、それは桃色の春のある一日のことであった」⁽³⁴⁾とはじまるパラグラフ。

おもちゃ箱をひっくりかえしたように、様々な物が雑然と置かれたアトリエ。真っ赤なジュウタンの上で、裸体のお蝶が様々な泳法を見せながら水泳の真似をする。それを三郎が長椅子の上に立ち、スケッチをしようと構えながら、彼女に声をかけ、会話がはさまる。このシーンが長くつづく。

三郎はお蝶の筋肉の動きが瞬間の美を見せるところをスケッチしようとして狙っている。途中、女性の筋肉の美しい動きをクローズアップし、次にそれを視て、スケッチブックに鉛筆を走らせる三郎に焦点をあわせるカメラワークが考えられる。しかし、ここは語り手の客観的な描写で、三郎の視線ではないので、先の『痴人の愛』の引用部のように、視線の切り替えがない。つまり、それぞれのカ

ットのカメラワークを指定するかのような文章は現れない。いいかえると、読みながら読者の脳裏に浮かぶ映像は、文章から限定されない。文章どおりにカメラを動かすなら、途中、クローズアップが入ったとしても、カメラは一瞬、お蝶の体に寄るだけで、また引き、あるいは引かずに、パンしてスケッチする三郎を撮ればよい。長まわしでよい。三郎をアップにするかどうか、カットして、スケッチブックを覗くかどうかも自由なのだ。

しかし、文章には、その途中に、その光景についての語り手の感想が挿入されるなどして、絶えず切り替えが起こる。「それにしても、彼らは、どうしてまあ、こんななげたまねをしはじめたものであろう」とはじまるパラグラフや、「この不思議な遊戯は、お蝶の遊泳に巧みだという話から、ふと思いつかれたものではあるが」という説明句が挿入される。そしてさらに「それにしても、お蝶は実際不思議な泳ぎ手であった」以下、お蝶の泳ぎについての語り手の感想を伝える一パラグラフがまた挟まる。⁽³⁵⁾このように同一場面の光景描写のあいだに三カ所、語り手の語りが入っている。

原文の流れを尊重して映画化するなら、語り手の感想の部分は消してしまおうか、ナレーションで処理するしかない。「この不思議な遊戯は」以下の説明句を映像にするには、お蝶が「遊泳に巧みだ」と語る別の場面をつくって、フラッシュバックしなくてはならない。「闇に蠢く」第四章では、第三者の語り手の客観描写や事情説明のあいだに、三郎の立場からの情景描写がはさまれる。⁽³⁶⁾三郎が山奥

の温泉旅館の浴場に向かう途中、薄暗い廊下で鏡に映った自身の幻影におびえ、また幽霊のような怪しい女の姿を見かけるが、それらは三郎の視点から情景描写される。そして三郎の心理について語り手が説明をつけるという運びである。浴場の覗きの場面では、情景描写と三郎の語りとなる。

語り手は別の人物の立場にも、しばしば移行する。が、それらはほんの数行、「誰誰は三郎が寂しそうで心配だった」のような語りに終わり、その人物の視点からの情景描写は行われない。

「闇に蠢く」の一〇章までは、大雑把に言えば、三郎とお蝶の生活について、第三者の語り手による説明と客観描写にはじまり、次に三郎の視点からの情景描写と心理の説明に移行してゆく構成である。三郎が鏡に映る自分の影に怯えたり、幽霊のような怪しい女の姿を見かけて、一瞬、不安になったりすることが三郎の視点での情景描写と語り手の心理説明で組み立てられるのは、次の覗きの場面で、読者を三郎の視点に誘いこみ、想像をかきたてさせるための措置である。覗きの場面では、視界が限定され、お蝶の肉体のパーツしか見えないからこそ、無理な姿態をとらされている裸身の全体に彼の想像がかきたてられることが示される。それは、三郎がお蝶の全身の美しさに魅了されていることと符合している。そして、覗きの前に、三郎がかすかな不安を覚えるのは、お蝶が失踪したのちに彼が不安に陥る予兆の役割も果たしている。

ただし、一一章では、ふたたび語り手の客観的な語りに切り替わ

る。新たな視点人物が登場し、小説は別の進行に移る。その先では、さらに別の視点人物も登場する。全体は、お蝶失踪の謎をめぐる、複数の視点人物が登場する多面体の小説が企てられているといえ、わかりやすいだろう。

総じていえば、この小説では、視覚性の強い場面でも、語り手の視線の切り替えが頻繁に行われることはない。語り手が登場人物の立場に移行し、その人物の視点から情景描写が行われるのは、心理説明が必要なきに限られている。したがってカット割りの技法は、谷崎潤一郎ほどにも導入されていないといえよう。

六、「盲獣」——オブジェとしてのオブジェ

乱歩は、やがて女体をパーツに分けて観賞する趣味から、視覚性を剝奪し、盲人が触覚を楽しむための対象に置き換える。長篇「盲獣」(一九三二—三三)である。

乱歩の小説に登場する五官の感覚のうち、視覚以外には触覚が際立っているように感じられるのは、「人間椅子」(一九二五)の印象が強いからだろう。谷崎潤一郎では嗅覚の記憶が残るが、「盲目物語」(一九三一年九月)では、その題名に示されるとおり、谷崎も盲人の世界に挑戦している。ただし、「盲獣」は一九三一年一月に『朝日』に連載開始されており(三三年三月まで)、その点では乱歩が半年以上先行している。そして、乱歩も「盲獣」には匂いを漂わせている。

「盲獣」の初めの方に登場する、盲人がつくった地下室は、女体のパーツの彫刻を乳房ばかり、腕ばかり、足ばかり数知れず集めて植えた壁と巨大な女体の背中を想わせる床をもち、それらがみな、なまなましい触感をそなえているとされる。そして、そこには女体の匂いさえ漂っている。盲人が楽しむためにしつらえた部屋だからだ。

いや、乱歩は、感覚の具体性において、読者の身内に戦慄を呼ぶためには、音も味をも、要するに五感の感覚を利用する作家だ。「盲獣」にも、湯殿で盲人の手に身をゆだねる女体を三人の「未亡人」たちが覗き見る場面がある。その「裸女虐殺」の章では、覗き穴の向こうで女体そっくりのゴム人形が盲人に虐殺される場面が繰り返りひろげられる。次の章「芋虫ゴロゴロ」の最後の方、そのゴム人形のモデルになった女性が微動だにせず、「未亡人」のひとり、そのからだ冷えきっていることに気づき、その肩を押すと、彼女は床に転がってしまう。なんと「ポンポンと二度弾んだではないか³⁷⁾」とあり、念を押すようにゴムの匂いまで書かれている。

主人公の盲人は、最後に触覚藝術なるものを創作する。それは一種の彫刻で、そのかたちは「一体にして三つの顔、四本の手、三本の足をそなえて」おり、顔には「六つの眼と三つの鼻、口を具え」、四本の腕はてんでの仕草をし、「異様に広い胸には(中略)大小不揃いな乳房が、ふくれ上がった」いて、「お尻のふくらみは三つに分れ、そのあいだには二つの深い谷間ができていた。そして、足が

三本、或るものは曲り、或るものは伸び、あるものは立て膝の不行儀な形で、よじれ合っていた³⁸⁾」。

この形状、すなわち、その視覚性はシュルレアリストのハンス・ベルメール (Hans Bellmer, 1902-75) の人形を連想させる。が、これは七つの女体から触覚の美を極めた部位を切り離し、組み合わせさせて四臂三脚の裸女の像にしつらえたものだった。

たしかに触覚藝術というアイデアは面白い。そして、読者は、この小説で触覚の世界をさまざま未知の経験にすることになるはずなのだが、しかし、触覚の戦慄はついに訪れない。この小説には、盲人の巧みなマッサージに悶え、身を振る女体や、バラバラ死体、なまなましい女体の触覚をそなえたゴム人形や、血の池に浮かぶバラバラ死体などが登場し、盲人が殺人淫楽にひたる場面もあった。「エロ・グロ」のオンパレードといってよい。だが、どのシーンもエロティックでもなければ、グロテスクでもない。異様な事実が単なる事実として開陳されているにすぎない。気色の悪さばかり感じるか、さもなければ何も感じないほどである。

理由は、女の肉体とゴムの人形が入れ替わるトリックが象徴するように、そして、すべての感情を失った殺人鬼にとってそうであるように、肉もゴムもまったく等価な物体として扱われているからだ。それゆえ、魅力的と形容されている生身の女の体も、単なるゴム人形のようにしか思えなくなってしまう。いったい、この小説では何が起きているのか。

そもそも女体のパーツを触覚の対象にするということに、どんな意味が潜んでいるのだろうか。視覚は、常に一瞬のうちに全体像をとらえる。それゆえ、「闇に蠢く」で三郎が覗き見た場面のように、遮られ、限定された視覚は全容を求めて、想像力を発動させる。それに対して、掌の触覚は対象の全体像を一挙にとらえることはない。触覚においては、対象の全体の把握には一定の長さの時間を要する。両の掌を移動させ、たとえばひとつの壺の全容をとらえることはできるし、そこに快感が生じることもあろう。触れて味わなかった壺が欠けるなど、触覚の連続性が途切れれば不快を感じ、全容の回復を願うにちがいないが、その全容とは触覚の記憶のうちにはしない。はじめての壺を愛でる掌は、いつ、傷に触れてしまうかもしれないのだ。

その点で、視覚が遮られて全体的に見えないもどかしさとはちがう。全容を見たいという希求は、まったく見知らぬものであっても起こる。いや、まったく見知らぬもの、その全容の想像もつかないような場合の方が全体を見たいという希求は強いかもしれない。それに対して瞬時の触覚は、対象の部分に限定されており、一挙に味わいうる対象の触覚の全容などというものは、そもそもないのだ。温泉にひたる快感なら、感じる主体は一挙に全身で快感を覚えることになろうが、温泉全体の触覚などというものは想定できない。その意味で触覚の美は、本質的に対象のパーツの快感であり、そして、触覚の対象は物質感である。触覚にとってパーツは、パーツである

ことによって完全なオブジェ(対象)であり、同時にそれはオブジェ(物体)なのだ。

それゆえ、触覚の快楽においては、対象の全体像に本質的な意味はない。「盲獣」の地下室の壁に、おびただしい数の乳房の塑像が並べられていたのは、幾十、幾百の異なる女の乳房に次から次に触れる感触を味わいたいという異様な欲望を擬似的に実現するためのものだ。その便宜のために、ふたつの乳房ごとに一体の人形をしつらえる必要はない。触覚の欲望は必ずしも女体の全体を希求しない。だが、小説は触覚の王国ではない。読者の想像力は、幾百の乳房に触れてみる前に、その女体から切り離されたパーツが幾十、幾百と並ぶ光景を視てしまう。しかし、ここでは視覚の想像力は、そこに並ぶパーツのひとつひとつに、それが剥ぎとられる前の全体像を回復したいという欲望は生じない。無数のオブジェとしてのオブジェを見るだけなのだ。

ストーリーは語り手による客観的事実の報告によって運ばれる。その事実の多くは、語り手の視覚性において示される。読者の想像力は盲人の触覚の王国に入りこむことなく、言い換えると、どれほど異様なものであったとしても、盲人の触覚においてはそれなりの価値を帯びていることどもでも、その価値を想像することなく、したがって単なるオブジェとしてのオブジェが次から次へと開陳されるのに立ちあうことになる。それらの視覚性には品位のかけらもない。嫌悪をもよおすか、そうでなければ、等価な、したがって無意

味な物体を眺めているにすぎないような空虚な気分させられるのだ。

そして、ここには「押絵と旅する男」の冒頭で蜃気楼にふれてから、覗きカラクリが登場するような重ねあわせの効果も、「闇に蠢く」に見られるような語り手の立場の移行もない。最後に盲人は自殺するが、それには理由も意味もない。過剰な変態性欲者は自己崩壊を遂げなければならないという不文律が形だけ踏襲されているか、あるいは、藝術家は死してその作品を残すという藝術論の形骸だけが示されているにすぎない。

初出時には、触覚藝術が登場する直前に「鎌倉ハム大安売り」という章があった。作者自身が吐き気をもよおすほどなので、削除し、前後を訂正したと桃源社版乱歩全集（一九六一）の「あとがき」にある³⁹という。

なぜ、それほどまでに俗悪極まるものを、当時の乱歩は書いたのか。そして、なぜ、わたしはここで、これほどまでに視覚性の失調に陥った作品をとりあげたのか。当時の「エロ・グロ」と「ナンセンス」の関係について再考してみたいからにはほかならない。

七、エロ・グロとナンセンスの関係

これまで「エロ・グロ」と「ナンセンス」の関係がまともに取り上げられたことはない。一九二〇年代後半から一九三〇年代前半にかけての日本の大衆文化を「エロ・グロ・ナンセンス」と一括する

習慣が長くつづいてきたからだ。ふつう一括されているものについて、その内部の相互関係は問われない。

しかし、「エロ・グロ」と「ナンセンス」は、当時は、まずは別物⁴⁰だった。それを一括する習慣が顕著になるのは、実は第二次大戦後のことである。真面目な左翼ないしは進歩的文化人たちが、「エロ・グロ」も「ナンセンス」も、くだらないものとして一括してしまったのである。「エロ・グロ」にも軍国主義に向かう世の中に対する抵抗の契機があるのではないかと指摘したのは、竹内好くらいだった。それゆえ、誰も「エロ・グロ」と「ナンセンス」の関係など考えてもみなかったというわけだ。

フェティシズム (fetishism) を伴うエロティシズム (eroticism) やグロテスクリイ (grotesquery)、またファンタジー (fantasy) やミステリーへの傾斜は、一九二〇年代後半からの時期に特有のものではない。それは日露戦争後に顕著になるもので、大正期文芸のいたるところに満ちている。そして、それは必ずしも映画の影響や変態心理への関心に環元できるものではない。

いま、その背景、というより根方に着目してみる。それは、たとえば木下左太郎「春朝」（一九二一）に明らかだろう。

雨の降る春の朝、
にがい酸^すばい生の味、
解脱もならぬ苦しさは、

どうせままと、巻きかかるふてくされたる幻影の

かの波頭、ビヤズレエ、ギユスタヴモロオ、我国は

鶴屋南北、喜多川の

痛ましくも美しきその妖艶の神のすむ

海の底へと祈願する。⁽⁴¹⁾

ここにはモノトーンの線描画で知られるイギリスのビアズリー (Aubrey Vincent Beardsley, 1872-98)、先に紹介したフランス象徴主義絵画の巨匠、モロー、そして徳川後期の歌舞伎作者、四世鶴屋南北 (一七五五―一八二九)、浮世絵師の喜多川歌麿 (一七五三―一八〇六) があげられている。いずれも怪奇妖艶な美術や演劇の作者である。そして、かれらの作品は、ここにいう「にがい酸ばい生の味」から、詩人を「ふてくされたる幻影」の世界へ連れ出してくれるものにはかならない。「にがい酸ばい生の味」とは、近代都市生活にまといつく倦怠感のことである。

かなりのちのことだが、江戸川乱歩「赤い部屋」(一九二五)の主人公、法律にふれない完全犯罪の方法を次つぎに考えだしては実行に移している彼は、明確に述べている。

私という人間は、不思議なほどの世の中がつまらないのです。生きていくということが、もうもう退屈で退屈でしようがないのです⁽⁴²⁾

日露戦争後、民衆は暴動の季節を迎え、経済闘争が激化し、階級社会観がひろまり、普通選挙法の実現へむけての政治運動が高まり、政党政治が実現する。いわゆる大正デモクラシーの波である。だが他方、日露戦争後には国家的緊張がゆるみ、大逆事件に幻滅した知識人のあいだに何となくの倦怠感がひろがっていったことも否めない。そして、この倦怠感は学生のあいだにもおよぶ。彼らが一九二〇年ころから、次第に政治や宗教活動にのめりこんでゆく裏側にも倦怠感が張りついていたと見てよいだろう。そのような大きな使命感を除けば、この倦怠感を埋めあわせてくれるのは知的な好奇心や、さもなくば、自身を日常の「にがい酸ばい生の味」や「生命の苦痛」に満ちた世界から別世界にさらしてくれる陶酔感のほかにない。⁽⁴³⁾

これが江戸川乱歩『探偵小説四十年』(一九六二)が語るように、谷崎潤一郎、佐藤春夫、芥川龍之介、宇野浩二(二八九―一九六一)らが探偵趣味あふれる小説を書いていたことの精神的な背景である。陶酔を求める欲望は再生産され、刺戟は更新されて過剰に陥る。谷崎潤一郎ひとりをとって見ても、サドマゾヒズムやフェティシズムや同性愛、「人魚の嘆き」(一九一七)のエロティック・ファンタジー、また「人面疽」に出てくる人の顔をした腫瘍のグロテスククリイを展開している。さすがに谷崎潤一郎はカニバリズム(cannibalism 人肉嗜食)までは書いていないが、天才画家とうたわ

れ、短歌にも活躍した村山槐多には「悪魔の舌」（『槐多の歌へる―その後』一九二二所収）という小説がある。乱歩には「闇に蠢く」があった。いわばこれらのすべてが江戸川乱歩に引きつがれている。それゆえ、乱歩が「エロ・グロ」を代表する作家のように扱われてきたわけだ。⁽⁴⁴⁾

ナンセンスの方は、まずは、バスター・キートン (Buster Keaton, 1895-1966) が演じる“slapsticks”をはじめとするアメリカの喜劇映画に代表されると考えてよい。束の間の笑いに、世の憂さを忘れさせてくれるものとして、大衆に好まれた。そして、雑誌『新青年』のパーティー・ジョーク欄などから、ナンセンス・コントがジャーナリズムにあふれだしてゆく。この流行は一九三七年夏、日中戦争が本格化し、一挙に戦時ムードが高まるときまでつづく。

『新青年』がナンセンスの代名詞のようにいわれたとき、乱歩は、探偵小説の論理性や藝術性にかけていたので、ナンセンスを嫌悪し、背を向けた。しかし、乱歩は必ずしも滑稽味を厭う作家ではなかった。というより、滑稽味には敏感な作家だった。探偵小説のデビュー作、「二銭銅貨」（一九二三）でも、謎解きが終わったのちに「極めて些細な、少し滑稽味を帯びた、ひとつの点」⁽⁴⁵⁾に気をくばっている。このクダリは、贋札の包みが印刷屋の片隅に誰にも気づかれずに、見過ごされていたという事実が、作家に都合よすぎるので、この探偵小説の欠点になっていると読者に指摘させないために、先まわりして予め書いてあるのだ。こんなふうには乱歩という滑稽味は、

迂闊で間の抜けたことをいうことが多い。

それに対して、愚劣な行為には「ばかげた」が用いられる。すでに引用したところでは「闇に蠢く」の中で、お蝶がアトリエの絨毯の上で遊泳の真似をする場面に「それにしても、彼らは、どうしてまあ、こんなばかげたまねをしはじめたものであろう」とあった。

そして、「盲獣」の中に、レビューの女優のバラバラ死体の各パーツがあまりに意外なところで発見されることを報じる新聞に、読者が笑い出すことを書いた一節がある。

あんまり荒唐無稽で、かえって滑稽に感じられたからだ⁽⁴⁶⁾

この滑稽味は、間の抜けたことでも愚劣な行為が呼びおこす感情でもない。乱歩は「盲獣」で、そんな滑稽味を狙っていたのではなく、「盲獣」の「エロ・グロ」のオンパレード、オブジェとしてのオブジェの氾濫は、「あんまり荒唐無稽で、かえって滑稽に感じられる」ような読み味を狙ったものだったといえるのではないか。

情痴も臨界点を超えれば「あんまり荒唐無稽で」、ナンセンスに突き抜けてしまう。谷崎潤一郎「青塚氏の話」で、映画監督の遺書の中に示された青塚氏の痴態は、まったくナンセンスではないか。

かつて、「かにかくに祇園はこひし寝るときも枕の下を水のながる」など、吉井勇の歌集『酒ほがひ』（一九一〇）は耽美頹唐、酒と情痴の世界を流麗な調子でうたうと称されてきた。しかし、そ

こには、どす黒いほどの自嘲がはりついていた。はりついているからこそ流麗に流麗にとうたわなくてはならなかったと想ってみるべきだろう。「われと堕ちおのれと耽り楽欲の巷を出ぬ子となりしかな」⁽⁴⁷⁾「すてばちの身をたはれ女の前に投ぐわが世のすべて終わりたるごと」。

この自嘲は大正期「私小説」の主流、「情痴小説」などと呼ばれた作品群にセルフパロディとなって現れていた。その捨て鉢の極みが質屋の蔵の中に我が身まで預けてしまうほどのぐうたらぶりを示す宇野浩二「蔵の中」(一九一九)であるともいえる。セルフパロディも過剰すぎれば、ナンセンスに突き抜ける。

谷崎潤一郎も初期の「替間」(一九一〇)などにはセルフパロディを見せているが、変態性欲へのめり込みを題材とする作品群においては、語り手自身の自嘲がそれとして語られることは少ない。多くの場合、小説のストーリーを語り手の敗北や破滅に運ぶことによつて、その愚かさを示す方法がとられる。

それは初期の「刺青」では、支配と被支配の逆転、サドマゾヒズムの交代として示されていた。が、「刺青」の場合、それは「愚」と云ふ貴い徳⁽⁴⁸⁾が活きていた時代のこととされており、日露戦争後、人びとが生存競争に追いまくられるようになった世相にたいする批判の意味をもっていた。しかし、『痴人の愛』の譲治が、いかにナオミの裸体のパーツに宗教的感激を覚えようと、「青塚氏の話」の青塚氏が理想の女体を不変性と普遍性をそなえた神に似た

観念として語ろうと、それらは「愚」と云ふ貴い徳」に属するものとはいえはすまい。むしろ、過剰なほどの意味付与として、ナンセンスの方に通路を開いている。

そのようなしくみも江戸川乱歩の作品はそなえている。「押絵と旅する男」の逆転については、先に述べておいた。押絵の女はいつまでも若さと美しさを失わないのに、その女に見つめられる男は齡を重ね、年齢の差はひらいてゆくばかり。女への懸想が深ければ深いだけ、男の哀れは極まらない。が、もし、その男が兄ではなく、押絵を持ち運ぶ男の分身だったと仮定するならば、突き放してみれば、いい年をして押絵の人形を大事に持ち歩く男も、人形と年の差がひらくばかりという嘆きも、ばかばかしいにもほどがあるというもの。度はずれたばかばかしさをナンセンスという。

これら倒錯者の悲劇におわる結末は「反道徳的な行いは必ず報いを受ける」という道徳律を表向きだけ遵守しているかのようにも見える。乱歩が「盲獣」で、盲人を最後に自殺させたのは、さして必然性もなく、その気味が多分に感じられる。しかし、ふつうは見過ごすような自分の作品の些細な欠点を埋めあわせずにはおかないほど、また、みごとに解いたはずの謎にも、絶えず別の解法があるかもしれないということ、ほかならぬ謎解き探偵小説の最後に、ほめかさなくてはならないほど律儀で凝り性の作家が、構成の工夫もなく、ただただ「エロ・グロ」を、オブジェとしてのオブジェをまき散らすだけまき散らしたあげくに、型どおりにおさめてしま

うのは投げやりともいうべきで、本人のつもりでは「あんまり荒唐無稽で、かえって滑稽に感じられる」ような調子を狙った展開にあわせた結末だったのかもしれない。

いや、謎について別の解釈を残すような乱歩の態度は律儀というだけではない。乱歩においては、それほどまでに人間の認識というものが相対化されていた。それは、あたかも「真相は藪の中」という命題に小説のかたちを与えるかのような芥川龍之介「藪の中」(一九二二)に、すでに示されていたものを、乱歩がひきついだものといえるかもしれない。そして、相対主義も過剰に突き進めば、この身もこの世も不条理という観念、すなわちナンセンスへと突き抜けるしかない。

ただし、乱歩には、過剰な相対主義を、この世は多次元世界のうちの一次元にすぎないという観念にまで更新させていたふしもある。「うつし世はゆめ よるの夢こそ まこと」ということばも、わたしには本気で書いたとは思えない。「よるの夢もまたゆめ 夢の中の夢こそ そのまた夢こそ まこと」でもよかつたはずなのだ。

八、映画の視覚性のゆくえ

一九二〇年代からのナンセンスの流行には、もうひとつの相がある。ドイツ表現主義の映画『カリガリ博士』(Robert Wiene: *Das Kabinett des Dr. Caligari*, 1919, 日本公開一九二二)などに代表される、存在の不安と自我の壊乱と混沌、そして崩壊の開示。夢野久作『下

グラ・マグラ』(一九三五)の精神病棟が『カリガリ博士』から借りられていることも明らかだ。

さらにはダダ。既成の価値観の全き転倒。再三指摘してきたことだが、文藝のナンセンスには、既成の価値観を脱臼させる、すなわち日常秩序に対する反逆の意味をもつものも少なくなかった。隠喩を駆使した文体で、「新感覺派」という名称が与えられたきっかけになった横光利一「頭ならびに腹」(一九二三)は、列車事故でパニック状態に陥った群衆をよそに鼻歌を歌いつづける白痴の少年が、最後にはいわば勝者の位置におさまることを書いたものだったし、梶井基次郎「檸檬」は、ありふれた一個のレモンが、この世の「総ての善いもの、美しいもの」に匹敵すると感じた、その価値観の倒錯した瞬間を、五官のそれぞれの状態を組み合わせ再構成してみせるものだった。

文藝のナンセンスには視覚性から遠ざかり、饒舌なおしゃべりにかける傾向もみえる。横光利一「機械」(一九三〇)は、メッキ工場に勤める男が化学物質に神経を冒され、同じ工場の工具と“slapsticks”⁴⁹しながらに格闘を演じたり、殺人を犯したかどうかさえあいまいになったりするほどの意識の状態を、さながら内側からなぞる文体を創出した。ナンセンスの極みともいえるべき、坂口安吾「風博士」⁴⁹(一九三二)は地口によるところが大きい。

実際のところ、劇映画が盛んになるにつれて、作家たちは描写の真迫力では、小説は映画にとてまかなわれないと感じていた。実景で

も幻想でも、そのことに変わりはない。乱歩が「盲獣」で触覚藝術などということを考えたのも、五官の感覚への関心も強かったにちがいないが、穿っていえば、映画への対抗という気持が働いていたかもしれない。

そして、一九三六年、高見順は「描写の後に寝ておられない」と宣言する。彼が転向左翼の「胸のもだもだ」、自我の壊乱を一気に吐き出す饒舌体を駆使しはじめた背後にも、映画の描写の力がひたひたと迫っていたと考えてよい。

しかし、まるで喋るように書くことは、この時期、単に饒舌な話体で書くことを超えてしまう。次つぎに書きつけることばを対象化し、そのように語る己れ自身のみならず、その語り口そのものについて語る、すなわち語り手が自身の語りについて語る「語りの自己言及」——落語などの伝統話芸が舞台まわしに用い、戯作では草紙地の一種として為永春水らが用いていた——によって、小説を展開させてゆくスタイルが生みだされていた。それはまるで、小説が己れ自身を生成してゆくかのような外観をとる。太宰治「道化の華」(一九三五年五月)、石川淳「佳人」(同年一〇月)。

大江春泥という名前を与えた探偵小説作家の作品として、乱歩自らの作品を中にちりばめ、己れの過去を総括するような自己言及によって、トリッキイな言葉の世界が編みだされてゆく点で、「陰獣」は、それを先取りしていたといえるかもしれない。

江戸川乱歩の小説表現は、たしかに読者に衝撃を与える刺戟のつ

よい視覚性をもつが、それは刺戟の強い材料や行為が繰りひろげられることによっており、望遠鏡や覗きカメラや蜃気楼の不思議や、鏡や縦縞やトロンプレイユなどの錯視のトリックも、大小の題材として織り込まれていたのだった。その文体は、「語り体」が多く、そこに第三者の語り手の客観描写や登場人物の視点による情景描写などを組み合わせるもので、映画に特有の技法などは思いのほか導入されていないかった。その視覚性と関連する限りで、「闇に蠢く」の語りの視点についてほんの少しふれたが、実のところ、乱歩は材料と「語り」の方法にこそ工夫を凝らす作家だった。

谷崎潤一郎は、古びたような写真、幾枚もの女体パーツの写真、映画などの視覚性を題材として用い、そして、文章の運びには、カット割りの技法をまぎれこますようにして用いていた。

それゆえ、結論は次のようになる。そもそも小説は、インクの染み(その視覚性もあるが、本稿では省略した)として物質化された言葉から、読者が想像する幻想の世界である。その世界における視覚性は五官の感覚に訴えるリアリズムのひとつであり、他の感覚性との比較も必要になる。江戸川乱歩は、読者に恐怖心などを引き起こすためには、五官の具体性を駆使する作家であり、刺戟の強さは視覚に限らない。そして、小説の世界における視覚性は、描かれる対象の持つ視覚性(登場人物間の会話などにも読者の視覚に訴える表現が現れることはいうまでもない)と、書き方における視覚性とに分けて考えなくてはならない。その対象は、肉眼で視える現実(光景、

物体や人体」と想像や幻影とに分けられるが、そのどちらにも視覚的表現（絵画や彫刻、写真や映画）が登場しうるし、それはリアリテイとイリュージョンの交叉するところであった。乱歩の作品にしばしば登場するレンズ仕掛けの器具は、「押絵と旅する男」における望遠鏡と覗きカラクリのように、その交叉を巧みに用いるトリックが際立っている。「押絵と旅する男」の男が語る、男の兄が懸想した望遠鏡の中の女人は、兄が見た感情をとまなう情景ではあるが、読者には男がその女に懸想したことは、客観的事実——もちろん物語のなかの——として受けとられる。しかし、その男が望遠鏡の中の兄の像を押絵の中に封じ込めたと語り、その兄を活きていると感じているのは、彼の常に見る情景であるが、読者にとっては彼の幻想にすぎない。それでも、そのような錯覚もありうると思わせるところに覗きカラクリの錯視が用いられているのである。

他方、小説の書かれ方においては、ひとまず、現実を現実として書く場合と、幻想を幻想として書く場合とにわけられるが、そのどちらにも真迫力を出すためには感覚のリアリテイが必要とされる。もちろん、読者には現実と思わせておいて、実は幻想だったとひっくり返すことも、その逆も小説構成上のトリックとして用いられる。乱歩「盲獣」における三人の未亡人が覗き見をし、盲人がゴム人形を虐殺する現場を目撃し、しかし、実際は人間が虐殺されたのだと明かすトリックは、これに似ている。

また、現実と幻想のどちらにも、語り手による客観的光景として

展開される場合と、語り手が登場人物の立場に立って、彼ないしは彼女の視る情景を展開する場合がある。この語り手の立場の転換に映画のカット割りの技法がかかわるが、乱歩においては、一人称の語り体を駆使する割には、これはあまり見られない。一人称の語り手のトリックは「陰獣」に二重、三重に活用されるが、視覚性を論じる本稿の主題から外れる。

要するに、小説表現における視覚性は、とりわけ「語り」の方法に意識的な作家のそれは、絵画、写真、幻燈、映画などの様ざまな映像やその表現技法を取り込むことによって豊かさを増す。しかし、それは多彩な言語技法にとりまぜつつ、自在に駆使される。それゆえ、その研究には、様ざまな映像表現とその技法のみならず、それらと言語表現技法の様ざまが、いかに組み合わせられているかを分析することが不可欠となる。

語りが自らの語りと言及することで小説を運ぶ饒舌体を駆使した作家についても、その表現の視覚性について述べるなら、映画の技法とは決して無縁ではないシーンを描くことがある。が、それも映画の技法に特定できるとは限らない。最後に、その一例を示して筆をおくことにする。

石川淳が敗戦後の闇市を活写した「焼跡のイエス」（一九四六）の冒頭より第二パラグラフを引く。ここでは、比喩として用いられた蠅が「ほんものの蠅」を呼び出し、その蠅を追う視線の先に握り飯が現れ（その蠅を追ってカメラはパンして握り飯を映し）、その視線

(映像) は、若い女の肉づきのよい肢体へと移ってゆく。つまり、語り手の欲望の移り行きを露骨に示すことばの運動を、カメラの動きになぞらえて示してみてもできないことはないというくらいのことだ。なお、ここに登場するおむすびの「白米」はアメリカ軍占領下に非合法で流通した闇米のことである。

あやしげなトタン板の上にちと目もとの赤くなつた鱒をのせてぢゆうぢゆうと焼く、そのいやな油の、胸のわるくなるにはひがいつそ露骨に食欲をあふり立てるかと思えて、うすよごれのした人間が蠅のやうにたかつてゐる屋台には、ほんものの蠅はかへつて火のあつさをおそれてか、遠巻きにうなるだけでどこには寄つて来ず、魚の油と人間の汗との悪臭が流れて行く風下のある、となりの屋台のはうへ飛んで行き、そこにむき出しに置いてある黒い丸いものの上に、むらむらと、まつくろにかたまつて止まつてゐた。

その屋台にはちよつと客がとぎれたていで、売手のほかにはたれもゐなかつた。蠅がたかつてゐる黒い丸いものはなにか、外からちらと見たのでは何とも知れぬ恰好のものであつたが、「さあ、焚きたての、あつたかいおむすびだよ。白米のおむすびが一箇十円。光つたごはんだよ。」とどなつてゐるのを聞けば、それはにぎりめしにちがひないのだらう。(後略)⁵⁰

注

- (1) 『露伴全集』第一巻、岩波書店、一九五二、九頁。
- (2) 鈴木貞美『梶井基次郎の世界』(作品社、二〇〇二) 第五章四節を参照されたい。
- (3) なお、ポーの作品群に“picturesque”な幻影がしばしば登場することもよく知られている。たとえば「アッシャー家の崩壊」(The Fall of the House of Usher, 1839) の冒頭近く、沼地に映るアッシャー家の建物の影が呼び起こす幻想など。
- (4) 鈴木貞美「怪奇とモダニティ」(『モダン都市の表現—自己・幻想・女性』白地社、一九九二、一〇二頁)。なお、牧野信一(一九六一—一九三六) は、幼いころの思い出として、自宅の映写機でシートに自作の映画を映したことを短篇小説「サンニー・サイド・ハウス」(一九三〇) に書いている。『昭和文学研究』第一八集「特集映画と文学」(一九八九、九頁) を参照されたい。
- (5) 本稿は、立命館大学国際言語文化研究所が開催した「国際カンファレンス—江戸川乱歩」(二〇〇七年二月八日) における報告を再編集したものである。
- (6) 明治期には人文学を意味する広義の「文学」に対して言語藝術を意味する狭義の「文学」すなわち「美文学」ないし「純文学」の語が用いられていた。したがって、それは「大衆文学」に対する概念ではない。発刊期の「大衆文学」は、菊池寛らの当代風俗小説を「文壇小説」として排除していたが、一九三五年ころ、ユーモア小

(21) 同前、六二四頁

(22) 同前、六四六頁

(23) ただし、谷崎潤一郎は、狭義のモダニズム文芸が好んで取りあげた自己像幻視の現象は扱っていない。自己像幻視については、鈴木貞美『モダン都市の表現』（前掲書）第四章などを参照されたい。

(24) 鈴木貞美「『陰獣』論」〔『解釈と鑑賞』一九九四年一月号〕を参照。

(25) 鈴木貞美「堀辰雄と二〇世紀西欧文学——コクトーの影をどう論じるか」〔『国文学解釈と鑑賞』一九九六年九月号〕を参照されたい。

(26) 『梶井基次郎全集』第二巻、筑摩書房、一九九九年、四一五頁。梶井基次郎も親しい友人に、早くから映画批評に活躍していた飯島正がおり、映画の表現手法を熱心に学んだと思えるが、実際の小説では、その表現が映画の手法の導入であるかどうか、判断としないことが多い。

(27) モンタージュ (montage) もまた映画に限らない。写真にも“photo montage”という編集技法がある。絵画にも“collage”がある。シュルレアリスムが好んだ異質なものの組み合わせによって享受者を驚かせる効果を狙うそれにも、徳川時代の遊びに「吹き寄せ」の技法が先行している。また俳諧の滑稽味は価値観の異なる世界とをりあわせることによって生まれることが多い。二〇世紀初頭に芭蕉俳諧を象徴主義として再評価する波は、一九二〇年代には短歌界、

小説界にも及んだ。また第一次大戦前のイギリス・イマジズム (imagism) や、大戦後のフランスの短詩型運動、エイゼンシュテインのフィルム編集技法に俳句の影響がうかがわれることも、次つぎに伝えられ、俳句への関心をかきたてたのである。鈴木貞美「芭蕉再評価と歌壇——『生命の表現』という理念」（鈴木貞美・岩井茂樹編『わび・さび・幽玄——「日本的なるもの」への道程』前掲書）などを参照されたい。

(28) 鈴木貞美『梶井基次郎の世界』（前掲書）六一一頁を参照されたい。

(29) 北川冬彦らモダニズム詩人たちが好んで書いた「シネ・ポエム」など、映画シナリオに触発された文藝上の表現様式は、主にカット割りの応用である。小説ではいわゆる「モダニズム」期の川端康成（一八九九—一九七二）や横光利一（一八九八—一九四七）が視線の切り替えを意識的に行っていることが指摘されてきた。

(30) 『谷崎潤一郎全集』第一〇巻、前掲書、二七—二九頁

(31) 『江戸川乱歩全集』第二巻、前掲書、一五八頁

(32) 同前。

(33) 同前、一五九頁

(34) 『江戸川乱歩全集』第二巻、前掲書、一六〇頁下段

(35) 同前、一六一頁上下段

(36) ここでは、語り手が第三者の立場から行うものを客観描写、語り手が登場人物に立場を移して、その視点で行う描写を情景描写と

使い分けている。情景は主観的な描写のように考えられてきたが、認識論では、印象とともに、外面と内面の接点に結ばれるとされる。たとえば「涼しい風」は、風の温度が低いためにそう感じるのか、感じ手の体温が高いためにそう感じるのかは、その印象の外に出て客観的に反省することによって判断される。その印象に対する感想によって、主観のうちに生じるものである。

これは、小説表現の視覚性が絵画とともに変化し、しかし、言語表現であるゆえに絵画とは異なる変化を生みだしたと深く関係する。パリを訪れたロシア人作家、ツルゲーネフは、フランスの外光派絵画に刺戟され、短篇集『獵人日記』(Ivan Sergeevich Turgenev, *Zapiski okhoinika*, 1847-52) 中に、天候の変化に伴う野外の光景の変化を書いた。外光派の油絵は、時々刻々変わる陽射と競争しながら行われる風景のタイムリー・スケッチに彩色をほどこし、風景をリアルに再現したように見えても、ある一瞬の記憶像の再現——それが可能ならば——になることに対して、文章が時間による情景の変化、書き手の心理による印象の変化を書いてしまうのは、むしろ自然なことだった。『獵人日記』中、その天候の変化に伴う野外の光景が移りゆく様子を書いた「あひゞき」が二葉亭四迷によって翻訳(一八八八)され、それを学んだ人びとが、さらにフランス印象派絵画の刺戟を受けて、自然の情景が時間によって変化する様子を描きはじめた。徳富蘆花『自然と人生』(一九〇〇)や国木田独歩

『武蔵野』(一九〇二)などである。彼らは、まずは、ただひたすら、印象を書きとめることに腐心した。徳富蘆花は文語体で、それを行い、印象には「たり」や「ぬ」、感想には「なり」などを用いている。

そして、それは表現者たちに感覚や意識への着目を呼び起こし、「もし太陽が緑色に見えたなら、緑色に描いてもよい」という高村光太郎「緑色の太陽」(一九一〇)の主張を生む。それは、太陽は赤く見えるはずだという観念(先入観)と手を切る、まさに視覚性の視覚性としての独立の宣言だった。表現概念にも「対象物の再現」や「内面の表出」からの脱却を促し、文藝理念においては「自然主義」から象徴主義への移行がはじまる。日本における文芸上の広義のモダニズムがはじまるのは、ここからである。ここにいる広義のモダニズムは、美術史で印象主義から象徴主義への動きをモダニズムとする立場に対応する。やがて、それは斎藤茂吉「短歌に於ける写生の説」(一九二〇—二二)にいう「実相に観入して自然・自己一元の生を写す」などの命題に端的に示されるように、「生命の象徴表現」という理念に収斂してゆく。そして、その観念は、川端康成らいわゆるモダニズム作家たちにも流れ込んでいる。

鈴木貞美『言文一致と写生』再論——『た』の性格(『国語と国文学』二〇〇五年六月)、同前掲『芸術』概念の形成、象徴美学の誕生——『わび』『さび』『幽玄』前史(『前掲書』、同『生命観の探究——重層する危機のなかで』(作品社、二〇〇七)第五章第四

節「藤村・蘆花・独歩―自然の『生命』」および第七章、第八章を参照されたい。

(37) 『江戸川乱歩全集』第六巻、前掲書、九一頁

(38) 同前、九八頁

(39) 中島河太郎「解説」、同前、二九二頁

(40) 紀田順一郎「都市の闇の迷宮感覚」(一九九五)が、これを指摘した。ただし、まったく見ないわけではない。鈴木貞美『梶井基次郎の世界』(前掲書)一三五頁を参照されたい。

(41) 『木下杢太郎全集』第一巻、岩波書店、一九八一、二四九頁

(42) 『江戸川乱歩全集』第一巻、講談社、一九七八、一六一頁

(43) 鈴木貞美『生命観の探究―重層する危機のなかで』(前掲書)第八章「大正生命主義の文芸」では、これを世界観、および表現観における生命主義の観点から概説してあるので参照されたい。

(44) 江戸川乱歩の世界にも登場しない異様な恋愛が萩原朔太郎の詩に登場する。「恋を恋する人」(一九一九)は白樺に口づけし、そして抱きしめる。いわゆる「植物姦」である。

(45) 『江戸川乱歩全集』第一巻、前掲書、二四頁

(46) 『江戸川乱歩全集』第六巻、前掲書、六三頁

(47) 鈴木貞美『生命観の探究―重層する危機のなかで』(前掲書)第八章一節を参照されたい。

(48) 『谷崎潤一郎全集』第一巻、中央公論社、一九六六、六三頁

(49) 鈴木貞美『梶井基次郎の世界』(前掲書)七九―八五頁などを

参照されたい。

(50) 『石川淳全集』第二巻、筑摩書房、一九八九、四六八頁。なお引用に際しては旧字体を新字体に改めた。

strongly related not just to the kinds of images one finds in painting, photography, and stage performances, but also to the visual techniques of cinema. Edogawa Ranpo's detective novels are well known for their visuality, both in their ability to call up images in readers' minds and in their conscious use of tricks involving the sense of sight. This essay examines the use of visuality within Ranpo's novels and its relationship to cinematic technique. It does so by comparing his writing to that of Tanizaki Jun'ichirō, another author who strongly influenced Ranpo around the time he began writing. Tanizaki himself clearly drew upon cinematic technique in his writing, but his deployment of visuality is somewhat different to Ranpo's. By comparing the works of these writers, this essay attempts to locate the special characteristics of Ranpo's own brand of visuality. At the same time, this essay will begin to reconsider the broader question of the relationship between the idea of "modernism" in the Japanese literary arts and the concept of "visuality."

Reconfiguring the Hierarchical Writing Style: Deviant *Kanbun* in Official History and *Gesaku* Fiction

SATŌ Kazuki

(Nishogakusha University, Tokyo)

Key Words; *KŌHON KOKUSHI GAN*, *TŌKYŌ SHIN HANJŌ KI*, OFFICIAL HISTORIES, POPULAR FICTION IN THE *KANBUN* WRITING STYLE, DEVIANT *KANBUN*, NARRATIVE STYLE

Kanbun writing was long regarded as the apogee among writing styles, and even into the early Meiji period it continued to maintain its social and cultural significance. This paper deals with two books, both of which were written in the *kanbun* writing style. *Tōkyō shin hanjō ki* was one of the last best sellers of popular fiction, and the *Kōhon kokushi gan* was a by-product of a government project to publish a national history.

Although writers like Shigeno Yasutsugu and Kume Kunitake tried to keep alive the tradition of writing official histories in *kanbun*, they recognized the need for a new writing style that better suited studies based on evidential historical research, and eventually they adopted a narrative style of *kanbun* writing. The narrative style was also used in novels and works of popular fiction, though it occupied an inferior position when compared to that of book forewords and epitaphs. In spite of the hierarchical ranking that the *kanbun* writing style enjoyed, both Shigeno and Kume were fascinated by the vivid descriptive histories found in the West.

The reason that popular fiction in the *kanbun* writing style gained such a large readership was not only because it was an easily understood narrative style, like that of Hattori Sei'ichi's *Tōkyō shin hanjō ki*, in which the author coined numerous words that paint a lively picture of Tokyo during the time of the Civilization and Enlightenment Reforms. But rather, even though Shigeno and Kume adopted a narrative style for writing official histories, unlike Hattori, they could not invent new words or place kana alongside Chinese characters to indicate the reading of characters, and that brought to an end the dry and monotonous writing style *kanbun* official histories epitomized. *Tōkyō shin hanjō ki* and the *Kōhon kokushi gan* are examples of the confusion and possibilities posed by narrative style of *kanbun* writing.

Edogawa Ranpo and the Shivering of the Eye: On Visuality in Fiction

SUZUKI Sadami

(International Research Center for Japanese Studies)

Key Words; VISUALITY, VISUAL IMAGE, VISUAL TECHNIQUES IN CINEMA, MODERNIST WRITING, DETECTIVE NOVELS, EDOGAWA RANPO, TANIZAKI JUN'ICHIRO

The forms of visuality one encounters in the modernist writing of Japan of the 1920s and 1930s are

Chiang Kai-shek lost his father at the age of eight, thus the only family he had was his mother. His reproduction of memories of his mother and of the military training in Japan in parallel shows how great was the impact of living abroad in Japan upon him.

This article points up Chiang Kai-shek's experiences as a member of the Takata Regiment in his early adulthood, and the five visits he paid to Japan as among the most profound influences on his life. As a young adult, studying aboard in Japan was what exposed him to modernization. His experience in Japan later in his adulthood inspired both his determination never to give up and his confidence that a Chinese Revolution would one day take place. Chiang Kai-shek viewed Japan as a model for China's own modernization, and this was the reason why he was enthusiastic in encouraging his people to learn from Japan's expertise.

Some thoughts Concerning the Selection of the Ise saikū, the Vestal Virgin Serving at Ise Shrine.

ITAKURA Norie

(Joint Research Member, International Research Center for Japanese Studies, Kyoto)

Key words: ISE SAIKŪ, KAMO SAIIN, PRINCE AND PRINCESS, HEIAN ERA, ŌKU PRINCESS, FUJIWARA HOKKE, BOKUJŌ, ISE SHRINE

An emperor's daughter or princess was always selected to serve as saikū at Ise jingū when the emperor ascended to the throne. These saikū were the Ise-resident vestal virgins. The saikū system is believed to have begun with emperor Tenmu's daughter, Princess Ōku. There was thereafter an occasional hiatus, but the practice continued for 661 years until the selection of emperor Go Daigo's daughter. Research into the Ise saikū has thus far focused on such institutional aspects as the creation of the saikū dormitory. Archaeological research and archival research have disclosed the location of key sites as well as the every day life of the saikū.

Here my purpose is to shed new light on the saikū by clarifying the special characteristics of the women who were selected for that role. Specifically, I am concerned with two sets of questions:

1) I apply a temporal approach to consider whether there were political considerations behind the selection of the saikū; and inquire into political motive. Here the main temporal focus is the Heian period, and I proceed in terms of four time periods: pre Heian (from Tenmu to Kōnin), early Heian (from Kanmu to Montoku), middle Heian (from Seiwa to Murakami), and late Heian (from Reizei to Go Reizei).

2) I explore the Ise saikū from these six additional perspectives: a) blood relations between emperor and saikū, b) whether the saikū was first, second or third born, c) age of saikū at time of selection, d) family and status of saikū's mother, e) saikū's brothers, f) saikū's maternal grandfathers.

Georges Bigot and the Catholic Church in Mid Meiji: The Anticlericalism of the French Inhabitants in Japan

YAMANASHI Atsushi

(School for Advanced Studies in Social Sciences, Paris)

Key Words; GEORGES BIGOT, CARICATURE, ANTICLERICALISM, ROMAN CATHOLIC CHURCH, SOCIETY OF MARY, PARIS FOREIGN MISSION SOCIETY, FÉLIX EVRARD, SEPARATION OF CHURCH AND STATE, CONCESSION, *REVUE FRANÇAISE DU JAPON*

This article deals with Georges Bigot's anticlerical caricatures. Bigot (1860–1927) was a French painter who lived in Japan during the Meiji Era. In spite of the fact that his paintings are recognized nowadays as precious documents describing Japanese life and society of that time, his anticlerical caricatures have never before been studied. The present article analyzes the different elements of Bigot's anticlerical caricatures, and analyzes both Bigot's motivations as well as the reception of his work among the readers of his journals: *Tôbaé* (second series, n° 41, 1888) which attacks the Society of Mary that had just arrived in Japan to establish schools, and *Le Potin* (second series, n° 2–6, 1892) which attacks a missionary of the Paris Foreign Missions Society, Félix Evrard (1844–1919). A study of Bigot's anticlericalism sheds new light on his life in Japan.

As the tensions between Republicans and the Catholic Church intensified around the end of the 19th century under the Third Republic in France, as well as in Japan, some French inhabitants in European concessions developed strong anticlerical feelings. Before Bigot arrived in Japan, a French newspaper in Yokohama attacked the French missionaries as antipatriotic. In the same way, the anticlerical caricatures of Bigot criticized the religious French as antipatriotic or anti-Republican. The accusations Bigot directed at Father Evrard, an interpreter of the French Legation in Japan, shows the suspicions of certain French republicans who considered wrongly that Evrard dominated the French diplomats sent by the French Republic. On the other hand, Bigot's anticlerical caricatures drew negative attention to the Catholic Church and the French Legation in Japan.

Chiang Kai-shek's Personality and Japan's Role in Its Formation

HUANG Tzu-chin

(Institute of Modern History, Academia Sinica, Taipei)

Key Words; CHIANG KAI-SHEK, JAPAN, MODERN SINO-JAPANESE RELATIONS, PERSONALITY

Throughout his life's journey, Chiang Kai-shek was very fond of sharing his life experiences with people through his writing and public speaking. Most of all, he spoke of his relationship with his mother—how she brought him up to become the man he is now—as well as his military training in Niigata prefecture as a member of the Takata Regiment.

SUMMARIES

On *hōi hajime***KONDŌ Yoshikazu***(Visiting Professor, International Research Center for Japanese Studies, Kyoto)**Key Words:* EMPEROR, RETIRED EMPEROR, COSTUME, *EBOSHI*, *HŌI (KARIGINU)*, KINGSHIP

This article is a discussion of the ritual known as *hōi hajime*, regarding which there has been no research till now. The ritual involves the switch from emperor's costume to the costume of a retired emperor.

Section 1 summarizes the differences between the emperor's costume and that of the retired emperor; this is the premise for the discussion that follows. Male noble costume required the wearing of *kanmuri* or *eboshi* headgear, and there was costume that accompanies each. Emperors only wore *kanmuri* and of all the costume that might accompany the *kanmuri*, they wore only the *kanmuri nōshi*, a combination of *sokutai* with *hikinōshi*. On the other hand, retired emperors like other courtiers also wore the costume that accompanied the *eboshi*. Representative of the costume that accompanied the *eboshi* is the *hōi (kariginu)*. The *hōi hajime* was the ritual in which the emperor, for the first time since his or her abdication, donned *eboshi* and *kariginu*. Here I focus on the retired emperors (*jōkō*) from the reigns of Uda to Ōgimachi, and extract from historical records references to *hōi hajime*. I organize this material into historical periods in order to bring into relief the substance of this *hōi hajime* rite. Section 2 deals with the Heian period from Uda to Antoku, Section 3 with the Kamakura period from Gotoba to Kōgon and Section 4 focuses on Go Daigo to Ōgimachi in the aftermath of the North South court period.

We shall see that the regents understood well the differences in court costume between emperor and retired emperor, but that it was only from the reigns of Takakura and Go Shirakawa that the act of the retired emperor donning *hōi* was first recognized. From the time of Go Saga in the Kamakura period the *hōi hajime* rite reached completion and acquired its place as one phase in the rituals of imperial abdication. In the North South court period, the Northern court inherited this practice. There were many exceptions to the rule in the Muromachi period and, of course, there were no retired emperors in the ensuing warring states period. The practice of *hōi hajime* then resumed in Edo Japan.

Finally, I draw attention to the fact that *hōi hajime* was perfected in the time of Go Saga, when the offices of *In tensō* and *In hyōjō*—institutions for managing the system of retired emperors—were also created. It is thus possible to understand the establishment of *hōi hajime* as one stage in establishing the retired emperor system. The fact is that the *hōi hajime* rite took place in the Sentō goshō, the centre of the system with the *tensō* and *hyōjō*. From this fact we can surmise that *hōi hajime* was a rite to mark the commencement of retired emperor rule, and that it served through the medium of the costume known as *hōi* to give visible form to the transition from kingship by emperor to a new system of kingship.

CONTENTS

KONDŌ Yoshikazu	
On <i>hōi hajime</i>	11
YAMANASHI Atsushi	
Georges Bigot and the Catholic Church in Mid Meiji: The Anticlericalism of the French Inhabitants in Japan	37
HUANG Tzu-chin	
Chiang Kai-shek's Personality and Japan's Role in Its Formation	93
ITAKURA Norie	
Some thoughts Concerning the Selection of the Ise saikū, the Vestal Virgin Serving at Ise Shrine.	123
SATŌ Kazuki	
Reconfiguring the Hierarchical Writing Style: Deviant <i>Kanbun</i> in Official History and <i>Gesaku</i> Fiction	171
SUZUKI Sadami	
Edogawa Ranpo and the Shivering of the Eye: On Visuality in Fiction	187
SUMMARIES(Japanese)	7
SUMMARIES(English)	v
Contributors	iii

日本研究 (NIHON-KENKYU) 第42集

平成22年9月30日 初版発行

編集人 伊東貴之

発行人 猪木武徳

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

電話 075-335-2222 ホームページ <http://www.nichibun.ac.jp/>

制作 株式会社 角川学芸出版

〒113-0033 東京都文京区本郷5-24-5 角川本郷ビル

電話 03-5803-1587

©国際日本文化研究センター 2010 Printed in Japan

ISSN-0915-0900
